339.4
H616h

0030210000

0030210-000

339．4－H616h

本邦生命保険業史

保険銀行時報社・編

保険銀行時報社

1933

ADJ

파9F90

本邦生命保險業史

保險銀行時報社編

339.9H616k

中島商相

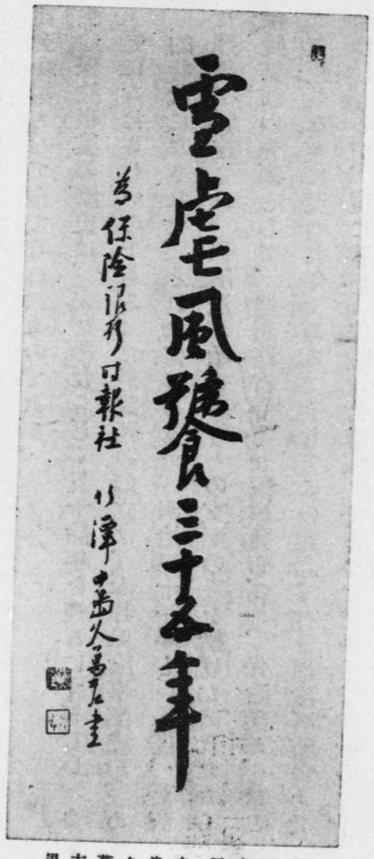

商工大臣 中島久萬吉 題

国立国会
27.11-6
図書館

280734

本邦生命保險業史發行の辭

我社は昨昭和七年十月三十日を以て、創立三十五周年を迎へた。爰に世に送る我が『本邦生命保險業史』は、その記念事業として企てられたものである。

本邦における近代的生命保險事業の歴史は、未だあたらしく五十餘年を經るにすぎない。されば我社の三十餘年は、更にあたらしいのである。だが我社の創立は、本邦保險事業史が、あたらしき頁を初める劃期的時代になされた。それは何であるか、明治三十一年といへば、舊商法のうち延期中であつた殘部が實施され、保險業が、はじめて特別の規則によつて支配さるゝに至つた年である。そしてこの記念すべき保險事業のあたらしきスタートに馳せ參じたものが、實に我が『保險銀行時報』であつた。かくて我社の三十五周年は、また我保險法の三十五周年でもあり、更に、我保險事業新生の三十五周年でもあつたのである。

斯くの如き意義深い三十五周年の記念事業として、何が最もふさはしいのか。それは保險業史の完成以外にあり得ないであらう。五十餘年の歴史をもつ保險業が、而も世界第三位を誇る

我保險業が、何等纏つた歴史の書を有たないからのことである。保險業全體の歴史は勿論のこと、最大、或は最古の保險會社についてみるも、其の公刊せる社史を有たないのである。而して文獻資料の湮滅は日を逐ひ月を逐ふて更に甚しい。いまにして之を記錄しておかねば、遂に永久其の期を失するであらう。これ我社が保險業史の編纂を發願せる大趣意であつたのである。

併し、保險業全體の歴史を編むことは、容易の業ではない。そこで我社は、はじめに先づ生命保險業史を編み、その刊行を終つてのち、損害保險業史編纂の功程に移り、更に三年五年を期して、保險業全史の編纂に取りかゝる計畫を樹てた。そして昨秋新たに迎へた主筆竹森一則君に依囑して、新稿を急いだ。爾來約十二ケ月、今漸く刊行の運びに至つたのである。

本書もとより之を完璧とはしない。だが本書によつて覆沒された史料は光明を見、長く掩蔽されてゐた生命保險業史の全貌が、はじめて世に傳へられたことを確信し、吾人は本書出版の損失にも拘らず、良心的喜びの滿足を見出しつゝあるものである。

最後に我社のこの企圖に贊成援助を賜つた各位に對し深甚の謝意を表する。

昭和八年初秋

保險銀行時報社

社長　前田渡

編纂者の言葉

保險銀行時報社
主筆　竹森一則

本邦保險の源流を文獻に探ぐれば、およそ二千年の昔まで遡ることができやう。また生命保險の原始形態を求めるも、約四百年の昔まで遡ることができやう。もし『無情講』の如きを共濟生命保險組合の發生形態とするも、そこに二百數十年の歴史を見出さずにはられぬのである。降つて近代式生命保險の移植に就いて見るも、それは約六十年前のことであらう。明治六年の丸屋商社死亡請合規則は、嚴密な意味で保險とはいへぬが、その思ひつきは西洋保險制度の知識から起つたものといへやう。

然るに我が生命保險史で、判つてゐるのは五十五年前なる明治十二年の日東保生會社の計畫以後の事實にすぎない。といふても明治十二年以後のことなら、何んでも全部判つてゐるかといへば、甚だ然らずである。先づ大ざつぱにいふて、保險業法が實施された明治三十三年以前は半暗黑時代に屬する。その時代の新設或は解散の生命保險會社で、事情のはつきりしないのが、可なりあるからである。日本生命と一ト月後れで開業し十數年續いた大日本生命の最初の保險規則は何處にあるか。私達はそれを東京府廳の保存文書中に發見したが、今やそれなぞでも珍物でなければなるまい。それは亡び去つた會社のことである。然し現に營業を繼續し、最古と繁榮を謳はれてゐる明治生命のことにして見たつて、判らぬことがある。同社が創業に際し、附加保險料を二分五厘としたといふが、その二分五厘（二割五分）は明治生命でも判らぬことらしい。我等の研究によれば、それは營業保險料の二割五分らしい。附加は純保險料に對して何パーセントといふのが定則だから迷ふので、私等は同社の純保險料に對する附加保險料の割合を平均三割三分と見て、それが恰度營業保險料の二割五分に相當することを見出したのである。

それは雜作のないことだが、明治三十一年以前の史料蒐集、史實採取は實に容易ならざる大業である。三十一年の十月から我が保險銀行時報が發行されて、主要史料は記錄保存されて來たが、それ以前になると、專門の新聞雜誌がないからである。そのために、私等は明治初年前後、然り我國に新聞の初めて刊行されて以來の各新聞（うち明治五、六年頃から數種、明治二十年頃から十餘種）を初號から點檢しなければならなかつたのである。毎日三、四人の者が、上野圖書館と、東大法學部附屬明治新聞雜誌文庫へ二百數十日通ひつめて、邦字新聞以外に、內地で發行された外字新聞にも一瞥を與へた。同時に雜誌其の他のものもあさり、且つ古本屋や屑屋に賴んで、斷片的史料文書の搜索につとめたりした。なほ全國主要の圖書館文庫に照會を發したり、また遠くは香港、バタビヤ、上海までも史實に就いて照會を發した。明治十三年發行の森下岩楠著『理財雜錄』の如きは、編者が數年前から求めてゐたもので、この業史編纂を引受けてからは、大々的に搜索したが、遂に今に至るまで入手できないばかりか、その所在さへも聞くを得ない。之は生命保險會社協會でも、新聞廣告まで出して搜索したものだが、同會でも、こないだまで見つからぬとのことであつた。

若山儀一の日東保生會社の事情にしたつて、判つてゐるものは、故池田龍一氏が大隈家の傳記編纂所から得た草稿其他と、森莊三郎博士や三浦周行博士の發表された若干文書、外に玉木爲三郎氏の發表された文書（十四年の解社願）位のものである。だから日東保生會社の全貌を知るには、東京府廳へ日參して第一回及び第二回出願に際して提出した文書の一切並にその中間に差出した書類の一切を寫取らねばならなかつた。なほ明治以前の關係文書、史料の搜索は、これまた新聞雜誌や、反故を探がすと同樣の苦勞があつた。だがしかし、それによつて、如何に多くの新事實が發見されたことであらうか！

かくて編纂主任者であるところの私は、本書の發行者であるところの前田渡君に意外の損失を負擔せしめることになつた。それは本書の編纂完了が、三ケ月も延びたことである。その第一は人件費が嵩んだことである。豫算でさへも、見込發行部數が賣れるとしても儲けは一厘もないのだつた。それが三ケ月も編纂が延びたばかりでなく、頁數を一割增し、更にその上六號活字やルビで組む部分を倍加したのだから、三、四割の損が出る計算となつた。而も、それのみならず、私は前田社長に最も多量に原稿を書かした。その損失と、私の過怠とを容認した前田君に對して、私は敬意を表せずには居られぬ。

かくて一百六十八萬語より成る本書が出來上つた。私は私が主任として編纂したものを、立派な出來榮えとは信じてゐない。だが、殆ど未知の世界に近いものに對して、これだけの紙幅に於て、素人の私が、よくも短日月の間に、これだけ內容充實せる書を編み得たことに、多少の滿足を感じつゝある。（私自身としていへば、本書の編纂を一先づ終へた時が、やつと私の研究が緒に就いた時だが）然しそれにしても、それは發行者にして損失負擔者である前田渡君の手柄と、同僚編纂員諸君の働きによるもので、私に功は一つもなく、反對に間違ひや缺陷があれば、全部私の責任に歸すべきことを言明すべきである。

なほ資料の提供を惠まれた宮武外骨氏、土屋喬雄氏、高橋俊氏、加唐謙吉氏、玉木爲三郎氏及び其他の諸君並に各生命保險會社、圖書館、文庫、また文獻篇に覆刻を快諾された藤澤博士其他諸先輩へ對して衷心から感謝するものである。

同時に特別寄稿家の役割を引受けられた渡邊定博士、西尾淸一氏、川崎貞明氏其他の諸君にも同樣の感激の辭を述べたい。

更に本書編纂同人として私以上に働き、力作を揭げられたところの前田渡君、合田正巳君、加藤良平君、及び助手として私に力以上の仕事をさせてくれた、塚本長四郎君、遠藤光義君、大西元男君、田中芳郎君、伊藤喬君、三木秀雄君、並に專ら校正の雜事業に從はれた江口浚君、長谷川忠治君、それからこの面倒な製版にあたつた世古健介君其他工場諸君の功を感謝したい。（昭和八年九月十一日記）

本邦生命保險業史に序する

法學博士　栗津清亮

日本は歴史の國である、國民は歴史を尊重し、又之を好愛する、古事記、神皇正統記、大日本史、日本外史等が、日本の國體を固め、忠君愛國の精神を養ひ、大和魂其他の固有の道徳習慣を作つたことは、疑なき事實である、歴史は先人の歩んだ道を指示して後進に往くべき途を教えるものである、治亂興亡の跡、優勝劣敗の證、善惡因果の律、其他萬般の社會事象が千百年に亘つて蒐集配列されてある、宛ら統計が數に依て吾人に眞理天則を啓示するのと同樣である、歴史は物言ふ統計であり、統計は默した歴史である、統計は裸體のまゝであり、歴史は衣帽を

栗津博士

着けたものである、現代の文化社會に於て統計の絶對的必要を認識せぬ者が無いならば、之に衣帽を着けて美化し、德化し、時には又劇化して、深く人心を穿ち、廣く江湖を風靡する所の歴史の功德を讀せぬ者があるであらうか。

生命保險事業は我邦に行はれて僅に五十餘年に過ぎぬが、此制度の思想と共實行は遠く古昔の人民にも知られて居た、さればこそ僅々五十年の間に世界の第三位にまでも發達したのである、之が歴史を編して今人を啓くの企こそは、斯業に於ける優勝劣敗の法則、善惡因果の律を示し、後人に行くべき道を教えるに至極の壯擧である、而して之を我國に於ける保險操觚の最先輩たる保險銀行時報社が創立三十五周年の記念事業として敢行することは最適切な措置である。

時報社の前社長長谷川貞光氏は蒐集趣味の豊富な人で、盆栽骨董で住居の內外を埋めて居られた、ましてや保險の資料に至つては、零璅斷墨も亦之を珍として捨てられなかつた、氏は又其蒐集趣味と探史的好癖を現代化した統計號の刊行を試み、時報社の特色として今に之が繼續されてある、是等山積の資材を整理開放して斯界に提供する此機會に對して、現社長前田渡氏が自信と矜持を有たれるのは當然である、然しながら如何に立派な歴史を有つても、之を顧みず、如何に完全な統計を得ても、之に據らざる國民がありとすれば文化國民としての彼等の前途が暗黑なる如く、斯る貴重な保險文獻の出現に冷淡にして、又之を指針とせざる保險界がありとすれば其前途は知るべきである。

我國に於ける現在生命保險の歴史は僅に半世紀の記述に過ぎぬが、其間に起つた生命保險會社の創立、進展、競爭、合同、失敗、破產、整理、改善、興隆、之を要するに斯業の發落と人物の起伏、並に論議文獻の華實は之を舒ぶれば恰も世界近世史の如く複雜多端を極めて應接に遑がない、而して遙に古代の保險史

業史の編纂を大に多とす

東京朝日新聞社
調査部長法學博士　下村宏

生を鴻毛の輕きに比する日本人、死を見る歸するが如き日本人、餘りに無雜作に人を殺し又自から殺す人間濫費の日本人。

とはいふものゝ死後の計は愚か、死を忌みシの字を嫌ふ日本人、遺言と聞いても身振ひする日本人。

矛盾した性格の持主である日本人、いづれにしても保險などには極めて不向に出來上つてる日本へ、科學的生命保險は海外より一世紀以上も遲れて店開きになつてる。それで今日では契約高百十億圓を超え、米英に次ぎ第三位を占

下村宏博士

めてゐるといふ。

明治維新以後日本の文化はあらゆる方面に於て奇蹟的に長足の進歩をつゞけた、さりながら保險事業の此躍進を見たるは日本の國民性に徴してあまりにも不思議な謎である

本邦生命保險業史は昔からの史的事實より、明治に入りて科學的保險の創始、次で今日の發達に至るまで、保險業史として盡して漏らさゞるは無い。それは世界の保險業史中に極めて有意義なる文獻を形くるものである。それは英米等一流諸國の人口、富、所得、などと彼此對照して、以てその不思議な謎を解くべき鍵であらねばならぬ。

僕は簡易生命保險の創設につき深い思ひ出を持つてるだけで保險そのものには素人である。しかし人間を對照とする保險については、國民性の研究に趣味を持つ一學究として關心する處が深い。從つて保險業界に止まらず我國社會學界に於ける大なる文獻として業界最古の機關紙たる保險銀行時報社により、こゝに本著の編纂を見るに至りしを衷心より多とする者である。

昭和八年初秋

實に思を馳せるときには神韻縹渺として祖先を追慕せしめる、吾人は須く本書を以て永く萬古を照す所の燈臺とせなければならぬのである。

世界の保險歴史を訪ねるには英のウォルフォード、トレネリ、佛のアモン、獨のマーネス字典等の名著もあるが、然しその何れを取つても本書の如く最精確に且適切に吾人に保險事業隆替の法則を教えるものはあるまい。

予、誤て本書に一文を寄するの囑を受けたが、未だ曾て斯る壯大な著作に序するの榮を荷うたことが無い、辭して尙容れられぬが爲めに、已むを得ず筆を執つたが、謂ゆる戰々兢々として深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如しの感に堪えぬ、僭越と蕪辭を寛恕せられたらば幸である。

『本邦生命保險業史』に寄す

報知新聞社
副社長法學博士
寺田四郎

予の嘗て東京帝國大學に學ぶや、始めて、牧野英一博士の刑法の講義に侍し、刑法學上、因果關係（カウザール・ツザムメンハング）に就いて、相當因果關係（アデクワートカウザールツザムメンハング）說を聽き、竊に會得する所が多かつた。

凡そ、宇宙の森羅萬象にして、或る結果を來すには、其所に幾多の原因がある。或は連續的に、或は競合的に、或は遠因、或は近因、或は間接原因、或は直接原因と。其の間、一の結果——一の原因と云ふが如く簡單のものではない。

然し乍ら、此の因果の關係を無限の範圍に迄擴大することは、刑法學の目的ではない。玆に於て、吾々の經驗上相當と認めらるゝ因果關係の範圍に制限することを要するのである。

保險に就いても亦、現代の保險——學者の所謂『現代的又は合理的保險』(Moderne od. Rationale Versicherung) は、海上保險たると、生命保險たると、火災保險たるとを問はず、何れも、其の起源を歷史上所謂中世以降に在りと爲し、海上保險は、先づ第十三世紀後半、第十四世紀前半又は第十四世紀後半、伊太利に發生し、降つて一六八八年比、英國に於て、「ロイド組合」(Lloyd's) の設立を見、次いで一七二〇年に、「ローイアル・エックスチェンヂ・アッシユーアランス・コーポレーション」(Royal Exchange Assurance Corporation)、「ロンドン・アッシユーアランス・コーポレーション」(London Assurance Corporation) の設立に依つて、現代的海上保險の完成を見、火災保險は、第十三世紀中、フランダース地方に發生し、降つて一六六六年、倫敦の大火あり、翌一六六七年、ニコラス・バーボン (Nicholas Barbon) が斯業を開始し、次いで一六八三年、「フレンドリー・ソサイティー」(Friendly Society) の火災部 (Fire Office) 成立し、尋いで一七一〇年、「サン・ファイア・オッフィス」(Sun Fire Office) 創立せられたるに依つて、現代的火災保險を完成し、又、生命保險は、海上保險の發生に附帶して發生し、一六九八年、「マーサース・コムパニー」(Mercer's Company) の設立より、遡て、一七〇五年には、「友愛組合」(Amicable Society)、一七六二年には、「エクイタブル・ソサイティー」(Equitable Society)〈現今「オールド・エクイタブル」(Old Equitable) と稱す〉が組織せられ、玆に、現代的生命保險の完成を見たのである。

然し乍ら、更に遡れば、海上保險に就いては、イスラエルに於て、西曆紀元前一千年頃、ソロモンは、其の國民の海上貿易を保護せんが爲めに、或る賦課金を納付せしめ、其の海難に遭遇した者に其の損害の補償をしたと云ふのを起源と爲し、火災保險に就いては、西曆紀元前二千五百年頃、アッシリアのカルディーアの盛時に、同國王が、僧侶、法官及市村長を管理者として、其の管下の住民に課金を爲し、火災其の他の天災に備へたることを濫觴と爲し、生命保險に就いては、古代希臘及羅馬に於て、一箇の相互組合が會員

より一定の入會金を徵し、會員死亡の場合に、葬儀費用として、其の遺族に一定の金額を供與した弔祭社團—希臘の「エラノイ」(Eranoi)、「ティアソイ」(Thiasoi)、羅馬の「コルレヂア・フネラティーア」(Collegia funeratia) を起源と爲す者がある。是等は、固より、保險思想の萠芽であつて、所謂『現代的又は合理的保險』と思想的連鎖、觀念上の關聯あることは疑を容れないが、果して、『現代的又は合理的保險』の起源と爲し得るや否やは疑問たるを免れない。

玆に於てか、保險の起源に就いても、前陳べた刑法學上の相當因果關係の法理を想起せざるを得ないのである。卽ち、前述のイスラエルの海難補償、アッシリアの災害救濟、希臘及羅馬の弔祭社團は、齊しく保險の淵源——原因と言ひ得るかも知れないが、其の起源をば、是等の制度に迄遡及するは、相當因果の限界を超脫するものであつて、保險の起源としては、事實的沿革を主眼として、是等の思想的連鎖は、姑く之を切捨ねばならぬのではあるまいか。

此の點に關する私見に對し、固より、反對の議論あるに相違ない。然し、此の種の保險思想なれば、恐らく、人類社會の發生以來存在した所であらう。特に、天變地異の容易に人力を以て防止し得ざる時代に在つては、此の種共濟制度の必要、一層大なるものがあつたであらう。英國最古の保險法一六〇四年の『商人保險條例』(An Act concerning Matters of Assurance among Merchantes. 43 Eliz. C. 12) の前文に、海上保險は『人類の記憶の存せざる時代 (a Time out of Mind)』より存在する慣習なり』とあるのは、此の趣旨に外ならないのである

我が國に在つても、保險の前驅——學者の所謂『原始的保險』(Primitive Versicherung) は幾多存在した。災害保險——備荒保險の根源としては、既に人皇第十一代垂仁天皇の朝、水旱飢饉の賑救、外征の兵糧に備ふる屯倉と稱するものあり、又、第三十六代孝德天皇の朝には、出擧の制度あり、第四十一代持統天皇の朝には義倉の制あり、第四十三代元明天皇の朝には始めて不動倉の制あり、第四十四代元正天皇の朝には驛制あり、第四十七代淳仁天皇の朝に至つて常平倉の制あり、海上保險の淵源としては、元和五年、始めて廻船問屋あり、生命保險の始源としては、德川時代に五人組の制度があつた。

勿論、是等は、我が國に於ける保險思想の發現を立證する主要なる資料であるけれども、而も、我が國の現代の保險とは、自から別箇の存在であつて、或は、全然沒交涉であると謂ふても、決して過言ではあるまい。

我が國現今の保險制度は、概ね皆、外國の保險制度を模範としたものであつて、海上保險は、明治十二年八月東京海上保險株式會社の創立を、生命保險は、明治十四年六月明治生命保險株式會社の創立を、火災保險は、明治二十年七月東京火災保險株式會社の創立を、何れも其の先驅としたのであることは、明確の事實である。

斯くの如く、我が國の現代的保險は、全く外來の新制度である。而も、其の輸入以來、其の年處は決して悠久ならず、僅に五十五年に過ぎないにも拘はらず、猶ほ且つ、其の發達は驚異す

べきものであつて、試みに昭和七年十月末の調査に基き、現在の契約高を見れば、生命保險は、普通保險件數五百六十七萬八千百六件、金額八十億三千八百五一萬八千圓、徵兵保險件數百七萬四千八百八十五件、金額六億七千百二十九萬六千圓であり、其の他、火災保險は、金額三百三億七千六百二十九萬二千圓、海上保險は金額二十三億一千三百十萬四千圓である。恐らく、世界異數の發達であらう。

我が邦人は、就中、生命保險に就いては、歐米人と異つて、一種の迷信を有し、生命保險契約を締結せば、死神の襲來を受けて、死を誘發するかの如く、「ナンセンス」に近い誤解を爲し、之が爲め、生命保險の發達を阻碍したきものもあつたが、夫れにも拘らず、猶ほ且つ、斯くの如き長足の進歩を爲したのは、一箇不可思議の現象と謂はねばならぬ。

寺田博士

人或は曰ふ。我が國に在つては、明治維新以降、封建制度の廢止と共に、武士が世祿から離れ、一家が不幸に沈淪したる結果として、其の家父の葬儀に際しては、親戚故舊相集り、之が善後策を講ずるの風習があつた。是れ實に、此の生命保險發達の原動力であると。

然し乍ら、予は、寧ろ、主として、我が生命保險業者の努力の賜であると思ふ。加之、之が發達には、當業者が殆んど政府當局の奬勵保護に倚頼せず、專ら、當業者自身の努力奮鬪に由つて此處に至つた事蹟の蔽ひ難きものあるを認め、此の點に關し、我が生命保險業者は、國内は固より、世界に對して自負すべき誇示すべき一大事實であると言ふを憚らない。

海外佛國に在つては、彼の名判官バルタゾアール・マリー・エメリゴン（Barthazard-Marie Emérigon 1725-1785）の如き、『生命保險は、不適當にも保險と稱せられてゐるが、其の實は、賭博である。人命は以て之を評價することを得ず。又、人類の生命を商の目的と爲すことを得ない。人の死が、商業的投機の一事項と爲るは、奇怪事である』と高唱して、（Emérigon, Traité des Contrats d'Assurance et Contrat a la Grosse. 1783. T. I. P. 198）、生命保險を否認してから、那翁第一世の記念大事業たる『佛蘭西商法典』にも、生命保險を一種の射倖行爲（コントラ・アレアトアール）として、承認しなかつたのを、越へて一八一八年、參議院は、法律上、之を承認し、生命保險會社も、漸次創立せられたのであるが、之を他國に比するとき、少からず遜色あるを免れなかつた。然るに、世界大戰中、出征戰歿した將士にして、生命保險契約を締結した者が、其の遺族の爲めに、能く、人道的救濟を與へたのを面のあたり實見した事と、勞働者が少額の簡易保險に因つて、勞働貨銀の昂騰に加入し得る餘裕を生じた事が、主要原因と爲つて、生命保險の著しい發達を招徠したのである。

諸種の保險中、海上保險は、他種保險の生母であり、又、前身である。海上保險先づ發生し、次いで、生命保險發生し、火災保險が發達したのである。是等

の經過の歴史は、實に、興味津々たるものであり、又、資料山積するのである。唯、海外の保險史に至つては、考證、未だ必ずしも、的確精透でなく、就中、海上保險史に多數の疑問を包藏してゐる。英國の保險學者サミユーエル・マーシャル（Samuel Marshall）は、『各種の契約中海上保險の如く、多數の難解なる疑問を提出するものはないであらう』と嘆息した位である。（Marshall, A Trentise of the Law of marine Insurance. 6 ed.(1861). Preface III.）

「生命保險會社協會」の事業として本邦生命保險業史編纂の計畫あるを聞いて既に數年、其の大成を期して未だ發表に接しない折柄、我が「保險銀行時報社」が、獨力を以て、此の計畫を決行するは、寔に最近の快事である。

實くは、之が完成に依つて、一は國内に於て、我が生命保險業者の苦心と努力と成績とを他業者に示し、一は之を海外斯業先進國及後進國に示して、其の指針と爲さしめられむことを。

偶々、此の大著に對して、拙序を請はれ、卽ち欣んで此の一文を寄せたのである。

斯業發達に貢献するもの

遞信大臣　南　弘

南遞相

生命保險が國民生活の安定と社會的福利の增進とに如何に大なる效益を齎らしつゝあるかは敢て喋説の要を見ない。

我が國の生命保險事業は創始以來、僅々五十餘年の歴史を有するに過ぎないにも拘らず、其の契約高は總額百十餘億圓の巨額に上り、英、米に次いで世界第三位の保險國として卓越せる地歩を占むるに至つたのは、誠に感なりといふべく、國民生活の安定上慶賀に堪えない次第である。併しながら之を英米の現況に比較すれば、尚ほ及ばざること遠く、國民生活を、より幸福に導き、更らに我が國家社會の健全なる發展を招來する上に於いて、斯業の將來に期待すべきものは甚だ多く、今後一層當業者の努力を衷心より希ふてやまないのである。

斯の時に際して、保險銀行時報社が、發刊三十五周年の記念事業として、「本邦生命保險業史」を刊行せられたことは、洵に意義有る企圖と申すべきである。而して其の內容は先づ本邦に於ける保險の原始的形態から筆を起し、過去五十餘年間に於ける斯業發展の經緯、竝に業界消長の跡を縱横詳細に檢討して現在に及び、加ふるに周到なる解題と正鵠を得たる批判とを以てしてゐるのであつて、正に此の種の研究中の白眉とも稱すべく、本書が斯業將來の發達に貢献するところ頗る大なるものがあることは、余の確信して憚らない所である。

爰にかゝる有益なる業史編纂の勞苦に對して、多大の敬意を表すると共に、敢て本書を大方の坐右に薦むる次第である。

刊行者の努力に敬意を表す

文部大臣　鳩山一郎

鳩山文相

我國に於ける保險業が、現在の如き組織形態を備へて以來、僅に半世紀を經たるに過ぎないが、其發達進歩の著しき點に於ては、諸他の事業一も之れに匹敵するものを見ない。それにも拘らず、從來保險業史として見るに足るもの幾んど無きが如きは甚だ遺憾と言はねばならぬ。蓋し、斯業の近代的發達を見たるは前述の如くであるが、其由つて來る所に遡れば遼々乎として遠く、資料の模索蒐集に尠からざる勞力を要するからであらう。

今回、保險銀行時報社が、創業三十五周年記念事業として計畫刊行せらるゝ「本邦生命保險業史」は、廣く文獻を拮據して之れに系統づけ、我國に於ける斯業の原始狀態より筆を起して現代に及べる厖然たる巨篇であつて、學界の爲めにも業界の爲めにも貢獻する所鮮少ならざるべきを信ずる。

公刊に際して、編者の苦心と刊行者の努力に敬意を表す。

例言

◇本書は、これを分けて、第一・本紀、第二・會社及統計篇、第三・補論、第四・法制篇、第五・文獻篇第六・附錄の六部とし、頁附は全篇を通さず、篇次あらたまる毎に第一頁から起した。

◇而して各篇最初の頁に、其の篇の目次を掲げた。これは製版、印刷の工程を急ぐ方法として採用したものだが、別に不便はないと思ふ。ただ第二・補論以下が、どの邊からはじまるか一寸その見當がつき憎いと思はれるが、各頁の欄外に見出しをつけ、(本紀)前史何々(補論)何々、(附錄)何々何々としたやうに、括弧して篇名を示し、その下に詳細な内容目次をつけたと〳〵ば、附錄の文獻目錄を見ると、そこには「(附錄一)生命保險文獻目錄・單行本之部・昭和二年——三年」とせる如く、頁をつぐりさへすれば、直に求むるところが探しあてられるから、却つて一般の本より檢出に便であらうと思ふ。

◇なほ所要事項を急速に探し求めんことを欲する人は、卷末(附錄三)の索引を利用し、それが何篇の何頁にあるかを知られたい。

◇索引は簡略を旨としたので、法制篇及び文獻篇に於ては、題目だけを索引に揭げ内容事項の索引は設けなかつた。

◇本紀は生命保險業史の純敘であつて各生命保險會社の沿革事情等は會社及統計篇の各社別統計及び沿革に就て見られたい。なほ各社及び生命保險事業の總括的統計並に簡易保險及び郵便年金の統計並に沿革は、同篇に併記した。

◇本紀中、前史及び創始時代に關きを置き多數の頁を費した譯は從來未發表の事實及文獻が多いからで、他方また史實及び資料の湮滅を防ぐためでもある。

◇補論は本紀が大體編年體によつたがため、同一問題につき終始一貫した記述をなすことができないのを補ふためのである。併し紙面の都合で、豫定の原稿全部が收錄できなかつたことを遺憾とする。

◇附錄は一・文獻目錄、二・年表、三・索引とし、いづれも文獻上の初見文獻及び事實から始めた。

◇本書中、本紀及び年表には史書の慣例に從ひ、一切敬稱を省き曾社及び統計篇並に補論に於てだけ敬稱を用いた。

本紀

本紀目次

前史(明治二年以前)

木邦保險の遡源
保險なる言葉の初見と意味……四
五保の制の移植　義倉と賑救……四
屯倉　貸稻貸稅出擧　不動倉……五
常平倉　穀倉院　社倉……六
海上請負又は請合　投銀證文……七
飛脚問屋の荷物受合……八

木邦生命保險の原始形態
封祿・恩給・恩顧　三世一身の制……九
生命保險近似の原始形態と講……一〇
憑支・無盡……一〇
伊勢講・大々講……一一
死亡保險の元祖無常講・木魚講……一一
念佛講　身うけ講……一二
友子同盟其他……一二

保險知識の輸入
ハルマ和解……一四
課鍵と和蘭字彙……一四
バタビヤ古版英和和英辭書……一四
原書の輸入如何……一四
海國圖志の輸入と和譯……一五
一八三五年の香港曾社……一六
一八四三年設立のバタビヤ保險……一六
西洋事情と西洋旅案内……一七
エントルボット御用留……一八
山本覺馬『管見』……一八
ウエーランドの經濟書……一九
新塾月誌と交易心得草其他……一九

外國保險會社の渡來
文獻上の初見?……二〇
ジヤパンヘラルドの保險廣告……二〇
明治初期の外國保險會社……二三
外國會社と保險契約……二三
外國生保會社の邦人契約引受……二四

轉換期の請負と保險
造幣寮の鑄貨運送危險請負……二五
保任社の設立と積荷請負……二六
丸屋商社中死亡請合規則……二六
陸運元會社の保險辨償開始……二八
第一國立銀行官金取扱請負……二九
第一國立銀行海上保險兼營……三〇
爲換及請負要領と海陸運輸請負社三家屋會社の火災請合案……三二
東京海上創業……三三

現代式生命保險誕生前後
保險書の譯述……三四
マイエットの『日本家屋保險論』から保險官營案へ……三五
官民の保險制度要望の聲……三六
『東京新誌』揭載の無知の保險誤解論……三七
學校の保險教育開始……三八

日東保生會社の記錄
我國最初の現代式生保會社……三九
同時代同業者の日東保生抹殺……四〇
日東保生會社關係文書の發見……四一
日東保生會社關係重要文書……四一
日東保生社記錄の卓越さ……四四
日東保生の保險料點檢……四五

類似保險の擡頭
縱横社……四五
第一證券社……四八
共濟五百名社……四九
遺族保全會社　東北共愛社……五二

創始時代(明治二年—三五年)

明治生命保險會社の營業開始
明治生命の前身東京生命の目論見六四
東京生命保險會社創起見込書緒言六四
明治生命の開業と其の保險規則其他……六九
明治生命の保險規則……七〇
保險證券裏面記載の保險約款……七六
明治の保險料其他に就て……七七
開業初年度の營業成績……七八

類似保險の濫興
模倣者續出……八〇
類似保險の組織と内容……八一
弊害と非難……八二
新聞雜誌の看客保險其他……八三
『保險』なる言葉に統一する迄
『保險』なる譯語の變遷……八四
請合から保認、保任、保險……八五
生命保險の同意語其他……八五
明治廿二年創立の生保會社
組育生命活動開始……八六
帝國生命と其保險規則……八六
二十四年の保險料改正……八八
藤澤理學士生命表作成……八八
日本生命と其保險規則……八八
資本金說明の共通理論……八九
大日本生命の勇敢な模倣……九一

東京生命及日本共同の立消……九二
公布商法と民間修正意見
ロエスレルの草案と保險法……九二
商工會議所の修正案……九三

模倣濫興時代（明治二六年—三〇年）

生保會社の新設と開業……九四
商工生命……九四
共濟生命の非射利主義……九五
宗教團體の生保業經營……九六
日清戰爭と生保業……九六
濫興と競爭の弊と業法要望……九七
類似保險の再興　保險協會共他……九八

恐慌時代（明治三一年—三三年）

『舊』商法實施と省令の影響……九九
商法修正運動と政府修正案……九九
新商法と保險會社の細則……一〇〇
新令と外國保險……一〇〇
保險料引上の急要論議……一〇〇
各社の營業基準……一〇一
恐慌期の新設會社……一〇一
保險法と司法部の解釋區々……一〇二
學會其他及保險會社員養成所……一〇二

整理時代（明治三三年—三四年）

財界の轉換と保險政策の確立
保險業法の制定……一〇三
貴族院と保險業法案……一〇四
法案第三條の本趣旨……一〇四
チルメル式公認と歩合及期間
積立金内容不明と不充實……一〇五
曾禰農相の訓示……一〇六
保險業法施行規則……一〇七
模範生命保險約款……一〇七
明治生命の經驗表……一一〇
共濟生命と戰事保險の問題……一一〇
保險料引上げ削減條項削除……一一〇
保險會社の檢査　財産利用上の制限……一一一
生命保險業の一大弱點……一一二
保險會社と銀行……一一二
再起の讀者保險……一一三
外國保險會社の佼人……一一三
解約價格の一定……一一四
保險會社淘汰の續行……一一四
布哇移民と生命保險……一一五
明教生命と七十九銀行……一一五
東北生命と六條生命……一一六
保險金の限度引上……一一六
保險會社の整理經過……一一六

轉換時代（明治三五年—三八年）

合同運動起る
生保會社の合同　大阪生命の大膨脹……一一七
大同生命の新設合併……一一八
相互主義の擡頭
混合組織と帝國生命　相互會社の嚆矢第一生命の創立……一一九
相互保險會社首唱の辭……一二〇
明治生命の二十周年……一二一
日露開戰と生命保險業……一二三
生保會社の國債應募……一二四
國債放資と保險業法……一二四
生保談話會と法典修正……一二四
千代田生命の創立事情……一二七
徵兵保險と時局影響……一二七
日本教育生命と支拂備金……一二八
生保談話會改正規約と生保講習會創設……一二九
開戰第一年の保險成績……一三〇
共濟生命と時局影響……一三一
生命保險業繁榮の兆……一三一
名古屋生命の新種保險……一三二
生保會社協會の設立運動……一三二
大阪生命滅亡史
岡部廣の出現　九州北陸兩社の合同……一三四
京都眞生に手を伸す　岡部非難の聲高し　楠の大阪生命入り……一三五
岡部遂に收監さる　大和田社長となる　實權又も岡部に復す……一三六
再び眞宗再併呑を企つ……一三七
九北二生と丁酉銀行……一三七
小山田岡部の關係と契約内容　眞宗信徒攪亂の條目　怪傑と九北兩社の葛藤　三田專務の裏切　三田の大冒險策……一三八
小山田出訴と三田の拘引　小山田派總會に破る　三田高井兩重役の拘引　大阪黑幕社長の恩典　大阪生命解散確定……一三九
大生事件と帝生の定款改正……一四〇
大阪生命の解散顛末……一四〇
志田博士の追想談……一四一

發展時代（明治三九年—四一年）

戰後經營と生命保險業……一四二
松岡農相訓示……一四三
日本生命の第二回大決算……一四三
徵兵保險の躍進……一四四
利益配當附保險の合理化……一四五
年金證券と倍額養老保險……一四五
第二回全國保險業者大會……一四六
國外發展と主務省示達……一四七
商法修正意見の公表……一四七
保險官營提議　官營案否決の顛……一四九
保險業者の反對運動……一五一
利益配當準備金と營業稅……一五一
戊申詔書と生命保險業……一五二

反動時代（明治四三年—大正元年）

時弊匡正の方策……一五三
日宗生命破綻を暴露す……一五三
數字に現はれた生命保險業の不振……一五四
契約者分配資金と課稅問題……一五四
仁壽と日本倉庫空荷證券……一五六
東海生命と低率保險料……一五六
日本三會社支脱稿を脊ぐ……一五七
小口生命保險官營の議起る……一五八
商法改正と模範保險約款……一五九
國定教科書に「保險」登載……一六一

保險業法及施行規則の修正……一六二

第二濫設時代（大正二年—四年）

生命保險界の禍因を蒔く……一六三
供託金代用證券問題……一六三
營業稅法改正と責任準備金……一六四
事業方法書の記載例設定……一六四
財産利用方法書の記載例……一六六
眞宗信徒の改革増資改稱……一六七
明治生命の特別配當と増資……一六八
日本生命の大決算期變更……一六八
第三回全國保險業者大會……一六九
内國生と低率主義の破綻……一六九
大隈内閣と簡易保險案……一七〇
小口保險官營と營業者の態度……一七二

更生時代（大正五年—七年）

簡易生命保險の官營實行
既設會社の増資時代來る
簡易生命保險法の議會通過……一七四
共保生命と久原房之助……一七五
萬歲生命と博愛生命の合併……一七五
戰事特別保險料標準案……一七六
外國證券換算に就て……一七七
戰時利得稅と生命保險會社……一七七
大戰景氣と新契約高の躍進……一七八
生命保險會社の増資と世論……一七九
協會十周年祝典と原首相……一八〇
保險業法改正と官民の意見……一八一

躍進時代（大正八年—一〇年）

保險契約高二十億圓突破……一八二
共同放資機關の設置問題再燃……一八三
流行性感冒の暴威……一八五
原内閣所得稅改正と生保業……一八五
日本生命の三十周年と増資……一八六
貸付金と營業稅……一八七
航空機搭乘者生命保險……一八八
財界の低迷と生保會社の躍進……一八八
簡易生命の保險金限度引上……一八九
責任準備の國債化と當業者……一九〇
朝鮮生命保險會社の創立……一九一
玉木、粟津、志田三名の功勞者表彰……一九三

革新時代（大正一一年—一五年）

保險課長更迭　官民共同宣傳……一九四
勞働保險愈々具體化……一九五
平和博と保險業大會……一九六
簡保三百五十圓に引上　宮本鬮島の隱退　國際生命解散……一九七
稀代の保險魔川本匡……一九八
團體保險却下と莊田の死……一九九
八千代生命の建白書……二〇〇
免稅案の請願と通過　生保宣傳漸く酣　生保協會理事長更迭……二〇一
旭日生命の紛擾　萬壽　共同戰友共濟　保險行政の非難—立石、藤村の論戰……二〇二
再保險說の擡頭……二〇三
大平生命の即時拂主義……二〇三
關東大震災と生保業
被害と業者の對策……二〇四
生命保險の支拂金額……二〇五
震災と生保—矢野の講演……二〇六
簡保局と非常對策　富國徵兵の創設　十三年の種々相……二〇九
ジエー・アイ・シー・ユー……二一〇
藤原の逝去　北里の退場……二一一
阿部泰藏逝く……二一一
簡保四百五十圓に引上……二一二
郵便年金の實施……二一二
片岡商相の保險政策
所謂チルメル問題……二一二
いま一つの現はれは……二一三
生命保險國營と憲政會……二一三
國營か否かの質問……二一四
掠奪募集の激成と配當競爭
取締規約も一片の反故……二一五
新潟縣『五十萬圓事件』はブローカー制の缺陷……二一五
高配低料の新機運……二一六
改訂高等讀本の『保險』……二一七
投資團の癌、留萠町債……二一八
十四年の主要記錄　多難なる十五年……二一八
弱體保險問題の急轉……二一九

再整理時代（昭和二年—八年）

銀行パニックの痛手……二一九
共同生命の解散……二二〇
中央生命の一波瀾　旭日生命の沒落……二二一
轉換を急ぐ五社……二二二
弱體保險の問題……二二三
模範約款　業法改正……二二三
標準死亡表作製　保險部新設……二二四
奥丹後震災と對策　大阪三社の奉仕計畫　解約魔の横行……二二五
ヒュブナーと　主なる動き……二二六
御大典と生保業者……二二七
小兒保險と滿壽生命……二二七
保險高等專攻學校……二二七
中橋の國營論　増資問題……二二八
團體保險　協會二十周年……二二九
金解禁前後の種々相
整理緊縮の投影……二三〇
諮問機關　留萠町債……二三〇
徵兵四社の協調破る……二三〇
新種保險　外務取締……二三〇
更新と轉落　保險部と朝鮮簡保　證券値下りの打撃……二三一
井上藏相の懇談……二三二
生保證券會社　五日會……二三三
小兒保險問題　駿豆相の震災業法改正　萬國ア會……二三四
募集取締其他……二三五
弱體保險其他……二三六
非常時の重壓……二三七
國光の失態暴露……二三八
昭和七年末の成績……二三八
生保證券　八幡問題　業法實施　各社の動靜……二三九
五相互生命急轉直下の合同
合同の端緒　中島商相乘出す……二四〇
昭和生命樹立の趣旨　國光の記事解禁　大安壽併吞さる……二四三

奈良時代の校倉

前史
（明治十四年以前）

一、本邦保險の遡源

保險なる言葉の初見と最初の意味

唐の魏徴の『十七史』『隋書』劉元進傳』に『其餘黨往往保險爲盜』の一句がある。また『保險養士』の文句も見られる。これを以て必ずしも保險なる言葉の支那文獻における初見だとはいはぬが、遠からざるものと思ふ。今を去る千三百數十年前のことだ。それから『攷德奧文』に『朱崖黎民保險三代』なる言葉や、『戰國策』に『百人保險千人不能過也』といふ言葉も見られる。併し當時の保險なる言葉には、現代的意味の保險も、また原始形態的意味の保險も含んでは居らないのである。『辭源』に從ふと、當時の保險なる言葉は『保攝險要之地也』であるからだが、その原義から危險を保障する意味に發展し、更に現在の保險なる言葉に轉化して、近代的意義、即ち科學的保險の意義に限定されて使用されるに至つた經過を考へる上に看逃してはならぬ事實であらう。

五保の制の移植

支那では上古において早くも五保の制を見た。『周禮』に見えるのがそれだ。およそ三千數百年の昔のことである。五保の制（戸水寛人著『周代五家の組合』及び三浦周行著『五人組制度の起源』參照）は、隋の後をうけた唐から我國に移植された制度で『日本書記』に孝德天皇の白雉三年（皇紀一三一二年、西紀六五二年）戸籍を造り、五家を以て相保ち長一人を置き、同時に戸主里長の制を定めたことに始まる。それは後の德川時代の五人組制度（前揭三浦博士の著書、及び穗積陳重著『五人組制度』『五人組制度論』『五人組法規集』參照）に似通つたものだ即ち隣保相扶け且つ非違を檢察する仕組のもので、近代的保險の意味はないのであるが、我國の保險學者は、これを類似保險、或は保險の原始的形態の一つとして認めてゐる。周末にできた常平倉や、隋の初代にできた義倉なども、同じく保險の源流として認められてゐることは周知の如くである。

義倉と賑救

義倉は凶年のために備へる穀倉、即ち後の備荒儲蓄に相當するもので、其の賑救は農業保險の原始的形態でもあらうが、其の借貸はまた信用組合の原始的形態とも見られやう。之は唐制の移植である。

義倉につき『大日本農政類編』の編者織田完之は『當時立つる所の義倉の制は昔日の屯倉の制とは異にして人々必ず其分限に應じて穀類を貯積すべき者としたれば家々之を納むること租稅の如し故に賦役令に出擧稻及び義倉も亦雜稅と稱せり』と註を加へてゐるが、然りとせば、一段進んで農業保險の中間的形態をとつたものといへやう。

だが然し、『令集解』の註によると、義倉は『富を分けて貧を賑し、其の情義に合す、故に義倉と曰ふ也』又曰く、『富人の物を取つて、貧人に賑給する、之を義倉と謂ふ也』とある。これを義倉の原義解釋とすれば問題はないが、條文解釋とせば、官庫の庶民の爲にする救濟制度であるが、强いて保險といふならば救濟保險と見るべきであらう。

即ち、『續日本紀』の文武紀によると、大寶より後五年なる景雲三年（皇紀一三六六年、西紀七〇六年）、七條の事項を制したが、其の六に曰く『令に准するに一位以下及び百姓雜色の人等皆戸粟を取て以て義倉と爲す、是れ義倉の物は窮民を給養せんとして預め儲備を爲す、今貧戸の物を取て還て乏家の人に給ふこと理に於て安からず自今以後中々以上の戸を取て以て義倉と爲し必ず窮乏に給て他に用ゐることを得ざれ』云々とあるのが、後の解釋を助けるものであらう。

義倉はいつからできたか不明であるが、『日本書紀』によると、孝德天皇の大化二年（皇紀一三〇六年、西紀六四六年）宣べられた詔の一節に『在昔の天皇の立つ處々の屯倉を罷む』とある。而して義倉に就ては所謂『大寶令』中、賦役令に『凡そ一位以下及百姓雜色の人等皆戸の粟を取て義倉と爲よ』とある所から、その創設を文武天皇の大寶元年（皇紀一三六一年、西紀七〇一年）とするのであるが、それも實は疑しい。

義倉創設の年を設樂久著『日本生命保險業史』は『文武紀』により大寶二年とし、又た田中靜夫著『原始保險之史的研究』は大寶令の實施を大寶二年としてをるから、之も設樂久と同說をとるものであらう。

大寶令は夙くから佚して傳はらず、現存するものは元正天皇の養老二年、（皇紀一三七八年、西紀七一八年）に修正された所謂『養老令』なのだからである。而も『大寶令』にしても、それは天智天皇の元年（皇紀一三二八年、西紀六六八年）にできた所謂『近江朝廷令』を更にそれに修正增補を加へた天武天皇及び持統天皇の兩律令を修補したものだから、義倉の起源は不明となる譯だ。そこで天智天皇の『近江朝廷令』まで遡り、その頃不動倉ができたのであらうといふ說を立てる人（織田完之）がある。恐らく妥當の說であらう。

併し我國では、義倉移植前、獨自の創案で屯倉（ミヤケ）を設けた。即ち崇神天皇の二十七年（皇紀六五八年、西紀前三年）だから千九百三十五年前のことである。

屯倉

『古事類苑』に從ふと、『屯倉は、ミヤケと訓じて、御宅の義なり、是其稱たる、後世に所謂政所の如くにして、事を執る所を統稱するなり、因りて其稱は內屬の國にも涉りて、三韓を內宮家、渡屯家と云へり、然れども墳するに、屯倉の字を以てしたる者は、專ら其所領の田より穫る所の米穀を藏むる倉庫を言ひて、廣く其所在の地を包ねたり』云々といひ、『釋日本紀述義』には『屯倉、兼方案之、天子之米廩』とする。

貸稻貸稅出擧

しかし史に屯倉の究極的用途を徵すれば、屯倉（官庫）は其の貯藏の稻を以て賑貸、救恤をなす役目を果すもので、後、貸稻、貸稅から出擧稻に轉化したが、いづれもこれらを我が保險學者中原始的農業保險と見做してゐる向きがある。

貸稻（イラシノイネ）、貸稅（イラシノオホチカラ）は原則として春貸秋收無利子であつたが、出擧稻は利子を收めた。出は出し貸す意にして、擧は取る、即ち利を取る意である。而して稻穀の出擧（スキコ又はスコ）も公出擧、私出擧に別れた。

不動倉

元明天皇の和銅元年（皇紀一三六八年、西紀七〇八年）『交替式』によれば、太政官令して『大稅は自今以後別

に不動の倉を定め國貯と爲す』といふた。大税は正税で、そのうちを分けて不動穀（猥りに動さざる穀の意）となすは非常時に備へんがためである。卽ち『大日本租税志』の雜篇に『（按）動倉は時々の用に供す。不動倉は之を貯て非常に備へ、且つ以て飢民を賑救する等に用ふ。』云々とある。義倉も不動倉も原則として粟を納入するものだが、他の穀類を以て代納することができた。

併し事實としては殆んど全部稻穀（瀧川政次郎著『法制上より觀たる日本農民の研究』及び澤田吾一著『奈良朝時代民政經濟の數的研究』における考證による）であつた、といつてよからう。

常平倉または常平所

不動倉に次いで、常平倉が興つた。淳仁天皇の天平寶字三年（皇紀一四一九年、西紀七五九年）のことである。『淳仁記』によれば、同年『勅して曰はく頃聞く三冬の間に至て市邊に餓人多しと、其由を尋問するに皆云はく諸國の調脚郷に還ることを得ず、或は病に因て憂苦し、或は粮無くして飢寒すと、朕竊に益を念ふに情深く矜愍す、國の大小に隨て公廨を割出して以て常平倉と爲し時の貴賤に逐ふて糴糶して利を取り、普く還脚の飢苦を救ふへし、直に外國の民を需すのみに非す、兼て京中の穀價を調へん、東海、東山、北陸の三道は左平準署之を掌れ』と。卽ち常平倉とは山陽、南海、西海の四道は右平準署之を掌れ』と。卽ち常平倉とは貢税運搬夫の歸郷に對して救助するの官庫であり、また米を高きに賣り安きに買ふて平均する米價調節の機關であることが知られる。『古事類苑』（政治部四十七上編貯穀）には『三代實録』『西宮記』及び『日本記略』の記事に、常平所とあるを引き、『按するに、常平倉は、卽ち常平所なるべし』といふてゐる。（常平倉に就て詳述せるは本庄榮次郎著『常平倉の研究』である）

穀倉院

『日本後記』の嵯峨天皇弘仁十三年三月の條に『太政官符し穀倉院を置く』とあるが、『大日本租税史』は『西宮記』を引いて『大同年中始て穀倉院を置く』といふてゐる。大同は弘仁の直前の年號で、四年間、天皇は嵯峨天皇の前代で平城天皇である。而して前記の書によれば穀倉院は『大學の西に在り。畿内諸國の調錢、諸國の無主位、職及び沒官田、太宰の稻等諸莊の物を納て、年中の糞を勤む。公卿及び四位五位の別當、預藏人有りと、元慶六年九月の條及び民部式に據れば、職田は唯畿内に在る者を收めて、畿外は否らず。而して其支給する所を觀るに、獨糞のみならず、貧民に賑與して飢乏を賑救し、公卿諸人に給ひ、神寺の用に充る等、其類枚擧に遑あらず。而して糞僕に用るものは唯天德の條一を見るのみ。蓋し其常例たるを以て之を記するもの特に少きのみ』と。されば穀倉院の實例は救濟用であつたらう。

社倉

義倉、常平倉と共に社倉は三倉といはれるもの丶一つで、支那傳來の備荒貯蓄法の一種だが、我邦の學者によつて研究、力説せられ、獨自の發達をなした。而して此の社倉の義倉、常平倉と異る點は、それが國家施設ではなく、町村、或は鄉村に於ける共濟施設であることだ。社倉の初見は後西院天皇の明曆元年（西紀一六五五年）山崎闇齋の提唱をいれて、會津藩に出來たと、田中靜夫著『原始保險之史的研究』に見えるが、大正四年十月農商務省農務局が米價調節調査會に參考資料として配布した『社倉制度に關する調査』、農務局が各縣府縣に照會し、社倉に關する調査書又は舊記錄を徵した其の要旨の摘錄）によると、會津藩の社倉は承應年間の創設となつてゐる。承應は三年で終り、それに續いたのが明曆であるが、年代が違うとしても一二年のことであらう。但し中村孝也著『元祿享保時代に於ける經濟思想の研究』の第六章分配經濟論第五節救恤政策論中記するところによれば『閭齊を尊信したる會津藩の領主保科正之は承應三年、飢饉豫防のために、米穀を貯蓄すべきことを令し、明曆元年には、社倉法を領内に實施し』云々と述べてゐる。令したといふのと、實施したといふのに年代の錯誤があるのか。いづれも古書、舊記によつたものであるが、確證すべきものがない。

なほ前揭『社倉制度に關する調査』によると、名稱を異にするも、社倉の範圍に分類される名稱は、豫備倉、備荒倉、陰德倉、救助倉、固寧倉、義貧錢、助合穀、作食米、救互米、餘勢米、義免米等々實に六十餘種を見るのである。而して其等の社倉の或るものは單に凶歲の共濟救恤だけを目的とせず、豐年の米價下直に買ひ、凶年の米價高直に賣るといふ米價調節の役目をも果したのである。されば常平倉に似てゐる。なほ社倉中貸借の形式を以て共濟の實を擧げる方法を執るものは、それは保險の原始的形態の一つであると同時に信用組合の原始的形態の一つと見るべきであらう。

海上請負又は請合

以上述べたところは、いはゞ保險制度未生以前の原始的形態であつたが、德川時代の中期に至つて、はじめて保險制度の萠芽を見ることが出來た。卽ち海上請負又は請合といひ、或は海上荷物請合積立法といふのがそれで、元祿（その元年は西紀一六八八年）の頃から行はれたと傳へられる。佳田正一著『日本海法史』には『船法御定並諸方聞書』を引用して之を立證してゐる。そして當時そのために發行された『海上請負手形』（約定書——保險證券の原始形態）の形式內容をも示してゐる。それはまた請負證文とも稱へられたものであるとは、上記『船法御定並諸方聞書』に『海上請合積み荷物には（中略）海上の請負證文は荷主方へ請取置候』とあるので判る。なほ『日本海法史』は『然れ共海上請負手形の思想の源は城米運送に於て養はれたるものなり。城米運送は本來運送の請負なるも、又積荷の保全に就ても、或る程度の責任を有し、船頭は濡米減量の辨金を爲したるものなり、故に此點より云へば海上請負手形の先驅を爲したるものにて、同一の思想は菱垣樽廻船にも行はれ、船舶及び積荷の損害に對し、船主が責任を負ふ事の約せらるゝに到れるものなり』といふてゐるから、海上荷物請合は元祿前から行はれ、船舶請負はそれに次いで行はれたことが知られやう。

投錢證文

更に遡れば、それより七十餘年前、後水尾天皇の元和三年（西紀一六一七年）二月十四日附の冒險貸借證文が川島元次郎著『德川初期の海外貿易家』によつて發表されてゐる。其の證文の見出しは『借用申銀子之事』といふのだが、歐洲に古くから起つた冒險貸借の證文で、これを投銀または拋銀證文と唱へてゐた。冒險貸借を保險の源流の一つに數へるのが慣はしであるから我が『投銀』も當然我が保險の源流に擧ぐべきであるが、我が保險學者は前記著作の公刊後十年以上も見落してゐた。我が保險業史は

しかく未だ黎明時代に屬する。

但し『日本海法史』の說の如く『德川初期の拋銀證文は海上請負手形とは其性質を異にす』『前者は船舶又は貿易上の金融を目的とし、其の保險料に相當するものは金利なり、之に反し後者は著しく現在の海上保險制度に類似し、其船貨損害の塡補は船主又は請負人之を行ひ、其保險料に相當するものは運賃なり。故に海上請負手形は拋銀證文の如く貿易企業の投資を目的とする貸借契約を爲すに非ずして、海上事故損害の塡補を約せるものなり。此點に於ては思想上現在の海上保險と異る所無し』と。吾人また同意見である。

また投銀について保險史の一節をなすべきならば、我が古代の海法と目すべき『律令』や鎌倉時代の『廻船式目』（編纂年代に諸說あれど、通說に從つて後堀河天皇の貞應二年——西紀一二二三年としておく）其他にも言及すべきであるが、既揭佳田正一著『日本海法史』及び『海事大辭書』並に『海事資料叢書』（全二十卷）の詳細精緻な研究にゆづり爰には省筆する。

飛脚問屋の荷物受合　横井時冬著『日本商業史』（第二冊維新後の商業史）の『第六十六章保險』のうちに『延享三年飛脚問屋島屋佐右衛門といふもの陸奥福島、京都間を往復する荷物に受合といふことを始めしがこれ即ち保險の濫觴なり然れども受合にすれば賃錢割合に高くなるよりこの法によるもの少かりきとぞ』と、だけしか述べてなく、また既揭『原始保險之史的研究』にも『飛脚營業は』『漸次發達を遂げて、單に信書の通達のみならず、後には小荷物の遞送、爲替、貨物の保險にまで進んだ。即ち延享三年（紀元二千四百六年）に江戸の問屋島屋が、奥州福島から京都に往復する荷物の保險と金銀爲替の途を開いたと謂はれて居る』とだけしか書いてない。そしてその文句に續けて『然し乍ら其の方法內容が如何なるものであつたか詳かにし得ないのは遺憾である』と資料の入手難を嘆じてゐる。『日本商業史』の參考書目中『島屋佐右衛門家聲錄』といふのがあるから、それを調べたら判かるかも知れないが、本稿を終るまでに同書を一見することができなかつた。

島屋の荷物受合が延享三年（西紀一七四六年）から始められたとしたら、明治元年を距る百二十二年前のことに屬する。而して『日本商業史』に『この法によるもの少かりきとぞ』と書いてあるが、その荷物受合は、明治の初期まで相當行はれたものらしい。だが、中には受合料を取りながら荷物の損害を償はぬものもあつたらしい。或はそのうち資力薄弱で、賠償不可能のものもあつたらしい。即ち明治六年六月廿七日の太政官布告を以て『從來飛脚と稱し物貨運送を業と致候者一定規則無之且準備資本に乏しく猥りに危難辨償等の口請合を以て通貨物品を引受運送致居處往々不當の運賃を貪り或は遲滯紛失の弊を起し候に付本年九月一日を限り私に物貨運送の業を營候儀一切禁止候條以來右營業致度者は陸運元會社へ入社或は合併願出可受事』と定めた。爰で、『危難辨償』といひ、『口請合』といひ、また『通貨物品を引受運送』といへる言葉に注意すべきであらう。特にその最後の言葉により請合は荷物のみならず、通貨（現金）も物品同樣請合はれたことが知られやう。

武玉川

俳諧武玉川の題簽。同書四編に句あり曰く、行きさうな額のすくない念佛講（寶曆二年）

二、本邦生命保險の原始形態

封祿、恩給、恩顧　我國における生命保險未生以前の類似形態を史上に求めると、恐らく王朝時代の恩給といふ言葉と其の內容に遡るべきであらう。恩給といふ言葉の初見は『吾妻鏡』の後鳥羽天皇文治三年（西紀一一八七年）八月八日の條に『自鎌倉殿非恩給之所、何以令致押領乎』とあるそれであらう。すると、それはまた封祿制度の原始形態でもあり、また經濟關係、政治關係等々において君臣主從間の取引や人情でもあるが、更に遡れば、五保の制から、家族制度にまで及ばさなければなるまい。中田薰著『法制史論集』第一卷（第八・中世の家督相續法）に從へば、昔の恩給は恩顧や扶持と同意語に使はれたといふが、事實君主乃至主家の、臣下從僕の勞務、或は隷屬に對する情誼、恩惠乃至報酬であり、現代的保險の意味する、相互扶助の精神と內容は、そのうちに些しも見られないのである。

けれども恩給、恩顧、封祿關係におけるそれも、官庫負擔の一つの社會保險——疾病、養老、出產、死亡、遺族扶助乃至罹災救助の保險類似形態と見られぬことはあるまい。

栗津清亮著『保險學綱要』、萬朝報社編纂『新日本史』中の保險篇（栗津博士稿）『栗津博士論集』第十一卷に再錄の『本邦保險史略說』において、幕末前後に見られた東西兩本願寺の家來（月給生活者）に對する本人乃至家族への死亡吊慰金の給與制度や、火災の救濟貸付制度等を擧げて居られるのは、それを生命保險や火災保險の類似形態として取扱はれるからのことである。

『日本社會事彙』の恩給の項の解說者は、『王朝の制、官吏退官する時は職田は返納するとも、在職中の位勳に屬する田は元よりあり』云々（中略）『德川氏に至りても、役高の補助を受けしものは、退職後は其補助額を返納すと雖も、補助を受けざりし者は、退職後とても收入に差なきなり。但隱居して封を相續人に讓りたる後、在官中の功により、隱居扶持とて、現米を給せられし事は、藩中にはあり、幕府にも、技術官又は奥女中などには此例ありしなるべし、武士病あれば、典醫又は藩醫より療養を受くべく、死亡すれば、藩士は大概主人より葬儀費の實費を給せられたり』と述べてゐる。

三世一身の制　併し、封祿、恩給等が保險の源流として擧げらるるならば、王朝時代農人に對して行はれた三世一身の制をも擧げねばなるまい。『續日本紀』に元正天皇の養老七年、（西紀七二三年）四月『太政官奏す。頃者百姓漸く多くして田池窄狹なり、望み請ふ天下に勸課して田疇を開かん。其の新に溝池を造り、開墾を營む者あらば、多少に限らず給ひて、三世に傳へしめん。若し舊溝池に遂（シタガ）はゞ其の一身に給はんと奏可す』と見らるゝのが、それで、農務局纂訂『大日本農史』は、これに註して『三世に傳へ、一身に給ふて、三世一身の制と云ふ。假令は新に溝池を穿ち、山野を開て田園と作す者は、三世に傳ふることを聽し、荒廢に屬せる池溝を修

築する者は終身私有とすることを聽すを云ふ』といふてゐる。即ち之を三代世襲の封祿、三代世襲の恩給と見、或は一代限りのそれと見て前例に從ひ、生命保險の原始形態の一つとなすも、差閊へあるまい。されば日本には古くから社會の全部に保險が行き渡つてゐたものといへようわけかも知れない。

生命保險近似の原始形態と謂

併し現代的意味の保險精神と、その内容であるところの相互扶助の仕組に從ふと、それは團體員が確率に準據して、數學的に公正に一定金額の醵出をなし、相互に救濟扶助し合ふものでなければならない。即ち團體の支持による自力救助が保險であつて、主君の恩惠等のそれではないのである。

すると我國の生命保險史上第一に源流として擧げらるべきものは講であらう。伊勢太々講其の他の講がそれで、それはまた信用組合の源流でもあらうが、蓄資保險類似のものとして見てよいのであらう。それらの講の目的は伊勢參宮、其の他神社佛閣巡禮乃至、社寺への寄附資金を造出するもので、そのため講員は月掛其の他の方法を以て醵出金をなし、講は其の資金を集積乃至蓄積し、或は順番により、或は抽籤によつて、當り番の講員に分配する。

『經濟大辭書』は『講とは江戸時代に於ける經濟組合の一種にして今日の意義を以て見れば、その目的よりこれを信用組合、同業組合の二類に分ち見ることを得べし。そも〳〵講なる名義は、その起源を佛教の儀禮に發す』〔中略〕『かの王朝時代に於て專ら行はれたりし最勝王講、法華八講等皆この類』〔中略〕『而してこの講なる名義は何時とはなしに結合の義に用ひらるゝに至り、江戸時代に入りて、講の意義は、こゝに變じ、一・神社佛寺參拜の目的の爲にする醵金組合、二・神社佛寺の修覆營繕費を作るための融通組合をも講と稱するに至る。』（中略）『さてかくの如く、講は宗教に關したる一種の信用組合なりしものが、後に至りては宗教とは關係なくして、たゞ金錢の融通を主とする信用組合も亦講の名稱を用ひらるゝ事となる、之れ即ち賴母子講、無盡講と稱せらるゝものなり』と說明（柴謙太郎執筆）し、未だそれが生存保險の一種たる資金保險類似のものであることに言及しないである。勿論、念佛講や無常講が葬儀組合或は死亡財團（羅馬の Collegia Funeraticia 獨逸の Sterbe Kasse）として、保險の一種であることには氣がつかなかつたらしい。

憑支・無盡

『高野山文書』に後宇多天皇の建治元年（西紀一二七五年）の日附をもつ憑支（たのもし）に關する文書が見出される。憑支は賴母子其他に書くが、それが德川時代に及んで無盡となり、賴母子講、無盡講とよばれて、今日に至つてゐる。そしてその内容は現在を以て類推して大差はない。勿論これ亦金融組合又は信用組合の一種であり、また貯蓄、或は利殖機關の一種でもあつたが、保險制度と一脈通ずるものがないでもないことは、資金保險なるもの〻存在によつて明白であらう。而して、無盡に就いては池田龍藏著『無盡の實際と學說』並に同人稿『無盡講義錄』所載『無盡及無盡學史』なる獨步的精詳な研究があるし、爰には紙面がないから略するが、後に無盡の一種なる『身うけ講』に就ては一言するであらう。

伊勢講・太々講

伊勢講、または伊勢太々講といふのは、今日でもよくある神社佛閣の參拜其他を目的とする講と同じ意味合ひのもので、喜田村信節著『嬉遊笑覽』によると、『伊勢太太講今世町人等人數を定め醵銀を集め是を積み年を經て伊勢に參宮し太々神樂を奉る費用を設くるを太々講といふ伊勢かうと云事ははやくよりありしにや』云々といひ、『狂言記』外五十番『ちがり木』に見える伊勢講といふ言葉や、『室町殿日記』や『誹諧犬筑波』をも引用してゐる『室町殿日記』は永祿年間のものとされてをり、永祿は元年から十二年まであるから、西曆にして一五五八年乃至一五六九年中のことだ。

なほ山崎宗鑑の『犬筑波』は出板年代に異說（それは宗鑑の亡年に定說がないため）があり不明であるが、大體は大永か享祿の頃とされてゐる。大永は七年、享祿は四年で、大永元年は西曆一五二一年に當つてゐる。『室町殿日記』以前となるが、『犬筑波』に出てゐる句は『結解をやする伊勢講の錢』で、その附句は『道者船さながら算を沖津船』といふのである。

サテその句のうちの、道者船といふのを探り、調べてみると、道者船なるものを解說したものはないが、道者の解說は本居宣長の『玉かつま』其他に見られ『玉かつま』には『道者――伊勢にて、他國の參宮人を道者（ダウシヤ）と云へり。小朝熊ノ社神鏡沙汰文の中に、天福二年の文書の言に、熊野詣道者下總ノ國臼井ノ郡ノ住人、南無妙房と有り。』とある。天福二年は文曆元年で西曆一二三四年にあたる。

更に『倭訓栞』によると『だうしや。一條院の比、泊瀨詣、御嶽精進など、時風なりし物語類に多くみゆ、其の後一變して、熊野參とて、往還絡繹たり、此れを道者と呼べり、今蟻の熊野の道で火が消えてなどの兒童の話是れなり、元弘建武の後、南山の遷幸ありしより、道路通じ難きをもて伊勢參出來て、此れも亦道者と呼べる也』と。それから更に長寬二年助敎清原顯業勸文を引用してゐるが一條院の比（西曆九百年代の末期前後）のことであり、また元弘建武といへば西曆一三三一乃至一三三五年の頃であり、また長寬二年といへば西曆一一六五年であり、可成古い年代となる。但しその頃の道者は講をつくつてゐたか、否かは未詳であるが、『元弘建武の頃……道路通じ難きをもて……伊勢參宮出來』とあるところより察するに、伊勢講の起源は『犬筑波集』の刊行前二百年近き古い時代まで遡れるわけであらう。

死亡保險の元祖

無常講・木魚講

『嬉遊笑覽』は乙州著『それ〳〵草』から引用して『近き頃貧賤無緣のやから無情講とて組々をさだめ少ッゝの懸錢を集め其中に死の先立つものあればそのつみ錢を以て講中より合のべ送り不足なき程にとり調ふ』と。

それから附記して『近ごろ此事大に流行り木魚講と稱し大なる木魚に紐付て首にかけてこれを打ッゝ念佛をとなふれば其外これにつれて大聲に念佛してのべ送りするなり』とある。これは一種の葬儀組合であるが、また小規模の共濟生命保險と見て然るべきものである。

乙州の『それ〳〵草』は正德四年の刻本である。即ち、西紀一七一四年で、今を距ること二百二十年に近い年代だが、無情講は乙州の記逃した以前に存してゐたことは、誰にも容易に考へつかれることであらう。

なほ無情講を現在の言葉で云ひ表はすと、それは賦課式保險（アッセスメント、明治の前半期頃まではこれを課稅式と呼んでゐた）である。そしてその組織はむしろ、夫の共濟五百名社――安田生命

べの前身であるところの共濟生命、またその前身であるところの共濟五百名社に比し、多分に生命保險の色彩を有すること、並に無常講は共濟五百名社が明治十三年の創設であるに比し百七八十年或はそれ以上早く成立つたことを思ふと、特筆すべきであらう。而も無常講の成立年代を英國の最初の類型生命保險（從つて世界最初）アミカブルの創立年代一七〇六年に比べると日本の方が或は早いのかも知れぬ。從つて共濟五百名社を生命保險の元祖といふは當らない。

念佛講と川柳

『誹諧武玉川』の四篇に『行きさうな顏のすくない念佛講』といふのがある。同書は寶曆二年（西紀一七五二）の刊行にかゝるもので、その後の川柳に、念佛講を咏んだものを求めると、明和三、四年の頃（西紀一七六六、七年）に出來た『俳風家内喜多留』二篇に、『念佛講すでにとらんと仕り』また明和五年（西紀一七六八）の『柳多留』三篇に『念佛講死なねば根から損のやう』次いで天明四年（西紀一七八四）の『柳多留』十九篇に『かう死なれてはと講おや二貫出し』それから寛政三年（西紀一七九一）の『柳多留』廿四篇に『生きてゐる念佛講を取りたがり』『藪醫者のかげで念佛講を取り』『死にさうもないで念佛講をのき』などいふのが見出される。これだけの類句をならべたら、說明するまでもなく、念佛講はどんなものか判る筈であるが、判らぬ人には判らぬと見え川柳研究の大家においても間違つて解されたりした。

たとへば、武笠山椒著『誹風柳樽通釋』第三篇の『念佛講死なねば根から損のやう』の說明に『念佛の講中は其の講中に死んだものがあれば、其の家へ集まつて、大勢で念佛を唱へるのであるから、自分が死なねば、いつも人の爲にばかり念佛をしてゐる譯』とある如きだ。

だが同書を校閲した法學博士の岡田朝太郎――川柳研究家の第一人者である岡田三面子――は、山椒子の說明のアトへ加筆して『ねん佛か、ね佛か。小規模の共濟生命保險であるから、自分が死なねば掛金が損になる』と訂正されてゐる、山椒子だつて、有名な其道の大家であるのに、どうしてそんな誤解をやつたのであるか。

天野信景著『鹽尻』卷之四十六には、『今世念佛講とて寺院亦家々にも男女あつまりて同音に稱名する事は、後村上院の時京師佛陀寺（淨土宗）に於て勅して念佛講修せしめたまひし由彼等の記にあり然れは正平の頃既に此事あり永觀律師の往生講式なと始といふべきか』とあるが、それは念佛講の原型であつて、柳句に咏めるそれは、明に三面子の解せる如く、小規模の共濟生命保險である。

身うけ講

『嬉遊笑覽』は、無情講木魚講のことを述べたあとに身請講なるもののあることを擧げ、それについて短評を加へてゐる。曰く『（入子枕）といふ草子に遊女より合て身うけ講といふ事するとありとゝのひがたき事なるべし』と。そしてこれが身うけ講に關する其の全文である。よつて『大日本國語大辭典』を引くとやはりこの『入子枕』により『入子枕』の文句を想像で敷衍し『遊女などの、後日身うけの費用にする爲めに金錢をかけあふ講』と說明してゐる。『言泉』も同樣の說明が見られるだけでその他は何も知ることができず、また『國書解題』や、相當多數の圖書目錄を見たが『入子枕』の刊行、或は編述の年代も知れない。これは記者の調

査が足りないからだらう。かくて身うけ講の組織內容は一切不詳であるが、恐らくそれは取退き無盡（賭博の一種である射倖無盡）に類せるものでなくては叶ふまい、即ち抽籤にあたつた者が寄合の講金を受取りそれを身代金として廢業し、その後は掛金免除となるものだらう。廢業後掛金は困難だからである。

友子同盟其他

設樂久著『日本生命保險業史』に『石ぶつつけ』といふのが擧げてある。親分持ちの米搗仲間に行はるゝ風習で、仲間が重病に罹つたりした場合、親分が仲間から日給一日分宛を集めて故鄕へ返還する資金を拵へる。之を『石ぶつつけ』といふは、人にも當れば、自分にも當る意からだといふ。名前は珍奇であるが、こんなことを拾ふなら、坑夫仲間の共濟方法『友子部屋』や、種々の社會に行はれる『仁義』其他無數にあらう。

鑛山局の『友子同盟（舊慣ニヨル坑夫ノ共濟團體）に關する調査』によれば、友子同盟は德川初期から坑夫仲間に行はれた一種の自治的共濟組合で、同業を友子と呼び其山中交際（一鑛山又は一飯場を限るもの）は友子及家族の傷病、災害不幸に弔慰見舞扶助を與へ、箱元交際（他の組との交際）では寄附奉願旅宿の便を與へる制度である。

東西本願寺に行はれた保險類似制度、即ち家人救濟制度のことは本章の最初（第九頁）に一言したから爰に省く。（詳しくは其の節擧げた著書について見られたい）

なほ强いて保險類似に近いものを求むるならば內務省地方局編纂の『賑恤救濟小史』といふ小冊子の中からでも幾十種もの名稱と事實とを拾ひ出すことができやう。

三、保險知識の輸入

ハルマ和解

爰に保險知識といふは、現代的又は科學的といはるゝ保險知識のことであるが、歐洲でもその起りは古くはない。それは第一に、科學的保險の土臺をなしたところの確率論（Probability）が成立したのは、西紀一六五四年で、初めて生命表の出來たのは、一六九三年であり、海上保險會社の元祖は英國のロイヤル・エキスチエンヂで一七二〇年（享保五年）の創立、生命保險會社の元祖（アミカブルを除き）は、同じく英國のイクイタブルで、一七六二年（寶曆十二年）の創立だからである。而も當時の我國は歐洲諸國との通商は和蘭に限られてゐたし東洋諸國の通商も支那を主としてゐたから、保險知識は和蘭からの直接輸入又は支那からの間接輸入に俟つたと推定してよからう。

寛政8年（1796）の江戸ハルマの題簽（勝俣銓吉郎氏藏品）

而して保險知識乃至は保險なる言葉に最も早く接したものは、恐らく長崎の通辭であつたらうと思はれる。投銀（冒險貸借）が元祿の頃から行はれた記錄はあるが、保險をつけた記錄はまだ傳へられない。すると、文獻上最初に邦人が保險といふ言葉に接したのは、恐らく『ハルマ蘭佛對譯辭書』の輸入に於てゞあらう。だが『ハルマ辭書』輸入の年代は明白でない。そこで輸入『ハルマ辭書』の出版年代を調

べると、杉浦家の所藏にかゝるものが一七四三年の初版、京都帝大圖書館所藏の分が一七五八年版、東京博物館所藏の分が一七七八年版、鷹見家所藏の分が一七八一年版である。若しそれ等が後代の輸入でないとすれば『ハルマ辭書』の輸入は、稻村三伯によりハルマ辭書の和譯（蘭佛辭書中佛語を削り、蘭語を殘してそれに邦譯をつけたもの）が出版された寬政八年（西紀一七九六）以前のことでなければなるまい。三伯の譯書はその後の異版に對して『江戸ハルマ』と呼ばれるものだが、そのうちに蘭語の Verzekering に『請合と』といふ邦譯を下してゐることが見出される。今日の言葉でいへば『請合』は『保險』で、蘭語の Verzekering は獨語の Versicherung と同樣に保險である。

譯語と和蘭字彙　それからハルマ辭書は和蘭の甲必丹ドウフ（またダーフ）によつて新譯が企てられた。『道譯法兒馬』又は『長崎ハルマ』といふのがそれで、文化十三年（西紀一八一六年）に出來たが、それには Verzekeren に『物を運搬する時、世話料を取りて海上の難を受合ふ』といふ譯解が下してある。和蘭に生命保險會社（アムスデルダム社）のできたのは一八二八年のことであるから Verzekeren を今日の言葉でいふて、海上保險と譯し、生命保險に言ひ及んでゐないことは、當然のことであらう。

なほ安政二年（西紀一八五五年）桂川甫周が『ハルマ辭書』を改譯出版した『和蘭字彙』の Verzekeren は『道譯法兒馬』と同譯といふて然るべく、違ふところは中の文句の『運送する時』と前書にあるのが、後書では『運送するに』となつてゐるだけ、卽ち『時』が『に』に改まつてゐるだけである。そして桂川の字彙には保險料（Verzekergeld (Premie) は『物を運送するに海上の難を請合はする爲に遣る金』と譯解してあるのを見るだけで、まだ生命保險に相當する蘭語 Lebensverzekering なる言葉が見えず、隨つて譯解もない。

なほ寬政八年の『ハルマ和解』八萬言中より三萬言を譯選、訂正を加へて文化七年（西紀一八一〇）出版した藤林泰助撰『譯鍵』には名詞 Verzekering を採らず、動詞 Verzekeren を採つて、それに『保證、切實、慥蓄』といふ譯をつけてゐる。そして Verzekerbrief（保險證券）には『證書』、Verzekerpremie（保險料）には『値、貨、定價の外に增をやる』と譯をつけてゐる卽ち『請合』が『保證』となつたのだ。

バタビヤ古版英和和英辭書　降つて天保元年（西紀一八三〇）バタビヤで出版された、メドハーストの『英和及和英辭書』（W. H. Medhurst, English and Japanese and Japanese and English Dictionary, Batavia 1830.）には サヤヲイ＝oo-keo-i＝a surety）となつてゐる。卽ち保險は日本にあつては、昔から、一般的に『受合』又は『受負』といはれ、時には『保證』も同意義に使はれてゐたことが知られる。

譯鍵刊行（文化七年）

それはもと〳〵王朝時代から『請人』『請判』『保人』などいふ言葉があつたのだから、請合又は保證が保險の意味に使はれるやうになつたことは當然の推移であらう。

原書の輸入如何　さて、保險知識に關する譯書、又は保險に言及してゐる書物の譯本があるかといへば、德川末期まではないやうである。先づ第一に大槪修二著『新撰洋學年表』を探つてみるも見當らない。同書になければ、大體ないとしてよろしいが、念のため、東京各大學の圖書館や上野圖書館、東洋文庫、內閣文庫、其の他二三の藏書家をたづねたがない。

併し譯書はなくとも、原書の輸入があれば、それで保險知識の輸入があつたといふてよからう。だが輸入書目はわからない。海牙の國立文書館には日本からの書籍註文書（Eisch Boek）が所藏されてをると聞いてゐるが、いまそれを穿鑿してゐる遑はない。長崎方面を探がしたらとも思ふが、それも出來ない相談である。更に今一つ出來ない話をいへば十八世紀から十九世紀にかけて和蘭で出版された書物の穿鑿をやることだ。

日本は學問好きの國である。"ショメルの百科辭典"（或は『百科全書』にして佛蘭西原本より蘭譯せるもの）として知らるゝもの"(Door M. Noel Chomel, Huishoudelyk Woordenboek. 1743) 實は家事辭書、又は家庭百科辭典と稱せらるゝものが十八世紀の後半期に於て輸入された。それは其の後幾度か重版、改版、增訂版を出して十九世紀の初めまで續いたものだが、その一種の一七七八年の七册本が幕府の天文方により『厚生新編』として譯出されはじめたのが文化八年（西紀一八一一）のことである。幕府は銀六貫目で其の本を買上げたといふから、恐ろしい日本人の知識慾を見せてゐる。

だから保險の本も、あれば、輸入されてゐたに違いない。が、それが不明、否穿鑿の遑がないといふのである。

海國圖志の輸入と再刻並に和譯刊行　次に我々の目は支那に向けられなければならぬ併しこれまたいま支那の文獻を搜索してゐる遑がないから、手元にある資料だけについていふことゝする。さうすると、我々の遡ることのできる保險資料としての支那文獻は咸豐二年（我が嘉永五年—西紀一八五二年）刊行の『海國圖志』（百卷）である。同書は一言にいへば、世界地誌、或は國情

記であるが、その中には、各國の制度文物、政治經濟、人情風俗を寫してゐる。同書は『歐羅巴人原譔、侯官林則徐譯、邵陽魏源重輯』となつてゐるが、原著者は判然せぬ。兎に角、讀んでみると、魏源が諸書を組合はせて作つたものだ。いまその卷八十三『夷情備采・三、貿易通史』から保險關係の文句若干を引いてみると次の如くだ。

「中國以農立國、西洋以商立國、故心計之工、如買三倍其國所立規制、以利上下者、一日銀票、二日銀館、三日攬銀票、四曰擔保會」

先づこれであるが、敢て註を加へると、銀票は紙幣、銀館は銀行、攬銀票は爲替、最後の擔保會が保險會社である。それから同書はその一々について說明するのだが、一、二、三、卽ち銀票から銀館、攬銀票を記述した後「此三者中國皆有此例、惟擔保會則中國無之」といひ、それから、擔保會の說明に移る。曰く

「其會有三、一曰船擔保、舟航大洋難保沈覆、假如船價二萬員、載貨五萬員出海、每月納會中銀每百兩納二三錢、設使船三月到岸平安無失、庶納銀存爲會中公費如或船貨有失、視其損失之分數、如傷桅折貨濕會中按數值補、如或全船沈淪、則會中卽償其半、但必實報實驗衆力恤災、從無推卻、英吉利吉都二十一會其本銀或八萬或五六萬或三四萬員不等、同休戚共利害、歲終會計、有利均分、有害分受、要之利多害少」

以上が海上保險の說明、次が

「二曰宅擔保、城市稠密、同祿共廣、假如本屋價銀二千、每年納會中銀二十員、不幸被災、則會中亦代償其半」

で、火災保險の說明。次が

「三曰命擔保、假如老妻弱子、身後恐無生計、每年于會中入五十員、死後如後嗣成立無需關郵則已、如貧不能自存、則會中贍其家每年一千員」

で、生命保險の說明である。

なほ『海國圖志』卷五十一『英吉利廣述』上のうちに、

「廣船貨之存失不定、則又約人擔保之、設使其船平安抵岸、每銀百兩給保價三四圓、卽如擔保一船二萬銀、則預出銀八百員、船不幸沈淪、則保人給

償船主銀二萬兩」

とある。爰に於ても、擔保は保險であり、保價は保險料、保人は保險者のことである。而してその船貨の擔保料即ち保險料は保險價額(保險金)の百分の三若しくは四であることが知られやう。これが支那に於ける泰西保險知識移殖の最初の文獻とはいはぬが、當らずと雖も遠からざるものと思はれる。

なほ「英吉利國廣述」中、英國の賦稅額を擧ぐるところに、道光十九年に於てとあるから、それは西紀一八三九年即ち我が天保十年のことであり「英吉利國廣述」の原書は、おそくもその二年か三年後に出來たことが想像される。尤も「海國圖志」百卷は一時に刊行されたものでない。たとへばその一部をなす「黑利加洲部」の如きは道光十九年（西紀一八三九年）即ち前記成豐二年より十三年前の刊行となる。而して是の「海國圖志」は我國に輸入され、早くから學者間に珍重して讀まれたものらしく、その最初の輸入年代は不明であるが、同書刊行後間もなく、我國で訓點づきで飜刻された。即ちいま我等の手元にある飜刻書を擧げるも嘉永七年（改元して安政元年―西紀一八五四年）に中山傳右衛門校正とある訓點づきのもの、及び安政二年鹽谷宕陰、箕作逢谷同校、須原屋出版のものがある。

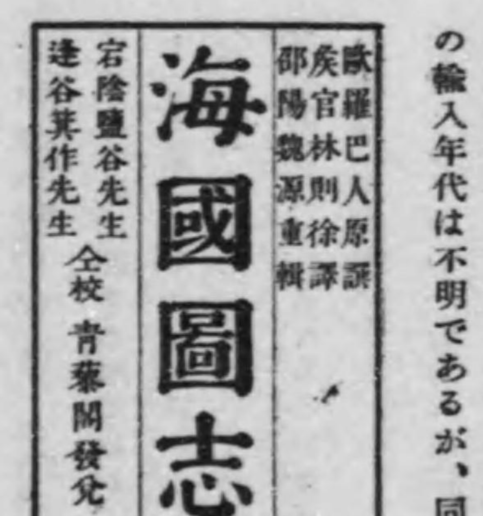

安政二年江戸須原屋版

次に和譯本としては同じ嘉永七年中に、前後して出版されたものに、廣瀨竹庵譯「亞米利加總記」、同譯「續亞米利加總記」、正木篤譯「美理哥國總記和解」、同譯「英吉利國總記和解」、大槻禎重譯「佛蘭國總記」、同譯「俄羅國總記」、小野元濟譯「英吉利廣述」「重譯夷情備釆」等がある。如何に「海國圖志」が當時の我讀書界を風靡したかゞ判らう。そしてそれによつて泰西の文物制度を學ぶことができたのである。

一八三五年設立 香港の保險會社

『海國圖志』が一八五二年に刊行されて支那人に保險知識を傳へたといふたが、チャイナ・イーヤブック(The China Year Book)を手にした人は、その保險の項を見てゐると、本文よりも先きに、そこに一頁大のユニオン・インシュアランス・ソサエテイ・オヴ・カントン（Union Insurance Society of Canton, Limited.）の廣告を見るであらう。そして此の英國保險會社は、一八三五年香港で設立され、香港に本社を有つことを知るのである。尤もそれは英國發行の保險年鑑類にも出てゐることであるが、兎に角その設立年代は『海國圖志』に先つこと十七年前である。而して香港のユニオン・インシュアランスが、支那を相手に、どうその保險の商賣をしたかまだ研究してをらぬが、恐らく同社は支那と歐洲を相手にして開業したものと思はれる。すると保險は支那に、知識としてよりも、實際の方が先き輸入したわけであらう。

一八四三年設立の バタビヤ保險會社

なほ南洋瓜哇のバタビヤには一八四三年に早くも保險會社が設立されたのである。The Batavia Sea and Fire Insurance Company（バタビヤ海上及火災保險會社）といふのがそれで、前記ユニオン社におくれること八年であるが、それでも『海國圖志』の刊行に先だつこと九年である。このバタビヤの保險會社は、支那とどういふ關係があつたかは不明であるが、當然に支那にその保險案を行つたに違ひない。

その傍證として擧げてよいものは一八四七年（支那道光二十七年）上海で出版した英人麥黒士（メドハースト）の「華英辭典」（W. H. Medhurst's English and Chinese Dictionary, Shanghai. 1847）である。同書には Assurance なる語に Insurance 保領(Paòu Ling)なる譯をつけてゐる。メドハーストがそれ以前十七年なる一八三〇年にバタビヤで「英和及び和英辭典」（Medhurst's English and Japanese and Japanee and English Dictionary, Batavia, 1830）を出したことは既に述べたが、それをこゝに對照すると、ジヤワは支那と交通せるのみならず、日本とも交通し、歐洲人はバタビヤを根據地として支那に活躍し、また日本とも交渉を有つたであらう。メドハーストが日本語を研究して日本語に通じ、支那語を研究してその文字と言語に通じ『英和辭書』や『華英辭書』をつくつたことは西洋文化輸入や、東西交通史上極めて重要な事件である。

西洋事情と 西洋旅案内

我國の保險學者は、從來慶應三年出版の福澤諭吉著『西洋旅案内』を以て、西洋の保險制度を紹介した最初の文獻だとしてゐるが、それより十餘年前に「海國圖志」の存したことは、既に述べた通りだが、福澤は『西洋旅案內』出版の前（慶應二年）に『西洋事情』を著はし、その卷之一收稅法の章に於て英國が『火災請負ひ、海上請負ひ』の『書面』に證印稅を課することを述べてゐる。

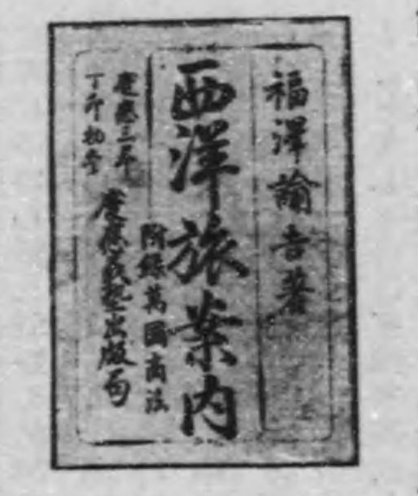

『西洋旅案內』の附錄の最後の章に充てた『災難請合の事 イシュアランス』（編者註、原本はインシュアランスに非ずしてイシュアランスである。爰に原本のまゝ揭ぐ）は、保險史には必ず引例となるものだが、冗漫を厭はず、爰にもその前半を採錄する。

「災難請合の事 イシュアランス

災難請合とは商人の組合ありて平生無事の時に人より割合の金を取り萬一其人へ災難あれば組合より大金を出して其損亡を救ふ仕法なり其大趣意は一人の災難を大勢に分ち僅の金を棄て大難を遁るゝ譯にて譬へば今英吉利より亞米利加へ一萬兩の荷物を積送るに二百兩計の請合賃を拂へば其船は難船するとも荷主は償を取返すべし又此一萬兩の荷物を二百兩にて引請し商人の組合も數千艘の船を請合ふことゆへ其船百艘の內に二艘難船するとも九十八艘の請合賃を以て二艘の償となせば損得はなき姿なり若し又世間に火事難船多くして請合人は始終償金を出す許の樣にては損亡すれど斯く災難の續くこともなく丁度平均して双方よき樣に割合をなせり〇災難の請合に三通りあり。

第一　人の生涯を請合ふ事此法は甚だ入組たることなり素人同士組合を結て若し組合の內に病氣其外災難に逢ふ者あれば組合一統より金を出し合せてこれを救ひ又は死後に其妻子を扶助することあり又或は商人に元金を以て組合を立人の生涯逢者の內に年々何程かの金を取て若し其人病氣を煩ひ渡世の出來ざるよふになれば死ぬまでの手當を年々組合より拂戾し又は約束次第にて死後の妻子を養ふこともあり又或は商人に組合ありて此組合へ年々積金を納れば十年か二十年の限にて毎年積金の高を減じ年限を終れば金を出さずして其組合に入り其後は却て仲間の割合を取て其身の老後死後の暮向を立る法もあり都て此請合は年の老若生質の病身と達者とに由て年々金を納る高にも多少あり又は平生より死後の覺悟と思ひ商人の組合へ金を納め置きしに老年に及て不幸にして妻子を失ひ死後の心掛なき樣になりし者は夫まで拂ひし金を自分生涯の內に取返し安樂に命を終ることもあり〇都て災難請合の約定は其國の政府へ貫(つらぬき)たるものにて萬一其約定に付間違のこと起れば政府の裁判を受るゆへ約定するときも政府へ訴へ夫がため運上を納ることなり英吉利にて人の生涯を請合ふ約定の運上左の如し

請合の金高五十ポントに付	運上二シル半
同　五十ポントより百ポント	同　五シルリング
同　百ポントより五百ポント	同　一ポント
同　五百ポントより千ポント	同　二ポント
同　千ポントより三千ポント	同　三ポント
同　三千ポントより五千ポント	同　四ポント
同　五千ポントより以上	同　五ポント」

（後半第二火災請合、第三海上請合は省略―原文は總振假名つき）

『西洋事情』は全部三編九卷（各編三冊宛）より成るが、その初編

は慶應二年、外編は同三年、二編は明治二年の出版で、十五萬部といふ大した賣行の本であつた。(なほ別に僞版も五萬乃至十萬部賣れたと傳へられるから總數二十萬乃至二十五萬部となる勘定である）而して『西洋事情』外編巻之二中、『相對扶助の法』といふ一章を設けて、今日いふところの友愛組合、即ち共濟生命保險を説明してゐる。なほその全文を引かう。

「相對扶助の法(「フレンドリ、ソサイチ」又「ベネヒト、ソサイチ」）〇人人の隨意に會社を結び平生より積金を備へ置きて其社中に病人又は不幸に逢ふ者あるときは積金を以て之を扶助する法なり此法は往古商人の組合にて互に不時の難を救ひし遺風なりと云ふ人の年齢三十四五歳に至るまでの間は疾病も少なくして事を爲す可き時なれば此時に當つて活計に餘る錢を月に貯へ年に積て不時の病難に備へ或は老後に至りて安樂に其殘年を終る可しとの趣旨なるが故に天下の良法この右に出づるものなかる可し人として自から信ずること甚しきに過ぎ獨歩孤立して事を成さんと欲するときは動もすれば意外の不幸に逢ふ者少なからず是亦人間に避く可らざるの難なり今この不虞に備預せんには平生より他人に與みして同心協力互に相依り小金を棄てゝ大難を救ふに若くはなし

英國にて相對扶助の法行はれしは千七百九十三年を其始めとす爾後政府の令に從ひ其處置漸く齊整すと雖ども間ま或は失錯なきに非らず其最甚しきものは積金の内を以て病老の扶助を與ふるに其高を過分に多く定めたることなり抑も此社中創立のときは固より壯年の人のみにて疾病の患も少く社中の元金俄に增加せしに付遇ま不幸に罹るものあれば過分に扶助金を與へしが年月を經るに從て其事情大に變じ病者老人の數、次第に多く扶助の金高次第に增し之が爲め元金の入を以て出を償ふこと能はず甚しきは一社中の仕組全く破潰して殘餘の老人は平生依賴せし所の積金を盡く失ひしことあり右の次第を以て輓近は相對扶助の法を直に政府の支配に屬し國法を以て之を處置して舊弊を一新したりと云ふ」

エントルボット御用留

大藏省文庫の藏書に『エントルボット御用留』といふのがある。慶應二年(西紀一八六六）横濱運上所（今日の税關）の記錄であるが、その記錄の一節に次の如きがある。

「第一インシユーレンス(荷物請負）の事最も切要なる一難也」(中略)

「右インシユーレンス一件に付商民昨日集て右評議結局として當港にあるマイベルク氏に一書を送りたり右は借庫を夜中歐羅人にて預る哉否又は右借庫中に火を入れ燈を點し又は多葉粉を吸ふ事を許し給ふや否を取糾さん爲也」

「ベンジヤミンシール、石橋助十郎譯、千八百六十六年第七月八日、横濱運上所借庫の役所にて、呈横濱鎭臺臺下」

即ち右は火災保險と税關所屬の倉庫か上屋の取締について慶應二年七月八日の日附を以て横濱鎭臺へ呈上した書面の一節である。而して我々は是れにて、當時の税關關係者は西洋人より保險とは何かといふことゝ、保險の必要を充分に開かされたことを想像するものである。

山本覺馬「管見」にて保險を力説

更に保險知識の輸入とその普及の傍證を擧げると、慶應四年(明治元年)戊辰五月、山本覺馬が『管見』(未刊本但し青山霞村著『山本覺馬』傳に附錄として全文收載）なる一書を綴り、そのうちの『商律』といふ一章で保險（當時の用語では請負）を槪説し、保險の必要を力説したことである。而して山本覺馬の説ける保險は『船の請負』と『荷物請負』並に『人の請負』の三種であつた。

「管見」の内容は政體、議事院、學校、國體、健國術、製鐵法、貨幣、衣

食、文學、平均法、醸酒法、條約、軍艦國律、港制、救民、髪制、變佛法、商律、時法、暦法、官醫の二十一項より成つてゐる。山本は舊會津藩士で維新當時主家の沒落と共に捕はれ、京都相國寺門前の薩摩屋敷に檻禁された。その幽囚中、同室の檻禁者野澤鷄一に口述(山本は盲目なるが故)して出來たのが同書であつた。山本は其の後釋放されて、明治二年京都府の顧門、同八年新島襄等と共に同志社英學校創立、十二年以後京都府會議員及び議長、その後京都商工會議所會頭に任じ二十五年六十五歳で永眠した。簡單な傳記は「大日本人名辭書」や、同志社編「同志社五十年史」及び青山霞村著「同志社五十年裏面史」にあるが、青山霞村の別著前記「山本覺馬」傳は生ひ立ちより死に至るまでを詳述してゐる。今、同書附錄「管見」から商律の全文を抜くと、次の如くである。

「商　律」

「兵庫開港貿易するに付ては我國產を外國へ送り、彼の國產を我へ運ぶ若し洋中に於て破船すれば船の價は五六萬金位なれ共殊により產物は百萬金にも及ぶべし。さすれば商人は勿論小諸候にても家產を失ふに至らん。今世國家の事に於ては兵を商と並立する者なるに右の如く不測の禍に逢ひ商を廢すに至らば益々國の縮となる。故に貿易は初は自分船を製造し別に船の請負といふ者を立て(船を造りし時船主より分割を付如何程にても敷金を請負人へ渡し航海の度毎に同樣敷金を渡し船百艘あるとも破船僅か二三艘位の事なれば右金を以て是を補ひ又は年を經船破損せば新に作るべく船主は壹度造るのみにて無窮に傳はり請負人も相應の利益あり兩全といふべし）荷物請負といふ者を立て（荷物を金二百分の一を航海の度毎に此請負人へ渡し萬一荷物覆沒せば一萬金に二百萬金を償ふべし）又人の請負といふ者を立て（航海の度毎分割を付此請負人へ命を渡し若し千人に一人三千人に一人死亡せば父母妻子をも撫育し其子の成長迄養ふべし）總て商社を結び譬へば五萬兩分限の者五人にて一萬兩宛出せば五萬金也。十人なれば十萬金也。是を合せて商賣する也。商賣の損得定りなきことなれば一人にて是をなし、產を破れば回復し難し。右の如く組合證より商社の法則を立法に背く者あれば上より是を罪すべし。是迄の貿易にては富める者は手を袖にして貧買戎猾商などのみなすことなれば萬一利益を得るとも極意日本の縮となる。段々商法を立てたとへ士にても有志の者には航海術と通辨を學ばしめ、商賣をなさしめば國益々大なるべし。」(原文の片假名を爰には平假名に改む)

ウエーランドの經濟書

次にウエーランドの經濟書(The Elemt of Political Economy, By Francis Wayland, D. D. Boston, 1811 4th Edition)の輸入と、それが慶應義塾に於て、福澤諭吉により譯讀の教科書として採用されてゐたことを擧ぐべきであらう。同書の初めて輸入されたのは何時か不明であるが、明治元年五月の上野の戰爭の時、福澤諭吉は新錢座の塾に於て砲聲を聞きつゝ同書を講じてゐたと傳へられてゐる。同書第三編、第三章の最後にインシユアランス(保險)の一項がある。約一頁半の紙面に、損害保險だけに就て記述したものであるが、慶應三年出版の『西洋旅案內』で、人の生涯請合に就て述べるところのあつた福澤が同書を講ずるに當つては、生命保險に就て補説するところがあつたであらうと想像しても大過はあるまい。

新塾月誌と交易心得草其他

更に、明治二年四月開板の山東一郎編『新塾月誌』第二號に『海上請合證書の譯並に緒言』と題する一文が載つてゐる。海上請合證書の譯は略し、緒言だけを掲げると左の如くである。

「災難請合、英語これをインシュレンスといふ。支那に譯して保險又は擔保と稱するもの是なり。此請合を別ちて英語フハヤ、ライフ、マリインといふ。則ち火災、生活、海上の三つなり。支那に宅擔保、命擔保、船擔保或は火燭保險、海上保險と名づく。其大略、漢籍には海國圖志及び遐邇貫珍、本朝には福澤氏の西洋旅案內に見えたれば、今また贅せず、但其證書は、重大の產業を寄託せる大切のものといへども、何樣の約定を記しある

や、問ずして過るもの多ければ、近來其道によりては缺くべからざるが如き海上請合證書を意譯し、要領を知らしめんとす。請合の證書は英語にポリシーといふ。其文意左の如し」（以下譯文省略）

また明治二年刊行、柳河春三譯『開物新書第一集・竄種說・附錄・吉田屋表二郎遞・譯種商法』中に海上請合のことを記し、その分合（保險料）まで說明してゐる。

明治三年刊交易心得草

英國商法

西洋聞見錄

更に明治三年刊行の加藤祐一著『交易心得草後編』（前編は明治元年刊行）の上冊（乾）には、『諸請負の法』なる一章を設け、全冊二十五枚のうち、半分に近い十二枚を費して海上及び火災請負に就て詳述してゐる。たとへばアンダーライター（原本にはオントルライトル）、ブローカー（原本にはフロークル）などの說明あり、更に保險證書面の文言、規則（約款）を示し、保險料の一例をも亦示してゐる。

同じく三年刊行の福地源一郎譯述『英國商法』もその第九章は『海上請合掛之事』として記述し、また同年刊行の村田楓著『西洋聞見錄後編』（前編は二年刊行）には『保認會社（ウケアヒ・カマ）』として保險の說明をなしてゐる。而して同書に於ては、海上保險會社は『洋船保認會社』、火災保險會社は『家宅保認會社』であり、また『保認を定む』などいふ言葉を使つてゐる。

四、外國保險會社の渡來

文獻上の初見？　外國保險會社が日本に渡來し、代理者を置いて營業を開始したのは、いつの頃であるか。長崎方面を探ぐれば、資料を見出すことが出來ると思ふが、我々はいまその餘裕を有たない。そして、それに說き及んだ文獻を見ない。尠くとも從來の保險史には、明治前後に渡來したであらうといふ想像說しかない。

ジヤパン・ヘラルド紙とインピリアル火災保險　だが、我々が思ひついて、我國で發行された外字新聞の檢出によると、文久元年（西紀一八六一年）十一月二十三日橫濱發行の『ジヤパン・ヘラルド』（The Japan Herald）第一號の第一面に『インピーリアル・ファイヤ・インシュアランス・コンパニー』（The Imperial Fire Insurance Company）の廣告を見ることができる。次頁に挿入した寫眞版（不要部分削除）はそれであつて、その廣告文（左下）を意譯すれば、

「帝國火災保險會社（The Imperial Fire Insurance Company）は下記の者を當社の代理者に任じ、當港に於て、建物又は其の內の物品に對し、五千磅までの火災保險引受をなす。マクファーソン・エンド・マーシアル（Macpherson & Marshall）橫濱、一八六一年十一月十九日」

といふのである。

之を以て初見といふは當らぬとも、それに近いものかも知れない。尤もそれ以前長崎あたりに外國保險會社（オランダ、香港、上海、

The Japan Herald.

Vol. I. No. 1.] YOKOHAMA, JAPAN, SATURDAY, 23rd NOVEMBER, 1861. [$25 per Annum, Payable in Advance.

NOTIFICATION.—It is hereby notified that until further notice

IMPERIAL FIRE INSURANCE COMPANY.

MACPHERSON & MARSHALL.

NOTICES OF FIRES.

バタビヤ等に本店を有する）が來て營業して居たかも知れないが、それは今われ〳〵の探索範圍以外に屬する。

なほ新聞史研究の權威、小野秀雄稿『文久元年創刊の外字新聞』（新舊時代第一年第三冊所揭論文）及び蛯原八郎著『日本に於ける外字の新聞雜誌』によれば、我國に於ける最初の外字新聞は同じ文久元年六月二十二日長崎に於て創刊された『ナガサキ・シッピング・リスト・エンド・アドバータイザー』（The Nagasaki Shipping List and Advertiser）であるから、それを探索しないでは、新聞廣告の初見云々に就ても斷定的にはいへないが、それにしても、それは『ジヤパン・ヘラルド』に先だつこと約五ヶ月前の創刊にすぎぬから、年次でいへば、問題はなく、遙へば前記と違つた保險會社の名前が出てくるかどうかの問題である。（序にいふが、邦字新聞の元祖は文久二年正月、幕府の蕃書調所で飜譯發行した『バタビヤ新聞』であるから、邦字新聞の最初のものに關つても前記のものより古いものが得られぬのである。）

サテ我々は前章『保險知識の輸入』に於て述べた如く、一八三五年香港で設立された保險會社『ユニオン・インシュアランス・ソサイティ・オヴ・カントン』があり、また一八四三年バタビヤで設立された保險會社『バタビヤ・シー・エンド・ファイア・インシュアランス・コンパニー』があるから、近隣の其等の會社が、眞先きに我國へ渡來したのではないかと思はれる。

INSURANCES.

NORTH CHINA INSURANCE COMPANY.

NOTICE.

MACPHERSON & MARSHALL, Agents.

NORTH CHINA INSURANCE COMPANY.

AT a Meeting of the Directors held on the First of September, 1860, the following resolution was adopted,

"That on all Policies of the Company granted on and from 6th June 1861, the ordinary rate which, Tea and Silks are underwritten shall be reduced to three per cent. instead of five per cent. as hitherto."

MACPHERSON & MARSHALL, Agents.

Yokohama, Decbr. 31st, 1860.

NORTH CHINA INSURANCE COMPANY.

The Undersigned Agents to the above Company are prepared to receive Risks, GRANT POLICIES and Settle Claims for Fire in Yokohama.

MACPHERSON & MARSHALL.

Yokohama, Sept. 1st, 1862.

UNIVERSAL MARINE

『ジヤパン・ヘラルド』は週刊であつたが、文久三年（西紀一八六三年五月）『ジヤパン・コンマーシアル・ニュース』の創刊さるゝに至り、その競爭に打勝つべく、同年十月二十六日より日刊『デーリー・ジヤパン・ヘラルド』（The Daily Japan Herald）を發行した。それは大判二頁大の廣告本位のものであり、それには外國保險會社の廣告が相當見られる。いまこゝに挿入した寫眞はその翌年一月中發行の綴込の中から一枚をとり、その保險欄の廣告の一部分を採つたものだが、『ノース・チャイナ・インシュアランス・コンパニー』の廣告が三つ出て、其の下に『ユニヴアーサル・マリン・インシュアランス・コンパニー』の名前だけが見られる。併し原本には其下に、も一つ『ノーザーン・インシュアランス・コンパニー』

の廣告が出てゐる。『ノース・チャイナ・インシュアランス・コンパニー』は一八六二年（文久二年）英國會社法によつて創立され、上海に本店を置いて營業せる保險會社である。そして同社は例の『ユニオン・インシュアランス・ソサエイテイ・オヴ・カントン』社中の一社である。（その社については後に再述する）

明治初期外國保險四十餘社を算す

共の後外國保險會社の侵入年々增加し、我國における外字新聞に揭げらるゝ外國保險會社の廣告は從つて著しく激增して來た。いま明治七年から八年へかけての『ジャパン・デーリー・ヘラルド』及び『ジャパン・メール・デリー・アドヴアータイザー』(The Japan Mail Daily Advertiser) 兩紙に現はれた外國保險會社の名稱を擧げると左の如く、四十社以上を算する。中には同一會社と思はるゝものもあるが社名の廣告の仕方の相違するもの其他を別箇に取扱つて揭げた。また冠詞のあるもの、なきもの、そのまゝとした。それから社名の後に括孤して、時に會社の所在地、國籍を現はせるもの、時に創立年次、時に營業保險種類を示せるもの、それもそのまゝとした。

North China Insurance Company.
Chinese Insurance Company, Limited. (All Risks)
Royal Exchange Assurance Corporation (1720).

Home and Colonial Marine Insurance Company (England).
London and Oriental Steam Transit Insurance Company (or Office).
Transatlantic Marine Insurance Company, Limited (Berlin).
China and Japan Marine Insurance Company.
Yangtze Insurance Association of Shanghai (Marine).
Shweizerischer Lloyd Transport-Versicherungs Gesellschaft.(=Swiss Lloyd Insurance Co.) Winterthur.
Vaterlaendische Transport-Versicherungs-Actien-Gesellschaf, Eberfeld.
La Compagnie Lyonnaise d'Assurances Maritimes (Ltd.).
Dresden Marine Insurance Company.
Helvetia Marine Insurance Company In St. Call.
Union Insurance Society of Canton (Marine).
Manchester Fire Insurance Company (1824).
Stafford's'ire Fire Insurance Company.
Britannia Fire Association (London, 1808).
Norwich Union Fire Insurance Society (1821).
Hanseatic Fire Insurance Company, Hamburg.
Phoenix Fire Assurance Company, London.
London Assurance Corporation (Fire; 1720).
Manchester Fire Assurance Company.
Hamburg-Bremen Fire Insurance Company.
German Fire Insurance Company (Ltd.). (=Deutsche Feuer-Versicherungs-Actien-Gesellschaft, zu Berlin.)
North-German Fire Insurance Company in Hamburg.
The Lancashire Insurance Company (Fire).
Sun Fire Office, London (Fire, Bdgs. & Merchandise), 1710.
London and Lancashire Fire Insurance Company.

Transatlantische Feuer Versicherungs Actien Gesellschaft in Hamburg (Fire).

The Java Sea and Fire Insurance Company (Batavia, Java).
The Sea and Fire Insurance Company (The Oosterling, Batavia, Java.)
Northern Assurance Company (Fire & Life).

The Batavia Sea and Fire Insurance Company (1843).

Guardian Fire and Life Assurance Company, London.
La Neuchateloise Societe Suisse d'Assurance des risques de Transport à Neuchatel (Agent: Societe Anonyme Franco Japonaise, No. 91, Yokohama), March 4, 1872, Marine.
The Second Colonial Sea and Fire Insurance Company of Batavia.
Scottish Imperial Insurance Company (Fire, Life & Annuities), London.
Merchants' Marine Insurance Company, London.
The North British and Mercantile Insurance Company of London and Edinburgh (1809).
Scottish Commercial Insurance Company.
New England Mutual Life Insurance Company, of Boston.

而して右のうち生命保險專營會社は、最後の『ニュー・イングランド・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・コンパニー』一社だけで、其他は火災、運送、海上保險會社である。但しその火災、海上保險會社中、生命保險を兼業とする會社は、ざつと見たところ五社ある『ロイヤル・エキスチェンヂ』『ノーザーン・アッシュアランス』『ガーディアン・ファイア・エンド・ライフ』『スコッテイシュ・インピーリアル』『ノース・ブリテイッシュ・エンド・マーカンテイル』等がそれである。

外國會社と保險契約

而して本邦人が外國保險會社を利用し、それと保險契約を結んだ一例は、慶應三年福澤諭吉が第二回の米國行（歐洲行と三度目の洋行）から歸朝の途次、仙臺藩のために購入した洋書の輸送に保險をつけたことである。福澤は仙臺藩から鐵砲の購入を依賴された金で、鐵砲は當節不要のものとし、一存で急需を告ぐべしと見込んだ洋書を買つたのである。石川幹明著『福澤諭吉傳』第一卷に、藤原相之助著『仙臺戊辰史』の中から引用したその時の計算書が見えるが、千六百六十五ドル九分の定價の書籍に、二百四十九ドル九分の保險料を書き出してゐる。一割五分餘といふ高率な保險料で吃驚する。

尤も右は外國に於て外國の保險會社を利用した例であるから、内地に於て、外國保險會社を利用した例をいふなら、我が輸出商が輸出商品につき外國會社に保險をつけた事實を擧げねばならない。所でそれには既述明治二年刊行、吉田表二郎著『蠶種商法』の記事を引用するのが好適であらう。即ち書中蠶紙のフランスへの輸出につき心得を述べて曰く、

「右荷物を運送するに付ては難船の恐無きにあらず、因て縱令覆沒危難のことありとも損失のなからん爲めに、聊の分合にて此償ひを引受ることあり、之を海上請負と云ひて各國何處にも請負の社中といふものありて橫濱にも出張所あり。扨請負の仕法は蠶紙一箱の價一枚に付二弗と積り五百弗の銀高ありて、其高にて海上請合を組むときは若し怪我あれば只此の五百弗のみを償ひ返す、故に五百弗の品物なれども賣抑する時の利益を見込み先づ正味五百弗の者は二三割をかけ、六、七百弗と定めて請負を取組むなり、但し其分合は品物次第にて其差ありと雖も、大體蠶紙は一分五厘より二分五厘なり、縱令は一箱代を利益と共に見積りて七百弗と定むれば此二分は十四弗に當るなり。尤も其時宜により眞價五百弗なれば四百弗或は眞價にて組む人も有り、此は其分合少き故に無事なればそれだけの益なれども、事あるときは元金に損ある故に通常分合を懸けて組む方然るべし」（下略）云々

即ち右によつて、保險のつけ方並に保險料のことも判るが、それ

は我が輸出商の實際行つてゐるところを述べたものであり、當時日本に保險會社がなかつたから、邦人が外國保險會社を賴つてゐたことが充分に知れやう。而して爰において、當時既に見込利益が、超過保險として認められてゐたことが見出されることは、注意に値ひしやう。

外國生保會社の邦人契約引受

以上は外國保險會社が我國に於て、內外人に對し損害保險の契約を營み來たつた初期の歷史についての記述であるが、外國保險會社が邦人に對し、何時頃から生命保險契約の引受けを始めたであらうかが、本邦生命保險業史にとつて最も重要である。

森莊三郎博士稿『我國に於ける科學的生命保險業の興起』（國家學會雜誌第四十三卷第二・三・四號所揭）には『外國生命保險會社が我が國民に向つてその事業を及ぼす旨の廣告は、明治十年六月にロンドンの Provident Clerks' Mutual Life Assurance Association の爲した左記のものを嚆矢とするやうである』と、十年六月十三日の『東京日日新聞』（第一六五七號）に於ける『プロビデント・クラークス』相互生命保險會社の廣告全文を轉載して居るが、我々は同一廣告を、約一ケ月前の『讀賣新聞』に見出すのみならず、それより半歲以上も前の『讀賣新聞』に『プロビデント』社が日本人の生命保險を引受けるといふ雜報をも見出すのである。

而して約一ケ月前の廣告とは、明治十年五月二十一日發行『讀賣新聞』（第六九九號）の廣告で、次の如きものである。

『下名今般日本國人性命請負の依賴擔當の委任をプロビデント、クラルクス、マチューアル、ライフ、インシュレンス（英國龍動に有之性命會社の名）の總理より受け性命會社を立て屢〻價を以て擔任す。

概　則

年齡滿二十五歲の者は每一ケ年金額十二弗の掛金を以て性命請負の依賴擔當可申已に擔任の後其依賴人死去する時は同人親族へ當會社より金額五百圓相渡可申年齡二十五歲上下は其掛金これより增減あるべし詳細の詳悉下名へ御訊可被下也

橫濱六十七番　ジョン、ウキルリアム、ホール』

またこれより約半歲前の雜報とは、明治九年十二月五日發行の『讀賣新聞』（第五六一號）所報左揭の記事をいふのである。

『橫濱六十七ばんのホールといふ佛國人は是まで外國人ばかりのライフインシューレンス（人の命を保護する法）をして居りましたが今度また日本人でも受合ふといふ。』

なほ、明治十年一月六日東京にて第一號を發行した英字週刊新聞『トーキョー・タイムズ』に前記『プロビデント・クラークス』社の廣告が出てゐる。爰に寫眞版として揭ぐるものがそれ（左下の廣告）である。而して擴大鏡によるも、その下部の文言は讀み難いだらうから次に原文を示す。

TOKIO TIMES.

SUN FIRE OFFICE, LONDON.

NORTH, THOMPSON & CO.,

THE LANCASHIRE FIRE INSURANCE COMPANY.

CURTIS' HOTEL.

THE PROVIDENT CLERKS' MUTUAL LIFE ASSURANCE ASSOCIATION.

C. A. FRISCHKING.

"The undersigned having been appointed Agent for Japan / is authorized to accept Proposals at Home Rates / Jno. W. Hall Yokohama, January 1877.,

之を意譯すれば日本代

理店に任じたジョン・ダブルユー・ホールは本國並み（英國並み）の保險料にて契約の申込を引受くといふので、日附は橫濱一月一日となつてゐる。

この本國並みの料率（ホーム・レート）は、日本人に適用された條項か、否か、また本廣告が日本人に對しても呼びかけられたものか否かは判然しないが、兎に角日本に於て最初に廣告した生命保險會社は『プロヴイデント・クラークス』社と思はれる。

請負之事　第三十七條

一荷物蒸氣船家屋人命請合　一高輕ら外國請負會社と條約ニ上請負ニ付受取書を要する事

併し、明治六年十月公稱資本十萬圓で東京に創立された各種代辨業『內外用達會社』の『商務取扱心得』（營業準則又は營業案內と見るべきもの）によると、その第三十七條から第四十二條までは『諸請負之事』に關する規定であつて、それは外國會社との間に各種保險の取次、又は、代理、或は紹介をするものらしい。爰に挿入した凸版は同社備附の原本と思はれるものから採つたものだが『荷物蒸氣船家屋人命請合之商務は外國請負會社と條約之上請負に付』云々と讀まれる如く、邦人のために外國保險會社に對し代辨をつとめるものである。いまその『心得』のうち生命保險に關係ある箇條を擧げると次の如くである。

『第四十一條　一、人命請負は二分より三分位のものとす』

『第四十二條　一、右請負は營へは荷物を運送するあり其價千圓或は蒸氣船を運轉するあり其價十萬圓或は家屋を造營するあり其價一萬圓或は人命沒後に子孫に讓らんと要する其金高一萬圓等之望に任せ請負會社においては荷物或は家屋或は人體を檢查し荷物紛失蒸氣船沈沒家屋類燒人命相果る時は何萬圓也可差出條約を爲すに依て每年或は每月何圓宛請負會社へ可出等之諸規則なり』

これだけでは生命保險のことは不分明、特に生命保險料を『二分より三分位』といふに至つては、保險種類と加入年齡を無視した不合理なもの（いはば賦課式保險、或は類似保險みたい不合理なもの）で、よくもこんなことで保險加入者があつたかと思はれる。が、半文明國として取扱はれた時代だから、そして死亡調查の出來上つてゐない日本のことであつたから、止むを得ないことであつたかも知れない。尤も、左樣に規定を設けてあつても實際同社を通じて、生命保險契約を結んだ人の有りや、無しやが疑問である。併しこの內外用達會社の出現と、その人命請負に關する營業規定の存在は、外國保險會社の本邦人に對する契約引受けが明治六年まで遡ることを可能ならしめるものである。初期の洋行者、先覺者中にあつて、維新前後に外國會社と生命保險契約を結んだといふ記錄を得たいものである。

五、轉換期の請負と保險

（東京海上保險會社の創業迄）

造幣寮の請負
運送危險請負

我等は德川時代早くも、船路には海上請負制、また陸路には荷物請負制を有つてゐた。そして生命請負に相當する共濟制度及び救濟保護制度をも併せ有つてゐた。されば明治四年五月政府が『新貨條例』を公布するにあたり、『造幣規則』を定め、其の第十五條において、民間依賴の

錙貨に對し、運賃を要するものにつき、運賃と共に危難請負料を徴して、錙貨運送の安全を期したことに、何の新意をも認め得ない譯であるが、從來此の事實は、不思議にも我が保險學界によつて看過されてゐることだから、本章のはじめに、先づこの一節を設けた次第である。

但し當時造幣寮の首長として任じたものは、英人キンドルであつたから、彼れの意見によつて危難請負制が採用されたものかも知れない。イヤ或はまた『造幣規則』そのものがキンドルの草案によつたものかも知れない。が、いづれにしても、恐らくそれは國家保險の最初の試みとして記錄さるべきものである。そしてまたそれは、轉換期を迎へた從來の請負制の最初の動向でもあつたことを記憶すべきであらう。よつてその規定するところを揭げて記念としたい。

明治貨幣公布四年新例
中運賃及危難請負料表

「造幣規則
第十五條大阪を除くの外各開港場にて日本及び外國貨幣又は金或は銀地金を納め造幣を望む者は定日數三十日の外往返日數幷運賃危難請負等左の略表通り心得べし

地名	往返日數	運賃幷危難請負料
神戸より大阪迄	二日	百に付〇、二五
横濱より同	十五日	百に付一、二五
長崎より同	十五日	百に付一、七五
新潟より同	四十五日	百に付四、二五
箱館より同	三十日	百に付三、二五」

保任社の設立と積荷請負及荷爲替

妻木忠太編『維新後大年表』を披くと、その明治五年十月二十七日の欄に『開拓使にて北海道航海荷物運輸仕法を設け東京・大阪・箱館三所に往來開始』また『模本六兵衛等保任社を創立し北海道難破船保任方法を定む』といふ二つの記事が見出されるのである。これは太政官布告によつたもので、この事實も我が保險學界は永く閑却してゐたのだが、大正十四年森莊三郎稿『我が海上保險業の萠芽時代』（國家學會雜誌第三十九卷第六・七・八・十一・十二號所載）によつて、周知せしめられた。詳細は同論文に讓り、爰には保任社が明治六年一月十五日成立したこと、その營業とする請負即ち保險の範圍は、函館東京大阪間の船積荷物に限り、また危難は難波、濡損、荷打、船盜或は乘組員の不法に因つて生ぜし損害の全部又は一部に限ると、外に荷爲替貸金の取扱ひを行つたこと、そして保任社は北海道開發のために政府保護（基本金十萬圓の貸付並に汽船北海丸の貸渡其他）のもとに成立したが、不都合のかどあつて翌七年三月廢社を命ぜられたといふことだけを述べておかう。

丸屋商社社中死亡請合規則

丸屋商社とは今の丸善株式會社の前身で、明治二年、福澤諭吉、早矢仕有的其他の發起にかゝるもので洋書、藥品、唐物を商つた（仕立局といふのもあつたが、多分洋服部とでもいふものか）。その商社の社則、趣意書を四六版の活版刷にしたものが『丸屋商社之記』で、同書の後半は『丸屋商社死亡請合規則』であり、同規則はすべて十一條より成り、最後に社員名簿をつけてゐる。

この死亡請合規則は丸屋商社の社員にだけ適用されるもので、保險料は同社の積立金利息中から、支辨するから社員は請合料なしに請合（保險）をつけて貰つてゐるわけである。といふても、實は保險料など計算してのことでなく、積立金利息其他を以て死亡者に定額（五十圓）の請合金を渡すのだから、いはゞ弔慰金制度を立てたといふにすぎないが、それを死亡請合といひ、社則を以て、保障した點に於て、空前の試みとせねばなるまい。何しろ丸屋商社の記は、福澤諭吉の筆になつたものと傳へられてをり、たしかにさうと信ずべき文體であり、趣旨も嶄新、精密で、多分に西洋式を取入れてある。特にその死亡請合規則を定めたことは、福澤が『西洋旅案內』で率先して『人の生涯の請合』を紹介した人だけに、左こそと肯かれる。

丸屋商社死亡請合規則

次にその死亡請合規則の全文を揭げる。これは『明治文化全集』が發行され、その第九卷『經濟篇』の出るまで（昭和四年八月）世間に知る人稀れであり、なほ同書出版後においても、我が保險學界は宗旨違ひの本として注意しなかつたものである。（挿入の寫眞は原本の表紙と死亡請合規則の第一頁）

『丸屋商社死亡請合規則

當社に入て商賣を勉る者は、人々の働に從ひ配分の利益あることなれば存生の間は衣食に差支なしと雖ども、或は死後の覺悟までは手に及ばざる人もあらん、依之此度元金五百圓を備へ、毎年の利息を以て死亡の人に給するの議を定む、其規則左の如し

第一條　從來積金の內、人頭稅幷に無名積金を以て此元金を備ふべし、但し現今積立不足なるが故に、保續積金より金百圓、福澤氏より金百圓を無利足にて借入定數に充たしめ、年々の積金幷に利足を加えて其高增加することを俟て、其借入金を償却すべし

第二條　此元金は商社公同のものなれば、入社金として之を用ひ、毎年其利益を加へて增加すべし

第三條　社中死亡する者へは死後卽時に金五十圓を與へて、病中死後の用に供すべし

第四條　死後の用に供へて餘あらば、當人の遺言に從ひてこれを處置する可、又は遺言なくば最も近き親族へ渡すべし

第五條　目今此請合の高を五十圓と定めたれども、此後死亡の人少なくして元金は次第に利倍增加する時は、再議して此高を增すべし

第六條　殷社して他の事を爲す者へは請合の高を與ふることなし、但し年老して隱居するか、又は現に社の事を辭すと雖ども他の商業に就かずして隨意に社の議に關する者は、この請合のことに付き社中と同做して定りの高を與ふべし

第七條　此請合金を受る者は社中同一なれども、試中幷に臨時雇の人はこれを除く（試濟の後一ケ年を經て評議上第一類に入るは次條の如し）但し入社退社其外の事故に由りこれを受く可き人の姓名は卷末に記し置き、時々增減あるべし

第八條　吾社中に來るもの商業稽古人（中年或は小僧の類）は試濟の上全一ケ年を經て始て死後請合金第一類の連名に入り（金十圓を與ふ）第一類全一ケ年を經て第二類に入り（金二十圓を與ふ）第二類全一ケ年を經て第三類に入り、働社中と均しく金五十圓を與ふべし

第九條　臨時雇の人は之を除くの法なれども、試濟の上全一ケ年を經て社中の入社に由て此連名に入る時は上件の如し

第十條　働社中の評議に由て新に働社中に加はる人は、入局後の日數に拘はらず働分の多少を問はず、第三類の連名に加ふべし（金五十圓を與ふ）

第十一條　賄所奉公人幷に荷造方等は入局より全三ケ年を經て始て第一

類連名に入るを得べし、但し社中評議の上にて業務方の人員に加はる時は其商業に入るの年を以て第一類連名に加へ、次年より之を倍すること一般の例の如し」

——姓名錄省略——

【編者註】 働社中とは從業員にして、元金社中、卽ち株主と區別す。保續積金とは諸償却積立金及び非常準備金其他を意味する。

陸運元會社の保險辨償開始

明治五年三月、定飛脚問屋吉村甚兵衛は飛脚問屋に代る運輸會社を創設したが、翌四月外國の會社法に倣ひ、陸運元會社と稱し、越えて同年六月東京日本橋に本店を置いて開業した。同社は『內國通運株式會社發達史』に記せる如く、內國通運社の前身であつて、政府の保護のもとに生れ、獨占的地位を保ち、且つ政府の受託會社として營業せるものである。卽ち政府の認可を得たるその『陸運元會社定則書』の第一則には『當會社は陸運元會社と名號し各濱陸運會社と規則を合し會計を通じ、專ら運輸の事を以て本業とす』といひ、また第二則に『當會社は驛遞寮の御管轄にして社中の規則取扱の方法會計の簿冊等常に同寮の監護檢閱を受くべし(下略)』といひ、更に第三則『當會社に列する者は別仕立の外郵便切手無之書狀を必ず遞送すべからず且金入書狀遞送は驛遞寮の法令に可遵事』第四則『通貨物品運輸の賃錢を定め或は是を變更する時は總て驛遞寮の檢査を得後取極可申事』としてゐる。他方、明治六年六月二十七日の太政官布告は、從來の飛脚業者に對し九月一日を限り無免許營業を禁じ、且つ陸運元會社へ入社又は合併を論してゐる。(本篇八頁參照)

而して此の陸運元會社が、はじめに危險請負をなさなかつたことは同社の定則中に其の事を掲げてゐないことで知られるが、明治六年八月十五日發行の『郵便報知新聞』に次の如き投書があることで、はつきりする。(前半省略)

「……既に横濱龜屋某より上州厩橋形屋某に送れる金貨數千圓を陸運元會社横濱出張所へ托せしに其遞送の途中に於て賊のため悉皆强奪に逢ひ其辨理の論に立て到底官の裁判を仰ぎしとこれ全危難請負の約束なきの弊害と云ふべし(中略)請ふ金貨物品の運輸を以て業とするの君子よろしく危難請負の一規則を創立し以て千里に遞送するも各自懐にするの思ひをなさしめんことを要す」

併し『內國通運株式會社發達史』によると六年六月『危險辨償の法をも創設し、始めて運送貨物の安全を得るに至れり』とあるから、右投書の被害物は危險請負に附せなかつたものであらうし、投書家もまだ同社が危險請負開始早々で知らなかつたのであらう。

陸運元會社は七年四月『諸物貨取扱規則』を再議定し、貨物の受付より事故辨償及運送保險に至るまで一切の方法を詳細に定めた。そのうち保險關係の規定若干を拔書すると

「保險料を付せず、定式運賃を拂ふ者に向つて其辨償を爲すべきものは、社員及宰領等の粗漏を以て紛失或は破損せしめ、或は盜難に罹り、或は其目錄及送單に貨物の品目を詳記し且其價を記するものに限るべし」

「保險料を收めて其損失を辨償すべきものは、其遞送中河海山谷に沒失し或は人馬の顚蹶轉倒等を以て之を破損し、及尋常失火を以て之を燒失する等のものに限るべし。右等の損失七分以上全分に及ぶものは其保險料元價五分以上一割半を辨償し三分以上七分以下の損失は、其保險料原價三分以上五分以內を辨償し、以下の損失は皆原價一分以上三分以下を辨償すべし。然りと雖も其道路の遠近安危を參酌し、皆豫め其金額を議定すべし。又其保險辨償をなさゞる事項は天災戰爭等に遇て之を防護するの術なく、或は兇徒强盜の爲に奪掠せられ宰領及護送者の力及ばざるもの、或は深雪、洪水暴風雨等を以て道路梗塞し、終に其發着を遲延し、爲に生ずる所の損耗、及其荷造粗漏なるを以て之を保し難く、其貨主に報じて、之を改造せしむと雖も、之を肯んぜず、强て遞送せしめ、或は破損し易き物貨に保護の準備を爲さず、或は會社に明告すべき事項を怠るを以て來す所の破潰等是なり。又滄海中難風等に遭て、其貨物を覆沒し、或は火災中堅固の土藏に收め、殊に保護を加ふと雖も、終に其貨物を燒毀し、或は天災强盜等に奪掠せられ、或は深雪洪水等を以て道路梗塞する等に遇へば、皆之を其地の區戶長及二名以上の保證人の證書を以て當時の實狀を證すべし。又前條記する所の保險を約すれば、必其約定書を發し、其保險料と交換すべし。又其保險を約する貨物と雖も、若國法に違犯する貨物及び會社に明告せずして火藥等危害の物品を發するものは、皆其約定の効力なく、假令如何の損耗を來すも、會社は其辨償をなさゞるべし。又保險辨償法は、其保險物の原價に適する通用貨幣を以て之を辨償し、必ず其正貨物の辨償をなさず又其辨償金額五百圓以下は三十日以內、千圓以下は五十日以內、千圓以上は百日以內を限り、其物貨授受の兩地に於て、之を償ふべし。又辨償の日會社に於て、其破壞滿傷等の貨物を收め、其原價總金額を交付し、或は之を鬻賣し之に加ふるに其不足金を以てし、之を償ふも亦妨げず。又會社資本金の總額十萬圓を以て、其辨償金の抵當に充つと雖も、正金は常に營業の資金に供するを以て、時として大金辨償の支障なしと云ぺからず。故に會社所有の地券、及不動產の金額五萬圓を以て之を驛遞寮に預置し、其辨償の準備に供すべし。右安全準備五萬圓に限るを以て、平常各地保險辨償を約する金額も、亦此數を踰ゆべからず。若東京、大阪に於て約する所の辨償の金額、一時五萬圓を超過すれば、卽更に其抵當品或は正金を以て、之を驛遞寮に出し、其保證を請願すべし。其他各地も亦報知に從ひ皆前條辨償抵當の準備をなすべし。右皆驛遞頭の公認を得て定むる所なるを以て社員宜く之を遵奉すべし」

陸運元會社の本店に代つた舊和泉屋飛脚問屋の圖

右は少々長いが、從來保險學界に顧みられなかつた資料であるから、敢て冗漫を嫌はなかつたが、右でみると、會社の責任、免責條項、責任準備金、供託金等を詳細に規定し、爰に明治七年四月、始めて陸運元會社により、西洋式保險に最も近似する保險制度が採用されたことを見出すであらう。

(附言・飛脚問屋と保險の關係は深いが、日本橋瀬戸物町の舊飛脚問屋島屋の跡に以前日本生命東京支店があつた。何かの緣因だらう)

第一國立銀行官金取扱請負

明治五年八月國立銀行條例の公布あり、翌六年六月第一國立銀行はその最初のものとして設立を見た。今の第一銀行の前身である。而して同行は翌七月廿日の開業であるが、政府は、同行の開業に先だつて、六月中同行をして官金の取扱ひをなさしむべく約定し、七月二日布告を發した。『大藏省第一國立銀行金銀取扱規則』といふのがそれで、『法令全書』に就て見ると全文十六條より成る。今そのうちから保險關係の箇條を擧げると左の如くである。

「第十條　此銀行に於て盜難又は水火難等之れあり預ケ金銀を紛失することあるとも凡て本店銀行の請負たる可し但非常の變災は此限にあらず」

「第十六條　此銀行に於て金銀受拂の取扱ひ並預り金の請負等をなすに依り保險手數料として預け金の內高百萬圓迄は百分の三右以上は百分の二と定め毎年六月十二月と兩度に拂ひ渡す可し」【註】 保險の險は原本のまゝ

即ち政府は第一國立銀行に對し、百分の二または三の保險料を自發的に支拂ひ、同行に强制的に預り金の保險を引受けさせたものである。此の事は保險資料として見逃すことのできぬものだが『第一銀行五十年小史』にも記載がもれてをり、勿論從來保險學界に於て取上げられたことのない事實であらう。

第一國立銀行
海上保險兼營

明治三十三年發行の『青淵先生六十年史』第十一章銀行業第三節、第一銀行沿革中、同行が明治十年海上保險業を始めたことが述べてゐる。然るにこれまた既掲森莊三郎稿『我が海上保險の萠芽時代』の精詳な研究が發表されるまで、保險學界は永く無視してゐた事實である。我々はこの事實は森博士の研究論文に譲ることゝなし、爰には『青淵先生六十年史』の記述を擧げやう。曰く

「當時保險の制なかりしを以て第一國立銀行本支店間荷爲替の物品に限り海上保險の方法を設け明治十年五月廿八日大藏省の許可を得て之を施行し同年八月特に三萬圓の資本を割て海上保險の資に充て明治十二年八月東京海上保險會社の創立に際するまで之を實行」

然るに『第一銀行五十年小史』（小史といふても菊版本文百五十頁の書）には『海上保險業を起し』と一句あるだけだ。尤も第一銀行の好意によつて知ることのできた未刊の稿本『第一銀行五十年史稿』卷三には次の如き記事があり、同行が海上保險業を兼營するに至つた動機を說明してゐる。曰く

「抑も海上保險の業たる東北地方における本行の荷爲替發達に伴ひて其必要を感ずるに至れるなり。是より先明治八年上州に生糸荷爲替の出張取扱を開くや、同地商人の歡迎する所となり、將來有望の事業たるを明にしたれば、翌年之を福島地方に施行し、尋て宮城に出張所を設けて、米穀の荷爲替を開き次第に盛大に赴けり。然るに當時東北地方は鐵道線路いまだ敷設せられず、僅に汽船の便あるのみ、而も船體矮小脆弱にして、風浪の危險多く、米穀其他の貨物を運輸するの際萬一の變あらんには、荷主及び本行の損失測り知るべからざるものあり。よりてこの危險を避くるの方法を講ずること、焦眉の急務なれども、當時保險制度の如きは未だ世人の夢想にも上らざる所なれば、本行は自から海上受合業を案出し、海上受合規程を制定して、明治十年五月より實行せり。これ保險業の一種にして、實に我國における海上保險の嚆矢なり。かくて本行は海上受合業の資本として、資本金の內三萬圓を割きて之に宛て、且つ各種の公債證書を買入れて其準備となし、保險料の收入は、五萬圓に達するまでは積立おきて元今を償却し、併せて將來獨立の資本を作るの資に供したり。然るに此業務は、世運の進歩と共に需用日に多く、積立金も次第に增加せしが、十二年に至り頭取澁澤榮一等相謀り、東京海上保險會社を創立するに及び、同年八月限り之を停廢し、業務を擧げて同社に讓り渡せり。」

右につき附記するまでもなく、讀者諸君は海上保險の元祖は第一銀行（時の第一國立銀行）ではなくて、明治六年創業の保任社であつたことを知るであらう。なほまた當時保險制度の如きは世人の夢想だにも上らなかつた所といふも、必ずしも然らずであらう。我等が既に述べ去つた如く、保任社に次いで、內外用達會社現はれ、いづれも新聞廣告を以て、その事業を周知せしめたのみならず、當時の新聞亦其等の報道を怠らなかつたからである。

而も其の間外國保險會社の活動あり、そのうちには、日本文を以て、邦字新聞に營業廣告を出したものもあるし、なほ明治八年末には『海陸運輸請負社』なるものを計畫し、目論見書を印刷して小冊子となし、廣く有識の士へ配布した事實もあるからである。

爲換及請負要領と
海陸運輸請負社

それは『爲換及請負要領』なる小冊子の後半部を成すもので、前半部は爲替會社の創立趣意書と定款規約其他の草案であり、同書には、その爲替會社を『交貨會社』と呼んでゐる。いま我々には『交貨會社』には用がないから、後半部の『海陸運輸請負社』について一瞥を與へやう。尤も之を詳述することは生命保險業史の役目ではないが、世に知られること極めて薄い資料と思ふから、其の趣意の全文と社則の重要部分を掲げる。

『海陸運輸請負社則

木部萬平
頓首再拜謹て

華族諸公の閣下に啓す夫海陸運漕は國家の急務上下の緊用彼の富國强兵の道も此に外ならず是以復新以來は廟議も諭らず內國は勿論海外の諸國までも運漕の道を被爲開の御旨趣にて卽今既に三菱會社へ命ぜられ廻漕の便利を謀らせらる獨奈せん交換請負の法方未立海陸破損の物品渾て荷主に匯集して遂に運漕遲疑の弊を生ずるに至る之を車に譬ふ運漕と交換とは兩輪なり請負は軸なり其一を欠ば行れがたし就中請負は尤緊要とす猶ほ軸の兩輪を轄するが如し然而運漕の道は既巳開行し交換請負の兩法は未立此れ萬平が嘗て隔靴の擧情に堪ざる所以なり是故に往年既に結社建白して官允を蒙り特に拾萬の資本金を恩下し因て東京大阪函館の三港に交換所を設立し逐年漸進して內國より海外に波及せんと日夜焦心盡力の際豈圖んや社中事蠱あり官資　らず岡社之がために廢棄す所謂功を一簣に缺の浩歎萬平が肺腸寸斷するが如し　是姑く廢棄す閑に就て時を俟つ風聞く屬者

皇上會館へ臨幸被爲在親く諸公に勅諭あり依之諸公家祿高の幾分を醵資して國家富强の經綸をなし給ふと果て如斯なれば實に復新以來の盛擧と云ふべし萬平抃舞に堪ずして日嗟々此れ眞の天時なり於是乎竊に謂らく華族は官民の中閒に屹立して富有四民の表に卓絕せり其資本を醵て經綸の用に供すること固より易々たるのみ然而富貴なる者は醵資に易と雖ども經綸の術に拙く貧賤なる者經綸の術に巧と雖ども醵資に乏く此の二人の者相須て然後に能く經綸の術を得て國家の用に供するに足るべし今萬平は所謂敗軍の將にて復た兵を說べき者にあらずと雖ども仁に當ては師に讓らざるの時勢に遭逢し固疾忽ち再發し忘意長喙して云ふ願くは彼の醵資を用て請負の基礎を創立し以て內外上下融通の便利を開き給はん事を果して如斯なれば爲換の法方完備して上は國家の治化を贊成し下は人民の富有を培育し到底は諸公閣下無窮の鴻業を開成し永續の資本たること十朋の龜も違ふ事あたはざる者か然亦竊に過慮することあり此番諸公の醵資を聞や世の經綸有志の輩往々經綸の法方を進呈し百方辨說することあらん而して其間或は公議を假て私利を弋收するの徒無を保ちがたし故に特に別紙法方書を進呈し以て表正隱邪の貨囮に非ざるの左劵となす幸乎萬平誠惶頓首謹白

明治八年十二月

海陸運輸請負社則

今般海陸難破請負を創業するは有志金を醵して何十萬圓を基本金とし及び爲換社益金の內幾分を分割して之を加入し請負資本と定め全國物產の運輸を便にし四民互の融通を計らんと欲す故に各此意を體認して其力を竭し窮海偏陬の地に至るまで一般諸產物を盛大ならしめんことを期す依て自今請負社を設立し其規定左に記載す（中略）

第三條　諸荷物請負の儀海上運漕の分は特に汽船を撰精して航海の危難なからんを要とす陸地運送は諸道の驛遞所に協議して諸事不都合を生ぜざるを注意すべき事

第四條　請負の制限は煉瓦の家屋土石の藏庫藏入の物品海陸運送の物品右四品に限るべき事

第五條　煉瓦の家屋及び土藏は火難請負を附べし尤其建築の新舊善惡を檢査して現價相當の金高六七とを定規として火災請負ふべき事

第六條　土藏入の物品請負は土藏の善惡を檢査して堅固なれば請負ふべき事

第七條　運送の荷物請負の儀陸地は水火濡傷海上は難破濡損流失此二件

に限るべき事
第八條　煉瓦の家屋土藏火災の請負は當分東京横濱兩所と定む尤支店ある土地は漸次施行すべき事
第九條　請負は其品位悉く檢査して證書と引換料金請取べき事　但會社にて取扱ふべき荷物は時宜により其品物賣價の內より料金請取ることも有べし
第十條　災難請負は本支社共其物品請取たる時に始り引渡す時に終るものと定むべき事
第十一條　藏庫盜難は官裁に任すべし運送中の紛失は此限に非ざる事
右の條々社中一同協議決定せし上は聊違犯有べからざる事」（以下省略）

併し右の請負會社も、また交貨會社も、共に成立に至らずして終つたらしく、その後の經過を傳へる記錄を我々は未だに發見し得ないのである。而して右兩會社の目論見者、即ち『爲換及請負要領』の頒布者は、同書の署名で知らるゝ如く、木邨萬平である。我々は未だ木邨の傳記を探り得ないが、木邨萬平は『保任社』の副頭取（七人）中に見らるゝ名である。恐らく同人であるべく、同人ならば、さてこそ此の目論見があつたわけだと肯かれる。

家屋會社の火災請合案

更に一例を擧げると家屋會社の出現と其の火災請合案である。即ち明治八年三月二十三日發行『郵便報知新聞』第六二一號附錄に見ゆる記事廣告やうのものが、それであるが、それは家屋會社の設立を報じ、その營業案內を掲げて加入を勸めてゐる。同社を今日の言葉で言ひ表はすと建物會社で、家屋の賣買抵當貸付の世話を本業とし、兼ねて家屋の月賦販賣、或は月賦建築請負をなすものだが、その社の建築家屋に對し保險を附する案を立てたものだ。左に保險に關係ある營業規約の前半を掲げやう。

「夫れ衣食住の三は人間畢生の願望の歸する處にして貴賤貧富共に其情一なり近世我國人大に開明の域に進むと雖ども百般の事物猶闕漏少しとせず就中家屋の造營及び其賣買の道依然として舊に依り殊に不便を極めたり抑一家を造營せんとする或は築造費の一時に償却なし得ざらんより不得止して粗造の家に住居し常に火災の恐れを懷くこと恰も航海者の颶風を患るが如く二六時中安んずるの時なし苒併營て歐米諸國都街の狀を視るに築造堅固排甍整列時としては失火する者なきに非ずと雖も延焼すること極て稀なり未だ以て大小亂雜粗法なく高低度なく或は豚舍の如き者あるを不見加なるに門戸に張札して實坤の意を表す等最も不體裁と謂つ可し是れ併しながら彼と我とは貧富强弱相同じからざる處ありと言ふと雖も蓋し此事に於て其道あるに由てなり依て今般當商會に於て左の方法を相設け以て都下衆人の便宜に備へんとす江湖の諸君宜く御相談あらんことを冀ふ者也
明治八年　銀座彌左衞門十二番地　家屋會社
第一條　何人にても家を造らんとして本社へ御依賴あらば即ち請負造營し進す可し但し其形容と價格とは御主人の望に任す可し
但本文御依賴の節は其造營金高二割の證據金を本社へ御差入れなさるべし而して皆出來の節猶一割を御加へなさるべき事
第二條　前條請負家作代金は殘り七分の高へ當時至當の利子と五分の工益錢を加へ之を六十ケ月賦とし而して月々其割合金高を本社へ御拂下さるべし
第三條　右月賦金支滯して不納三ケ月を過すときは其家作は本社に沒收すべし而れども本社は之を糶り賣になし以て其元利口錢を引去り猶殘餘の金あらば其儘之を本人に返す可し
但利息は其時迄の日賦勘定にて引去るべし
第四條　請負家作本造を除くの外は期限中類燒を請合ふべし若し他火にて燒失せば直ちに本社の費用を以て同前の家を再造す然れとも震災或は兵火に罹る等は先前の條約總て其時限りにして雙方の損毛たるべし
第五條　當會社にて請負造營したる家屋は月賦金皆濟後も御主人の望に

因り爾後永く類燒請合をなす可し　但是等の條約を結ぶは別に本人の身元引受人を要すべし故に若し自火にて燒失し其月賦殘金の本人之を調達なし難きときは即身元請人より償却すべき者とす。
第六條　月賦請負家作期限中三十六ケ月以內の自火燒失に一時其殘金を本社へ返却せざれば再造を請負はず但し右月限以外の分は其儘殘金を据置き之を再造請負金高の內へ組入れ而して更に初めの法に準じて執行すべし
但火災請合の法猶別に規則あり」（以下省略）

なほ右に五ケ條續くのであるが、賣買抵當貸付に關する規定である。而してその最後に『本文第七條迄の事業は規則中未だ確定致兼候件も有之候に付當分の內施行不致候事』と附言してゐる。此の火災請合が成立したことは聞かぬ話だが、兎に角以上で、請負——保險の主要部分が實施または計畫され、保險は漸次ものになりかけ來つたことが知られやう。これから保險が請負に代る時代なのである。

東京海上創業

華族の一團より成る京濱間鐵道拂下組合は、明治十一年三月十八日の第四十回總會を以て解散し、其の政府上納の鐵道拂下代年賦金の還付を有利に利用せんとして、目論まれたのが海上保險會社で、組合華族は會社の創立を擧げて澁澤榮一に委託した。そして同年五月十三日其の初集會を開いたが、その席上澁澤は會社立案の要項を示した。いま『青淵先生六十年史』によりて之を窺ふに、會社の資本金は五十萬圓とし、內四十二萬八千圓は鐵道會社設立のため華族組合にて入金の分を充當、不足七萬二千圓を商估に募る。而して會社中合規則及び保險規定は、未だ海上保險條例制定なきため、英蘭保險會社の規則及び證書に準據し國律に參照して定め、保險を附すべき船舶は汽船帆船にて驛遞局の第一等通航保證書を有つものに限り、また保險を附すべき地方は、官物の外は日本海の各埠頭及淸國上海韓地釜山浦に限る。海上荷物の保險價格は資本金の五分の一以下を目安とするも、依賴次第何程にても引受く、尤もその場合は英國又は荷蘭の保險會社へ下だ受け（再保）を依賴する。

なほ損益豫算書において、危險率を歐洲保險會社の比例、特にロイド社中の例に準據して可なる理由を述べてゐる。が、要するに日本海の危險統計が未だ存せざること、三菱汽船會社の營業十有餘年の經驗も、未だ木邦の危險率とするに足らざること等等である。併しその損益計算は、可なり綿密に危險を調査研究した結果の所産といへる。

都下の諸新聞に掲載された開業廣告

その詳細は『青淵先生六十年史』の『第二十二章保險業第一節東京海上保險會社』の記事と森莊三郎稿『我が海上保險業の萠芽時代』の『五、東京海上保險會社』に讓り、同社が十一年七月七日內務卿に設立を出願し、越えて九月九日資本金を六十五萬圓に增加して會社設立の議を東京府に出願し、同年十二月十二日東京府より設立聞屆の指令あり、それから新な準備時代に入つたが、開業の運びに至つたのは十二年八月一日であつたこと、及び同社が第一國立銀行の海上保險業を繼承したこと、また保險は最初積荷に限り船體に及ばなかつたことを述べるだけにする。

六、現代式生命保險誕生前後

保險書の譯述

『海國圖志』や『西洋旅案內』其他に於て、泰西の近代式（moderne）又は科學的（Scientific）と稱せらるゝ保險（我々は爰に之を現代式といふ）の荒筋が明治維新前から紹介せられたことは既に述べた如くであるが、その後、やゝ譯つた紹介、より精詳な保險知識の輸入と普及は飜譯書の出版によつて行はれた。

そして其の最初に擧ぐべきものは、先づ文部省が編述を企てた『百科全書』中の一篇『百工儉約訓』である。百科全書は Chambers' Information for the People の第五版を臺本としたもので『百工儉約訓』は高橋達郎の譯稿により、明治九年に刊行された。從來此の書は、その書名が保險と無關係な故か、保險學界が無視してゐたことは、度々のことなれど、ヘタな目錄學問のせいであつたらう。同書は『貯蓄銀行、結友會社、年給金、貸金會社及び典當會社、貸金資本會社、慈惠典當社、謹防施療社、儉約小資本社』の八章より成るが、そのうち『結友會社』と『年給金』の二章が保險に關するもので、八章のうち二章では四分の一の割合にしか當らぬが、全篇百五十四頁中、その二章のために費された頁は五十二頁であるから、三分の一餘の割合となる。この二章は我等の文獻篇の最初に全文覆刻してあるから、讀者は直ちに肯かれると思ふ。

結友會社はフレンドリー・ソサイテイに當るもので、疾病保險や生命保險や年金を行ふが、同書に記述するところは、その舊式なものではなくて、新式（科學的）のものであり、ファール氏生命表によつて計算した保險料や年金の表も出て居り、『西洋旅案內』などの荒筋紹介とは遙ひ、これなら手本として模倣制度が生み出せるといつた程度に、稍々本格的保險知識の移植を試みたものなのである。

次いで翌十年には同じく『百科全書』の一篇として永田健介譯稿『人口救窮及保險』が刊行された。同書は百三十八頁の冊子だが、そのうち『人口』（原本『人口の事』）には三十八頁半を費し、マルサス（原本にはマルテス）の人口論を中心として論述して居り、『救窮法』には六十六頁を費して、イングランド、スコツトランド、アイルランドの救窮法を主題として論述して居り、『保險』（原本『保險命』）には三十三頁半を費し『保險命、死亡割合の事、金利の割合、保險命計算の的例、保險金割合を成立する事、保險は人たる者の職分なる事』の六題目に就て論述して居る。爰に保險命といふは、いふまでもなく生命保險のことで、譯者はそれに『イノチウケアヒ』と振假名して居る。即ち本書も亦保險といふも生命保險論だけに就て述べたもので、分節標題で知らるゝ如く、死亡割合は生命表（死亡生殘表）利息の割合（これは目次の題目で書中には金利の割合）は割引率、即ち豫定利率、保險命計算の的例は前二者を基礎とする純保險料の計算法、保險金の割合を成立する事は附加保險料を勘定に入れた表定保險料（又營業保險料）を說いたものである。即ち保險數學の大要が本書によつて始めて明白になつたことが判る。なほ最初の保險命には株式會社（原本は合本社中又は持主局）、相互會社（原本

は協同局）、混合會社の三組織に就て說明を與へてゐる。詳細は我々の文獻篇に全文が覆刻してあるからそれに就て見られたい。

序にいふ。從來多くの學者の『人口救窮及保險』の刊年について記述するところは明治十一年、又は明治十一年二月であるが、それは合本出版の刊行年月で分冊發行の刊年ではないから間違ひである。文獻篇の同書鈔錄標題の上に挿入のカットで知れる如く、分冊發行の分には、表紙題號の下右に永田健介譯、左に『明治十年文部省刊行』とある。百科全書は初め各篇の譯稿成ると共に分冊の假綴本で出版し、後ち數冊宛を合綴革表紙の完裝本として出版したものだ。是の書の發行年月を正認しておかないと、その前後の史實を取扱ふ上に誤認誤判を來さう。

マイエットの『日本家屋保險論』から保險會社案へ

明治九年一月から東京醫學校の語學教師に任じた獨逸政治學士パウル・マイエット（政治學士とは同人使用の日本名刺の肩書に從へるもの）は來朝早々日本の政治經濟問題の研究に沒頭してゐたが、十一年四月東京の東亞自然人文獨逸學會例會で、『火災、震災、暴風、洪水及び戰爭による日本全國の家屋の平均の破壞、並に財產の確保、確實なる擔保、及び低廉なる信用のためにする豫約として、此等すべての危險に對する建物の强制保險に關する提案』を發表した。そしてそれは二ケ月の後なる六月に、日本文で『パウル・マエヨット述、寺田勇吉譯、日本家屋保險論』として出版された。この書は何を論じたものであるかは、前記獨逸學會における講演の題目で明白だし、いま我々はそれを詳述する遑はないから、同書の內容は紹介しないで、詳細は森莊三郎著『經濟資料日本家屋保險國營論』なる研究に就いて見られたいといふておく。森博士の著書は最初にマイエットの『日本家屋保險論』（七二頁）、次に同じマイエットの『災害救濟論』（一六八頁）を覆刻し、それからマイエットの家屋保險論と大藏省火災保險取調掛とについて約四百頁の紙面を費して綿密な研究を發表したものだ。

爰に挿入の寫眞版はマ氏『日本家屋保險論』の扉紙で、擴大鏡の力を借りれば讀めるであらう如く、それには『夫レ家屋保險ノ事タル方今貴國最大之要務ナルヲ以テ僕玆ノコロ試ニ日本家屋保險原案一編ヲ纂述セリ庶希クハ以テ當局君子之參覽ニ稗益アランコトヲ今謹テ其一部ヲ呈ス淸閒之餘幸ニ高覽ヲ辱ウスルヲ得ハ光榮之レニ過キス　明治十一年　パアウル、マエヨット』（森博士の覆刻書には濁點句讀あれど、原本にはなし）と活字で印刷し、次に毛筆で寄贈名宛を書いたもので、この寫眞では『大山陸軍少輔殿』となつてゐる。要路の官人、有識階級に寄贈して、意見の採用を促したものであらう。

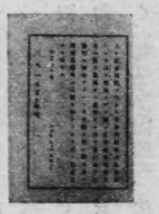
明治十一年刊マイエット著
日本家屋保險論の扉

マイエットは『日本家屋保險論』刊行の前月、そして獨逸學會における其の講演直後の月である五月に、大藏省に理財事務調查のため發遣を命ぜられた。

東京日日新聞は六月七日から七月十八日に亘り『日本家屋保險論』の譯文を連載した。その後の經過については省略するが、かくて（といふべきであらう）翌十二年五月七日に『大藏省火災保險取調掛』が新設せられ、十四年七月に大藏卿が家屋保險法案を太政大臣に上申する運びになつた。それはそのまゝ握潰の運命に逢つたけれども、

此の事實は保險史と、保險思想發達史、乃至は官營保險史の上に特記すべき事件である。

なほ政府の家屋保險國營案に就ては民間に論爭があり、自由主義經濟の立場を採る『東京經濟雜誌』（田口卯吉主宰）は官營保險反對論掲載十回あまりに及び、また御用新聞の評專らなりし『東京日日新聞』（福知源一郎主宰）は贊成側に立ち、特に英字新聞『トーキヨー・タイムズ』（Tokio Times）における國營有利說の論文飜譯などを掲載した。

官邊と民間の保險制度要望の聲

和泉清稿『人間澁澤榮一』の七十五（『經濟知識』第八卷第三號所載）に、明治五年澁澤が大藏省三等出仕であつた頃の話が書いてあるが、そのうちに澁澤が火災保險の必要を痛感してゐた事實を傳へてゐる。それは澁澤が任官して間もない二月二十六日和田倉門外兵部省の添屋數舊會津藩邸から發した火が京橋以南の諸町を燒拂つた時の事、政府は燒跡に防火建築を起さんとして、東京府に其の築造を、大藏省に其の經費の支辨を命じたが、大藏省の官吏は其の救助資金の一部へと寄附金を集め、井上馨の名で正院に稟請した。その文案は澁澤の手に成るもので、その中に『抑も這回の如き一陣烈風の爲火災を延蔓する原因は、暴竟家屋の建築の制粗惡にして平素防火の豫備無之は勿論、貸家會社又は火災請負等の方法未だ不相立より、斯る厄運を被し、奇なる變害を釀成候儀にて、今後の豫備法深く杞憂の折柄、幸ひ正院の公儀として、今度延燒に及候街區の位置を卜し、居宅は煉瓦石を以建築致さすべき旨當省竝に東京府へ御達相成、實に開明の捷徑にして、今より市民の火災を免れ候者、此盛擧の時日を以て、人々の目標に可致程の御儀と不堪感佩、就ては別紙祀戒の通り、助成の爲指出候金子は』云々とあるが、そのうちの貸屋會社火災請負等の方法とあるは、澁澤が夙に歐米視察中學び來たつたもので、その見聞と理解とが、我國の頻々たる火災の實狀に照し、火災保險の必要を痛感せしめたもので、之れがマイエットの『日本家屋保險論』其他及び輿論に促されて、火災保險國營案が生れたものであらう。（但し銀座の家屋と道路改正は由利公正の意見による）

尤も前島密の『鴻爪痕』（市野彌三郎編輯）所載、前島男爵談話、太陽記者筆記『郵便創業談』によると、政府は（前島の私案にとどまつたのかも知れないが）、郵便貯金の實施（八年五月）と同時に、英國の制に倣ひ、郵便局で生命保險をも實施しやうと考へたが、時期尚早の故を以て思ひとまつたものといふ。即ち『郵便創業談』に曰く、『私は之と同時に、生命保險及び養老年金の事も、英國に倣つて驛遞局で取扱はうと思つて、其規則方法も草案したが、當時の有樣では正確な死亡數を知る事が難いのと、又被保險人のあるべき景況がなかつたので、先づ貯金だけを開始したのです』と。その草案が現存しないやうだから判然としないが、これに從へば、簡易生命保險の沿革史は從來の日清戰爭後の調査に始るといふ說を改めて、明治七、八年まで遡るべきであらう。

次に新聞に現はれた保險制度念要の叫びを二三拾ふことにするがそれは新聞社の社說や名士の意見よりも無名の投書家のそれがよいだらう。左に明治十年六月十九日發行の『讀賣新聞』に揭げた投書

を載せやう。

「共濟的設備の確立を要求す——人は活物なれば一度は必らず死ぬものゆゑ一家の主たるものは別して後事の備へをなさねばなりません若し一朝無常の風に誘はれて歸らぬ道に旅立するときは其家族は忽ち路頭に迷ふやうなことがありますからどうかして此困難を救ふ工夫はありますまいか歐羅巴にては金持が貧乏人を救ふ爲に社を結び少しづゝの金錢を出し合つてこれを積置き難渋するものゝ手當とする方法がありますし又「ライフインシュレンス」とて毎年乃至毎月に出金して本人が死亡後に幾圓かを殘りの家族に渡すといふ約束をする方法もありますは是には種々方法があれどもまづ假りに僧へていはゞ玆に二十五年の人が百人あれば平均四十年の壽命と見つもり百人のうち誰にでも死ぬときは百八十圓を殘りの家族に渡すべきことを約束して各十五年の間毎月一圓づゝを出金するときは一年に十二圓十五年に百八十圓となるされども生命に長短があるゆゑ短命の人は得があり長命の人は損をする理なれば隨分面白い仕方とぞんじます皆さん何か此樣な工夫にて互に助けあふ良策はありますまいか。　北神保町　今むら」

次に明治十一年五月二十五日發行の『郵便報知新聞』の投書を拔萃する。曰く

「保險會社創立すべきの論　千駄ケ谷　井田　忠信

（前略）商業獨り銀行のみならず他面に於ても又緊要缺く可らざる者は即ち保險會社の事なり（中略）其社數種ありと雖ども今其大略を擧れば火災請合海上請合人命請合等なり縱て平日皆何割かの口錢を取て之の危難を請合ふなり（中略）人命請合とは若し請合たる人死するときは死するまでの療治料死後妻子養育の手當までも償ふなり（中略）人命請合も此人遽に死するも其妻子此會社より金を請取り糸向き狼狽の患を免かるべし我邦斯く言はゞ論者必らず云ん此れ誠に美なれども危き商にして所謂山師即ち投機商なり若し其請合たる家屋其他の請合たる家屋其他の諸物盡く燒失し或請合たる船積の諸物盡く沈沒するか或は他の難に係り其請合たる人達が盡く死するときは如何せんやと然りと雖ども諸物盡く危難に係るものに非ず且つ初め請合のとき其約束をなすに當て其請合んとする所の物品を評價し若し其價千圓なりとせば之に二百圓程を減じ八百圓を以て之を請合ひ又此請合べき期限を定め一年或は十年とし條約書を制し而して年一割或は二三割の口錢を以て之を請合ふなり然りと雖ども人命を請合ふには其價を計ることあたはず故に人命を請合ときは醫師を屈ひて其身體を診査せしめ若し其人身體壯健なりとせば其請合料廉價にして若し其人病ならば其請合料高し然り而して此商業は決して投機商賣ならず如何となれば譬へば今千圓の品物百株請合若し此價十萬圓にして此內危難に係るものを十株とするも價は夥か千圓に過ぎず而して其請合の料を一株に付き二割とするとも其價二萬圓なるべし故に此より其損の高を引くも一萬圓は即純益なるべし嗚呼近頃銀行等に志すもの此會社を創立せば自己の利益のみならず大に我國開商の一助たらん我輩の聞く所に據れば某有志者ありて已に此會社設立に着手せられんとすと然らば此の社創立あるも日を期して待つべきか」

なほ我々の手元には『東京經濟雜誌』をはじめ、有力新聞雜誌より拔抄した議論があるが省略に附し、次に無知無理解の代表文を一つ揭げやう。

「東京新誌」掲載の無知の保險誤解論

明治十年七月十二日發行の『東京新誌』（服部誠一主宰）五十四號に西山常也なる署名を以て『命ちの相場新聞』なる一文が載つてゐる。おほそ斯樣に無知にして僻見に富めるものはないが、當時の一部の人の間には、慥にこのやうな無知な僻見が行はれてゐた筈であるし、またそのやうな僻見の行はれてゐる世の中に、生命保險を說き、生命保險事業を遂行することの如何に困難なるべきやを想像して餘りあるものだから、下らぬ文であるが、全文を收錄する。（多分この全文紹介と資料の正確な年月指示は本書を以て始とするのであらう）文は多分プロヴィデント・クラーク相互保險會社が邦人の生命保險引受廣告を出した（明治十年五月）後のことであらう。

「命ちの相場新聞　　西山 常也

それ〳〵又奇妙稀代の舶來物が日本へ入り込みたり例の新奇好きの日本人なれば浮かとはまりて果ては失策ならんことを恐れ先づ此の一件の委しき内譯は知らずと雖ども一と通り道理丈けを述べ置かざる可からず是れは此の節の新聞でござい横濱在留の英人ジョンウヰルリアルホールが思ひ立ちにて日本人の命ちの請負ひをするとの廣告でござい殿方も思召あらば於頼みなさい一ケ年が十二圓でござい請負ふた跡で死なしやつたら五百圓出します十二圓は於安いものじや於掛けなさい〳〵との觸れ出しは聞いて悔り膽潰れ驚き入たるばかりなり蓼喰ふ虫も好き〳〵とやら物數奇にて於頼みなされる人々を於止め申すにはあらねとも此こは一番工面所と諸手を組んで一思案失敬ながら願はしく存じます先づ考へても見玉ふべし人の命は老少不定無性に長が生きしたくても生きられず未だ死にたくなくても死なねばならず此の生き死にが自由にならねば卽ち生き死にの程合も決して知る譯には參らず若し又いつまでにて死ぬると云ふ事が前以て慥かに知れてある事にして有つたらそれこそ此世は大變最う手前が地獄の旅立ちも近か近かなれば袈裟寒げの置き土産に仕殘しの罪作りを仕舞はんと泥的間夫的博奕醉狂何の遠慮も内證ならで公然として亂暴を働くべきは相違なし司法省にても裁判所にても死期の知れたる罪人にては幾月幾年との懲役も言ひ付け難く其の上へ人の死亡は一年凡そ百の一とするものなれば東京なんぞでは一萬人の濫妨者が其所にも此所にも現れ出て平親王將門が最期の有樣見よう見ようと狂ひ廻らば如何なる棒公も手に及ぶべきや假令一時の五都合臨機の五便利を以て拔刀放銃兵隊同然の五委任あるとも敵は固とより死ぬるは承知其の上へ西鄕勢とは事替り逸見池邊か募らずとても毎年々々一萬人の新ら手は必ず出來る道理是を以て萬物の靈たる人間なれども死期は決して知れぬものと定め置かれしは天道の深き思召とこそ考へらるゝ然るを今度英吉利の何くいかなる魔法者かは知らねど此の人の命ちを受け負ふとは言わずと知れた耶魔師の隊長然かし幾年まてど受け負つて當る當らぬは天道任せ若し當らずは删金出さんとの契約なるよし是亦言語道斷の曲せ事なるべし已れも他人も知られぬ死期を見込を以て往生の假り極めとは物數奇にも亦大抵程のあるものには非ざるべきや米油は實買のものなれば兎も角もの事なれども命ちの相場は五無用々々同じ命ちを賭ける氣ならば薩摩攻めに加わりて西鄕と首引などこそ至極宜しからん於腹に入りました乎」（編者註・棒公とは警官也）

全くこれでは、昔、寫眞をキリシタン魔法の如く見做したり、寫眞を撮ると壽命が縮まるといつて、嫌惡呪咀したと同様、お話にならぬ無知を暴露せるものであつた。

學校の保險教育開始

保險に關する學問は、最初、海商法、或は貿易法によつて、その一部が敎へられた。慶應義塾では福澤諭吉が明治前後の新錢座町時代から、ウエーランドの經濟書を講じ、そのうちに保險の一節があることは既に述べたところだが、保險をもつと詳細に論じた、海上法或は海商法、及貿易法の講義は何時から始つたか。

實施の有無は判らぬが『東京帝國大學五十年史』によると、明治七年秋規定した東京開成學校（帝大の前身）の新學課に本科課程、法學第三年上級中英國法律『私犯法、海上法及貿易法』を見出す。

更に東京大學と改正されてから、三年目の明治十二年の法學部學課目には、第四年に海上保險法（英吉利法律）が見られる。

明治十一年三月七日發行の『讀賣新聞』に『昨日同社より送られた三菱會社の商業學校』の規則には、豫備科三年、本科二年にて『敎授は洋籍、記簿法、英語、日本書、算術、習字の六科あり、此ほかに銀行、船舶、保險、記簿法實驗など四科の專門があり』云々と傳へられてゐる。

『慶應義塾七十五年史』によると、明治十二年義塾内に法律科を設けたが、それは同塾の發意により同塾自ら經營したものではなく、『當時亞米利加留學より歸朝したばかりの金子堅太郎氏其他の少壯學者の希望を容れて、塾の敎場を貸して夜間講義をなさしめたもの』である。而してその課程を見ると第一年に『保險法』『海上法』がある。

明治七年四月大藏省銀行課に銀行學局を置いた。そのうちに經濟學と英文經濟學の參考書を擧げてゐるが、『エーランド氏經濟學、ルリー氏經濟學、ミール氏大經濟書』の三を見出す。此等によつて保險の一端を解したに違ひない。

明治八年八月商大の前身なる『一橋』高商のそのまた前身である商法講習所が森有禮によつて創められた。そしてその學科目のうちに『ウキランド經濟書』『商法律書』が見出される。商法律書中に保險法があつたか、海商法があつたか、不明だが、あるべき筈である。

その商法講習所は明治九年東京府立となり東京府商法講習所と代つたが、十四年に改まつた敎則によると全十期（十級）中第六期（五級）と第十期（第一級）の實踐科に『保險會社』が含まれてゐる。佐野善作著『日本商業敎育五十年史』によれば、更に幾つかの例を擧げることができるが略する。

七、日東保生會社の記錄

我國最初の現代式生命保險會社

明治十二年九月十三日、若山儀一は『日東保生會社』の創立認可を東京府に申請し、十三年一月二十五日更に改めて第二回の設立申請をなし、その間十數回訂正及び追加書類の提出を試みて、遂に約一年後の十三年九月二十九日認可の指令に接した。これが我國に於ける現代的又は科學的生命保險會社の最初のものである。然るに同社はその後創立廣告を新聞（十三年十一月中東京日日、郵便報知其他）に出しながら、廣告の末文に『但開業は追て更に廣告候也』と述べたが、その後遂に開業廣告を見るに至らさるうち、翌年六月二十一日『解社願』を府知事に差出した。その解社願の原本を東京府廳所藏のものより影寫して爰に掲げたが、今その全文を示すと次の如くである。

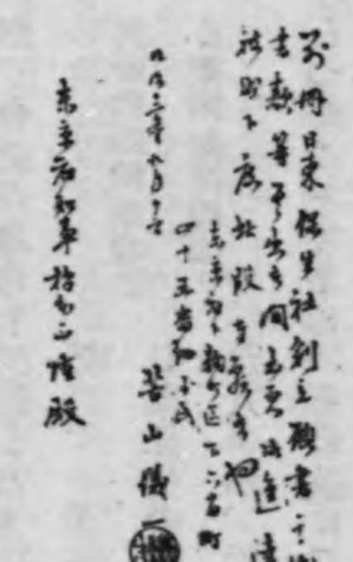
十二年九月十三日の設立願

明治十四年六月二十一日の解社願

「日東保生會社解社願　私共儀明治十三年一月二十五日附を以て本社設立の儀奉出願候處同年九月二十九日被御允許爾來殆ど九閲月にして入社々員は未だ百名に滿たす世評を閲知仕候に斯く入社人の得難き所以は全く本社か主腦と致し候醫師の診査に因て已れが生命の伸縮を左右さるゝか如き感覺を起し之を嫌忌するもの往々之あり入社を望む者許多有之候も皆之が爲に逡巡せらるゝに因ると然るに本社の寄託を受るは入社人の體質を最も肝緊とし醫師の診察案を取て應用する所の豫期命數表に照し始て寄託掛金の割合を定むるを通則と致し候得は百方熟慮仕候共所詮本社の成立にては

未だ本邦世俗の爲に實施し難く強て之を施さんとし眞の保生術に存き世俗の好む所に從はゝ一時盛大に立至り候も却て損害を將來に遺さん事を懸念仕候間猶他日熟期の至るを相待候方得策と奉存候因て私共一同遺憾の至に堪へす候得共熟議の上解社仕候事に相決し候間何卒前件御推察御認許被成下度此段奉懇願候恐惶頓首再拜』

右によれば、開業難は社員、即ち被保人の得難きにあり、而してそれは一に被保人が診査を嫌惡するによる。命數を言ひ當てられるとすれば、左こそと思はれるが、果して單純にそれだけの理由であつたらうか。『設立廣告以來、規則書御望の諸彦、郵便にて御申越の分一日百を以て數ふ』といふ同社新聞廣告の文句を十分の一に聞くも二三十人のヒヤカシがあつた譯で、それで百人の社員定數に充たぬとは何ういふ次第であるか。

日東保生社に對する知事の伺書と大藏卿の指令（下段本文參照）

十三年の七月には明治生命の前身たる東京生命保險會社の創起見込書が出來、翌十四年二月には交詢社内に明治生命の創立事務所が設けられ、越えて六月十二日、即ち日東保生會社解社願の九日前に、明治生命は東京府へ會社設立出願をなしたのである。新聞雜誌には東京生命の計劃以來、その報道を傳へてゐるのだから、若山一派は之を知らぬ筈はなく、また社會も生命保險に次第に馴れて來てゐた筈であらうと思はれる。

尤も當時の知識階級及び紳士紳商階級の一部は、共濟五百名社に加入してゐたし、他方交詢社系の人々は、新設の東京生命、即ち明治生命へ加入の豫約でもあつて、日東保生會社の加入者は得られなかつたといふ事情があるかも知れない。

併し日東保生社蹉躓の内部的原因としては、營業準備金として政府へ二萬圓の貸下を願つたのが許されず、資金難に出會したからであらう。

上に揷入の寫眞版は東京府知事より日東保生社の創立と共の拜借金願ひに對して、内務卿に指揮を仰いだ公文書（右）と内務卿の東京府に對する設立認可指令（左）であるが、但書に『準備金拜借願ノ義ハ難聞届候事』としてある。府知事の伺書には、人命保險會社は『當今の時勢民情に適應し公衆の便益となるべき事業に付成るべく保護を加へ速に起立爲致度依ては別冊規定會社資本金拜借之義も事情無餘儀相聞え候間此義更に御詮義相成候樣仕度』云々と好意を寄せたのであるが、大藏卿は『難聞届』と彈ねた。恐らく、このあてはづれが、會社の運命を支配したものであらうか。

同時代の同業者の日東保生抹殺は？

だが、一番不思議な事は同時代の同業者、即ち日東保生の創立された前後に保險事業に關係した人々が、從來日東保生について殆ど一言もしなかつたことである。その故に日東保生會社の名は保險界に傳はらず、明治生命を保險會社の元祖にして來た。或は共濟生命の前身たる共濟五百名社を元祖にして來た。此の同時時人の默殺、乃至抹殺は何故であるか、我々の目には殆ど故意としか見えないのである。

尤も知る人は知つて居つた。當時の新聞雜誌讀者は當然に記憶し

て居つた筈であり、明治三十三年金滿堂の出版にかゝる文學博士横井時冬著『日本商業史』卷二（維新後の商業史）一七四頁に『十四年中東京において若山儀一日本保生會と稱する生命保險會社の設立を企たれども種々の事情起りし爲開業に至らずして廢せりこの會社は全くニューヨーク生命保險會社によりたるものなりきといふ』と書いてある。（日本保生會は恐らく日東保生會の誤植であらう）横井は高等商業學校の教授も勤めたし、その商業史は同校の學生の使用に供せられたものと聞くが、之が保險界に傳はらず、保險史に入込まなかつたことは、全く不思議である。元祖爭ひするものゝ默殺であつたにせよ、學者の不穿鑿も其の罪の一部を負ふに偸ひしないとはせられまい。

若山儀一

日東保生會社關係文書の發見

但し森博士の『我國に於ける科學的生命保險業の興起』によれば、大正九年頃（昭和四年の執筆に約十年前といふてをるから）古新聞閲覽中日東保生會社の新聞廣告及び記事を見たといふのだ。而して、日東保生の全貌に近いものが學界に知られたのは日清生命の池田龍一が大正十三年六月發行の『生命保險會社協會會報』（第十三卷第二號）に『我國最初の生命保險會社「日東保生會社」に就て』なる一文を寄せてからのことである。それから、前述森博士の論文（昭和四年二、三月）續いて三浦周行博士の『我國に於ける生命保險業の首唱と其先驅』（昭和四年十、十一月―經濟論叢第二十九卷・第四、五號所載）が現はれて、更に日東保生會社の成立と其の内容が明白にせられ、且つ若山儀一の傳記の荒筋もはつきりした。なほ其の後玉木爲三郎稿『保險業法以前創立の生命保險會社』（生命保險會社協會々報第二十卷第二號所載）に於て、從來不明であつた日東保生解散の年月日と其他が明にされた。生命保險會社協會では、數年前から生命保險史資料の蒐集中であり、前記玉木稿の記事は多分其の資料の一部であらうし、それによると引用の『解社願』は東京府廳所藏の日東保生會社關係文書（設立願書其他附屬文書一切）の一であるから、森莊三郎稿前記論文に於て、所在不明とされた文書の大體は發見された筈である。（我々も東京府廳所藏の前記文書の一切を見た。）

なほ若山儀一の傳記の荒筋は塚越丘二郎述『金圓簿物語』に出てゐる。池田龍二、森莊三郎、三浦周行、玉木爲三郎の諸論文と共に併讀すべきであらう。（本書會社及び統計篇二〇七・八頁所揭、解散會社沿革略記、日東保生會社參照）

日東保生會社關係重要文書

東京府廳所藏の日東保生會社關係文書は我々の此の業史の數十頁を埋めるに足る分量のものであるその全部の登載は到底不可能であるし、他方紙面の經濟のためには、前記四つの論文との重複を避けて、未發表のもののうち、最も重要なものを玆に揭げることにする。

序に一言するが、池田龍一發表の『保命會社創立願草稿』は東京府へ提出の日東保生會社第一回（明治十二年九月十三日）の設立願

とは願書の終り近くにおいて加除があり、第二回提出（十三年一月二十八日）の願書は第一回と殆ど同一である。また池田龍一發表の『日東保生會社定款』と第二回提出の文書とを比較するに、所々條文の文言に異動あり、第二回文書は條文總數において一條を減じ百二十一條となつてゐる。更に『保生會社事務大略』を池田發表の分と、第一回文書の分とを比較するに、甚だしく相違し、第一回分は分量に於ても紙數（内容）は五割以上を増してゐる。

以下收錄するもの三篇は、いづれも第一回提出願書の附屬文書で之に願書（池田發表の分參照）と保險料表及生殘表（このうち生殘表は米國實驗表だから、文獻篇生命表參照）を足すと、第一回の書類は揃ふ譯である。

なほ我々が第一回の文書を特に重要視するのは、それが保險業史の文獻上、貴重性に富むからである。換言すればより早い時代においてよくこれだけの精密な調査ができたかを明にせんがためである。

日東保生社規程（註・第一回提出）

會社資本金の事

一、當會社は米國紐育州に行はるゝ互相共持社の制に倣つて組立たる者なれば會社の資本金と稱するものは別に積立置くことなく寄託人が各々本社へ損する所の掛金を以て相互に保生を託するものとす然れども當初寄託人の數未だ必ず多きを期する能はざれば隨つて其掛金も亦多きを期すべからず而して掛金の總數命數表の豫算に循つて會社に蓄ふべきの準備金額に充る能はざるときは共に會社を維持すべからずと雖ども寄託者の漸く增殖するに隨て準備金も亦自ら多きを加ふるを以て前の如き維持すべからざるの危險に遭過するが如きは非常の變災あるに非ざるよりは萬々なきを保すべし然れども今會社創立の際なれば寄託者の心を安んぜしが爲に官庫に仰き金二萬圓を拜借し豫り之を會社の準備金となし逐年得る所の總益の中より十年を期して之を返納せんと定むるなり

會社得益金處分の事

當會社は每年一月一日より十二月三十一日を以て會計年度となし其翌年一月を以て前年の出納總額を較算し殘る所の金高を以て純益金とし各寄託者の掛金の年數及金高に隨ひ之を分配すべし因て今出納の要目を條列し純益金の出る所を明にす

會社の納金に屬する者は

一寄託者の掛金　一違約收入金　一貸金利子　一所有物よりの上り高

其出金に屬する者は

一會社諸入費　一遺族に與ふる保生金　一解約割戻金　一保生金增高

大略右の如し右の中より各寄託者の爲にせる準備金を引去り竝に會社の積金を引去りたる殘額を以て純益金とす之を各寄託者に分配するなり

會社營業事務の事

一、保生を託する者あるときは其求むる所の保生金高に準じ相當の掛金を定め各寄託者が望む所の保生證書を發行すること

一、諸人の需めにより公債證書其の他確實なる抵當物を收め通常貸付を爲し又借主の都合によりては尋常貸付の外公債證書等の抵當ある貸付證書及び確實なる銀行の爲換手形定期預金證書其他信用すべき約束手形等を以て割引貸をなすこと

一、凡そ當會社は役員の手引を以て申出る者殊に所謂周旋人なる者の手引を以てする者には決して貸付を爲さず本人直に會社へ來り社長へ申談する者にのみ貸付たること

但社長と雖ども書記役等の協議を經ずしては一切貸金の權利を有せざること

一、當會社の休業は每月月曜日其他定式の祝日國祭日に限るべし

【編者註】休業日の月曜とあるは日曜の誤植にあらず。池田發表草稿本及び東京府所藏第二回提出文書には金曜とし、なほ明治十三年十一月十日の同社新聞廣告（東京日日）にも『本社は金曜日休業の事』といふ斷り書きがある。若山は月給取の保險申込者に便宜を與へんとてか、日曜日以外に定休日を選んだものであらう。

一、當會社の營業取扱時間は定式又は臨時休暇を除く外每日午前第九時より午後第三時迄たるべし

會社鎖店處分の事

一、萬一非常の變災ありて會社鎖店の時に至り其負債の義務を負ふの場合に於ても各寄託者は既に納めたる掛金は棄損するに至らざるは勿論或は其爲に生ずる相當の利子配當金をも得べし之が爲めに會社に於ては資產權利に關する諸物件を抛ち至當の處分をなすべし尤も役員の身元保償金は悉皆之れに充つべし

會社役員の事

會社役員は左の如し

社　長　　司數課　　診査課　　書記課　　檢算課　　出納課

【編者註】第二回提出定款には、社長一人、副社長二人、（當分缺之）司數者一人、同副二人（當分一人）、診査將二人（當分一人）、書記役一人、出納掛二人（當分一人）と定め、また別に、檢算二人（當分一人）、主簿五人（當分三人）と定めてゐる。アクチュアリーを現在の定課語保險數理技師などいふに比べれば、若山の司數者は名譯だらう。

以上各課の事務を分擔し苟くも會社の役員と稱する者は（傭斷者を除く）皆會社へ保生し寄託をなし而して本人在職中其保生金を以て身元保償に充つべし然れども本人羸弱なるか其他の事故ありて會社に於て保生を許す克はざる者は其給料の中より更に積立金を爲さしめ之を保償に充つべし

但此保償金と稱するものは本人失錯ありて會社に損失を負はしめ又は會社鎖店の時に際し負債の償に充る等の爲にす

會社紹介人の事

一、會社と寄託人との便利を圖り各地にて身元あるものと締約し寄託の紹介をなさしむべし

一、凡紹介人は必ず自身會社へ保生を託するものに限るべく又身元金として常に百圓以上の金額又は其實價ある抵當物を會社へ納め置くものとす尤も此身元金は寄託金の高に應じ此額より增さゞるべからず

一、紹介人は自身が紹介せし寄託人の掛金高に應じ會社より相當の手數料を與ふるものとす

一、紹介人は寄託人より手數料又は紹介の爲めと號し或は其他の事に託し金子贈物等を受るを許さず若し此の如き所爲あるときは直に其任を解き身元金を會社に沒入すべし

一、凡紹介人の職務とする所は寄託人を會社へ紹介する迄に止り其他會社の指示しに從ひ寄託人より保生依賴書を受取り之を會社へ遞送し及び寄託人の代理となり掛金受取書を齎し或は郵送し保生證書へ記入を求むる等の事に限るべし

一、紹介人は常に會社より附與する所の命令書を携帶すべし此命令書を所持せざる者は會社の紹介人と認むべからず

一、紹介人は會社に代つて寄託者と約束を結ぶ事を許さず又會社は紹介人の名義を以て他と約束を爲すを許さず其他自己專斷にて取扱たる事を以て會社に其責を負はするを得べからず

一、都て會社の則を犯し其他取扱上の不都合を以て會社へ損失を負はする事あるか又は寄託者に詐僞の情あるを知て庇隱したる事等あるときは其身元金は會社へ沒入すべし

但償ふべき損失ありて身元金にて引足らざるときは猶資力限り取立つべし

一、紹介人の使役する手代等のなしたる事は勿論會社に於て關係なきものとす

會社報告の事

一、會社は每年度精算の上損益勘定其他寄託增減表を作り竝に一年度內事務の顚末を詳記したる考課狀を添へ之を大藏省へ申牒すべし

一、寄託人等への報告は新聞紙其の他の手續を以て每年度之を執行すべし

保生證書種類の事

會社より發行する所の保生證書を分つて九種となす其類別の目左の如し

第一類　尋常終身保生證書（平均年賦掛金）

寄託者死後受取らんと欲する金額（即保生金なり以下之に倣ふ）の多寡に從ひ本人生存中會社に損する處の掛金を平均年賦となし保生年度（寄託の締約をなし最初掛金をなしたる日より滿一ケ年テ以て其人の保生年度となし以後掛金をなす毎に同じく滿一ケ年を以て保生年度となす其年度内を保生證書の有効期限とす）の始め每に之を會社へ納むるものとす其他每六ケ月或は每三ケ月に掛金するの約束ありと雖ども同じく年賦の掛金を分割せしのみにして保生年度は同上滿一年とす

第二類　尋常終身保生證書（限年掛金）

年限を定めて掛金をなすの法にして余は第一類に同じ然れども此限年掛金の分は最初定めたる約束の期限滿るに隨ひ掛金も亦納め濟となる故に其後幾數年寄託者生存すとも會社へ掛金を爲すに及ばず會社との約束を破るに非ざるよりは都て一生涯保生證書有効期限となす

第三類　尋常終身保生證書（一次皆濟掛金又拂濟證書とも云）

寄託金を締約の始めに皆濟する方法にして本人違約なきに於ては都て一生涯保生證書有効期限とす又第一類第二類の寄託者三年度以上掛金をなしたる後止を得ざる事故ありて掛金をなす能はざるときは寄託者の請求により既に納めたる掛金高を合して此拂濟證書に作り其金高に應じたる保生金を遺族に渡すべき約束をなす事を得べし然るに於ては曩に渡したる保生證書は無効に歸するを以て之を會社へ差戻すものとす

第四類　養老保生證書

寄託者自己の年齡何歲に至りしとき保生金を受取らんことを約する證書にして若し期する處の年齡に至らざる前本人死去するときは保生金は遺族へ受取るを得るものなり而して其掛金の方法は第一第二第三類共寄託者の望みに任すべし

第五類　婦人保生證書

寄託者と死後自己の妻一身上使用の爲めに供する約束にして其掛金の方法は第四類同樣各好みに隨ふべし

第六類　幼年豫備證書

寄託者子女の爲めに供する學資或は嫁粧等の爲に費す所を慮り其子女幼稚の頃より會社へ寄託し則子女の年齡何年に至りしとき幾何圓を受取らんことを約するものなり其掛金の方法は第一二三類とす尤も此類の保生證書は其幼年者期する處の年度に至らざる前死するときは寄託掛金を差戻す者とす

第七類　幼年豫備保生證書

前項の如くして尋常養老保生證書と同じく其幼年者期する處の年度に至らざる前死するときは保生金を與ふことを約するものなり然れとも此約束を爲すを得る幼年者は滿十年以上の者たるべし

第八類　年賦割渡保生證書

尋常保生證書と同樣にして只死後遺族へ渡す保生金を若干年の間年賦又は一生涯の年金となして受取らんことを約する者にして其掛金の方法は第一第二第三類共寄託者の望に任すべし

第九類　年金保生證書

寄託者幾何圓の金額を最初に會社に納め其年或は何年後より保生金受取人一生の間每年若干圓を會社より與ふべき約束をなすものなり

以上保生證書の類簡便を要する爲に九類に分つと雖も實驗の上增減することあるべし

會社用語解

利益金

此利益と稱するものは他の營業者の取引上より生ずる得益金とは全く異なるものにして卽寄託者が各損する所の掛金の中より他の死者に與ふべき保生金の割合を豫算し置くものなれば死者の數豫算より少なきときは隨て剩餘の金高及貸付金の利子等の中より積立金を引去りたる殘高を寄託人に割戻すものをいふ

保生金竝保生證書

保生金と稱するものは寄託者が死後遺族の手當として受取らんと欲する所の者或は自身が老後の手當に供せんが爲め壯年の頃より之を約し若干年に至りしとき受取らんことを欲する者等なり又此約束の事項を記載せし證券之を保生證書と云ふ

保生年度

保生年度とは都て尋常寄託人（一次皆濟の分を除く）會社の締約し最初掛金を爲したるときより滿一年則翌年當日迄を其人の保生年度と云ふ

保生證書有効期限

此有効期限と稱するは年賦掛金或は限年掛金等の寄託者各掛金をなしたる當日より滿一年間卽次回掛金期限の日までを云ふ又一次皆濟掛金及限年掛金にて既に滿期拂濟となりたる分は其掛金をなしたるときより一生涯保生證書有効期限とす

解約制戾直段

寄託者滿三年以上掛金をなしたる後止を得ざる事故ありて掛金を爲す能はざるときは保生證書を會社へ戻して前の掛金を受戻さんことを請ふときは其掛金より他の死者に與ふべき償損金高を引去りたる高に相當の利子を加へたる金高を云ふ

拂濟證書

拂濟證書とは一次皆濟掛金又は會社に於て定めたる掛金割合に隨て三年以上掛金をなしたる後止を得ざる事故ありて掛金をなす克はざるとき是迄掛たる金高に相當する保生金を死後遺族に受取らんことを乞ふとき前の保生證書と引換に一次皆濟掛金と同樣の保生證書を渡すもの之を拂濟證書と云ふ

寄託人心得竝約條　（註・第一回提出）

第一條　尋常終身保生金高は二百五十圓より五千圓までに限るべし尤も養老金高は此限にあらず

第二條　寄託人の年齡は會社と結約したる當日に最も近き誕生日を以て起算すべし

第三條　凡そ寄託者は本人躬ら會社へ來り本社醫員の診査を受るに非れば約定を爲さゞるべし且手數料として金五十錢を會社へ申受くべし

但し本人病患あるか又は其他の事故により會社に於て約定を謝絕する場合に於ても本條の手數料は會社へ申受くべし

第四條　會社へ寄託せんと欲する者の住所本店（又は支店）より遠隔なるときは都合により書狀を以て申入るゝも妨げなし會社に於ては寄託手續書及依賴書用紙を郵送すべし然るに於ては其地に居住する西洋醫にして最も醫術熟達の人に身體の記入すべき緊要の稜は一ケ條たりとも略記するを許さず

但し寄託者の申込狀には貫族居所等明瞭に記載し五錢の郵便切手を封じ込みて送るべし且又本條の場合に於て其寄託者の最寄に會社の命ずる所の紹介人あるときは之に通知して本條の手續を爲さしむる事あるべく又手數料を申受くること前條の如くなるべし

第五條　寄託者本府下住居の婦人にして會社本店へ來り醫の診査を受ることを煩はしと思ふときは本人の請願によりては會社より醫員を其自宅へ差出すことあるべし然るときは金五十錢の診察料を申受べし

第六條　寄託者自身又は紹介人を經由するとに拘らず保生の約束を請ふときは會社より渡す處の依賴書用紙に條列する事項を詳記し之を會社の本局へ差出すべし尤も掛金を會社へ拂ひ社長竝書記役の調印せる受取證書竝保生證書を渡さゞる以前は會社に於て結約したるものと見認ざるべし

第七條　前條書面を差出す前及醫員の診査前に豫め掛金を預け置んと欲する者には別段の受取證書を會社より渡し置き其の金額を預るべし尤も本人檢査の後これを相當なりと見認ずして約束を斷るときは其金額を差戻すべし

第八條　寄託金の割合は別表の通りにして本人の年齡と皆納期限の長短により各金高に差異あり

第九條　保生證書に定めたる場所の外或は不健康の場所等へ旅行又は轉居するときは豫め會社へ其事を申出すべし會社に於ては尋常掛金の外別段に割增しの掛金を爲さしむべし

第十條　保生證書に條列せる如き危險の職業を爲す者は會社に於て其寄託を受けざる可し又從來會社に寄託を爲す者危險の職業に轉じ或は之を兼業にせんとするときは豫て會社へ申出づべし會社は見込により寄託を斷るか又は別段の掛金をなさしめ之を許すことあるべし

但前條本條共其許諾を爲すときは社長書記役の調印せる許諾證書を交付すべし且別段の掛金には利益の配當をなさゞるべし

第十一條　凡寄託者其親族の爲又は債主或は甲乙組合にて營業を爲す者の爲に保生を託するを得べし

第十二條　子女養育の爲め又は學資或は嫁粧等の爲め或は其子女特に一家を立る爲に幼稚の頃より會社へ積金をなし其子女の年齡若干に至りしとき幾

何の金を受取らんことを乞ふの約束を爲すを得べし

但右期限前に其子女死するときは掛金は之を寄託人へ返附すべし

第十三條　又前條の如き約束に依て保生の約束をも爲すを得べし然るときは期限内に其子女死すれば約する所の保生金を渡し存生にて期限に至れば同く之を渡すべし

但保生の約束を爲るものは其子女の年齢滿十歳以上に限るべし

第十四條　凡保生證書は負債其他已むを得ざる事故の爲に他人に讓渡す事を得べし尤然るときは本人自身か或は書狀を以て其事を會社へ申通し且讓受人は自身或は代人にて會社へ右保生證書を持參し裏書を乞ふべし

但保生を託せる身體は寄託者本人たるべく掛金も亦本人より納むべし若し本文の手續を經ずして他人へ讓渡すとき會社は悉皆保生證書に載る所の義務を負はざるべし

第十五條　凡啻當保生を寄託する者三年以上掛金をなしたる後止を得ざる事故ありて掛金をなす能はざるときは其額によりては保生證書を會社へ差戻し條約割戻金を受取るを得べし又從來納めたる掛金高に相當せる保生金を死後遺族へ渡さんことを望むときは保生證書と引換へに拂濟證書を交付すべし尤一次掛金及び限年掛金にて既に掛金を納め濟たる分は解約割戻しを求むるを得べからず

但第四回掛金期限より三十日前に其事を會社へ申通すべし且本條の手續を經たる後前の約束に恢復せんことを求むるも新に寄託する者は同一なる手續を經るに非れば之を許さず

第十六條　保生證書は其保生金を死後一次に遺族へ渡すと又は年々に渡すと或は寄託者何歳に至りしとき受取る等の種類を分つべし且其事は依頼書中に豫め記載すべし

第十七條　凡寄託者其妻及び子女の爲に保生を託せしものは何樣の事故ありと雖も解約割戻しを求むるを得ず尤掛金高二百圓に滿るものは其事狀により拂濟證書を交付すべし

第十八條　凡寄託者遺族年金の爲にせる保生證書は前條の手續を爲すを許さず然れども掛金高三百圓に滿るときは其望に應じ拂濟證書を交付すべし

但本條竝に十六七條とも保生證書は之を會社に差戻すべし

第十九條　凡保生證書に條列せる約束は一ケ條たりとも社長竝書記役の調印せる許諾證書を得るに非れば之を變ずるを得べからず又寄託者保生證書に載する所の義務を遂げずして約束を破るときは會社に於ては約束の義務を負はざるべし

第二十條　凡保生證書には金高に應じ相當の證參印紙を貼用すべし

但印紙代價は寄託人より差出すべきものとす

第二十一條　凡掛金は會社と結約したる當日に納むべきものとす又年々納むべき約束なれば其一ケ年分を會社へ入金し其餘は毎年度の初めに入金するものとす其期日を經過するも斷りなく入金を怠るときは既に納めたる掛金は會社へ沒收し保生證書の約束は無效に屬する者とす

但納金期日を超へたるとき猶三十日間に本人自ら會社へ來り其事故を陳述し掛金を納むるに於ては前約定を接續するを得べし尤も出金を怠りたる日數に應じ掛金高へ年一割の利子を加へ會社へ取立つべし然れども保生金二千圓以上の分は初託の時と同一の手續を經るに非れば之れを許さず

第二十二條　寄託者納金期日を怠り猶三十日を過くるときは前約定の接續を求むる共最初約束をなしたるときの手續を經るに非ればこれを許さず

第二十三條　婦女にして寄託する者は年齡十四年より五十年までは初託の時掛金の外保生金額二百分の一に當る金高を別段會社へ納むべし五十一年以上は通常掛金と同じ

第二十四條　寄託者掛金の少なきを欲するため故さらに年齡を匿し或は死に至るべき病根あるを隱して約定をなしたる後發覺するに於ては會社は其寄託を斷るか又は掛金の割合を引直さすべし

第二十五條　前條の如く會社にて寄託を斷るか又は寄託者掛金の割合引直しを肯んせざる中は既に納めたる掛金は會社へ沒入すべし

第二十六條　前條の如き詐僞の爲を以て受取たる保生證書は會社に於て第十五條の手續はなさゞるべし

第二十七條　掛金受取證書には社長書記役の調印するものとす此受取證書なきに於ては掛金をなしたる効なきものとす

第二十八條　寄託考襄に若干の保生金を受取らんことを契約せし後都合により保生金高を減少せんことを欲するときは前の保生證書と引換に別に欲する處の金高を約せる保生證書を受取るを得べし尤其歳より掛金の高を其割合に隨つて納むべし

但手續料五十錢を會社へ取立つべし

第二十九條　寄託者の望みによりては三ケ年以上納金せし者へは解約割戻金の割合を計算し會社に於て其金高を記せる融通用手形を交付すべし

但實却誤渡等を許さゞる保生證書は此の限にあらず

第三十條　寄託者死去する時は直ちに之を會社へ報知すべし會社に於ては死去證書用紙を遺族へ渡すに付其の用紙を受取たる日より遲くも一ケ年の内に用紙に條列せる事項を記入し醫員の診斷書及び死去届の寫に區役所の檢印を受け併せて會社へ差出すべし尚社に於ては相當の檢査をなし其書面を差出せる日より六十日後に保生證書及掛金受取書と引換に約束の金高を保生證書名宛人に附すべし

但急病にして醫の治療を受けざる時間本人死去せんときは死體檢案書を差出すべし

第三十一條　寄託者は死後一時に保生金を受取ることを欲せずして年々に遺族へ割渡さんことを望むときは會社に於て其請求に應ずべし但割渡すべき金高へは會社より毎年相當の利子を添へて渡すべし

但し本紙の如き約束を爲さんとせば前の保生證書と引換に寄託者の望により死後にても他人へ實却讓與するを得さる旨を證書面へ揭載すべし

第三十二條　寄託者の死後保生金を受取るべき者其寄託人より前に死失する等の事故ありて受取るべき者無きときは公けの遺物相續法に從ひ所置すべし

但此處分に付ての費用は其受取人より辨償すべし

第三十三條　保生金を受取るべき親族全くなきに於ては積金高に應じ其十分の一より少からず十分の二より多からざる金高を埋葬及祭資料として死家へ附與し其殘額は之を會社へ積立置き流行病其他の事故あるに際し適宜の救恤を行ふべし

但埋葬祭資料等の取賄は埒て死者の朋友看護人隣佑人等の協議に任ずべし

第三十四條　前條の執行をなしたる後緣類等の故を以て保生金を受取らんことを申出るものあり共都て無効の者たるべし

第三十五條　寄託者自己の意に出ると然ざるとに拘らず癲狂に犯ると犯らざるとに拘らず自殺するときは會社に於ては保生證書の約束は無効のものとすべし然れども其死去に付ての充分なる證據を差出すに於ては相當の手續を經たる後本人の爲に準備せる金額に定限の利子を添へ之を遺族へ渡すべし

但此取扱を爲すに付ての入費は積金額の内より初めに之れを引去るべし

第三十六條　寄託人鬪毆殺其他の變死及中毒（河豚を喰ふ例）に犯る者は會社に於て悉皆約束の義務を負はざるべし

第三十七條　寄託者刑法に觸るゝ事ありて懲役或は禁錮等百日以上實斷の判決を受るときは會社に於ては保生證書を無効のものとなすべし

第三十八條　會社豫算より死者の數寡く且貸付金の利子豫算より多く入るときは寄託者の掛金高と其年數とに應じ年々一月十日までに相當の利益金配當の割合を定むべし

第三十九條　利益金は初めて寄託せし年より三年目に當る保生年度の始より配當すべし

第四十條　年々受取るべき利益金を會社へ預け置き後の掛金を差引し或は保生金高を增さんことを欲すれば會社に於て其請求に應ずべし但兩樣共其段書面を以て保生證書有効期限中に申通すべし若し届出これなきときは保生金を增加することと見做すべし

但此年は掛金と差引し彼年は保生金高を增す等の請は會社にて引受けざるべし

第四十一條　若しコレラ其他非常の惡疫流行し當會社の期する所より死者の數多かるべしと考ふる時は其時之れが爲に死したる人の保生金より其高に應じ百分の一より少からず百分の三より多からざる金高を他生存寄託者の爲に會社へ申受くべし尤も翌年に至り計算の上過剩の分は之を割戻すべし右の外五ケ年間歷驗の上猶寄託者の爲に便宜となり利益となる方法を立てば遂一各寄託者に其由を申通すべし然るときは寄託者壽法より新法に引直すことを得べし

保生會社事務大略　（註・第一回提出）

凡そ保生會社の主意は數多の人各幾何か掛金をして之を積置きて此出金社員の中死する者あれば其掛金の多寡に應じ幾何かを其遺族に與ふる仕組に爲したる者なり、譬は同志の者一百人歳首に集會し扨浮世は定めなき者なり今こそ各斯く健にて居れど、此年內には少くも必ず一人は鬼錄に登るべし。孰れが立つとは知られど互に妻子もある身なれば今より遺族の手當として各にて金先一百圓を積み置かば、差當り遺族が路頭に迷ふの虞もなからんかと、談合調ひ各金一圓を掛け置きて扨其中一人死したる者の遺族に此積金を與ふるが如し尤も是にては僅に一年限にて掛金も盡ることとなれば、會社にては之を保續する仕方を立ることとなり。されば掛金も年賦にさする仕方〔平均年賦掛金〕一次にさする仕法〔一次皆濟掛金〕幾年間と年を限りてさする仕方〔限年平均掛金〕又養老金とて壯年職業を營むを得る間に掛金をして老後に用意金を得る等の仕方あり〔是も亦其掛金に前の如く三樣の仕方あり〕其算方は種々なれども先之を本として算を立るなり、扨て又此積金をする社員が一年の中死する所の數も固より必ず百人の中一人と定まりあるべきにあらざれば、上に陳述する如き精當の命數表に據り當生存生の者幾人より其年內死者の割合幾人といふことを知り、其一人が掛くべき分を算することにて懇か覹か社にては則第一號に出せる米國歷驗表を用ふなり。將又會社にては寄託者より入社の始直に一年分の掛金を受取る仕法の者なれば、前例の如く歳首に出金する者と看做すこと故此掛金には一年の間幾分の利子を産む者と定め預め之を掛金高より差引て算法を立るなり、斯くて此利子を差引たる商と命數表とを照して得る所の金額を保生實費と名づけ諸種の掛金を算定する基礎とするなり〔但是は會社の費用等を算入せざる積方なり故に之を保生實費と云ふ〕

附言以下載する所算法皆一圓を以て率とす。

譬へば一年幾分の利子を差引きて一圓と成るの現價を見る、或は一圓の保生金を得んことを寄託すといふか如し、皆計算に便するが爲なり、殊に一圓の保生金を得んことを寄託すといふ如き實際に於て是等些少の金を求むる者もあるべからず、會社にても固より其寄託を引受くべきに非ずと雖も唯此數を乘ずるは幾百千萬にても推及ぼすを得べければなり。

○保生實費算法

凡そ保生會社にて、掛金其他の計算を爲すの骨子たる者は利子割引と命數表との二つなれば先づ初めに之を詳知せざるべからず、扨此利子割引は彼邦の語にて之をヂスカオントといひ、銀行杯にて通例用ふる所にして譬は年四分の利子を一圓の中より最初に割引すれば金九十六錢となるが如し。されども保生術にては夫の利又利を生ずる割合を以て引くことにて之を眞の利子割引と名づく斯くて此引たる後に殘る所の數を金一圓の現價といふ譬は年四分〔百分の四以下假之〕の利子にて元利合せて一年に一圓と成るの現價は $\frac{1}{100}=\frac{100}{104}=0.961538$〔八以下の碎數は之を去る以下倣之〕即ち九十六錢一厘五毛三絲八忽、又年四分半の利子にて元利合せて一圓と成るの現價は $\frac{1}{1.045}=\frac{1000}{1045}=0.956938$ 即九十五錢六釐九毛三絲八忽なるが如し、皆一圓に利子を加へたる數にて一圓を除して之を得べし。又若し同じ利子の割合にて二年にして、一圓と成るの現價を知らんと欲せば宜く一年に一圓と成るの數を自乘すべし。即ち利子年四分の割合なれば $\frac{1}{1.04}\times\frac{1}{1.04}=0.924556$ にて、九十二錢四釐五毛五絲六忽四分半の割合なれば $\frac{1}{1.045}\times\frac{1}{1.045}=0.915730$ 九十一錢五釐七毛三絲零を得るなり、斯くて三年に一圓となるの現價を知らんと欲せば二回一年の現價を乘じ四年は三回、五年は四回、此の如くにして幾年の現價をも知るを得るなり。

扨て表第一號に出せる者は米國歷驗表と名づくる命數表にして此表は十萬人を率として推測せる者なり。即其第一行は年齢第二行は其年に存生の人員第三行は其一年內死者の數にて、第一行の十歳と同層なる第二行に十萬とあるは此年に生存する者十萬人あるなり、又第三行の同層に七百四十九とあるは是此十歳の齡にして十萬の數ある人の十一歳までの間に死すべき數なり。第二行の二層に九千二百五十一とあるは前年より生殘りたる人の數にして第三行の同層に七百四十六とあるは此年內に死すべき人數なり、されば十歳の十萬人が一年內に死すべき命運は十萬に七百四十九、十一歳の九萬九千二百五十人が命運は即ち七百四十六なり此の如く每年庚生者の命運は互に相照して知るべきなり。

今保生實費を知らんとには左法の如くすべし、譬は此に三十歳の人あり其一年限り保生を託し死する時は遺族に保生金一圓を渡さんことを乞はゞ、其掛金を如何して算するといふに前の命數表に照せば始に十萬人生存せる者今

は漸々に死し去て八萬五千四百四十一人となれり。而て其翌年即三十一歳まで一年間に此等の人が死すべきの數は七百二十なり、扨保生術にては此年齢の人盡く寄託すと定むること故〔前に出せる一百人協議して積金を爲す下と同理なり參考すべし〕此八萬五千四百四十一人の頭より其死すべき者の數に適せん金額即ち七百二十圓を要するなり。然るに又保生術にては寄託を引受る日より一年の掛金を入社の日に受取ることと定むるを以て擧に述る如く先一年分の利子を割引せざるべからず、今此利子を年四分半の割合とし年末に一圓と成るの現價を求むれば九十五錢六厘九毛二絲八忽を得之を七百二十にて乘すれば、則ち此三十歳の人が差出すべき掛金を得るなり。されば此八萬五千四百四十一の寄託者が歳首に會社に納むべき掛金は算術の記號を用ふれば $0.956938\times\frac{720}{85441}$ 此の如しと知るべし、今一層之を詳にすれば此三十の人が三十一歳に及ぶまで死すべき命運は $\frac{720}{85441}$ の分數なり、年四分半の利子にして一年の末に一圓となるべき現價は 0.954938 なり、今此現價を $\frac{720}{85441}$ の分數を以て乘すれば 0.008064 即ち八釐零六絲四忽を得是三十歳の人の一歳限り保生を託し其年內に死するときは遺族に金一圓を渡さんことを乞ふ時の保生實費の價なり、若し此年齢の人百圓の保生金を遺族に渡さすことを欲するときは則百を以て此價を乘し千圓を欲するときは千を以て之を乘すべしとす。

右年齢の外何年庚の人と雖も命數表に照して其一年間に死すべき命運を得て之を以て若干の利子を差引き一年の末に一圓となるべき數を乘ずれば則其年庚の人の保生實費を得、表第二號に揭ぐる所は第一號命數表に據り利子は年四分の割合を割引して算する所にして各年庚の人の千圓の保生金を得んとする時の保生實費を示す者なり。

附言　此保生實費は一に保險費と云ふ是寄託者が死の險を保すといふに出づ、譬は上の例に於て三十歳の人八萬五千四百四十一人が一年內に死といふ劫數の險に遭過すべき命運は七百二十なりされども誰か此險に罹るべきや預め知る能はざれば各其險に遭ひし時の豫防の爲に若干金を掛ること故斯くは稱するなり。後に會社が各寄託者の掛金の中より預り置べき準備金を計算するの條に至り、屢此稱を用ふることあり故に豫め此に之を解す扨此保生實費は初頭より屢述る如く僅に一年限りの受合金なれば一年限に盡ること故、是にては終身の受合は成らず寄託者に於て益なければ會社も保續する能はずされば此受合のみの仕方は實地に於て無きことなれども諸の計算之に基く者なれば先づ此理を第一に知ることを要するなり。即ち次に載する一次皆濟掛金も寄託者が當年の年齢より始めて命數表の終に至るまで此保生實費に適せる價を年每に算して末に至り之を加へたる數なり、又平均年賦掛金は是とは異にして年金算法の如く每年生殘りたる者が掛くべき金高若干を算し命數表の終に至り之を加へたる高を右の一次皆濟掛金にて除して得る所の金高に當るなり。此二法孰れも終身の保生を引受る爲の算法なり下の每條に之を詳にすべし。

○一次皆濟掛金算法〔是は會社を維持する費用を算入せざる算法にして唯寄託人のみにて掛たる金を積し了る者と見るべし〕

此の算法は寄託者が終身の保生を託する時一次限りに掛切たる掛金の高を見出す法にて先づ寄託者の年齢に應じ命數表に照して其存生の間每年保生を爲すに必用たる金高の現價を算し次に此每年の現價を總計すれば則其終身保生を託するに必用の高を得るなり、譬は今保生を託するに適し利子は年四分の割合の割引とせば其人初年の保生を託するに必用なる金高は幾何といはゞ先づ法の如く割引して一年に一圓と成るの現價を見るべし、是卽前に載する如く一百零四を以て一百を除するの數九十六錢一厘五毛三絲八忽なり扨表第一號の命數表を照すに四十才の人現存の數は七萬八千百零六にして翌年までに死すべき命數は七百六十五なり。されば 0.961538 の現價を以て $\frac{765}{78106}$ の分數を乘すれば第二表の如く〔但此表は千円の保生金の積なり〕 0.009418 即ち九厘四毛一絲八忽を得是其一年の保生實價なり、扨前に述る如く此人僅に一年限の保生を託するのみなれば是にて足ることなれども終身の保生を託するなれば又次年の價を見出さゞるあらず、之を見出すには先づ利子の割合は前の如くなれば其二年にして一圓と成るの現價を知るべし。此現價は一年の現價を自乘するの數にて九十二錢四釐五毛五絲六忽なり將又命數表に照し見るに此四十歳の寄託者が現在の數は七萬八千一百零六にして其第二年〔四十一歳を云〕に死すべき數は七百七十四なり 0.924556 にて $\frac{774}{78106}$ を乘すれば之を得るなり〔卽九厘一毛六絲二忽を得〕

附言　保生實費は僅に一年限保生を託する時の掛金なれば、其算法も亦一年限の積り方なり、一次皆濟掛金は終身の保生を託する掛金を一回に掛切

る算法より出たり、故に毎年の保生實費を積りて之を總合せるの高なり。然れども寄託を始めたる年齢より算を起して命數表に載する最高年齢まで毎年算し至ること故生存者の數は每に其寄託を始めたる年齢を以て率とし毎年易り行く死者の數を除するなり、されば初年のみ保生實費を見出すの算法と同じと雖も餘は死者の數差あるに應じて異なり又保生實費の算法にては利子割引も一年のみなれども此算法にては命數表の終まで每年割引すること故是亦大なる差あり、今此理を容易に解せしめんが爲に第三號の表を附せり。即ち其第一行は寄託者の年齢なり第二行は五十歲の時より算し毎年四分半の利子を割引せる一圓の現價なり第三行は死者の數なり、第四行は五十歲の生者の數なり、第五行は此寄託者死するとき保生金一圓を得るに適せる掛金の各年の割合なり。扨此表も第一號命數表に據りて算渕せる者にして第二行は四分半の利子を一年分割引せる一圓の現價なり之を第三行同層の死者の數（是五十歲の者の其一年内に死すべきの數なり）にて乘し其得たる數を第四行同層の生者の數にて除すれば其一年の保生實費即ち第五行同層の高を得第二層より以下皆同法にて乘除し表の終に至り第五行の得數を加ふれば則五十歲の人が終生の保生を託し死すれば一圓を得るの約束にて取結へる一次皆濟掛金を知るを得るなり（掛金は四十三錢零々三絲七忽なり）凡そ此の如くにして各寄託者の年齢に應じ其年より始めて算するときは皆之を知るを得べし、尤も此に五十歲の一例を擧ぐる者は其煩を省くが爲のみ。

又云第四表は保生金一千圓を渡すことを約する時の一次皆濟掛金の割合を以て算せる者なり。尤も是は皆實費のみを示す者にて會社の入費は未だ之を割掛せざる積り方なり。

扨又何年と年を限り其期限中のみ保生を引受ることあり、其掛金の算法は此限内每年の保生實費（是亦前法に同じで寄託者が當年存生の數を率とするなり）を追算するなり。譬は年齢五十歲の人十年限保生を託せんとすれば其一次皆濟掛金は第三表の五十歲より始め十年間の實費を算し之を總合するの高なるが如し。

若又五十歲の時掛金を爲し十年の後より終身の保生を託せんとする者ありて其掛金を知らんとには先づ五十歲の一次皆濟掛金を算し此金額より前の如く五十歲より五十九歲まで十年限保生を託する一時皆濟掛金を減けば則其金額を得るなり。

若又五十歲の時に掛金を爲し六十歲の時より十年間寄託せんと欲する者ありて其掛金を知らんとには、先づ五十歲の時掛金を託し六十歲より始め終身の保生を託する一次皆濟掛金（即前法にて求たるもの）を算し其金額より五十歲の時掛金をし七十歲の時より終身の保生を託する一時皆濟掛金を減けば則之を得るなり

○平均年賦掛金算法

是まで託せし掛金の算法は寄託者始めに掛金を爲して死すれば最早掛金を爲すに及ばす約束通りの保生金を會社より受取る積り方なりされば年々の死者を以て一圓の高を乘し（利子割引は勿論なれば今更言はず）生者の數にて除したる者なり。然るに平均年賦の掛金は寄託者存命ならざれば之を爲さす故に寄託者より會社へ年金を與ふるが如き者なり、尤も年金は豫め之を受くる者の命數の長短を推測し（是亦命數表に據る）之に應じて其現價を定め寄託者に每年若干の金を與へ其死に至つて止み平均年賦掛金は命數表に據りて每年生存の者の數を以て一圓を乘し寄託者が寄託を始むる時の年庚の生存者の數を以て之を除し得る所の數を以て其現價となし而る後之を以て同年庚の人の一次皆濟掛金を除して之を得るなれば其算法は固より同じからず、扨此算法は前に述る如く寄託者存命なれば掛金をする積り方なれば先づ命數表に據つて寄託者の年庚に應じ其生運を知るべきなり。又其掛金は初年は直に一圓を掛け次年よりは幾何の割合の利子を差引くことなり、其法譬は三十歲の人保生を託せるに存生の間は年々金一圓を掛くべき約束を取結びたると見て之を算すべきなり、今命數表を照すに此年庚の人が初年の始に生存するの數は八萬五千四百四十一なり、故に此年に掛くべき所の金高は合せて八萬五千四百四十一圓なり、之を同數にて除すれば一圓に當るなり。次に三十一歲に至れば生存する者の數八萬四千七百二十一人なり、又昨年初より掛けて今年の初に一圓と成るの現價は年四分半の割合の利子なれば 0.956938 即九十五錢六厘九毛三絲八忽なり、されば之を八萬四千七百二十一にして乘し 0.956938×84721 此數を昨年の生存者數にて除すれば $0.956938 \times \frac{84721}{85441}$ を得是三十歲の寄託者が三十一歲まで生存するとき會社に納むべきの價なり、此の如く每年に追算して命數表の終に至るなり。今此算法を明にせんが爲に第五表を附せり即ち第一行は寄託者の年齢第二行は毎年歲首に納むべき金一圓の現價第三行は毎年生存者の數にして分子なり、第四行は初年生存者の數にして分母なり（第三、四行共二第二號表に據る）且此數は常に之を率とし表末まで變することなし、第五行は右を乘除して得る所の數にして、即五十歲の寄託者が生存すれば必ず毎年首に納むべき一圓の價なり。此表の用法は第三表に同じ但彼は毎年死者の數を以て一圓の現價を乘し是は生存者の數を以て乘するの異あるのみなれば別に贅せず別に附する。第六表は右の算法を以て各年庚の人の終身一圓金を納むべき價を見出したる者なり。尤も利子割合は四分の割合を用ふ。

扨右に記する所の如くにして終身の間毎年一圓を納むるの價を見出さば此數を以て一次皆濟掛金を除すれば則求むる所の平均年賦掛金を得るなり。然れども今此に猶少く其理を辯明すべしされば此算法は寄託者存命なれば終身の間每年納むべき一圓の價を見之を總合して終身の價を見る法なれども元來保生術は死者の數を測り其遺族に與ふべき金高を見出すなれば前に載する一次皆濟掛金を年數を以て除したる者、則每年年賦掛金となるべき樣なれども其死者の數に異同あれば未だ平均を得べからず。因て此年々一圓を掛くべき終身の價を以て之を除すれば則平均年賦掛金を得るなり故に此算法は一圓を率として一次皆濟掛金と終身年金總額との比例を見る者なり。譬は五十歲の寄託者が一時皆濟掛金は第三表に載す如く四十三錢零三七にして其終身年金總額は第五表に載する如く、十三圓二十三錢五釐八毛零二忽なれば其比例 $13.235802 : 0.43037 : 1$ にして則 $\frac{0.43037}{13.235802} = 0.032490$ に齊しきが如し。

附言　第七表は右の算法に隨ひ毎年庚の寄託者保生金一千圓を得んことを託せる時の平均年賦掛金を見出したる者なり、尤も利子割引の割合は四分を用ふ且是も亦會社の費用に給すべきの料は未だ算入せざるものなり。

又若し一次皆濟掛金を何年と期限を定め期限中平均に納むる年賦掛金に引直さんと欲するときは、上に述る所の如く先づ寄託者の年齢より起算し期限中年々一圓を納むるの價を見出し之を以て寄託者が年齢に適せる一次皆濟掛金を除れば則之を得べし。

又一次皆濟掛金の末に載するが如く某年に掛金をし某年より保生を託する時の期限中年賦金を算するの方法も亦宜く上の數理を應用すべし。今逐一述べず。

○養老保生掛金算法

養老金とは少壯の間掛金をして老後の安養に備ふるの金をいふ故に尋常保生も米國歷驗法に據れば寄託者九十五年の後まで存命なれば則是養老保生なり。其故は此表に於ては九十五歲に至れば寄託者盡く死すと做すを以て是より後に生き殘るものは保生金を得んこと勿論なればなり、されども此の如く高齡に至るを待たず大抵七十を過ぐれば業を操る能はざる者多きが故に或は五六七十の齡を期して一養老の備を爲すことなり、此法老後手當の見込みなき者には殊に良なり。否るも人事は常なき者なれば世人皆此覺悟を爲し置き度ことにこそされば米國にては此法最も行はるといふ。扨此法も偏に後年を期して寄託するものなれば利子割引の算法のみにても隨分可たれども通例保生を兼ね其人期限前に死すとも遺族は矢張約束の金高を受得る樣に仕組たる者（其世人に益多きも亦此故なりとす）なれば其算法も亦隨つて入組たり。譬は三十歲の寄託者あり六十歲に至り養老金一千圓を得んことを欲し尤も此期限中に死するときは同額の金を遺族に渡さんことを欲せんに其掛金の算法は先づ養老金の掛金を初に知るを要す。之を知るは則法の如く幾何の利子を割引して三十年間に一圓と成るの現價を見出し命數表を照して六十歲の時の生存者の數を以て之を乘し三十歲の時の生存者の數を以て之を除して得る所の數は是養老金の掛金なり。斯くて又一次皆濟掛金算法の末條に載する所と同法を以て此三十歲の人の三十年間保生を託する掛金を見出して之を前の掛金に加ふれば則此年庚の人の養老保生を託する掛金を得るなり、之に由つて幼年子女の預備金の掛金算法等推して知るべし。此他尙各社種々保生金掛金等の算法あれども自ら此業を營むの人に非れば要なきを以て今逐一贅せず。

○準備金算法

已に保生實費算法の附言に辨せる如く會社は僅に一年間のみの受合を爲す者に非れば、掛金も亦每年幾何か殘る樣に積り置くを以て漸々年每に之を積みて終に保生金の高に滿る樣に仕組たる者なり。扨斯く年每に積立る金之を名けて準備金といふ。是決して會社の使用すべき者に非ず（之を濫用するは勿論許さざるの事なり）寄託者の爲に大切に貯置くべき者なり、されば每年此金を積立る高も掛金に一

次と年賦との別あるを以て自ら差異あり下に其概略を述ぶべし。

【甲】一次皆済掛金を準備する算法

第四號表に載する如く米國歴驗表に據り四分の利子割引を以て算すれば二十歳の人が一千圓の保生金を遺族に渡さんことを託する時の一次皆済掛金の高は金二百四十七圓七十九錢八厘にして、二十一歳の寄託者なれば其高二百五十一圓八十四錢六厘なり。右孰れも會社が一千圓の受合を爲すときは是非寄託人より受取べき掛金なり。故に二十歳の寄託者より二百十七圓七十九錢八厘を受取るときは其年末即翌歳首に會社は必ず其人の爲に二百五十一圓八十四錢六厘を準備として貯置かざるべからず。之を如何にして貯ふるといふに右の二百四十七圓七十九錢八厘に一年四分の利子を生ずれば、此中より其人の其年一年分拂ふべき頭割の保險費（是は一千圓に付何程と定りあれは今此掛金二百四十七圓七十九錢八厘を減きたる殘高七百五十五圓二十錢零二厘にて幾何に當ると比例を立て、定むるなり後の保險費の條に詳にす）を減き殘高即二百五十一圓八十四錢六厘を餘すなり、又同表を見るに第四號二十二歳の寄託者が一千圓の保生金を約する時の一次皆済掛金は二百五十六圓零七錢六厘なりされば二十歳の時會社が引受たる所の寄託者の爲に會社は二年目の末即三年目の初に至り此高の準備金を有せざるべからず。是亦二年目の初に有する準備金に四分の利子を產まし保險費を減きたる後に必ず之を餘すものなり、此の如く會社は年々積立て行くことにて何れの年庚の寄託者の爲にすとも理は皆一なり。

【乙】平均年賦掛金を準備する算法

今第七號の表を見るに寄託者の年齢三十歳にして一千圓の保生金を得んことを約する時の平均年賦掛金は十六圓二十一錢一厘なり此金高は此人が存命の間は毎年平等に會社に納むべき者なり、されば此人二年の後即三十二歳の初に至りても固より同額の金を納むべき事とす然るに三十二歳の人が始めて寄託する時は必ず金十七圓十七錢六厘を是より毎年平等に納むべき者とし、五十歳の時寄託を始むる人なれば金三十三圓六十九錢八厘を毎年納むべき者とし、三十歳の時始めたる人なれば三十二歳五十歳は勿論終身の間にても矢張り前の如く、毎年僅に金十六圓二十一錢一厘を納むれば足るといふは如何にといふに、抑此の平均年賦掛金なる者は始めより寄託者が孰れの年にか死すれば、其爲に保生金を遺族に渡すの準備とし並に其存生の間に毎年掛金を爲さしむる樣に見込みて積り出せる者なればなり。されば毎年末に至り會社は其各寄託者の年賦金の中より其年內死者の遺族に與ふべき頭割の保險費を減き去りて猶後若干の準備金を遺し貯へざるべからず。此の準備金は寄託が一年にても若年の時の年賦掛金と一年にても齢を重ね始めて寄託する時の年賦掛金との差額を終身の間年々納むるの現價（前の平均年賦掛金の條に第五表を添へて說明せる所の問題を以て算するなり）に當る者なり譬ば五十歳の寄託者が一千圓の保生金を得る事を託する時の平均年賦掛金は右表を用ふれば、十三圓六十九錢八厘にして五十一歳に寄託を始むる者なれば三十五圓二十八錢八厘なり、されば此掛金の差は一圓五十九錢とす。扨第六號の表を見れば五十一歳の人が終身の間毎年一圓を納むるの現價は十三圓五十五錢九厘九毛なるを以て今此の掛金の表一圓五十九錢を毎年納むべき現價は 1 : 1.59 : 13.5599 の比例にて即二十一圓五十六錢なり。是五十歳の寄託者の年賦掛金と年々齢の重なるに隨て納むべき掛金との差に當る者とす。故に五十歳の掛金に年四分の利子を加へたる高より其年の保險費（第二表に出づ）を減きたる殘額と此金額とを合すれば、恰も五十一歳の時新に寄託する者の納むべき掛金と同額となる。而して會社は五十歳の寄託者の爲に其年末には必ず此金額を準備せざるべからず（猶詳細なることは下の保險費算法の條を參看すべし） 斯くて又五十二歳の寄託者が始めて納むべき年賦掛金を見るに三十六圓六十九錢八厘に比すれば其差は三圓二十八錢六厘なり。扨五十二歳の人が終身の間毎年一圓を納むるの現價は（第六號表に出づ） 十三圓二十五錢四厘六毛なれば之に准じて前の差額三圓二十八錢の終身の間毎年納むるの現價は 1 : 3286 : 13.254 の比例にて即ち四十三圓五十五錢なり。されば會社は五十歳の寄託者が第二年の末即ち五十二年の初に於ては此の四十三圓五十五錢の金額を其人の爲に準備として貯置かざるべからず。尤も是は五十一歳の保險費を減去りたる商なる事勿論なり此の如く毎年其準備金を貯へ之に相當の利子を加へ、利又利を生ずれば則若年の寄託者が年賦掛金は老年の寄託者より少しと雖も恰も同一の割合に當るなり、今一目して各年度寄託者の爲に會社が貯ふべき準備金額を知らしめんが爲め第八號表を附せり尤も此表は勞を省くが爲めに四十五歳を以て始めとす、各行に記するは利子の割合にて之に隨つて差異あるも亦併せて知るべきなり。

○保險費算法

保險費とは各寄託者互に掛金の中より幾何か死者に償ふの費をいふ。先づ年末に至り必ず準備金と爲すべき金額を算し得て之を其年の掛金より減去るとき後に殘る所の金額は則其年の保險費に充つべき者なり故に準備金は年々增加し保險費は減少するなり。若し僅に一歳限の受合なれば會社は固より掛金の中より年末に至つて準備を爲すに及ばず保險費額は保生證書の金高に照して直に之を知るべきのみ（是其一年の保生實費なればなり）

凡そ若年の人の其一年限の保生を託するが爲に納むべき實費（金拂）は保生金額に較ぶれば甚だ些少なり。譬ば二十歳の人歳末までに死せば一圓の保生金を得ん事を約せんに第一號表に由り利子割引を四分半とすれば $\frac{1}{1,045}\times\frac{7.3}{92,437}$ にて即ち七厘四毛六絲八忽なり、故に保生金一千圓なれば七圓四十六錢八厘六毛なり、若し寄託者九十五歳にて保生金一圓利子割引も前の如くなれば $\frac{1}{1045}\times\frac{3}{3}=\frac{1}{1045}$ にして即ち九十五錢六厘九毛三八保生金一千圓なれば九百五十六圓九十四錢なり、されば寄託者歳首に於て其年內の保生を託するに足るより倚多き掛金を納むるときは會社は其人の爲に歳末に至り幾分の餘金を有す。而して其年內の保險費は則其保生の爲に要する金額より之を減きて未だ之に充たざるべし。譬ば寄託者二十歳にして保生金一千圓なれば其終身保生を託するが爲に會社に納むべき一次皆済掛金は（米國歴驗表を用ひ四分の利子なれば） 二百四十七圓七十九錢九厘なり（第四號表を看るべし） 此額は是初年の間保生を託するに足りて其人存生なれば、歳末に至り倚會社の手に再び翌年（二十一年） の保生を引受くるに足るの金額を係すなり。然るに二十一年の寄託者にして保生金一千圓なれば（同表を見るべし） 其一次皆済掛金は二百五十圓八十四錢六厘なり、されば寄託者二十歳の時二百四十七圓七十九錢八厘の掛金を納むれば啻に其年の保生を託するに足るの費を給せるのみならず、其年末に至り二百五十一圓八十四錢六厘と成るの費を給せるなり。之を如何といふに此寄託者が一千圓の保生金を得んが爲に會社に納むる所は二百四十七圓七十九錢八厘なれば、此の人若し年內に死して一千圓を遺族に渡せば會社の損失は七百五十二圓二十錢零二厘なり、又此二十歳の人が僅に一年限一千圓の保生を託するの實費（即保險費） 七圓五十錢零四厘なり（第二號表を見るべし） 故に同年の時一年間七百五十二圓二十錢零二厘の保生を託するの實費割合は 1.000 : 152 : 202 : 7504 の比例にて五圓六十四錢四厘五毛なり、此五圓六十四錢四厘五毛は之を年首に納むれば寄託者若し年內に死するときは會社が損失を被ふるべき七百五十二圓二十錢零二厘の金額の引受を爲すに適せるの高となる。猶之を詳にせんには先づ此二十歳の掛金即二百四十七圓七十九錢八厘に其年內四分の利を生ずる者と見れば二百五十七圓七十一錢一厘となるべし。然れども五圓六十四錢四厘五毛は其年內會社が損失を償ふが爲にせる者なれば先づ之を掛金より減かざるべからず。即之に四分の利子を加ふれば五圓八十七錢三零厘を得由て之を二百五十七圓七十一錢一厘より減き去れば則二十一歳の時の一次皆済掛金を除すべし。又第二年の末即二十二歳の初に至れば此時寄託を新に始むる者の掛金は二百五十六圓零七錢六厘にして此は是前の寄託者此時まで存命なれば、會社が其爲に二十一歳（第二年の末）の末までに準備として貯へざるべからざるの金額なり。扨て此時に至れば會社が損失を受くべきの高は七百四十八圓十五錢六厘なり、又二十一歳の人が一年限一千圓の保生を託するの實費は七圓五十五錢三厘なり、されば此年會社が七百四十八圓十五錢六厘を引受るの保險費は 1,000 : 748.156 :: 7.553 の比例なれば五圓六十六錢一厘五毛なり、此高を歳首に納むれば其年內能く七百四十八圓十五錢六厘の損失を引受くるに足るなり、今之に年四分の利子を加ふれば五圓八十八錢七厘九毛となる、又二十一歳の掛金二百五十圓八十四錢四厘に年四分の利子を加ふれば二百六十一圓九十二錢一厘となる。是より右の五圓八十八錢七厘九毛を減けば則殘餘は二十二歳の時新に保生を託する者の掛金と同額となるなり。此の如くして毎年追算し終に表の末に至るときは毎年會社が損失を被ふるべき金高を引受くるの實費（即保險費）を見出し之を差引きたる後終に九十六歳に至れば寄託者の爲に貯ふべき準備金一年四分の利子を加へて一千圓に滿るに至るなり。

右は一次皆済掛金の毎年の保險費を知るの法なり又平均年賦掛金の毎年の保險費を見出す算法は左の如し。

譬ば今五十歳の寄託者あり終身一千圓の保生を託せんとするに米國歴驗表に據り四分の利子割引なれば其平均年賦掛金は三十三圓六十九錢八厘なり。已に此掛金を納むるときは其一年の間は此寄託者が保生を託するの費を償ふ

に足るのみならず其年末に至り準備金を設くるに足るなり。之を如何といふに此年齢の人の爲に其年末に至り設け置くべきの準備金は二十一圓五十六錢なり（上の平均年賦掛金準備の條を見るべし） されば會社が此年內此人の爲に一千圓の損失を引受くべきの高は 1,000－21.53＝978.44 九百七十八圓四十四錢なり、今直算に由つて五十歳の人の僅に一年限一千圓の保生を託するの實費を見れば十三圓二十五錢一厘なり（第二表を見るべし） 故に此の實費は 1,000：978.44：13.251：12.945 の比例にて十二圓九十六錢五厘なり、此十二圓九十六錢五厘に年四分の利子を加ふれば十三圓四十八錢二厘六毛を得是會社が其年內九百七十八圓四十四錢の損失を償ふが爲めの保險費なり。扨て又其歳首に納むる所の掛金三十三圓六十九錢八厘に年四分の利子を加ふれば年末には三十五圓〇四錢六厘となる是より上に出す所の保險費は十三圓四十八錢三厘六毛を減けば、其殘額は恰是二十圓五十六錢となる。是卽此人の爲めに一年の終に至り準備すべきの金高なり。是より年々の算法は類推して知るべし今重複を厭ふが爲に第九表を附せり。但此表は米國歷驗表に據り四分の利子割引を爲し且二十歳の人が一千圓の保生を託し、毎年十一圓九十六錢六厘の平均年賦掛金を納むる者の例なり。

○社費割掛之事

以上述ぶる所の算法は僅に保生を引受くるに足る丈の金高を示す者なれば寄託者の金を預りて之を割戻すには十分なれども會社を保續するには足らず故に彼邦の會社にては必らず掛金に幾何か割掛を爲すなり之を英語にローヂングといふ荷を負はしむるといふ義なり、其割合は通例掛金の二割より四割乃至五割に及ぶ者あり凡そ此割掛は會社の諸費を賄ふが爲に受くることあれども寄託者多數となる時は社費を賄ふて猶贏あるを以て之を預金として流行病其他非常の豫備に給し猶餘ある見込なれば之を寄託者に割戻すなり、尤も是は會社の組立方によりて株主の利益とするもあり下に猶其出處を詳にす。

○寄託者へ分配する利益金の事

凡會社が寄託者に分配する所の金は通例之を利益金と稱すれども銀行或は他商會の商業の贏利を謂ふに非ず會社にて保擔せる義務を盡したる後に餘りたる殘金を割戻すなり、故に之を割戻金と名づくるを義に當れりとす扨此割戻金の出る所は三路あり。

【一】死者の數命數表に推測する所より少き時

【二】始め掛金を算する時割引する所の利子より會社が之を運轉して得る所の利子の割合多き時

【三】割掛金會社の費用及び豫備に給して猶餘る時

右米國諸會社の經驗に由るに死者の數は毎年命數表に載する所より少き事幾分又利子割引も通例四分半を用ふれども之を運轉すれば大抵一割に當ることといふされば此差のみにても寄託者は衰老後或は遺族の手當に掛金をする事にて他商社の株主となり、或は相場等にて賭博に類せる大利を得るを主とせざればなり、尤も此割合にても米國諸社より寄託者に與ふる所の利益は甚だ大なる者なり。扨此利子を分配するに二法あり一は會社の純益を總計して掛金の高に應じて寄託の新舊を問はず之を分配するなり之をベルセンテージユ、プランといふ、步割法といふ事なり。一は寄託者の新舊に應じ其掛金の高をも計り掛金より得る所の利子を相當に配分するなり。之をコントリビユーシヨン・プランといふ。掛金の會社に助を爲したる高に應じて配分すといふ義なり。此法は手數は掛れども正理に叶ふを以て愚輩の社にては之を用ふ。

以上保生會社の事務大略は愚儀一が聽乘に留むるが爲に諸書を折衷參酌して記する所にて誠に蛇足に似たりと雖も萬一御參考に裨する所あらば大幸に奉存候。【編者註】比例式に疑の點あれどそのまゝにせり。

日東保生社記錄の卓越さと指導精神

右のうち規程は定款にあたり、心得竝に約條は約款にあたる。當社の次に來るもの以下において『保險規則』と呼ばれるものは今の『保險案內』又は『營業案內』の約款を併載するものをいふが、日東保生の寄託人心得竝に約條はそれにあたる。而して右の規程と心得竝に約條を合併して訂正增補したものが、第二回提出願書附屬の會社定款にあたるもので、第一回提出文書中には定款はない。なほその定款が、池田發表の定款草稿と略々似たものであることは既に述べた通りであるが、その異なる點は必要に應じて後に述べるであらう。

さて規定によれば、同社は相互會社組織を採り、基金は政府借入金を以てあてる積りで、最初の生命保險會社設立に、斯様に相互主義精神が支配したことは慶賀に堪えない。

次に注意すべき點は、一・資產の運用法について定めたること、而も貸付等に於て役員殊に仲介人の手引を排し社長と直接交涉とせること、なほ社長の專斷的情實貸付を排するため『社長と雖も書記役等の協議を經ずして一切貸金の權利を有せざること』と定めたるは、後に範を垂れるものであらう。二・紹介人に對し會社の命令書携帶を命ぜること。三・營業報告を共筋へ申達し、なほ新聞廣告をなすべしと公開主義を採れること、而も之は第二回提出の定款第百十六條『記錄縱覽の事』に於て『會社の社員人名簿年報等は各社員の望みにより、營業時間は之を展覽するを得べし』と追加し、今日の保險業法に規定するところを何十年前かに自ら規定してゐる。

寄託人心得竝に約條に注意すべき點は、一・三年以上掛金をなせるものに解約返戻金を認めたること。而も其の返戻割合は定款（第二十四條第一項）によれば責任準備と利益分配金と利息との合計から會社へ償ふべき入費を引去りたるものとあるは寛大公正といふべきである。尤もその控除割合（償ふべき入費）は不明だが、後の明治生命が拂込保險料の三分の一以上を拂戻すといふに比せば、必ずや寛大なるべしと想像できる。二・利益分配開始を結約三年目（滿二年）よりとせること、これは池田發表の定款草稿には滿四年目よりとあり、第二回定款には滿三年目よりとあるものだが、とすれば四年目からの配當で、この配當開始は第一回の約條より一年おくれるが、草稿より一年早くして、なほ現在の各社に比較するも、早期の方に屬する。

保生會社事務大略は保險數學中、保險料及び責任準備金等の算出法を示したもので、これなら合理的で、決して當てずつぽうの出鱈目でないことを肯かしめる。そして之によつて若山儀一が如何に辛苦して保險數學を領解自由にこなしたかが判ると同時に若山が當時民間にも官界にも保險數理の判る者は一人もないのだから、其等に對し、啓蒙指導的態度に出たもので、若しこの「事務大略」が更に幾分の增訂を試みられて公刊されたならば、我が保險界の進歩をどれだけ助けたか判らぬ。特にこの若山の數理理解を、後の明治生命創立關係者、なほ更に數年後の創立にかゝる帝國生命の創立關係者が保險數理の參考書がなくて困つたがと、手柄話のやうに苦心談を試みて來たことに比較すると若山の偉さが增して來る。

日東保生の保險料點檢

最後に我々は日東保生會社の各種保險料から、最も一般的な終身保險と養老保險の保險料を採り、更に終身保險は、之を尋常終身（死ぬまで掛け續けるもの）、有限十年終身（十年間に保險料を掛け終るもの、但し中途で死ねば後は掛けぬでよし）、養老保險は十年拂込及び十五年拂込（十年滿期乃至十五年滿期に同じ）の四種を採り、各その年掛金と一時拂掛金とを掲げると、次頁に表示の如くである。

而して右保險料のうち、養老保險料をとり、これをニューヨーク生命のそれと比較するに、次に示す如く全く一致してゐることを發

日東保生會社保險料拔萃（明治十三年三月）

年齡	終身保險（保險金千圓に付） 尋常終身保險 年掛	尋常終身保險 一時拂	有限十年 年掛	養老保險（保險金千圓に付） 十年間拂込 年掛	十年間拂込 一時拂	十五年拂込 年掛	十五年拂込 一時拂
二五	一九・八九円	三二六・九八円	四二・五六円	一〇三・九一円	八二六・六四円	六六・〇三円	六九六・二〇円
二六	二〇・四〇	三三二・五八	四三・三七	一〇四・〇三	八二六・八三	六六・一五	六九六・六一
二七	二〇・九三	三三八・八三	四四・二三	一〇四・一六	八二七・〇三	六六・二九	六九六・九九
二八	二一・四八	三四五・二一	四五・一〇	一〇四・二九	八二七・二六	六六・四四	六九七・三八
二九	二二・〇七	三五二・〇五	四六・〇二	一〇四・四三	八二七・四八	六六・六〇	六九七・八一
三〇	二二・七〇	三五九・〇五	四六・九七	一〇四・五八	八二七・七四	六六・七七	六九八・二八
三一	二三・三五	三六六・三三	四七・九八	一〇四・七五	八二八・〇一	六六・九六	六九八・七九
三二	二四・〇五	三七三・八九	四九・〇三	一〇四・九二	八二八・三〇	六七・一六	六九九・三四
三三	二四・七八	三八一・七三	五〇・一〇	一〇五・一一	八二八・六〇	六七・三六	六九九・九四
三四	二五・五六	三八九・八八	五一・二三	一〇五・三一	八二八・九五	六七・六〇	七〇〇・六一
三五	二六・三八	三九八・三四	五二・四〇	一〇五・五三	八二九・三三	六七・八五	七〇一・三三
三六	二七・二五	四〇七・一一	五三・六三	一〇五・七五	八二九・七一	六八・一二	七〇二・一三
三七	二八・一七	四一六・二一	五四・九一	一〇六・〇〇	八三〇・一五	六八・四一	七〇三・〇〇
三八	二九・一五	四二五・六四	五六・二四	一〇六・二八	八三〇・六二	六八・七三	七〇三・九七
三九	三〇・一九	四三五・四三	五七・六三	一〇六・五八	八三一・一五	六九・〇九	七〇五・〇六
四〇	三一・三〇	四四五・五五	五九・〇九	一〇六・九〇	八三一・七二	六九・四九	七〇六・二六
四一	三二・四七	四五六・〇四	六〇・六〇	一〇七・二六	八三二・三六	六九・九三	七〇七・六一
四二	三三・七二	四六六・八九	六二・一九	一〇七・六五	八三三・〇六	七〇・四〇	七〇九・一一
四三	三五・〇五	四七八・一一	六三・八四	一〇八・〇八	八三三・八五	七〇・九二	七一〇・七九
四四	三六・四六	四八九・七一	六五・五七	一〇八・五五	八三四・七二	七一・五〇	七一二・六七
四五	三七・九七	五〇一・六九	六七・三七	一〇九・〇七	八三五・七〇	七二・一四	七一四・七六
四六	三九・五八	五一四・〇四	六九・二六	一〇九・六五	八三六・八〇	七二・八六	七一七・〇九
四七	四一・三〇	五二六・七八	七一・二五	一一〇・三〇	八三八・〇三	七三・六六	七一九・七〇
四八	四三・一三	五三九・八八	七三・三三	一一一・〇一	八三九・三九	七四・五四	七二二・五八
四九	四五・〇九	五五三・三三	七五・四九	一一一・八一	八四〇・九一	七五・五一	七二五・七六
五〇	四七・一八	五六七・一三	七七・七七	一一二・六八	八四二・五九	七六・五九	七二九・二八
五一	四九・四〇	五八一・二四	八〇・一四	一一三・六四	八四四・四四	七七・七七	七三三・一三
五二	五一・七八	五九五・六六	八二・六三	一一四・七〇	八四六・四八	七九・〇七	七三七・三五
五三	五四・三一	六一〇・三六	八五・二三	一一五・八六	八四八・七一	八〇・五一	七四一・九四
五四	五七・〇二	六二五・三三	八七・九四	一一七・一四	八五一・一六	八二・〇九	七四六・九五
五五	五九・九一	六四〇・五四	九〇・七九	一一八・五四	八五三・八四	八三・八二	七五二・三九
五六	六三・〇〇	六五五・九九	九三・七八	一二〇・〇九	八五六・七〇		
五七	六六・二九	六七一・六四	九六・九一	一二一・七八	八五九・九五		
五八	六九・八二	六八七・四八	一〇〇・二一	一二三・六四	八六三・四二		
五九	七三・六〇	七〇三・四九	一〇三・六八	一二五・七〇	八六七・三二		
六〇	七七・六三	七一九・六五	一〇七・三五	一二七・九六	八七一・三五		

見する。

十年滿期養老年拂保險料（保險金一〇〇〇につき）

	二五歳	三〇歳	三五歳	四〇歳	四五歳	五〇歳
日東保生	一〇三・九一	一〇四・五八	一〇五・五三	一〇六・九〇	一〇九・〇七	一一二・六八
紐育生命	一〇三・九一	一〇四・五八	一〇五・五三	一〇六・九〇	一〇九・〇七	一一二・六八

十五年滿期養老年拂保險料（保險金一〇〇〇につき）

	二五歳	三〇歳	三五歳	四〇歳	四五歳	五〇歳
日東保生	六六・〇三	六六・七七	六七・八五	六九・四九	七二・一四	七六・五九
紐育生命	六六・〇三	六六・七七	六七・八五	六九・四九	七二・一四	—

【備考】單位、日東保生は圓、紐育生命は弗。

尤も若山は紐育の生命保險會社に倣つてといふてゐるから、この一致は一向差閊えないことであるが、これでは寫眞だから、保險料算出の實際の苦心は大分割引さるべきであり、若山の苦心は保險數學の理解と熟習、並に保險用語の飜譯に對する苦心を主とする。何しろ日本人の死亡表がないのだから致方はあるまい。

但し紐育生命の保險料を寫眞刷りにして日本人にあてはめるも、一向危險のないことは、次に示す、日東保生と日本生命の保險料比較表で肯かれやう。

十五年滿期養老年拂保險料（保險金千圓に付）

	三五歳	四〇歳	四五歳	五〇歳
日東生命	六六・〇三円	六九・四九円	七二・一四円	七六・五九円
日本生命	六六・四〇	六七・九〇	七〇・六〇	七四・九〇

即ち右表でみると、加入年齡三十五歳では、日東が日本に比し三十八錢高いだけで、あとは日東の方が全部一圓五六十錢前後高くなつてゐる。日東、從つて紐育の米國經驗表が死亡率低くとも、附加保險料が高いから、危險を保障して餘りあるものがあらう。その證據が、米國經驗表に對して死亡率遙に高い日本國民死亡表による藤澤第二表を基礎とする日本生命の保險料の却つて安いことは、要するに紐育生命は純保險料は安いが、附加保險料は純保險料の安さ以上に高い。それ故に日本生命の保險料より高くなるのである。我々は其處に若山の寫眞式保險料をむしろ推奬してよい譯だ。附加は高くとも、相互會社では利益の全部は契約者に歸屬するから、高率附加を課しても決して契約者の搾取とはならないからである。

八、類似保險の擡頭

縱積社

森莊三郎稿『我國に於ける科學的生命保險業の興起』のうちに、『明治十二年の頃から我國に保險類似の事業を計畫する者が各地に現はれ、十三年に至りては次第に之が具體化し、十四年以後に至りては各地に雨後の筍の如く簇出した。此等は殆ど例外なく賦課式保險の方法を採用し、死亡、火災、疾病その他諸般の災害に對する相互扶助を目的とするものであつた。そのうち最も世人に熟知せられて居るのは、明治十三年三月創業の共濟五百名社同十一月廣告の躋壽社、十四年三月廣告の共濟一錢社の如きである』云々と述べてあるが、その十二年頃に出來た類似保險に何といふ社があるか、その最初のものは何社であるか、判つてゐるのだらうが、言及してない。

而して我々の手元に集つた資料でいへば、『縱積社』といふのが一番初めである。我々は同社を類似保險の元祖と斷言するには躊躇するが、今まで保險學界に同社の存在したことが傳へられてゐないので、敢て最も早期のものゝ一つとして同社の名を擧げたい。縱積社は明治十二年二月の設立らしいが、その開業の有無は判然しない。『東京日日新聞』『朝野新聞』『郵便報知新聞』『有喜世新聞』『東京横濱毎日新聞』『中外物價新報』（中外商業新報の前身）等を探がしたが、縱積社の記事は一つも見えない。そして爰に我等が引用するものは、外骨文庫に收められ四六版形の小冊子で、挿入の寫眞で知られる如く表紙に『縱積社約規』と刷出してある。同社は保險組合と貯蓄組合とを兼ねるものであるが、學資保險、婚資保險等が保險會社の營業課目に存し、保險として取扱はれてゐる以上、縱積社が多分に貯蓄組合の色彩を帶びるとも、類似保險又は賦課式保險組合と見て然るべきであらう。同社は蓄資を主目的とするが、蓄積資金の利息の一部（三分の一）を以て、火災、疾病、死亡等の不幸に罹るものを救恤するからである。

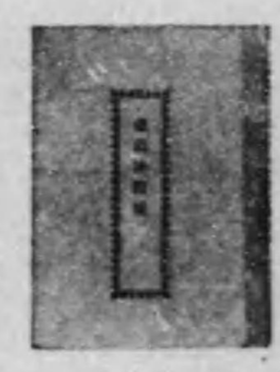

『縱積社約規　緒言　人世には必ず免る可からざる災害あれば亦必其處備無くばあるべからず故に省銀貯蓄法を設けて其の贏餘を積み之が備を爲さんことを欲す蓋開明國にては「イヤインシュランス」（原文のママ）（水火盜難疾病等の爲に豫儲蓄して後圖に供する類）等の類あり即是の積金法なり實に一朝にして失ひ易く數年にして得難きは金錢なれば良民も亦之が爲に足を天賦の樂域に駐ること能はざるなり余此の法の設け無きことを慨歎せる日既に久し由りて一社會を結び交誼を厚くし失ひ易きを收め得難きを積み自主自由の良民となり愛國の大義を踐み無害を濟ひ公益を興さんことを欲す昔英國學士「ローセル」氏曰く人々相離れ孤立して事を爲すは開化の害にして人々相親しみ一致して事を爲すは開化の扶なり蒙昧夷狄の風を以て文明開化の

欲に比較すれば其の利害相懸隔すること自瞭然たり夫野蠻の國は一親族の中と雖交際の道甚疎し況や一國の人をやと然らば我會社は固仁恤慈惠の人の資本を請ひて其積金を保護し人々をして益會社に依頼するの念慮を發せしめんことを勉むるに在り故に余賤陋を省ず社名を

誠心院公に乞ひて以て先同鄕有志の士に計らんとす若未陰雨せざるに牖戸を綢繆するの意を省せられば獨予が幸のみならざるなり

明治十二年二月　東京府下小石川江戸川町二番地羇留辱知生

黒川龍再拜

縱積社約規

○第一條　本社は有志の人月々若干の省金を積貯へ以て非常の用に供し傍ら利用厚生の資金を企てんとす

○第二條　社名を號して縱積社と謂ふ結社の標的を示すの意なり

○第三條　社員には定數なし先づ同鄕の人老少男女を問はず篤く共立相救恤に志有る者は皆社員たることを得べし

○第四條　蓄積金額は十錢を一口とし之を救恤資金とす其集金十二ケ月の息銀を三分し一を火災疾病葬儀等の難に罹るものに給し二を社費幹事等の給料とし三を積主の利潤たることとす（但し一口を兩人にて出すは妨なし而して請取證は兩人充を以て一紙とす）

○第五條　十錢以上數口を出すものを保護資金とし其息銀は第十一條の例に據り元利共積主の權理に屬するものとす（但し端錢を積ことを得ず）

○第六條　積金は各自の出金高を原帳に記載し請取證に割印を捺し其受取證を出金人に付與し而して其金額を證する爲め社長幹事の內捺印すべし（但し水火盜難或は他の事故に據て此請取證を紛失するときは速に其理由を詳記せる證書を以て本社へ通知し更に請取證を受べし其證書面に紛失に付再渡と記すべし）

○第七條　集金は國立銀行に預け又は慥なる抵當に依て貸付し或は各種の公債證書を購求することあるべし

○第八條　本社は社長一名幹事二名を置き社中一切の事を擔理するものとす（但し社長幹事の在任年期等は追て投標を以て定める事もあるべし）

○第九條　貸付せし證書及購求せし公債證書等及預け金の名前は都て社長の姓名を以てし而して其諸證書類は幹事之を管保するものとす

○第十條　積金は必ず差出すべし若し故なく一ケ月以上缺くことある時は社よりは貸付せるものと見做し月一割（卽ち十錢に付一ケ月一錢）の利を生ずるものとす

○第十一條　積金の利子は年七分二厘にして利增加し十二ケ月毎に元金に加へ其金高を得る左の如し（但し一口金十錢の積高を示す餘は之に準）

初年 一圓二八六　二年 二圓六六五　三年 四圓一四三　四年 五圓七二八
五年 七圓四二七　六年 九圓二四八　七年 一一圓二〇〇　八年 一三圓二九〇
九年 一五圓五三三　十年 一七圓九三八

○第十二條　凡半途にして退社を乞ひ其金還付を要するものは一ケ月或は二ケ月前に其旨を申出べし

○第十三條　半途退社を乞ふものは其年の利子を付與せざるは勿論第十一條に掲ぐる所の金高百分の二を減省するものとす尤相對を以て他人に讓るは妨なし（但し非常の災害に遭ひ不得止退社する等の如きは其災害の次第により或は全く減ぜざるものとす）

○第十四條　滿一年每に總金額及び貸付預け金等の利子其他諸仕拂等詳細に精算し之が明細表を製し全社に示すべし

○第十五條　本社集會は每月第四日曜日午後三時より豫て報知の場所へ出頭し其席上に於て出金すべし

○第十六條　本社の締約は滿十ケ年を期とし滿期に於て各自の出金額を還付し以て期約を完了せんことを要すと雖も元來此積金の趣意は共立相救恤厚生利用を企てんと欲するものに付其節に至り金額の多少により更に國產を盛大にせんことを欲するなり

右の條款は社員協議の上確定し各自の共同盡力に依て成立隆旺を願ふ所なり」

第一證險社

次に擧ぐべきものは、第一證險社であらう。同社はいはゞ保證保險、信用保險、債權保險とも稱すべきものだから、生命保險類似業ではなくて、損害保險類似業であるが其種の保險が案外早くから目論まれたとは注意に値ひしやう。同社

の創立は左に引用の明治十二年六月十九日發行の『東京日日新聞』（第二二六〇號）所載の廣告で知らるゝ如く十二年六月十五日の開業である。

『第一證險社創立廣告

本社創立の旨趣は歐米に專ら行はるゝ處の「インショーレン」（保險證）に根據し左の步合を受取り萬一借主契約を誤り返金相滯たる節之れに代て辨償し貸主に聊か損失を蒙らしめざるを本分とす周ねく江湖の依賴に應じ度依て此段廣告候也

家屋物產金高の五分。倉庫金高の三分。地所公債證書金高の二分。

・明治十二年六月十五日開業　日本橋區上槇町八番地

第一證險社』

而して同社のその後の消息は傳へられて居らぬから、その營業狀態や存續期間については何ともいへぬが、恐らく隆盛に至らずして廢業の運命を見たものでないかと思はれる。

共濟五百名社

續いて現はれたのが、周知の『共濟五百名社』である。これは普通に共濟生命（今の安田生命）の前身として、賦課式保險の元祖とされたものであるが、森博士はその以前に賦課式保險業の現はれたことを述べて俗說を覆して居るが共濟五百名社の創立年月に就ても異說（新說）を立てゝ居る。卽ち本章の初めに引用した文章で知らるゝ如く、その創立を十三年三月とすることがそれである。『共濟五百名社の沿革』及び『共濟生命保險會社の沿革』には十三年一月（日を明示せぬ）として居り、また二三の學者の說に十三年二月創立とするに對し、森博士の說は全く新說である。だがその根據とするところは、遺憾ながら薄弱で舊說を打破し、新說を承認せしむるに値ひしないやうだ。

なぜ共濟五百名社の三月創立說が根據薄弱であるか。森博士は前揭引用文の三月創業說をたしかにするために「註」を附記して居られるが、それは「共濟五百名社の最初の「申合規則」は文學士中村勝麿氏の好意により、滋賀縣彥根町の中島宗達氏から寄贈を受けることが出來た。」といふ一事實にすぎない。恐らく、その「申合規則」の日附か、刊記が三月となつてゐるからだらう。それとも本文に十三年三月の創立と書いてあるのか、我々が安田生命所藏の「申合規則」を見たところによると、その第二十九條に「該規則は明治十三年一月一日より施行する者とす」と書いてある。されば、もし森博士所藏の「申合規則」に三月とあるは恐らく同規則書の刊行時期を示したもので、創立期の證據とするに足らない。

明治二十七年四月共濟五百名社が共濟生命保險合資會社と改稱、組織を變更して營業を開始した時の最初の「保險規則」の表紙裏に「我社の歷史、目的」なる題名で記述せる文章の一節によれば、「創業は明治十三年一月にして實に我邦生命保險會社の開祖なり當時共濟五百名社と稱し」云々とある。

明治十三年一月一日の日附ある共濟五百名社社員證

また共濟生命の社員用『生命保險教材・第三册・生命保險の沿革』第十頁に「共濟五百名社と稱するは、明治十三年一月に創立されたものである」といふてゐる。

なほ明治十三年六月二十七日の『讀賣新聞』（第一六三二號）に『共濟五百名社は本年一月の創立にて今日まで一人の死去もなかつたが、去る二十四日の夜芝區琴平町二十四の小山保氏が死去致されしに付き該社より規約の通り遺族へ金千圓送られ』云々と報じてゐる。これも一月說を裏書する一例であるが、それより最も有力な證據は既述『申合規則』の第二十九條の「一月一日より施行」とある文句である。

他方、共濟五百名社々員簿（いはば保險證券）の日附を見ると冊頁挿入の寫眞で知れる如く、その第三百八十六號證券でも、十三年一月一日の日附がついてゐる。爭へぬ證據であらう。

尤も二月に創立されたが、日附を一月一日に遡らせ、一月一日より開始したかの如くしたといふ說もある。

次に二月說を擧げると、『安田善次郎翁傳』（矢野文雄著）其の他がある。卽ち『安田善次郎翁傳』附錄『年譜』によると四十三歲明治十三年二月十五日の項に『成島柳北氏等と謀つて共濟五百名社を起す』といふてゐる。同書は安田家が材料一切を提携して龍溪に執筆を依囑したものだから、確實なものだらうが、要するに出所は、二月十七日發行の『朝野新聞』（第一九二六號）所載『共濟五百名社集會の記』であらう。卽ちそれには『明治十三年二月十五日に於て共濟五百名社の人人淺草本願寺別院に會し』云々とあるその記事だらうと思はれる。だが同記事には別にそれが創立總會の日であるとは書いていないのだ。また明治十三年に出版された『官令新誌附錄・昭代史要』第一篇の二月十五日の項にその日共濟五百名社が設立されたと書いてゐる。

ところで、そんな新聞記事によるならば、明治十二年十二月創立說も立ち得るわけだ。卽ち明治十二年十二月二日發行の（郵便報知新聞第二〇五二號）に『銀林成島子安田川崎鹿島鈴木長谷川八名の紳商が發起人にて共濟五百名社を組織せんとし其規則を編してこれを印刷せられたり』と傳へてゐる。然らば三月といふ日附のある森博士所藏の『申合規則』はその初刷ではないから、三月設の證據とするに足らない。なほ附言するが、共濟五百名社は安田善次郎が、若山儀一の日東保生社の出現と若山儀一の指敎によつて同志を結合して出來たものであることは三浦周行稿『我國に於ける生命保險業の首唱と先驅』によつて明白である。而も安田は最初若山の日東保生會社創立の議に與つたのだが、中途據に手を切つて、別に共濟五百名社をつくりにかゝつたもので、それは多分十二年の十一月頃であらう。前置が永くなつたが創立年月に異說ある以上止むを得まい。

では、次に共濟五百名社の最初の申合規則を掲げやう。

『共濟五百名社申合規則

凡そ吾人の世路を經過するや幾浮沈幾苦樂を歷る實に測る可らず　而して天災地變の如きは取て逃るに道なきに非ずと雖も猶り逃る可らざる者は命數なり故に人の父母たる者幼弱の子女を遺して逸逝するの時に際し家に餘財のあるに非ざれば孤兒將來生計の如何を患ひ或は地下に瞑すること能はざるの歎なきを免かれず　然るに之れを救濟するに道あり是れ吾輩の此社を設立する所以なり　抑も該社たるや泰西の人命保險會社と少しく異なる有るも惠惠を第一主義とし有志の者同盟し以て一社を結び社中死者あるに臨み遺族に金員を惠贈し之れをして生計を立しむるの一助と爲し其遺族をして死に喪して憾みなく死者をして地下に瞑する能はざるの歎なからしめんとす而して生產富饒にして敢て我が遺族に顧慮する所無き者も亦入社するは蓋し他を救濟するの慈心に出づるが故なり今其條款を設くる左の如し

第一條　本社は假りに日本橋區小舟町三丁目第三國立銀行中に置き社員は五百名と定む

第二條　年齡五十歲以下十五歲以上にして無病の者に限り本府の本籍と寄留とを問はず官民の別なく一戶主たる者此申合規則を遵守するに於ては入社するを得へし

但戶主極老或は幼少なるものにして其父母或ひは相續人の中にて入社を請ふ者は之れを許すこと有る可し

第三條　入社の者へは第一號雛形の通り證券を與へ以て社員たるを證す

第四條　入社の者は第二號の雛形の通り結約書を出すべし

第五條　府下十五區六郡の社員より一區一郡に付委員二名宛（合計四十二名）を選び專ら其區郡內社員の事を擔當せしめ委員中より更に幹事十名を擇選して社中一切の事務を總轄せしむ

但一郡區の人員に乏しき處は必ずしも二名を要せず

第六條　社中或は社外の者を以て書記二名小使一名を置き幹事の指圖を受け會計簿記等の事を掌らしむ

第七條　創社に付持寄金として各員より金六圓を出だし（合金三千圓）之れを元金として國立銀行に預け年一割の利子を附し以て書記小使の給料其他筆墨紙の費に充つ

第八條　社員は豫め掛金として金二圓宛を出し（合計千圓）之れを國立銀

行に預け社員中物故する者あるに際し證券と引換へ金千圓を其遺族に惠與す

但本人より豫め遺族申金圓を受領すき者一名或は數名を定め置き之れを幹事に報し置くを可とす

第九條　社員中物故する者有るときは速に本社に報告すべし幹事は之れを各員に報道す

第十條　此報道を得たる時は三日以內各社員より金貳圓三錢宛を本社に送致し以て後死者の遺族へ惠贈すべき豫備として之れを國立銀行に預け置くべし

但右金三錢は報道等の雜費に供し剩餘は之を持寄金の利子中に加ふ

第十一條　社員中都合に寄り月々或は時々掛金の豫備として若干金を本社に委托し置く者は之を預り本社より相當の利子を與ふ

第十二條　惠贈金千圓は死者の貧富或は遺族の都合に因り幹事と協議して其金額或は其幾分を本社に預け置くも妨げなしとす然る上は相當の利子を附し何時にても之れを還付すべき者とす

第十三條　死者の遺族富有にして惠與金の全額或は若干圓を辭して之れを社に返付する時は其意に從ひ之れを社中の積金と爲し國立銀行に預け其利子を以て社中の災厄を救ふの方法を定む可し

第十四條　死者の相續人年齡第二條に適し掛金を出たすに堪たる者は必らず引續き入社する者とす

但其際に於て幹事の鑑定に依て入社を許さゝる事有るべし

第十五條　不得已事故ありて退社せんとする者は豫め幹事の認可を得て代員を入社せしむ可し

第十六條　代員たる者の其年齡本人の年齡に超ゆることなく無病の者にして幹事の認可を受くる者とす

第十七條　代員へは本人の證券と引換別に證券を交付し其人より更に結約書を社中に出す可し

第十八條　社員中若し懲役或は禁獄に處せらるゝ者あるときは其家族或は保證人より掛金を出すべし

第十九條　十年の禁獄に處せらるゝ者（惠與金を獲んと欲し故意に出づる者の外）は其家族に先づ半額金五百圓を給し以て掛金を出さしめ而して物故するときは其殘圓を惠與することあるべし

但し各員其報道を得たるときは三日以內各金壹圓三錢宛を本社に送致すべし

第二十條　若し終身懲役或は終身禁獄に處せらるゝ者（前條に同じ）あるときは之れを死者と視做し其家族に金千圓を惠與す

第廿一條　社員年齡七十以上に及べば本人の望みに因て先づ半額を渡すことを許るす

但し各員其報道を得たるときは三日以內各金壹圓三錢宛を本社に送致すべし

第廿二條　故意を以て自殺する者の遺族は該金千圓を受くるの權利を失ふものとす發狂人は此限に非ず

第廿三條　本人掛金を怠り保證人亦之を辨納せざる者有て三次に及べば之を除社す

但持寄金掛込金は返付せず

第廿四條　轉籍移住をなす者は直ちに之れを本社に報道すべし

第廿五條　公私の用向により外國若くは內國他府縣に出張することあらば掛金は其家族或は保證人より納む可き者とす故に出發前本人より共人を定め本社に報ずべし

第廿六條　一家族を擧て他府縣に移住する者は親類等の內府下居住の者を引受人と定め其者より掛金を納めしむべし該引受人は幹事の認可を經て定むる者とす

但出發の際年限を見込若干金を社中に預け置くも可なり

第廿七條　每年二月前一箇年中死者の員數惠贈金給料雜費一切出納の模樣を各員に報告す

第廿八條　每年三月委員一同の集會を爲す時としては社員一同にも及ぶことある可し

第廿九條　該規則は明治十三年一月一日より施行する者とす

第三十條　此の規則は目今確定したる者と雖も後年に至り思想外の變遷有るに及べば社員一同の衆議を採り之を改定すること有る可し

發起人　銀林綱男、成島柳北、子安峻、安田善次郎、川崎正藏、川崎八

右衞門、市川好三、鹿島清左衞門、鈴木慧淳、長谷川清、加藤九郎』
（以下書式省略）

遺族保全會社　次に明治十三年二月『遺族保全會社』といふのが出來た。その創立の確な月日、及びその會社の組織並にその後の事情は今のところ、一切不明であるが、明治十三年二月十七日發行の『郵便報知新聞』に左の如く同社の創立と仕組のあらましを傳へてゐる。

『靭町區に住する某其他數名の發起にて歐洲の人命保險會社に倣ひ遺族保全會社といふを設けられしが積金は每月貳拾錢より貳拾圓までを目途とし二十五ケ月を滿限として滿限後に掛金主の死去するときは埋葬料として貳拾錢の者へは拾圓、貳拾圓掛の者へは五百圓の割合にて其遺族へ附與するの方法なりとか』

人命保險　次に明治十三年七月創立の人命保險東北共愛社を紹介したい。同社の創立年月日及びその後の經過等につき、仙豪の古老、其他に訊したが知つてゐる人はない。明治十三年七月二十四日發行の『朝野新聞』（第二〇五六號）に『宮城縣下の有志者が協議して此程東北共愛社と稱し人命保險社を設立せし由』とあるだけで其他は不明だが、幸ひに同社の規則書は外骨文庫にあるので、借覽して次に掲げる。原本は四六版三十頁の冊子で、奏には、緒言と規則書附載の諸書を省略した。

東北共愛社

『東北共愛社申合規則第一

第一條　本社は假に宮城縣下佪臺區大町壹丁目第七十七國立銀行中に置き社員を千五百人と定め內第一組を五百名とし第二組を千名とす

第二條　年齡五十歲以下十五歲以上にして無病の者に限り本籍と寄留とを問はず官民の別なく此の申合規則を遵守する者は入社するを得べし

第三條　入社の者へは第一號雛形の證券を與へ以て社員たるを證す

第四條　入社の者は第二號雛形の結約書を出すべし

第五條　本社の役員と稱するものは左の如し　社長一人　書記二人

第六條　社長は本社の全體に注意し一切の事務を處分し總て其責に任ずべし

第七條　書記は社長の指圖を受け會計簿記及報告等の事を掌らしむ

第八條　本社創立に付持寄金として各員より金五圓を出だし（合金貳千五百圓）之を積金とし第七十七國立銀行に預け年一割の利子を附し社長以下諸役員及小使給料其他筆紙墨報告等社中一切の雜費に充つ　但利子の餘剩は積金の中に加ふべし

第九條　社員は豫め惠贈金の爲め掛金として金壹圓宛を出し（合金五百圓）之を第七十七國立銀行に預け社員中死亡する者あるに際し證券と引換其遺族に金五百圓を惠贈するものとす

但本人より豫め遺族中金圓を受領すべき者を定め本社に報じ置くべし

第十條　惠贈金五百圓は死者の貧富或は遺族の都合に因り其金額又は其幾分を本社に預け置くも妨けなしとす然る上は相當の利子を付し何時にても還付すべきものとす

第十一條　社員死亡する者あるときは速かに本社に報告すべし本社に於ては之を各員に報道す

第十二條　此報道を得たるときは五日以內各社員より金壹圓宛を本社に送致し以て後死者の遺族へ惠贈すべき豫備として之を第七十七國立銀行に預け置くべし

第十三條　每年二月前一箇年中死者の員數及給料雜費其他一切出納の模樣を記し各員に報告すべし

第十四條　社員中都合により月々或は時々掛金の豫備として若干金を本社に委托し置くものは之を預り相當の利子を與ふ

第十五條　死者の遺族富有にして惠贈金の全額又は若干金を辭して之を社に返付するときは其意に從ひ之を社中の積金と爲し第七十七國立銀行に預け其利子を以て社中の災厄を救ふの方法を定むべし

第十六條　死者の遺族中年齡第二條に適し掛金を出すに堪たる者は引續き

入社する者とす

第十七條　不得止事故ありて退社せんとする者は豫め本社の承認を得て代員を入社せしむべし

第十八條　代員たる者は其年齡本人の年齡に超ゆる事なく無病の者に限る

第十九條　代員へは本人の證券と引換別に證書を交付し其人より更に結約書を社中に出すべし

第二十條　社員中若し懲役或は禁獄の刑に處せらるゝ者あるときは其家族或は保證人より掛金を出すべし

第廿一條　十年の懲役或は十年の禁獄に處せらるゝ者（惠贈金を得んと欲し故意に出づる者の外）は其家族に先づ半額金貳百五拾圓を給し以て掛金を出さしめ而して死亡するときは其殘額を惠贈するものとす　但し各員其報道を得たるときは五日以內各金五拾錢宛を本社に送致すべし

第廿二條　若し終身懲役或は終身禁獄に處せらるゝ者（前條に同じ）あるときは之を死者と視做し其家族に金五百圓を惠贈す

第廿三條　社員年齡七十以上に及べば本人の望みに因て先づ半額以下を渡す事を許す

第廿四條　本人掛金を怠り保證人亦之を辨ぜざるときは之を除社す　但持寄金掛込金は返付せず

第廿五條　轉籍移住をなす者は直ちに之を本社に報道すべし

第廿六條　公私の用向により外國若くは內國他府縣に出張する事あらば掛金は其家族或は保證人より納むべきものとす故に出發前必ず本人より其人を定め本社に報ずべし

第廿七條　一家族を擧げて他府縣に移住する者は親類等の內本縣內居住の者を引受人と定め其者より掛金を納めしむべし該引受人は本社の承認を經て定むるものとす

但出發の際年限を見込み若干金を社中に預け置くも可なり

第廿八條　社員中死亡する者あるときは補缺として代員を入社せしむべし

第廿九條　此の規則は目今確定したるものと雖も後年に至り衆議を採り之を改正する事あるべし

東北共愛社申合規則第二

本社別に千名を置くの旨趣は博く慈惠を施さん爲め其持寄金及掛金の額を小にし目下僅少の貸金を得て生活する者及婦女と雖も出金に堪ゆる者は入社を得せしめんとす

第一條　社員を千人とす　但一家族中より數名入社するも妨げなし亦兩組に入る事をも許るす

第二條　持寄金は一名に付金貳圓五拾錢を出だすべし（合金貳千五百圓）之を第一申合規則第二條の積金に合し總額五千圓とす

第三條　社員は豫め惠贈金の掛金として金壹圓五拾錢（假りに死者五人分を積算せり）宛を出だし（合金千五百圓）之を第七十七國立銀行に預け社員中死亡する者あるに際し證券と引換金三百圓を其遺族に惠贈するものとす

第四條　社員中三名以上死亡するときは本社に於ては其姓名を記し各員に報告すべし

第五條　此場合に於ては各員より金壹圓五拾錢宛を本社に送致する第一規則第十二條の通りたるべし

第六條　本縣一區十六郡の社員より一區一郡に付委員一名乃至二名を擧げ專ら其郡區內社員の事を擔當せしむ　但し積金の利子を以て筆紙墨等を支給することあるべし　他は皆な第一規則の各條項に因るものとす

追加

規則第一類第一條に社員を千五百人と定むと雖も尙入社を請ふものあるときは第一組は百名第二組は百五十名を限り入社を許るす以て惠贈金（五百円）を受くるの權利を有せしむ其持寄金並掛込金第一第二規則の通りたるべし

但持寄金は本社積金に加へ掛込金は豫備として第七十七國立銀行に預け相當の利子を附し置き社員中死亡或は退社により一時缺員あるに際し惠贈金の不足を補塡するものとす

規則第一類第十七條　但代人其人を得ざる場合に於ては持寄金は返付し掛込金は返付せざるものとす

發起人總代　牧野大昭、遠藤敬止、發起人　增田繁幸、松倉恂、首藤陸三、立花良次、佐藤三之助　（以下書式略）

而して右は全く共濟五百名社社則の引寫しであることが判らう。

本史

創始時代

（明治十四年——明治二十五年）

明治生命保險會社の營業開始

明治生命の前身 東京生命の目論見

明治生命の發起に就ては、別項『會社及統計篇』一二六頁所掲『會社沿革』『明治生命保險株式會社』に略叙してあるから、重複を避けていふと、同項に明治十二年の暮三菱社員の忘年會席上、偶々生命保險のことに就て語合つたことに端を發し『翌十三年には阿部、莊田、小泉、小幡等福澤門下の人達が發起人となり、生命保險會社創起見込書を草し』とある、それが『東京生命保險會社』のことであり、また明治生命編『明治生命の過去と現在——本邦生命保險略史』（大正十五年六月）に『明治十二年、小泉氏は莊田氏と保險に關する意見を交換し、莊田氏は間もなく生命保險會社創起見込書を作り、小幡氏の緒言を添へて印刷に附し、慶應義塾同窓の友人に示して贊成を求めたり。緒言に曰く、小を積で大と爲し』云々とある。それが『東京生命保險會社創起見込書』である。而して前書に『莊田氏起草の創起見込書は、生命保險會社の目的、組織、方法の大體より微細なる保險料割合表、營業損益豫算に至る迄親切叮嚀に記述して餘す所無し』（中略）『貴重なる文獻なれば、全文を玆に摘出するも意義ある事なれども、紙數に限あるを以て之を他日に期し、乍遺憾割愛』してゐる。仍つて爰にその『創起見込書』の全文を掲げるが、之は大正十三年九月發行の『生命保險會社協會會報』（第十三卷第三號）に阿部章藏の寄稿せるものと同じである。ただ違ふ點は『會報』所載の分に『明治生命創起見込書』とあるものは實は『東京生命創起見込書』であることだ。

東京生命保險會社創起見込書緒言

小を積て大と爲し易に慮て險に阻まれず是れ古に在ては知者の獨り能し獨り專にする處なりしも人文開明の今世に至ては之を其獨專に任ずる事を爲さず今や統計の學既に興り推理の術既に明なれば平庸の人と雖も知者の成法に據り學術の功績に藉り能く深謀遠慮の事を行て自ら其難きを覺へざるあり、人命保險會社の設置の如き其一例なり、男兒生れて十四五年入學の資を要し女子生れて十六七年出嫁の資を要す、老て殘年を養ふの資を要し死して遺族を扶持するの資を要す、能く之を消埃の微に積み能く之を無事の日に備ふるときは入學難からずして出嫁亦易く殘年樂しむ可く遺族安かる可し、事の最も覩易きものなれども人間多情又多事動もすれば目前の急に逐はれて後日の備を忘るゝを如何せん、或は偶々慮の玆に及ぶ者あるも不慮の災變に遮られ意外の失誤に過て其目的を達し得る者千人中果して幾人歟ある、輓近歐米諸國に行はるゝ所の生命保險會社なるものは統計推理の學術に基き人を導て平生無事の日の節儉を以て急要の資金を積ましめ能く庸人をして知者の事を行はしむるの一方策なり、今余輩が企る所の東京生命保險會社も其方式を彼の良法に取り下文の規約を設けて以て知者の轍に傚はんとするものなり、然りと雖も彼邦に在ては積年之を實行し計算悉く其當を得良法佳策盡く擧らざるは無きに易へて本邦に在ては死亡表の如きも未だ確實信據すべきものを得ざるの今日なれば會社其算を立るに當り後來被保者に向て其約を實踐し能はざらんよりも乃て其約を鞏固ならしめんが爲め彼國の通例に比して保險の割合を少しく高ふするが如きは是れ今日に免れざる所なり、且つ教育費嫁裝費養老費の如き便利の積金も漸次の事に附し創造の際に在ては先づ死後遺族を扶持するの保險より着手せんとす、世の士君子若し此會社設立の鴻益あるを諒知せば幸に之を贊成せよ

創立見込書

第一條　本社の目的は豫め保險料を收め若干の金額を被保人の死時其遺族に給與し或は其生時豫定の年齢に及びたるとき人に給與するものとす

第二條　本社の資本は金二十萬圓とし之を二千株に分ち一株金百圓づゝとす

第三條　右の資金は結社のとき悉皆之を拂ひ入れしめ金札引替公債證書を買收し大藏省に請願し其金庫に納め保護を受くべし

第四條　本社の責任は資本を限とし萬一非常の損失あるも資金外に之を及ぼすべからず

第五條　本社は資本金を募集したる會社なれども商業の得失を單に株主のみに限るべからず被保人も其幾分を負擔する者とし英語に所謂「ミックスド・プリンシプル」なるものとすべし其字義は株主のみにて得失を擔ふ主義と被保人互に之を擔ふ主義を混同する意なり斯の如く被保人にも其得失を及ぼすが故に商業に利益ある時は其幾分を株主に分ち幾分を被保人に分つものとす但し被保人の望によりては營業の得失を擔はざるも勝手なるべし

第六條　本社營業に付尤も難ずる所のものは本邦未だ人口千中死人若干の數を精密に知るの方便なし故に保險料を定むるに目的となすべきものなし故に英國にて數十の人生保險會社の實驗を基にし調製せる死人表「インスチュート・オヴ・アクチュアリース・テーブル」と唱へるものを目安として保險料を定めざるべからず然れども本邦死人の數或は右の表よりも多數ならんかの恐れあるが故に積金より收納すべき金利の割合を極めて低く計算し右の憂を防ぐの他なかるべし譬へば今本邦にて年八朱乃至九朱の利を收むるは極めて容易なれども之を四朱として積金の計算をなすの類なり

第七條　資本金二十萬圓より生ずる利益金は營業上の損失を生じ積金を以て之を償却するに足らざる場合の外は悉皆之を株主に分配すべし而して是分配は毎年一回づゝとす

東京生命保險料割合表——保生金百圓に付

年齢	利益分配ナシ 年拂（円）	利益分配ナシ 月拂（円）	利益分配付 年拂（円）	利益分配付 月拂（円）
一五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第八條　收納したる保險料は其内より商業諸入費を拂ひ殘金は悉皆積立金となすべし而して此積立金は日本政府の公債證書を買收し大藏省に請願し其金庫に納め保護を仰ぐべし

第九條　毎四年保險責任の金額を精算し積金の内此責任の高を差引殘餘あるときは之を株主及被保人に分配すべし其分配の割合は豫め之を定めず

第十條　被保人に殘金を分配するは之を現金にて拂ひ戻すとも之を拂ひ戻さずして其毎年拂ひ入るべき保險料を減ずるか又は其期に及て受取るべき豫定の金額を增すとも本人の望に任すべし

第十一條　營業の得失を擔はざる被保人は其保險料も多少低きが故に四年毎に分配する殘金も之を領收するを得ざるものなり

第十二條　被保人の便利のため保險金高を銀貨にて定むるも紙幣にて定むるも其自由に任す銀貨を以て約束したるものは銀貨を以て其保險料を收めしめ紙幣を以て約束したるものは紙幣を以て保險料を收めしむるものとす

營業損益豫算

人命保險の業たる被保人の員數年齡及保險金高の多少を知るに非れば精密なる豫算をなし難しと雖も創業者の考案に供するが爲假想の目安を以て四箇年間の營業を豫算する事左の如し

一　被保人の數千人開業のときより入社する者とす其年齡左の通り
十五年百人　廿年百人　廿五年百人　三十年百人　卅五年百人　四十年百人　四十五年百人　五十年百人　五十五年百人　六十年百人　計千人なり

一　被保人の內毎年死去する人員丈は新に其同年の人入社する者ありて人員に增減なく其年齡も差異を生ぜざるものとす

一　被保金額は各員等しく金五百圓づゝとす

一　同年齡毎百人の內五十人は利益の分配を受けざる保險料を拂ひ五十人は利益分配付の保險料を拂ふものとす

一　同年齡毎百人の內二年目三年目等より新に入社したる人は其入社のとき年齡の增せるが爲其拂ふ所の保險料年額を增すと雖も暫く便利の爲に初年加入したる人と同額の保險料を拂ふものとして計算せり斯くの如く計算するは豫算を慥にするの傾きなれば商業の大要を見るに敢て害なきものなり

一　營業初年より四箇年間年被保人の死去する割合左の通り

	初年目	二年目	三年目	四年目
入社の時十五年の人百人に付	〇・二九	〇・三二	〇・三九	〇・四八
同　二十年の人百人に付	〇・六三	〇・六七	〇・六八	〇・六八
同　廿五年の人百人に付	〇・六六	〇・六七	〇・六九	〇・七二
同　卅年の人百人に付	〇・六八	〇・七九	〇・八一	〇・八三
同　卅五年の人百人に付	〇・八八	〇・九一	〇・九五	〇・九八
同　四十年の人百人に付	一・〇三	一・〇五	一・〇七	一・一一
同　四十五年の人百人に付	一・二二	一・三〇	一・三七	一・四四
同　五十年の人百人に付	一・六〇	一・六七	一・七六	一・八六
同　五十五年の人百人に付	二・一〇	二・二五	二・四〇	二・五六
同　六十年の人百人に付	二・九七	三・二〇	三・四六	三・七五

右は「インスチチユート・オブ・アクチユアリース」死人表に隨て算する處のものなり

（編者註）『インスチチユート・オブ・アクチユアリース死人表』とは『英國十七會社表』("Jekin Jones's, 17 Offices Table" のことにしてまた『合同經驗表』ともいふ。

一　右の表に據て計算すれば毎年死者に拂ふ金額左表の如し

	初年目	二年目	三年目	四年目	四箇年分合計
入社の時十五年の人	一四五円	一六〇円	一九五円	二四〇円	七四〇円
同　廿年の人	三一五	三三五	三四〇	三四〇	一三三〇
同　廿五年の人	三三〇	三三五	三四五	三六〇	一三七〇
同　卅年の人	三九〇	三九五	四〇五	四一五	一六〇五
同　卅五年の人	四四〇	四五五	四七五	四九〇	一八六〇
同　四十年の人	五一五	五二五	五三五	五五五	二一三〇
同　四十五年の人	六一〇	六五〇	六八五	七二〇	二六六五
同　五十年の人	八〇〇	八二五	八八〇	九三〇	三四四五
同　五十五年の人	一〇五〇	一一二五	一二〇〇	一二八〇	四六五五
同　六十年の人	一四八五	一六〇〇	一七三〇	一八七〇	六六八五
毎年分合計	六〇八〇	六四一五	六七九〇	七二〇〇	二六四八五

一　毎年收納する保險料の金額左表の通但前條に掲げたる如く半分は利益付かざる保險料を拂ひ半分は利益付の保險料を拂ひ又各人の保險金額は五百圓とす

	利無保險料	利付保險料	合計
入社の時十五年の人	三五〇・〇円	三八五・〇円	七三五・〇円
同　二十年の人	四一五・〇	四五七・五	八七二・五
同　二十五年の人	四七五・〇	五二二・五	九九七・五
同　三十年の人	五五七・五	六一二・五	一一七〇・〇
同　三十五年の人	六五七・五	七二二・五	一三八〇・〇
同　四十年の人	七八五・〇	八六二・五	一六四七・五
同　四十五年の人	九五五・〇	一〇五〇・〇	二〇〇五・〇
同　五十年の人	一一六〇・〇	一二九七・五	二四五七・五
同　五十五年の人	一四八五・〇	一六三二・五	三一一七・五
同　六十年の人	一九〇五・〇	二〇九五・〇	四〇〇〇・〇
合計	八七四五・〇	九六三七・五	一八三八二・五

右は一箇年の收納なり之を四倍すれば四箇年の收納金額を得其高金七萬三千五百三十圓なり

一　四箇年の末現在被保險人の死時仕拂ふべき保險金額の現價と五箇年目より其死時まで年々收納すべき保險料の現價を差引計算すること左表の通り

	死時支拂ふべき保險金の現價	後年收納すべき保險料の現價	差引保險金額の過
入社の時十五年の人百人に付	一一九六二・〇円	一〇四〇一・二円	一五六〇・八円
同　廿年の人百人に付	一三二四九・三	一一八九一・五	一三五七・八
同　廿五年の人百人に付	一四八〇〇・一	一三〇六八・一	一七三二・〇
同　卅年の人百人に付	一六五四八・五	一四五一八・六	二〇二九・九
同　卅五年の人百人に付	一八七四三・九	一六一〇三・三	二六三九・六
同　四十年の人百人に付	二〇八四三・六	一七八二八・一	三〇一四・五
同　四十五年の人百人に付	二三四二八・二	一九七九三・三	三六三四・九
同　五十年の人百人に付	二六二四八・二	二一八七〇・四	四三七七・八
同　五十五年の人百人に付	二九二六九・六	二四〇二六・六	五二四三・〇
同　六十年の人百人に付	三二三一七・六	二六二二四・七	六〇九二・九
合計	二〇七四二九・〇	一七五七四五・八	三一六八三・二

此表に基き計算するときは保險金の現價二十萬七千四百二十九圓にして收納すべき保險料十七萬五千七百四十五圓八十錢此差引殘金三萬千六百八十三圓二十錢は保險金仕拂準備として會社に於て積金を爲すを要す

一　右の表は向後收入する保險料より生ずる利子年四朱の割合を以て計算せるものなり我國現今の商況にて斯の如き低利なきは疑を容れずと雖も保險料の基礎たる死人表は原と英國の調査に係り果して本邦死人の割合は之に超過することなきやは保し難きが故に此不慮に備へんが爲利息の割合を低くして保險料の割合を算定したるものなれば此豫算も務めて確實ならしめん爲四朱の割合を以て計算せり今利息割合の高低によりて豫算に大差異を生ずるを示さんが爲試に年六朱の割合を以て保險金額の現價及保險料現價の差引計算を示す　左の如し

	死後拂ふべき保險金額現價	向後收入すべき保險料現價	差引保險金額の現價	差引保險料現價の過
入社の時十五年の人百人に付	七二九一・八円	七九三五・二円	―円	六四三・四円
同　廿年の人百人に付	八二二五・〇	九一八四・七	―	九五九・七
同　廿五年の人百人に付	九四三三・九	一〇二三三・三	―	七九九・四
同　卅年の人百人に付	一〇八六一・七	一一五四二・三	―	六八〇・六
同　卅五年の人百人に付	一二五八一・一	一三〇一五・七	―	四三四・六
同　四十年の人百人に付	一四六八八・六	一四六七〇・七	一七・九	―
同　四十五年の人百人に付	一七二〇〇・二	一六六〇一・七	五九八・五	―
同　五十年の人百人に付	二〇〇八八・五	一八七一四・五	一三七四・〇	―
同　五十五年の人百人に付	二三三五一・九	二〇九八六・二	二三六五・七	―
同　六十年の人百人に付	二六八二四・四	二三三五九・二	三四三五・二	―
合計	一五〇五四七・一	一四六二八二・五	七七八一・三	三五一七・七

右の計算によれば保險金額の現價七千七百八十一圓三十錢より保險料の現價三千五百十七圓七十錢を差引僅に殘金四千二百六十三圓六十錢の積金を以て五十萬圓の保險金額に對する準備金となすを得るものとす

一　每年の收納及支出金差引勘定左の通り　（單位圓）

初年收納金	一八三八二・五〇
初年仕拂金	六〇八〇・〇〇
同　營業費	三六〇〇・〇〇
右差引殘金	八七〇二・五〇
此殘金の利息年八朱の割	六九六・二〇
合卽初年の末現有金高	九三九八・七〇
二年目收納金	一八三八二・五〇
初年末有金合計	二七七八一・二〇
二年目仕拂金	六四一五・〇〇
同　營業費	三六〇〇・〇〇
右差引殘金	一七七六六・二〇
右殘金の利子	一四二一・三〇

合二年目の末現有高金	一九一八七・五〇	四年目収納金	一八三八二・五〇
三年目收納金	一八三八二・五〇	三年目末現有金合計	四七七三六・九〇
二年目末有金合計	三七五七〇・〇〇	四年目仕拂金	七二〇〇・〇〇
三年目仕拂金	六七九〇・〇〇	同　營業費	三六〇〇・〇〇
同　營業費	三六〇〇・〇〇	右差引殘金	三六九三六・九〇
右差引殘金	二七一八〇・〇〇	右殘金の利子	二九五四・九五
右殘金の利子	二一七四・四〇	合即四年目末現有金高	三九八九一・八五
合即三年目末現有金高	二九三五四・四〇		

一　右四年目年末の現有金三萬九千八百九十一圓八十五錢の内四朱利の割合を以て計算せる保險金額の保險料の現價差引殘即準備積金三萬千六百八十三圓二十錢を差引純益金即被保人及株主へ分配すべき金高八千二百八十圓六十五錢を剩す若し六朱利計算の準備金四千二百六十三圓六十錢を差引くときは純益金即被保人及株主へ分すべき金高三萬五千六百二十八圓二十五錢を得るなり』

（編者註）(1)保險金額の現價七千七百八十一圓三十一錢とあるは、差引保險金額の現價七千七百八十一圓三十錢なるべく、また(2)保險料の現價三千五百十七圓七十錢とあるは、差引保險料現價の過三千五百十七圓七十錢なるべし、而して(3)原本には同數字は前表同欄合計のところに於て脱落せるが故に、編者の補入にかゝるものである。

而して右『創起見込書』の出來たのは、十三年七月二十二日のことゝ思はれる。明治生命では一昨年以來、社史編纂事業をはじめ最早脱稿、印刷に附し、目下校正中にて、年末頃、同社新社屋落成記念として出刊すると聞くが、不幸同史の資料、乃至原稿を閲覽することは出來なかつた。それ故我々の記述に遺漏と誤謬があるやも知れぬが、寛恕せられたい。何しろ同書は千頁もあらうといふ巨篇（刊行するものは何頁あるか明白でないが、原稿ではそれ位あると聞いた）であるから、詳細を極めたもので、本邦の保險業史は、はじめて明白にならうといふものだ。

だが、同書に、日東保生會社について、何か記述するか、それは不明で、前記『明治生命の過去と現在』には日東保生會社に就いて一言してないのは甚だ遺憾に思はれる。それは大正十三年以來、日東保生會社について研究が起り、科學的生命保險の元祖は明治生命ではなくて、日東保生會社だと知れてゐるからのことだ。

なほ、左樣であるから『明治生命の過去と現在』に『生命保險に最も早く着目したるは小泉信吉氏にして、明治八年より十一年迄英國に留學中、專ら經濟學を修め其間年金及び保險に關し調査する所ありしは、氏の日記手帳等に散見す。たとへば明治十一年三月の手帳には左の一節あり。

『生命請合につき思ひ付　日本にて最初之を開く時分には算法精密なるを得ず、且人氣は偶然の利得を希ふ方に向ふべきなれば、正統の道理にはもとれども、少しく年金を高くし、利分配分法を用ゆる方安全にして且人請けもよかるべし』云々（小泉信吉手帳より）

とある。爰に年金とは保險料を意味し、最初の試みとして、保險料を高くして安全を期するが、そのかはり、利益が出れば契約者に分配して、割戻す方法を採つたがよい、となすところは卓見であらう。

ただしかし小泉の同手記によつて『生命保險に最も早く着目した』といふ判斷的書方をすることはどうかと思はれる。それが學問的または時務的に着目したことを意味するならば、福澤諭吉　慶應三年に保險を紹介し、山本覺馬は明治元年に必要を說き、また福澤の如きは明治六年丸屋商社に死亡請合規則を設けたからで、さうではなく、小泉がそれを營業的に企圖したといふなら、また別に考へ樣もあるが、それにしても、若山の建白書中に『生命保險の事は本邦に於ては明治十一年に愚が首唱せしより五百名社を始めとして甚しきは猾計を以て貧民が微少の得餘を撈取する者あり』云々といつてゐるところから推すと、小泉と同じく十一年の事になるが、若山は十一年から事業を計畫し、十二年の半ば頃には既に成案が出來、九月には既に東京府へ生命保險會社（日東保生）の出願をなしたのだから最初の着目も最初の生命保險も若山の功に歸すべきものと思はれる

なほ右の『東京生命創起見書』と若山儀一の東京府へ提出した日東保生會社設立關係文書とを對照すれば、そのいづれが精粗なるか直に判斷がつくであらう。

明治生命の開業と其の保險規則其他

東京生命の計畫成るや新聞は逸早く之を報じたいまその一例を擧げると明治十三年六月十二日發行の『郵便報知新聞』（第二三二〇八號）に下の如き記事である。曰く

『生命保險會社の事は兼て弊社の社說にても慫慂したるが此節其事業を發起する人ありて近く創立するに運びたりと其創立に盡力せられし人々の中には福澤肥田の兩氏を始め小幡早矢仕小泉森下永田中村松本西脇朝吹等の諸氏ありと』

而して東京生命は、その後明治生命と改稱し、翌十四年二月二十一日創立事務所を東京市京橋區南鍋町交詢社の一室に置いて、正式の準備にかゝり、同年六月十二日東京府へ創立を申請し、同月二十七日設立認可、同二十九日東京府知事の指令に接した。同指令は挿入の寫眞の如くである。此の間の二十一日に若山の日東保生會社が解社願を出したことを思ふと、奇しき皮肉な運命の對照を感得しないでは居られまい。

それから急速に準備が進んで、翌七月九日開業した。その前に都下の新聞に開業廣告を出したが、その一例を示すと挿入寫眞の如くで、

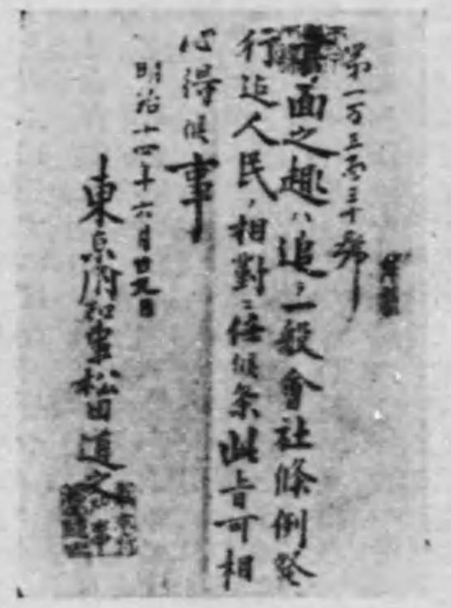

東京知事の明治生命認可指令

明治十四年七月三日東京日日新聞紙上の廣告

開業四日目の十二日には、『當會社役員左の通り撰定相成候』と題し、役員氏名を列擧した廣告を出し、更に同月二十一日（郵便報知新聞第二五四〇號）『保險申込人診査定日は土曜日午後第一時より第五時迄に候得共當分の間金曜日午後にも診査致候』といふ廣告を出した

これより以前、明治生命が設立願書を提出（六月十二日）するや、『郵便報知新聞』は十四日、十五日の二回に亘り、『明治生命保險會社設立の趣旨』なる長篇の社說を掲げ、そのうちに『明治生命保險會社規則の冒頭にある長文の『緒言』全部を引用、紹介した。『交詢雜誌』（交詢社——三田系旬刊雜誌）は『明治生命保險會社規則』の全

部（保險料とも）を更に『東海經濟新報』（犬養毅主宰旬刊雜誌）定款までも全部掲載して同社のために盡援するところがあつた。

次に明治生命保險會社規則の最初のもの（十四年七月實施）の全文を左に覆刻する。但し、片假名は平假名に改め、保險料表は一部分省略に附し體裁も紙幅節約のため、原本の縱組日本數字を横組アラビヤ數字に改め、なほ、原本『生命保險の種類』中『第何葉を看よ』とある、その頁數は、爰には無用だから削除した。

明治生命保險會社規則（有限）

緒言　治に居て亂を忘れ無事の日に當て豫め不慮に備へざれば大は以て國を亡し小は以て家を破り父母をして依賴する所無く妻子をして飢寒に苦しましめざるものは殆ど稀なり借て不慮に備ふるとて別段の方法あるに非ず唯平生所得の有餘を貯蓄し疾病老衰死亡等の不幸に遭ふも平生の貯蓄を以て其不幸を慰むるの一事あるのみなり近來處々に設立したる貯金銀行の如きは不慮に備ふるの良法にして其盛大に赴くは誰も冀望する所なれども貯金を以て一家生計の用に供するに至るは數年或は數十年を待たざるべからず貯金を爲す者幸に長生して貯金の高增殖すれば老後殘年を送るの費に供し死後遺族を養育するの用に充るに足るべしと雖ども人の生命は旦夕も保すべからず强健の者も必ず長生を期すべからず萬一不幸にして貯金の高增殖せざる間に死去すれば遺族の困苦親るに忍びざるものあるべし是れ余輩が西洋諸國の例に倣ふて生命保險會社を創立する所以なり夫れ生命保險の法は保險を託する者（卽ち被保人）年齡に應じて每年若干の掛金を爲し僅かに一度掛金を拂ひたる後不幸にして死去するとも長生して數回掛金を拂ひたる者と同樣に遺族をして約束の金高を受取ることを得せしむ例へば年齡二十五歲の者一年に二圓の掛金を爲せば一度掛金を爲して死去するとも百圓の保險金を得るを以て身體健康にして勞力に堪ゆるの日に其所得を餘まして保險會社に加入し居れば何時萬一の事ありとも遺族をして飢寒に苦しむの患を免かれしむることを得べし

右の如く僅かに二圓を出して百圓を得るものありとすれば差し引き九十八圓は死者の掛金にては不足なるが故に其不足を補ふ者無ければ約束の金高を死者の遺族に給するを得ず會社より之を補へば會社の損毛となりて會社は永續するの理なし其不足を補ふ者は卽ち長生の幸福を享くる被保人なり其故は年齡二十五歲の時保險を託して每年二圓の掛金を拂ひ幸に長生して七十四歲に至れば拂ひ込みたる掛金五十度にして合計百四圓に滿るを以て七十四歲にて死去すれば拂込みたる元金百圓を受取のみ利子は全く損毛なり借て此利子は會社に積み置きて不幸短命の被保人に約束の金高を給するの用に備ふるものなれば生命保險は長生の幸福を得る者相共に些少の金を捐て短命の不幸に遭ふ者を助くるの法なり左すれば强健の人保險を託するは損ありて益なきが如くなれども前にも云へる如く强健の人必ず長生を期すべからず不時に萬一の事あらば遺族の困苦は如何計りなるも知るべからず若し生命保險を託して長生するとも其間死後の心配を知らずして數十年を送りたるの幸福は些少の利子を失ふに比すれば幾倍ぞや

生命保險は長生の幸福を得る者相共に短命の不幸に遭ふ者を助くるの法なれども年齡の老少身體の强弱を問はず每年同額の掛金を出して死後同額の保險金を得るものとすれば少年にして强健なる者は通例長生するを以て掛金を出すこと多く老年にして虛弱なる者は前途短きを以て掛金を出すこと少なく大に不公平を生じ少年强健の者は生命保險を爲すことを好まずして老年虛弱の者のみ保險を託し終には死者の數甚だ多く掛金を以て約束の保險金を給するに足らず之が爲めに被保人は掛金を失ひ會社は資本を失ふに至るは必然なり今より三百年以前卽ち西曆一千六百年の未英吉利國（イギリス）に於て始て生命保險會社を立し時は學問未だ精しからず死亡の調査未だ審ならずして老年の者には少年よりも死亡の多きは明白の理なれども年齡の老少を問はず同額の掛金にて保險約束を結び且つ身體の强弱をも檢査せざりしかば死亡の數其豫算より甚だ多く終には會社に巨額の負債を生じ政府の扶助に頼て纔かに破產を免るることを得たり蓋し人の生命は定まり無きものにして强健の者必ずしも長生せず虛弱の者必ずしも短命ならず故に昔時は人智を以て之を測るべからざるものと思ひたれども學問の漸く進歩するに隨て天地間の事物は千變萬化極まりなきも總て一定の規則あることを發明せり人の生命の如きも一箇の人に付ては其長短を知ること能はざれども千人若くは一萬人の中には何歲にして死する者幾人何歲にして死する者幾人の割合なるを確知せり然れども病人虛弱者等を混合したる通常の死亡表は健康者を擇て保險の約束を結ぶ保險會社の用には適せざるを以て英國（イギリス）に於ては數多の保險會社相會して數十年の經驗に據り生命保險を約したる健康者の死亡を調査し之を集めて保險の基本と爲すべき精密の死亡表を作れり余輩が創立する所の明治生命保險會社は卽ち其死亡表に本き少しく之を斟酌して死亡の數を換算し保險料の多寡を定めたるものなり左に其死亡表に據て年齡の老少に從ひ死亡の數大に異なる例を示さん（此死亡表に載するは保險を爲したる健康者の死亡なり故に通常の死亡よりは其數少なきものと知るべし）

年齡	人員一千人中一年間死亡の數	年齡	人員一千人中一年間死亡の數
十歲	六人七分六厘	六十歲	三十人三分四厘
二十歲	七人二分九厘	七十歲	六十四人九分三厘
三十歲	八人四分二厘	八十歲	百四十人四分一厘
四十歲	十人三分二厘	九十歲	三百二十三人七分三厘
五十歲	十五人九分四厘		

或は言はん我國と英國とは飮食氣候其他百般の事物相同じからず生命の長短亦均しからざるも測るべからず然るに彼國の死亡表に本て生命保險の法を設くるは豈當を得たるものならんやと余輩亦之を知らざるに非ざれども如何せん我國に於ては人民一般の死亡すら未だ精細の調査を經ず況んや保險約束を結ぶべき健康者の死亡に至ては漠然として之を知るに由なきに於てをや故に余輩は我國死亡の數英國よりは較や多きものと豫算して保險の法を設け扨て危險の少なきを期せり然れども太政官會計部編纂の日本政表に據るに我國一般の死亡は英國及び其他の諸國に比して甚だ多からざるのみならず佛蘭西（フランス）人ブロック氏の著書に載する所の諸國の死亡と比較すれば諾威（ノルウエー）を除きて次に死亡の割合最も少なきは我國なり左に死亡の割合最も少なきものより始めて順次に諸國死亡の多寡を記して以て之を證す

國名	年期	人員百人中一年間死亡の割合
諾威（ノルウエー）	一千八百年より七十年まで平均	一人八分三厘
日本	明治六年より八年まで平均	一人九分四厘
瑞典（スウエーデン）	一千八百年より七十年まで平均	一人九分七厘
丁抹（デンマルク）	同前	二人零二厘
英吉利（イギリス）	同前	二人二分七厘

國名	年期	人員百人中一年間死亡の割合
佛蘭西（フランス）	一千八百年より七十年まで平均	二人三分
和蘭（オランダ）	同前	二人五分四厘
普魯士（プロシヤ）	同前	二人六分九厘
以太利（イタリヤ）	同前	三人零六厘
墺地利（アウストリヤ）	同前	三人二分五厘

右の表に據れば我國一般の死亡は甚だ少なしと雖ども他の諸國の死亡は一千八百年より七十年までの平均にして其間には非常の事變ありて死亡の割合幾分を增したるならん我國の死亡は明治六年より八年まで僅かに三年間の平均なれば未だ之を以て死亡甚だ少なきの確證と爲すを得ず若し明治十年の如き戰爭及び流行病の爲めに死亡平年よりも多かりし年を加へて其平均數を求めば死亡の割合更に幾分を增すも知るべからず然れども死亡の數英國に比して甚だ多からざるは疑を容れず故に今我國に於て英國保險會社の死亡表に本き少しく之を斟酌して保險會社を立るは現今の日本よりも生死の調査疎漏なりし三百年前の英國に於て始めて世界中に先例なき保險會社を立てたるに比すれば其難易固より同日の論に非ず隨て其危險亦甚だ少きこと明かなり生命保險の盛に行はるゝ亞米利加（アメリカ）に於ても最初は英國保險會社の死亡表に本て保險會社を設けたりと雖ども年月を經るの後漸く自國の經驗に據て別に死亡表を作るに至れり既に自國の死亡表ある米國にして目下猶英國の死亡表を用ふる會社の多きは英國死亡表の他國に通用して差支なき明證に非ずや是を以て我會社も英國死亡表に據て之を創設し決して大なる缺瑕なきを信ずれども後來保險の業盛んに行はれて終には我國の保險會社に於ても別に死亡表を作るに至らんことを期す

明治生命保險會社規則

○會社資本金の事

生命保險會社は被保人より受取りたる掛金を積み置て被保人中に死者あるとき若くは被保人約束の年齡に達したるとき約束の金高を拂ふを業とするも

のなれば取も直さず被保人相共に積み金して互に災厄を救ふの約束を結び會社は其中間に立て事務の取扱ひを爲すのみなり故に營業の資本を備へざるも別に差支へなき理なり現に歐米諸國には資本を備へざる生命保險會社少なからず然れども萬一流行病等の爲めに死者に渡すべき金高甚だ多くして掛金のみにては不足なる事もあるべきを以て本社は資本金拾萬圓を募集し之を日本政府の公債證書に替て本社に貯へ置き以て非常の損失に備ふ但し會社の責任は其資本限りとす

○生命保險の種類

當會社に於て引受くる所の保險の種類は左の如し

第一　尋常終身保險　被保人其存生中保險料として毎年一定の掛金を拂ふ約束を結べば偖かに一度の掛金を拂ひたる後直に死去するとも遺族に約束の金高を渡すの法なり

第二　有限掛金終身保險　尋常終身保險は被保人存生中は幾年にても掛金を爲すの法なれども此保險は三年五年十年等の年期を限り其年期を過ぎれば掛金を爲すに及ばず但死後遺族に約束の金高を渡すは尋常終身保險の如し

第三　定期保險　一年或は數年を限り其期限中に被保人死去するときは約束の金高を遺族に渡し若し期限中幸にして無事なれば掛金は被保人の私毛たる可し故に掛金の高少なし

第四　養老保險　被保人五年十年二十年等の年期を限りて掛金を拂ひ期に至れば約束の金高を受取りて老後殘年を送るの資と爲し若し滿期に至らずして被保人死去すれば直に遺族に約束の金高を渡し其時限り掛金を爲すに及ばず　前に揭げたる終身保險は被保人の死後に非ざれば保險金を受取るを得ざれども此法は被保人幸に長生して子女既に成長し各々獨立生活するの途あれば最早死後の心配無きが故に自から保險金を受取り壯年の辛苦を以て老後の安樂に供し若し不幸にして短命なれば幼少の子女に財産を遺して困窮に陷ること無からしむる一擧兩全の法なり

第五　子女教育資　子女の教育又は婚姻等の費用に供する積金にして豫定の年齡に至り約束の金高を渡すものなり若し中途にして子女死去するか又は掛金の拂ひ續きを爲すこと能はざれば拂ひ込みたる元金を戻すべし

○生命保險の約束

會社と生命保險の約束を結ばんと欲する者は東京の本店又は各地の支店に來て生命保險申込證書に姓名、年齡、職業、保險金高等必要の箇條を記入し本人並に二名の證人記名調印して會社に差出すべし會社は之を證據として約束を結ぶ可し萬一申込證書に記載したる箇條に詐僞あれば約束は無效の者たるを以て他日被保人若くは保險金受取人若くは何人たりとも會社に向て保險金を要求するを得ず其保險證書は全く無效の反古紙たる可し

東京の本店に於ては毎週土曜日午後第一時より第五時の間に會社の醫師被保人を診査す可し但し子女教育資に限り醫師の診査を經ずして契約を結ぶものとす

醫師の診査を受る者は診査料金五十錢を拂ふ可し若し被保人の都合に依り醫師の家に行きて診査を受くるときは金一圓を拂ふ可し

支店に於て醫師の診査を受くるも大略本店と同樣たるべしと雖も若し支店の都合に依り本店と異なる所あらば別に之を公告すべし

被保人の身體不健康なれば入社を謝り或は其望に依ては幾分か掛金を增して保險の約束を結ぶことあるべし

保險證書に貼用する印紙稅は被保人之を拂ふ可し

會社と被保人との約束は保險證書に記載する月日より始まるものとす故に其前何等の約束を結ぶも無效たる可し

被保人は豫め保險金受取人を定め置く可し但し受取人は其父母、妻子、兄弟、朋友其他何人にても差支へなし

被保人、會社と約束を結びたる後事故ありて保險金受取人を替へんと欲すれば其旨を會社に通知して保險證書の書替を爲し印紙稅の外に金高に拘らず證書一枚に付き書替料金五十錢を拂ふ可し

被保人の年齡は其最近の年齡に從ふものとす例へば二十年六ケ月までは二十年と算し二十年六ケ月以上なれば二十一年と算するが如し

被保人住處を轉ずれば其都度會社に通知す可し

○死去の報知及び保險金渡し時の事

被保人死去する時は其旨を本店に報知す可し本店よりは其報知を得次第直に死去證書用紙を送るべきに付き之に必要の箇條を記入し醫師、保險金受取人並に最初保險申込の時證人と爲りたる者二名（若し其證人死去するか或は

遠方に旅行して不在の時は別に二名の證人を設くべきものとす）記名調印して本店に差るべし本店は之を受取りたる後六十日内に（但し遠方の地なれば郵便日數を除く）保險證書と引換へ保險金を渡す可し

○掛金拂込の事

掛金は毎年の始に前金にて拂込むべきものとす

會社にて年の始と云ふは最初保險の約束を結びたる時保險證書に記したる月日の事にして一月一日を謂ふに非ず例へば最初保險の約束を結びたる日五月一日なれば五月一日を以て年の始とし毎年其日までに其年度の掛金を拂ふべし總て會社にて一年と云ふは最初約束を結びたる時より翌年の同月同日までを指すものなり

半年或は三ケ月或は毎月掛金を拂ふの法を設くれども右に云ふ如く掛金は一ケ年分前金にて拂込むを規則とするに依り半年掛三ケ月掛毎月掛にて掛金を拂ふ被保人其年の掛金皆濟に至らずして死去するときは保險金を渡す時其中より掛金の不足を引去る可し

掛金受取證書は會社の頭取支配人記名調印せる者に限る但し各地の支店或は銀行等にて掛金受取の取次を爲すときは其支店或は銀行より假受取證書を渡し置き後に會社の受取證書を渡すべし

○掛金延滯の事

掛金は期日までに之を拂ひ込むべきものとす若し止むを得ざる事故ありて掛金延滯することあるも拂込期日より三十日以内に其事故を會社に申出で掛金を拂込めば保險約束を續くるを得但し延滯せる掛金の高十圓以上なれば別に利子として其百分一を拂ふべし

掛金の延滯三十日以外に及ぶときは最早保險約束を解きたるものと看做し其時まで被保人より拂込みたる掛金は會社に取上ぐべし然れども掛金の延滯三十日の後猶三ケ月以内なれば（即ち掛金拂込期日より四ケ月以内）被生人は延滯掛金の外に保險金高百圓に付き貳圓以下の過怠料を拂へば保險契約を回復するを得べし

掛金拂込期日を過れども掛金を拂はずして其間に被保人死去する時は會社に於ては保險金を渡すの責任なきものとす然れ共掛金拂込期日より四ケ月以内に保險金受取人並に證人より保險約束を回復せん事を求むれば會社は延滯掛金の外に保險金高百圓に付き六圓以下の過怠料を差引て保險金を渡す可し

○拂約の事○拂濟證書の事

尋常終身保險なれば三年以上有限掛金終身保險若くは養老保險なれば三分一以上掛金を拂ひたる後被保人都合に依りて掛續きを爲すことを欲せざれば會社は掛金の幾分を割戻して約束を解く可し

解約の時會社より割戻す金高は保險の種類、掛金の腹數等に依て不同あり然れども割戻金高の最も少きものも掛金の三分一より下らず

定期保險は解約の時掛金の割戻を爲さざるものとす

右の如く被保人の都合に依り保險の契約を解く時被保人割戻金を受取らずして其金高限りにて新たに相當の保險金を得べき約束を結ばんと欲すれば會社は拂濟保險證書を渡すべし然るときは後來掛金を爲さずして約束の時に至り若干の保險金を受取るを得べし

被保人金子入用の事あるとき所持の保險證書を抵當に入るれば相當の利子を取りて貸金を爲す可し尤も其證書五十圓以上の價なきときは之を謄るべし

○自殺死刑等の事

被保人萬一自殺し若くは裁判所の宣告に依て死刑に處せらるれば保險約束は無效の者とす然れども尋常終身保險なれば五年以上有限掛金終身保險若くは養老保險なれば三分一以上掛金を拂ひたる後なれば前に記したる三年以上の掛金を拂ひたる被保人が掛續きを爲すことを欲せずして解約する時は同樣に其掛金の幾分を受取人に割戻すべし

○住所旅行及び職業の事

當會社の被保人は日本國内何れの地に居住又は旅行するも妨無し

外國へ起く者は豫足前に其旨を會社に通知し時宜に依ては割增金を出すべきものとす

陸海軍警察官等は通常の掛金にて保險の約束を結ぶべし然れども戰場に臨むときは割增を出さしむるを以て其前後會社に通知すべし

蒸汽機關を取扱ひ又は火藥製造に從事し又は軍艦（カテウセン）商船等に乘組み航海を業とする者には些少の割增掛金を出さしむ但し支那朝鮮（シヤ）及び亞西亞洲（アジヤ）内なる露西亞領の諸港に往復するを業とする者は前以て往復の諸港を會社に通知し置

けば其都度通知するに及ばず

被保人其職業を轉じて陸海軍人警察官となり又は蒸汽機關を取扱ひ火藥製造及び航海等危險の業を營むときは必ず轉業の旨を會社に通知し時宜に依り割増掛金を出すべきものとす

○利益金分配の事

生命保險會社の利益とは掛金の中より死者の遺族及び約束滿期の被保人へ保險金を渡し及び會社の營業諸入費を仕拂ひたる上保險準備金並に別段積金を引去りたる殘餘の金高を謂ふ

四年毎に會社の利益を精算して之を利益分配付き掛金を拂ひたる被保人と株主とに分配すべし但し滿一年以上利益分配付き掛金を拂ひたる被保人に非ざれば分配に與かるを得ず

被保人へ分配する利益金は其儘會社に積み置きて保險金高を增すを通常とす此法に從て度々利益金を積むときは最初千圓の保險金を約束したる被保人千圓の外に或は數百圓を受取ることあるに至るべし然れども被保人の望みに依ては左の如く利益金を處分すべし

第一　現金にて直ちに拂ひ渡す事　第二　次年の掛金に遞す事

第三　終身其掛金を減ずる事

會社資本金の利子は總て株主に分配するものとす

○掛金表の事

次に記したる尋常終身保險掛金表中年齡の處に一五と記したるは十五歲の事にして其下に一、五八と記したるは一圓五十八錢の事なり十五歲の時保險約束を結びたる人は其存生中每年一圓五十八錢を拂へば死後保險金百圓を得るものとす以下之に準ず

半年掛三ケ月掛月掛も保險金百圓を得るの割合を示せり但し有限掛金、定期及び養老保險掛金表には半年掛等の割合を略したれども矢張り之を許すものなり

右の如く掛金表は總て保險金百圓に付て割合を示したるものなれども保險金高は百圓以下の端數に非ざれば何程にても被保人の望に從ふべし但し創業の際は何事も大なる危險を避くるの主意なれば當分の間は定期保險は二千圓其他の保險は五千圓を限りとす

尋常終身保險には利益分配なしと利益分配附との二種あり少しの掛金にて多くの保險金を得るの約束を結ばんと欲する人は利益分配なしの保險を契約する方都合宜しかるべし又掛金の高較や多しと雖ども第二十一葉（編者註之は原本の頁數を示すもの）に記したる如く會社に利益あるとき其分配金を得んと欲する人は利益附の保險を約束すべし

（編者註・此項に掛金表が續くが別表の如く、省略且つ體裁を變更して掲載）

保險申込證書式

第一　被保人の住處姓名（若し被保人と保險契約人（卽ち申込人）と別人なれば其續き合）

第二　職　　業

第三　誕生の年月日及場處

第四　年　　齡

第五　保險の種類

第六　保險金の高

第七　掛金は每年一回なりや半年掛なりや三ケ月掛なりや每月掛なりや

第八　保險金受取人並に受取人と被保人の續き合

第九　嘗て明治生命保險會社に生命保險を託する有無若し之れ有らば其年月並に保險の種類金高保險證書の番號

第十　他の生命保險會社に生命保險を託する有無若し之れ有らば其年月保險の種類金高及び保險證書の番號

第十一　配遇の有無（配遇あれば其年齡）

第十二　幾年前種痘を爲し或は天然痘に罹る

第十三　飲酒喫烟を好み或は之を好まず

第十四　實父の年齡並に身體の景況（若し既に死去すれば死去の年齡及死去の原因

第十五　實母の年齡並に身體の景況（若し既に死去すれば死去の年齡及び死去の原因）

第十六　兄姉幾人內生存幾人死去幾人並に其死去の原因

第十七　弟妹幾人內生存幾人死去幾人並に其死去の原因

第十八　身の丈

明治生命保險料表拔萃　保險金百圓に付　（明治十四年七月實施）

年齡	尋常終身保險 利益分配附 年掛	尋常終身保險 利益分配附 月掛	尋常終身保險 利益分配無 年掛	尋常終身保險 利益分配無 月掛	有限終身保險 利益分配無 10年拂込	有限終身保險 利益分配無 20年拂込	定期保險 利益分配無 1年拂込	定期保險 利益分配無 5年拂込	養老保險 利益分配無 10年滿期	養老保險 利益分配無 20年滿期	養老保險 利益分配無 25年滿期	養老保險 利益分配無 30年滿期	年齡	年度掛數	子女教育資 資金百円に付14年受取 年掛
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円
15	1.78	.163	1.58	.145	3.58	2.30	—	—	—	—	—	—	1	13	3.71
16	1.82	.167	1.62	.149	3.64	2.34	—	—	—	—	—	—	2	12	4.25
17	1.86	.171	1.65	.151	3.72	2.38	—	—	—	—	—	—	3	11	4.91
18	1.90	.174	1.69	.155	3.77	2.42	—	—	—	—	—	—	4	10	5.69
19	1.95	.179	1.73	.159	3.84	2.47	—	—	—	—	—	—	5	9	6.70
20	1.99	.182	1.77	.162	3.91	2.52	1.22	1.25	—	—	—	—	6	8	8.32
21	2.04	.187	1.82	.167	3.99	2.57	1.23	1.27	—	—	—	—	7	7	9.97
22	2.10	.193	1.87	.171	4.06	2.62	1.25	1.28	—	—	—	—	8	6	12.20
23	2.15	.197	1.91	.175	4.14	2.67	1.27	1.30	—	—	—	—	9	5	15.33
24	2.21	.203	1.96	.180	4.23	2.72	1.28	1.32	—	—	—	—	10	4	20.06
25	2.24	.205	2.00	.183	4.29	2.77	1.30	1.34	—	—	3.76	3.10	11	—	—
26	2.30	.211	2.06	.189	4.38	2.82	1.32	1.36	—	—	3.79	3.12	12	—	—
27	2.37	.217	2.12	.194	4.47	2.89	1.34	1.38	—	—	3.81	3.14	13	—	—
28	2.43	.223	2.18	.200	4.57	2.95	1.36	1.41	—	—	3.82	3.16	14	—	滿期受取
29	2.50	.229	2.24	.205	4.66	3.01	1.38	1.43	—	—	3.85	3.19	15	—	
30	2.55	.234	2.29	.210	4.75	3.06	1.40	1.45	—	4.91	3.87	3.22			
31	2.62	.240	2.36	.216	4.85	3.13	1.43	1.48	—	4.93	3.89	3.25			18年取受
32	2.71	.248	2.44	.224	4.96	3.21	1.45	1.51	—	4.95	3.92	3.29	1	17	2.24
33	2.79	.256	2.51	.230	5.07	3.28	1.48	1.54	—	4.97	3.95	3.32	2	16	2.53
34	2.88	.264	2.60	.238	5.18	3.36	1.51	1.58	—	5.00	3.98	3.36	3	15	2.86
35	2.93	.269	2.66	.244	5.28	3.43	1.54	1.61	—	5.02	4.01	3.41	4	14	3.25
36	3.03	.278	2.75	.252	5.40	3.51	1.58	1.65	—	5.05	4.05	3.46	5	13	3.71
37	3.14	.288	2.85	.261	5.53	3.60	1.61	1.68	—	5.09	4.09	3.51	6	12	4.56
38	3.25	.298	2.95	.270	5.66	3.70	1.65	1.72	—	5.12	4.14	3.57	7	11	5.23
39	3.37	.309	3.06	.281	5.80	3.80	1.69	1.77	—	5.16	4.19	3.64	8	10	6.04
40	3.43	.314	3.15	.289	5.92	3.88	1.71	1.81	10.76	5.21	4.25	3.71	9	9	7.05
41	3.57	.327	3.27	.300	6.07	3.99	1.75	1.87	10.79	5.26	4.32	—	10	8	8.32
42	3.70	.339	3.40	.313	6.22	4.11	1.80	1.94	10.82	5.32	4.39	—	11	7	9.97
43	3.85	.353	3.54	.325	6.39	4.23	1.86	2.02	10.86	5.38	4.47	—	12	6	12.20
44	4.01	.368	3.68	.337	6.56	4.37	1.93	2.12	10.90	5.45	4.56	—	13	5	15.33
45	4.13	.379	3.84	.352	6.73	4.50	2.01	2.22	10.92	5.53	4.66	—	14	4	20.06
46	4.30	.394	4.00	.367	6.92	4.65	2.11	2.34	11.00	5.61	—	—	15	—	—
47	4.49	.412	4.17	.382	7.11	4.80	2.22	2.47	11.05	5.71	—	—	16	—	—
48	4.69	.430	4.36	.400	7.30	4.96	2.34	2.62	11.11	5.81	—	—	17	—	—
49	4.89	.448	4.55	.417	7.51	5.13	2.48	2.78	11.18	5.92	—	—	18	—	—
50	5.12	.469	4.76	.436	7.72	5.31	2.56	2.88	11.25	6.04	—	—			
51	5.35	.490	4.98	.457	7.94	5.50	2.71	3.06	11.33	—	—	—			
52	5.60	.513	5.21	.478	8.16	5.70	2.88	3.26	11.42	—	—	—			
53	5.86	.537	5.45	.500	8.40	5.91	3.07	3.47	11.51	—	—	—			
54	6.14	.563	5.71	.523	8.64	6.14	3.26	3.70	11.62	—	—	—			
55	6.44	.590	5.99	.549	8.89	6.38	3.40	3.86	11.73	—	—	—			
56	6.75	.619	6.28	.576	9.16	6.63	—	—	11.85	—	—	—			
57	7.09	.650	6.59	.604	9.43	6.90	—	—	11.99	—	—	—			
58	7.45	.683	6.93	.635	9.72	7.19	—	—	12.14	—	—	—			
59	7.82	.717	7.28	.667	10.02	7.50	—	—	12.30	—	—	—			
60	8.23	.754	7.66	.702	10.34	7.83	—	—	12.48	—	—	—			

【備考】本表は編者が原本より適宜抄錄して紙面の節約を圖りたるもの。而して原本には尋常終身に本表表示の外半年掛三ケ月あれど省略。また有限終身掛金表中三年拂込濟、五年拂込濟、十五年拂込濟あれど省略。なほ養老保險掛金中、五年滿期十五年滿期も省略した。

第十九　體の目方
第二十　眼愛の色及び身體中後證となるべき廉
第廿一　現今健康（若し不健康なれば其病狀）
第廿二　肺臟病、心臟病等の胸部の病に罹りたる有無並に之に罹りたる年月
第廿三　其他の病に罹りて醫師の治療を受けたる有無並に其病に罹りたる年月

右條々聊か相違無之候間其社に於て被保人何の誰の生命を以て保險約束を締ふことを承諾被致候上は契約人何の誰より毎年（或は毎三ケ月或は毎月）保險料何圓何十何錢を其社に拂ひ込み被保人死去致候節は其社より保險金受取人へ何千何百圓の保險金を渡すべきものとす萬一其社と契約を締ひ保險證書を受取りたる上にて前記の條々中詐僞の廉あるか又は損者共に於て其社の規則に違背することあらば損者共は保險金を要求するの權利を失ひ且つ其社へ拂ひ込みたる保險料は損毛と相成候共聊か申分無之候爲後日證書如件

明治十四年　何府縣何々國何區何町何郡何村何番地　保險契約人　何の誰印
同　被保人　何の誰印
同　證人　何の誰印
同　證人　何の誰印

明治生命保險會社　御中

頭取　阿部泰藏　取締　吉川泰次郎　取締　小崎篤次郎
取締　西脇悌二郎　同　杉本正德　同　淺田正文
同　中村道太　同　莊田平五郎　同　朝吹英二
檢査掛　早矢仕有的　檢査掛　肥田昭作　支配人　物集女清久
診査醫　印東玄得

東京京橋區木挽町二丁目十四番地
明治十四年七月九日開業　明治生命保險會社

保險證券裏面記載の保險約款

第一號を寫眞版にして示す。それは當時著名の化學者にして、交詢社へ建物を寄附した人でもあり、明治生命との保險契約中病氣に罹りたるとき、會社へ迷惑をかけてはすまぬから解約すといひ張つたが、會社ではそれが保險だからとて阻止したのでやつと解約を思ひ止つたといふ挿話を有つ人でもある。

なほ序に、前揭保險規則と重複の嫌ひはあるが、同證券裏面に印刷してある規定、それは今日でいへば、保險約款に相當するものだから、參考のためその全文を揭げる。

（ものの字入部三宮部寺言化學）第四號明治保險證券—第一號會社會保險命生治明

一　當會社ノ責任ハ其資本限リトス
一　生命保險申込證書ニ詐僞ノ廉アルカ又ハ被保人並ニ保險契約人共保險證書ノ表面並ニ裏面ニ記シタル件ニ違背スルコトアレハ此證書ハ無効ノ上紙

タルヘシ
一　保險金受取人ヲ替ヘント欲スレハ其旨ヲ當會社ニ通知シテ此證書ノ書替ヲ爲シ書料金五十錢ヲ拂フヘシ
一　被保人死去スル時ハ當會社ヨリ死去證書用紙ヲ受取リテ死去證書ヲ作リ之ヲ當會社ニ差出スヘシ
一　保險料ハ一ケ年分前金ニテ拂込ムヲ規則トス故ニ毎半年毎三箇月或ハ毎月保險料ヲ拂込ム者共年ノ保險料皆濟ニ至ラシテ死去スル時ハ保險金ヲ渡ス時其申ヨリ保險料ノ不足合額ヲ引去ルヘシ
一　保險料ハ期日マテニ之ヲ拂ヒ込ムヘシ若シ期日ヲ過ルモ三十日以内ニ延滯ノ事由ヲ當會社ニ申出テ保險料ヲ拂ヒ込メハ保險約束ヲ續クルヲ得但シ延滯ノ金額合計十圓以上ナレハ別ニ利子トシテ其百分ノ一ヲ拂フヘシ
一　保險料ノ延滯三十日以外ニ及フ時ハ此證書ハ無効ノ廢紙タルヘシ然レトモ拂込期日ヨリ四箇月以内ニ延滯シタル保險料ノ外ニ保險金額百圓ニ付二圓以下ノ金額ヲ拂ヘハ保險約束ヲ回復スルヲ得
一　期日ヲ過レトモ保險料ヲ拂ハスシテ其間ニ被保人死去スル時ハ此證書ハ無効ノ廢紙タルヘシ然レトモ拂込期日ヨリ四箇月以内ニ保險約束ヲ回復センコトヲ求ムレハ延滯シタル保險料ノ外ニ保險金額百圓ニ付六圓以下ノ金額ヲ差引テ保險金ヲ渡スヘシ
一　三年以上保險料ヲ拂ヒタル後解約ヲ爲ス時ハ當會社ヨリ保險料ノ幾分ヲ割戻スヘシ
一　被保人自殺シ若クハ裁判所ノ宣告ニ依テ死刑ニ處セラルレハ此證書ハ無効ノ廢紙タルヘシ然レトモ三年以上保險料ヲ拂ヒタル後ナレハ保險料ノ幾分ヲ保險金受取人ニ割戻スヘシ
一　被保人ハ日本國内何レノ地ニ住居又ハ旅行スルモ妨ナシ
一　被保人外國ヘ旅行スル時ハ發足前ニ其旨ヲ當會社ニ通知スヘシ時宜ニ依テハ割增金ヲ拂ハシムルコトアルヘシ
一　被保人其職業ヲ轉シテ陸海軍人警察官トナリ又ハ蒸汽機關取扱ヒ火藥製造及ヒ航海等危險ノ業ヲ營ムトキハ必ス轉業ノ旨ヲ當會社ニ通知スヘシ時宜ニ依テハ割增金ヲ拂ハシムルコトアルヘシ

明治の保險料其の他に就て

明治生命最初の保險料は、恐らく小泉信吉の意見、卽ち旣揭同人『手帳』よりの抜書による『少しく年金を高くし、利分配分を用ゆる方安全』だといふ仕方を選んだものだらうが、全く少しといふよりは、相當高いやうに思はれる。試みに、之を日東保生會社のそれと比べてみるならどうであるか。

尋常終身保險料（保險金千圓に付年拂保險料）

	二五歲	三〇歲	三五歲	四〇歲	四五歲	五〇歲	六〇歲
日東	円 十九・八九	円 二三・七〇	円 二六・八六	円 三一・三五	円 三七・九七	円 四七・八	円 七七・六二
明治（利附）	二三・四〇	二八・四〇	二九・四〇	三四・三〇	四一・三〇	五一・三〇	八二・三〇
明治（利無）	二〇・〇〇	二三・九〇	二六・二〇	三一・四〇	三八・四〇	四七・二〇	七六・六〇

即ち右表で明白な如く、明治生命の保險料は日東保生のそれに比し、その利益配當無でも、概して高く、利益配當附では更に一段高いのである。なほ明治生命の利附と利無を比較するに、利附は大體一割前後高くなつてゐる。故に同社の利附は、配當のために、豫めそれだけ高く保險料を徵收するもので、眞の利益配當ではない。この契約者配當眞僞の問題は、簡單にかたづけ去ることのできないもので、本當をいふと、區別のつかぬことかも知れないが、同一會社において、利附と利無の二種があり、利附の方が利無に比べて保險料が高くなつてゐるならば、利無に對し、利附は、眞の配當ではなくて、保險料超過微收分の割戻といふて誤りがないのである。

次に明治生命の附加保險料であるが、之は同社の物集女清久の談として傳へらるゝものによると『阿部さんの意見に依りて二分五厘と定まり』云々とあるが、設業久著『日本生命保險案史』は、同所

を引用するに當り、『二分五厘（二割五分か）』と疑問を投げてゐる。が、分は俗に割に通用する。たとへば五分五分は半々であり、五割宛を意味し、四分六分の分配といへば、四割と六割の分配で、その起りは多分十分の幾つといふ割合から出たものであらうから、二割五分と解して差支へず、また保険の常識上、附加率が二%毫の二分毫であるべき筈はなく、二〇%毫の二分毫、或はその附近であるべき筈だから、二割五分を意味するものに違いないが、果してそれが同社の平均率であつたらうか。我々は物集女談の紛はしき表現及び某博士の二割二分説から再検討を試みる必要を感じた。仍つて左に英國十七會社表四%利の純保険料と明治生命の營業保険料を對比し附加保険料を求め、附加率を算出する。

明治生命の附加率（附加÷純保険料）

保険種類	年齢	營業保険料 円	純保険料 円	附加保険料 円	附加率 %
尋常終身 利配無	15	15.80	11.54	4.26	36.9
	25	20.00	14.72	5.28	35.9
	35	26.60	19.87	6.73	33.0
	45	38.40	28.85	9.55	33.0
	55	59.90	45.03	14.87	33.0
同上 利配附	15	17.80	11.54	6.26	54.2
	25	22.40	14.72	7.68	52.2
	35	29.30	19.87	9.43	47.5
	45	41.30	28.85	12.45	43.2
	55	64.40	47.23	17.17	38.5
有限終身 十年拂込	15	35.80	28.19	7.61	27.1
	25	42.90	33.94	8.96	26.4
	35	34.30	26.32	7.98	30.3
	45	45.00	34.77	10.23	29.4
同上 廿年拂込	15	—	—	—	—
	25	—	—	—	—
	35	52.80	42.06	10.74	25.5
	45	67.30	53.86	13.44	24.9
廿年滿期養老	30	49.10	37.95	11.15	29.4
	40	52.10	40.21	11.89	29.6
	50	60.40	46.65	13.75	29.5
卅年滿期養老	25	31.00	23.29	7.71	33.1
	35	34.10	25.63	8.47	33.0
	40	37.10	27.92	9.18	32.9

即ち右表によると、附加率は最低二四%、最高五四%で、三割何分といふ所だから二割五分説にも二割二分説にもあてはまらなくなる。そこで一寸頸をひねつてみたら、合點のゆくものを見出したのである。それは學問的に定式となつてゐる、純保険料に對する附加保険料の割合をいふたものではなくて、營業保険料に對する附加保険料の割合をいふたものだと知れたのである。然しそれにしては、營業保険料を豫定しておいて、そのうち純保険料何割、附加保険料何割といふはおかしい見方である。我々は豫定事業費其他を云々するときに、収入保険料對事業費率を出して附加との開きを見るが、それは應用算である。併し何にせよ、營業保険料を分母として附加保険料の割合を求めると、附加率三三%三は丁度二割五分に當たる。されば、恐らく物集女談の附加二分五厘は（二割五分？）は營業保険料に對する割合を示したものでなくては叶はぬ。三三%の附加率は無診査の簡易保険（三〇%弱）の附加よりも高率である。

次に保険規則中、今日と異る點は、證人（二人）を要すること、診査料（五十錢）を要すること（但し十五年からは無料）診査は原則として被保人が來診することであり、保険料猶豫期間は三十日、同延滯利子十圓以上百分の一、復活期間は猶豫期間後三ケ月以內、解約返戻金は拂込保険料の三分の一以上（定期保険無し）、自殺死刑に對する返戻金は尋常終身五年以上、有限終身及び養老保険は拂込保険料の三分の一、保険金支拂期は六十日以內、保険證券擔保貸付は五十圓以上の價値あるものである。此等は今から見れば不寛大で、サーヴィスが悪いと思はれるが、創始時代では當然とも見られやう。

開業初年度の營業成績

サテ明治生命の開業は識者の間に歡迎されたらしく開業一ケ月後にして『郵便報知新聞』（十四年八月十八日第二五六三號）は次の如く報じた。『木挽町二丁目に設立したる明治生命保険會社は生命保険を依頼する者多く七月九日開業より本月九日まで滿一ケ月間に該社醫師の診査を經て保険契約を承諾したる人員は三百名以上にして其保険金高は二十萬圓餘にて此一ケ月分の保険料は金六千餘圓に至り大阪長崎等より頻りに支店設置を望む由なり僅かに一ケ月にして斯の如き形況に至りたるは生命保険の今日に必要なる證にて我國に文明の一元素を加へたりといふべし』（下略）

我々が右の報道を聞いて先づ思ひ出すことは、約一ケ月半前、即ち明治生命の設立願ひを出した直後に、日東保生會社が創立認可以來約九ケ月にして、社員（契約者）定數百名すら獲得することができぬといふ理由、それも診査を要するがためだといふ理由で、解社願を出さなければならなかつた事實である。財閥的、また學閥的背景を有たないものの仕事は何日でも容易でないことが知られる。

而して開業五ケ月二旬にして第一回（明治十四年度）の決算を終へたる同社の成績は、結約高終身及び養老保険六百四十六人、四十二萬六千八百圓、教育資二百三十七人、五萬八千五百人、合計人員八百八十三人、金額四十八萬五千三百圓で、收入保険料（教育資掛金共）一萬二百十二圓を算した。

次にその收支、及び資産負債の狀態は下に表示の如くである。

明治生命第一回營業報告（明治十四年十二月末日決算）

資産責任の事

資産ノ部	円 厘	責任ノ部	円 厘
公債證書所有高	一、六一七・五六〇	株金	四〇、〇〇〇・〇〇〇
預金及貸金	四三、八九六・一三二	株金利子	一、四三四・七八四
受取ルヘキ利子	三三八・六七五	他店借越	三・〇三〇
創業入費	二、七四一・九七四	第二期へ繰越スヘキ積立金	七、七四八・二四二
家財	八一四・八一〇		
支店及代理店貸越	七五三・四三七		
通貨有高	一五三・六七三		
合計	四九、一八六・〇五六	合計	四九、一八六・〇五六

積立金勘定の事

收入ノ部	円 厘	支拂ノ部	円 厘
保険料	八、七五三・八九三	本店費用	二、六七四・四八六
教育資掛金	一、四五八・一四四	大阪支店費用	二六一・八〇一
保険料及教育資金利子	四二六・三八八	一時借入金利子	七・四〇一
診査料	七一・四〇〇	教育資掛金拂戻	七・八六五
		第二回へ繰越スヘキ積立金	七、七四八・二四二
合計	一〇、三九九・八三五	合計	一〇、六九九・七九五

株金利子計算の事

一株金は悉皆公債證書に替て其利子を株主に配當するの定規なれども前述の通り昨年は公債證書騰貴の勢なりしを以て其買入を見合せ預け金及び貸金となし左の利子を得たり

一金千四百三十四圓七十八錢四厘株金利子

但　一株に付金一圓四十三錢四厘餘（年一割の割）

この資産負債表、並に收支計算書は今日のものとは大分趣きを異にするが特に內容不明なるは繰越積立金で、それは保険業法の實施された明治三十三年以前まで續いた。尤も積立金一項目で押し通して來たのは明治三十一年までで、三十二年にはそれが諸準備金責任準備金に分れ、三十三年に至り、やつと法定準備、責任準備　支拂備金、剰餘金に分れた。要するに初期は責任準備金も支拂備金も契約者配當準備金乃至株主積立金其他も合併して積立金といふ一項目で通したのである。

なほ要診査（教育資は無診査）結約者八百數十人を算し、且つ、診査料一人五十錢と稱しながら、診査料收入は百四十三名分弱しか

ないことは疑問とすべきであるが、恐らくそれは後に診察料制度を撤回したためであらう。第二回以後の決算の收支勘定に診察料收入が計上されないことと、明治十五年以後の保險規則には『本支代理店に來て醫師の診察を受くる者は診察料を拂ふに及ばず但し被保人の都合に依り醫師を自宅に招て診察を受くることあれば相當の診察料を出すべし』と改められてゐることが證據であらう。

序に第一回營業報告に見える月給に就ていふと、頭取が百圓、取締役及檢査係は無給、本店支配人が五十圓、大阪支店支配人が三十圓、手代（書記）の最上級が二十圓、最下級が八圓であり、本店診査醫は診査人員四十人として固定給が二十圓、四十人以上一人につき五十錢の割合で報酬が交付された。但し大阪支店の診査醫は一日二回の割、また代理店診査醫は診査人員一人につき五十錢の割で報酬が交付された。

類似保險の濫興

構做者續出　明治十二年二月縱積社が類似保險組合の先驅をなして以來、同年六月第一證險社設立せられ、越えて十三年一月共濟五百名社の創立を見、更に二月遺族保任社、七月人命保險東北共愛社の成立したことは前史で述べたが、それから模倣日に月に熾んに行はれ、明治十六年までに百數十社を算するに至つた而も爰に百數十社を算したといふは、我々が都下の新聞數種を檢出して得たるものだけで、東京以外の地方新聞に及んでゐないことと新聞に傳へられないものも相當多數あるべき筈だから、全國における類似保險組合の總數は蓋く程亘多を算したであらう。

而して其の模倣性の發展は、共濟五百名社に次ぐに共濟千人社、共愴千人社、更に共濟萬人社等を以てすること、或は共濟一錢社に次ぐに救合五厘社、または共濟二錢社を以てすることで肯かれやう。なほ其の模倣の發展に於て內容の向上は閑却され、却つて素質の低下を來したことは、濫興當然の結果と見るべきであらう。

いま其等の社名を創立順又は開業順に列擧すると、左の如くだ。

明治十二年（二月）縱積社。（六月）第一證險社。
明治十三年（一月）共濟五百名社。（二月）遺族保任會社。（七月）東北共愛社【仙臺】（十月）共濟千名社。濟壽社。
明治十四年（一月）共濟救樂社。（二月）資產共愴社。共愴十人社。（三月）共濟一錢社。日東共濟社。【埼玉】（五月）共立商社。民一社。分光社。順天社。靖盟社。資產社。（六月）龜齡社。（七月）勸業授產義社。救愴社。（八月）共持救濟社。救合五厘社。共濟萬人社。信陽共存社【信濃】（九月）共賀一錢社。共同愛生社。資產共愴社。（十月）內國互惠義會。東京喜愛社。（十一月）同醵社。集濟社。親睦安寧社。同慶社。共立朝生社。本所共同社。共賀立身社。（十二月）報恩共救社。【京都】友仁社。花柳共訪社。
明治十五年（一月）結婚共惠社。友仁社。（二月）協同助力社。營業資金救濟會。彰眞社。共立至誠社。共濟二錢社。（三月）共同保險義社。（共濟萬人社共持救濟社　順天社　三社合併）興隆社。三條社。救火社。養桐社。布德行惠社。抽奉會。勸業共立社。（四月）共濟潤整社。（五月）倘義社。諸國共愛社。生命保險共愛社。互救社。（六月）內國共濟社。共濟交課社。（七月）秋業共信講。共濟慕光社。（八月）開運辨天講。東京同濟社。（九月）積潤社（十一月）愛仁社。
明治十六年（七月）內國合同共濟社。（十一月）日本博愛社。
【年月不詳】養老義社。共濟結緣社。共益流通會社。交際義社。共立流通講。貯金共合會。安心社。保存社。明治養老講。日本鞏固共同義社。善同社。永益社。共同賚給會社。德盛館。海事共救會社。擴愛社。友親保險社。盟濟共誠社。（以上十三年乃至六年までの分）

次に然らば、其等の類似保險は如何なる組織をとり如何なる內容を有したであらうか。試みに見本として、明治十三年十月設立の共濟一錢社、同十一月設立の濟壽社、十四年三月設立の共濟一錢社、同八月設立の共濟萬人社を選んで、新聞廣告に現はれたところを示すと左の如くである。

組織と內容

共濟千名社『凡そ戶主たる者は家門の永續を冀ひ子孫の繁榮を望ざる者なしといへども率然病に罹りて淹逝し家に餘財あらざれば家門を衰替せしめ遺族をして饑寒の欺無きを免れず且本府下は人烟稠密にして火災多く破產に及ぶ者又尠とせず故に該會を設立して之を救濟せんとす其概略社員千名とし一名元金二圓五十錢合金二千五百圓を以て金祿公債證券を買得し東京府廳へ預け置き利金を以て諸費に充て滿五ヶ年を一期とし期限に至り元金は悉皆割戻し右元金の外に共濟金として一人金二十五錢を出金し社員死沒の時一人金二百圓類燒は一人金五十圓を三日間に相渡す約定のことは別冊約則書の如し乞ふ同病相憐む人は更世富饒にして我が遺族に顧慮無く忽然火災に遇ふも幸も生計に關涉無き人も同胞の慈心を以て積善の餘慶を子孫に貽されんことを

但開社より三十日間を入社の期限とすれども若し期限內滿員の時は及御斷候也　麴町區土手三番地廿一番地　十月十日開社共濟千名社　發起人總代

正七位磯部最信　縱五位鈴木重嶺』（明治十三年十月五日『讀賣新聞』第一七一五號所載

濟壽社『今般我輩共濟五百名社の組織により更に其區域を擴めて一社を設立せんとす乃ち本社を日本橋區小舟町二丁目第六十國立銀行中に置き本月本日より十二月廿五日を限り社員千名を募集す尤も期限內と雖も滿員に及べば他は一切謝絕すれば入社望みの方は銀行又は發起人の中へ早々申込ありたし其社則の要を摘んで左に摘ぐ〇社則一號〇社員五百名を限る〇年齡五十年以內十五年以上の者はみな入社を得〇入社のとき金七圓を要す〇社員死去するときは金五百圓を渡すべし以上濟壽社發起人　堀田正膺、大鳥圭介、村上光雄、鹽谷良翰、加藤治幹、館興敬、荒木功、久住秋策、伊藤徹、關岡孝治、鈴木田正雄、平川知道』（明治十三年十一月廿六日『讀賣新聞』第一七五七號）

共濟一錢社『茲に十ケ年を一期とし一社を創立し相互に救助するの方法を設く概略左の如し　社員死亡の時は金七十五圓を贈る　同火災に罹る時は金五十圓を贈る　同長病に罹る時は金二十五圓を贈る　入社金一圓にして滿六十歲以下は男女老少を問はず入社を許す〇社員たる者は月々一錢づゝ五年（卽金六十錢）發金すべし〇救助金取集めは一錢と定む〇是れ萬人の力を以て一人を救ふの方法にして協同一致の功偉ならずや請ふ有志の諸君は（三月十日より四月十日）迄本社へ御來車有之度方法規則書等貴覽に供すべし滅も日限內と雖も滿員の上は入社を謝絕すべし　淺草區森田町十八番地　共濟一錢社』（明治十四年三月九日東京日々新聞第二七七一號）

共濟萬人社『社則大略』社員は一萬人を限る〇年齡滿六十五年以下十五年以上は病中に非ざれば一人十口迄は男女共入社することを得〇入社金三十錢（但一度限出金）〇共濟金は社員罹災の都度一口に付金一錢づゝ出金〇社費毎月金一錢づゝ出金〇社員死亡の時は共濟金八十圓を贈る〇疾病なれば金三十圓〇火災なれば金五十圓なり〇解社の時は入社金は勿論社有の金は社員入社年月の早晩に因り平等に割戻すべし　淺草區淺草小島町七十九番地　明治十四年九月　共濟萬人社』（明治十四年九月十七日『讀賣新聞』（第一九九八號）

以上引例の四社の廣告で、類似保險の主義、目的、組織其の他の內容は略ぼ見當がつくであらうが、今百餘社のうちその事業の主要目的が信用組合に最も近似せるものを除き各社の規程を通覽して更に稍々詳しく、概括的に述べると次の如くである。

（一）事業の目的　一、死亡社員の遺族へ資產の贈與。二、疾病、火災へ資金の贈與。三、養老金の贈與。四、敬監者の家族へ資金の贈與。五、抽籤きは金千圓を渡すべし〇社則二號〇社員五百名を限る〇年齡五十五年以內十五年以上の者はみな入社を得〇入社のとき金三圓五十錢を要す〇社員死去するときは金五百圓を渡すべし以上濟壽社發起人　堀田正膺、大鳥圭介、村上光雄、鹽谷良翰、加藤治幹、館興敬、荒木功、久住秋策、伊藤徹、關岡孝治、鈴木田正雄、平川知道』（明治十三年十一月廿六日『讀賣新聞』第一七五七號）

による資金の分配。六、資金の貸與。七、結婚分娩への給與金。七、失業官吏へ資金の贈與。八、資金の利殖。

（二）社員の義務　一、入社金（最少三十錢、最大七圓）を出すこと。二、毎月又は定期不定期に掛金或は負擔金を出すこと（最高二圓三錢、最低五厘）例外として退社社員は代入社員をつくること。

（三）社員の權利　一、社員又は其の家族或は指定人は規約による事故の發生により資金の交付を受けること（最多千圓、最少二十圓）

（四）組織　一、社員組織。二、役員は社員の互選又は發起人。

（五）役員の責任不明。

以上はその概要で、要するに賦課式相互保險に分類さるべきものであるが、醵出金は確率論に基礎を置かず、且つ負擔不平等なること、また多分に射倖的色彩を帶びること、特に責任の所在不分明にして役員の專橫を許す惧れあること、從つて前途に不安あることが是等大多數の類似保險に共通な缺點である。

弊害と非難

而して其等の類似保險の弊害については、我々自身の記述をやめて當時の新聞雜誌に現はれたところを拔萃することにする。

先づ明治十四年四月十三日の『郵便報知新聞』に於ける投書を見よ

『近來共救だの共濟だのを名として開設する各社は何も其社名の頭に冠せし名に負かざることは萬々相違あるまじきが近頃淺草森田町十八番地へ開設せし共濟一錢社の社則を見るに十ケ年間を一期とし社友を一萬人と定め最初入社する時基礎金として金一圓を集め（合計一萬圓）其後五ケ年間月々金一錢宛（六十ケ月の合計金六十錢なれは一萬人の惣額は六千圓なり）を積み其間社友中に不幸に罹る者あれば各々金一錢宛（惣高百圓）を出し病死せし者へは金七十五圓火災に遭ふ者へは金五十圓長病三ケ月を越す者へは金廿五圓を送りて救濟し（七十五圓でも廿五圓でも一回此救濟を受し者は基礎金も積金も其儘出し切にて除名し更に新社友を募りて前の社則を履ましむ）救濟金の殘額（長病者の爲めに醵金すれば七十五圓の餘剩あり）は都べて本社に預り置き一期間此三不幸に遭はざる社友へは基礎金を合せ七朱の利を附して償還する仕法は不幸に罹る社友の爲めには至極都合の宜い樣なれど（併し七十五圓でも廿五圓でも同じく除名さるゝのは些と不平の樣なり）能く考へて見ると其不幸に遭ふ社友よりも發起人は十ケ年間一萬六千圓と醵集の殘金とを恒か七朱の利子にて勝手に使用することが出來た上に不幸に罹りし者の基礎金と積金とを沒收すれば餘程割合の宜き思ひ付きの樣に思はるゝが何か外に內規でもあつてそう旨くは出來ぬものか』

上に掲載の三廣告は明治十五年の「有喜世新聞」より拔收

次に同年十二月十七日の『東京經濟雜誌』の記事を見よ。

（中略）『抑も是等の會社は常に小額の金錢を醵集し萬一其社員に事あれば多額の金錢を惠與して其災を救ふものなれば譬へば裏店住居の貧民の如きは其住居する所の家屋は他人の家屋にして其所有品は隻手能く之を携ふべきが故に或は徒らに會社の惠與を得んとて故意に自家に放火するもののなきを保せす又發起人に在ても口に公利公益を唱へ巧みに金錢を醵集したる上にて俄かに其跡を蔽ふが如きものなしと云ふべからず其他是等の會社には往々不正の事行はれて非常の災害を社會に釀することあるを免れざるべし現に東京貯藏銀行の廣告にも見へたる如く神田猿樂町邊の赤心講とかにては該銀行の名義を濫用して世人の信用を博せんとせり又或る會社にては自ら惠與金請取の廣告を僞造して世人を欺かんとすと云へり』

なほ『朝野新聞』は十五年八月十七日、十九日、二十九日の三回に亙り『共濟主義の結社を論ず』といふ長篇の社説を掲げてゐるが、それは上述の類似保險を評論したもので、弊害を指摘して餘すところがない。

前に引用せる『東京經濟雜誌』の記事中、惠與金請取の廣告を僞造云々とあるが、當時の惠與金受領『鳴謝』廣告は大部分詐欺廣告で、社員募集の手段に供したものである。そしてそれは後に保險會社の保險金受取廣告に變形したものであらう。

新聞雜誌の看客保險其他

明治十七年からは類似保險の廣告及び記事はめつたに見られなくなつたが、十九年二月十日の『時事新報』に學資保護會社といふものゝ設立が傳へられた。同社地方學生の父兄より送附する學資を預り、且つ父兄に代りて一切の世話をする目的のもので、いはゞ信託會社に近いものである。

それから二十一年には大日本生命保全會社の設立（四月開業）が傳へられて、その摸倣がまた續出せんとした。曰く、生命保衞會（二十二年一月）、曰く生命保壽社（二十二年二月）、曰く帝國生命十全會社（二十二年三月）、曰く橫濱生命保全會社（二十二年五月）等がそれだが、此等は要するに醫療組合又は診療會社であつて、生命何何會社といふも保險とは全く緣故のないものである。

然るに二十一年十月『時事公論』なる旬刊雜誌の發行さるゝや、同誌は購讀者誘致策として購讀者に鐵道旅行傷害保險を附した。鐵道旅行傷害者にして、同誌の新刊號を携帶する者に金五十圓を贈呈する仕組で、保險といへば保險だが、正しくは景品であらう。但し購讀料の一部を保險料と見れば保險でもある。けれども同誌はそのため特に積立金をする譯でもないから保險の組織に倣つてゐるものではない。挿入の凸版はその『時事公論』の表紙の四面に出てゐる廣告全部を撮つたものだ。誰にでも讀めるから別にその規程を爰に掲げない。

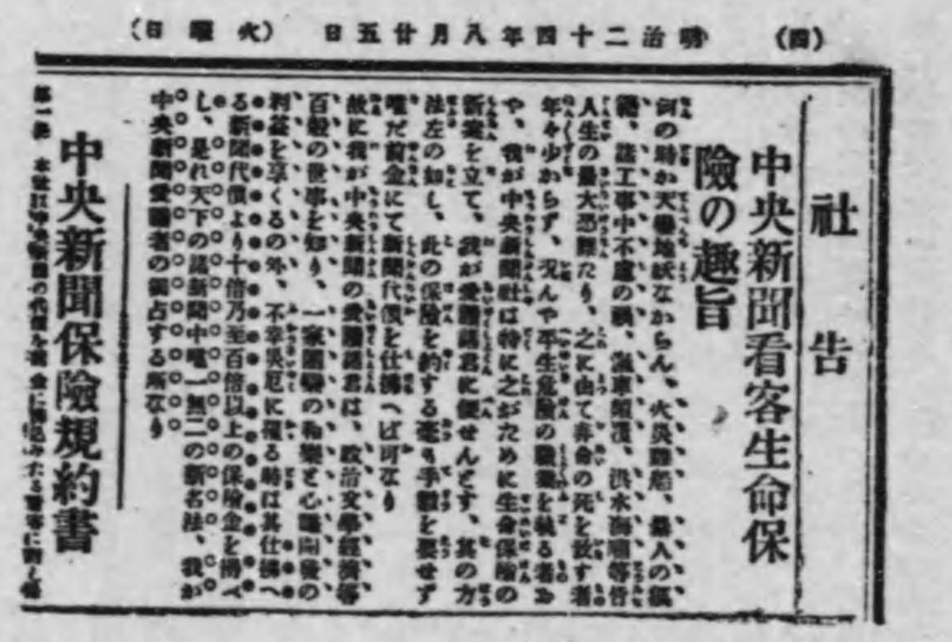

次で明治二十四年八月『中央新聞』は『時事公論』を眞似たのであらう。看客（購讀者）生命保險といふのを始めた。その後新聞雜誌等で、讀者保險をつけるものは皆、此の兩紙から學んだもので『中

央新聞』の進歩は『時事公論』が鐵道傷害に限つたに反し、天變地異、風水火害、人事の不意より起る一般傷害、あらゆる傷害を保險した點にある。

『保險』なる言葉に統一する迄

『保險』なる譯語の初見と變遷

明治二年四月發行の『新塾月誌』第二號（山東一郎編輯）所載の『海上請合證書の譯並に緒言』中、海上請合は支那に船擔保又は海上保險と名づくとある。恐らく之が保險なる言葉の本邦文獻における初見ではなからうか。

支那に保險といふ言葉の使はれたのは『隨書劉元進傳』其他に於てからであらうが、それには近代人に通用する保險の意味のないことは、既に述べたところである。然らば近代的意味に於ける保險といふ言葉が支那に使はれたのは何時の頃からか。それを調べるには支那へ出掛けねばならぬから東洋文庫其他の圖書館に有合はせのものを探ぐつたが、見當らぬ。で、やむなく『辭典』によることにして、第一に支那の字書、第二に歐華辭書(歐洲語と支那語の對譯辭)を探ぐつたが、同治五年、卽ち西紀一八六六年上海出版の羅布存德著『英華字典』(An English and Chinese Dictionary, by Rev, W. Lobscheid. Hongkong, 1866) 以上の年代に遡ることができなかつた。この『英華字典』は英語に廣東語と北京語を對照したもので、Assurance 及び Insurance に『保險』といふ漢語を記し、且つその發音を廣東語と北京語で示してゐる。字書は時代から多少後れるのが常である。所謂新語なるものの普通の字書に見られぬのがその證據で、特に字書が大冊巨篇であれば、それだけ餘計に時紛から後れる。ロブシアイドの『英華字典』は一抱もある巨大な二冊から成るから、その編輯印刷の功程からして、時代から餘程後れて然るべきである。その故に『保險』は『英華字典』以前から使用されてゐたものと見てよい。(だが字書によつて、初めて新語が創造されることもあるから一概にさうはいへぬが。)

それならロブシアイド (Lobscheid の正しき發音は何うであるか、二三の發音字書を繙いたが判らぬ。栗津博士はロブスチードと發音してゐるが、それにも疑ひが存するので、假りにこの英人を獨逸流にロブシアイドとした) 以前はどうであつたかといふに、例の有名なモリソンの『五車韻府』(A Dictionary of the Chinese Language, Rev. R. Morrison. D. D. 2 vol. Shanghai and London. Reprinted 1865) には『保』であつて、『保結』『保家』『保商』の言葉が出てゐるが保險はない。その『五車韻府』は一八六五年の新版ものだから、ロブシアイドの『英華字典』の一年前の出版だ。

次に一八四七年上海出版及び一八四二年バタビヤ出版のメドハースト（最黒士）の『英華字典』(Chinese and English Dictionary, By W.H. Medhurst) によると、Assurance は Insurance にして『保領』(Paò ling) である。

東洋文庫所藏のラテン、ポルトガル、スペーン、オランダ、英、獨、佛、伊、其他の支那對譯辭書を漁つたが、右以上のものは發見できなかつた。

但し字書でない單語集、そのうちの英華單語集に『華英通語』といふのがある。一八五五年（咸豐五）の出版であるが、そのうちに "Insurance Company（[illegible]）擔保會" とある。また Security（[illegible]）は擔保である。保險が擔保で、保險會社が擔保會であつた譯である。これが前史のうちで述べた『海國圖志』『貿易通史』に於て用ひられた言葉で、海上保險が船擔保、火災保險が宅擔保、生命保險が命擔保であつた。『海國圖志』は『華英通語』以前の出版に屬することは、爰に再言を要しないだらう。而してこの『華英通語』は我が萬延元年（一八六〇年）福澤諭吉により、假名で發音と和譯をつけて、同一書名の下に飜刻された。

保險の日本固有の言葉は『請合』『請負』或は『受合』であつたことも既に述べた如くで、最初の蘭和字書である、寛政八年（一七九六年）の『江戸ハルマ』には Verzekering を請合と譯し、またそれを改譯簡略した文化七年（一八一〇年）の『譯鍵』には保證と譯し、福澤の『華英通語』は擔保にウケヤイと和訓をつけた。また文久元年（一八六二年）堀達之助譯『英和對譯袖珍辭書』及びその再版なる慶應三年（一八六七年）堀龜之助改譯の同名の書も Insurance は請合ひであり、それから最初の佛和字書なる元治元年（一八六四年）村上英俊著『佛語明要』には Assurance は請合ふことと譯し、慶應二年（一八六六年）福澤著の『西洋事情』初篇、同三年同じく福澤の『西洋旅案內』にはいづれも請負又は請合といふ言葉で保險を紹介してゐる。その他明治になつてからも、請合又は請負といふ言葉を使つてゐるものは、明治元年山本覺馬著『管見』、二年の『新塾月誌』及び吉田屋表次郎述『蠶種商法』三年の加藤祐一著『交易心得草』四年の『新貨條例』及び何禮之著『英國賦稅覽』五年の爪生三寅譯述『合衆國政治小學』並に井上薫の太政官への建白書、六年八月十五日の『郵便報知新聞』及び『丸屋商社死亡請合規則』七年七月二十四日の『郵便報知新聞』及び藤田卯兵衛の『火災請負所設置建白』、八年三月九日の『朝野新聞』におけるランカッショル火難請合會社の廣告其他での請負又は請合なる言葉は明治十五年頃まで見られる（但し頓馬か古字書の盜用か知らぬが、明治十八年一月出版の佐々木庸德編輯、大阪二書館發賣『明治大成英和對譯字彙』には『請合ひ』を使つてゐる）が、一々擧げるのは煩はしいから略する。

請合から保認 保任から保險

渡部萬藏著『現行法律語の史的考察』に保任から保險となつたと書いてあるが、それは明治六年に保任社が設立された事と明治十二年に東京海上保險會社が設立された事からの判定であるが、保任社以前、明治三年に村田楓著『西洋聞見錄』後篇に保認會社といひ之にウケオヒナカマと和訓してある。

保任は保任社以後、明治七年文部省刊行の『泰西經濟新論』中保險金又は保任金と使用したり、それから何々保任社と類似保險社が眞似するものあり新聞雜誌や公文書にも時々散見する。その最後は明治十四年の『東海經濟新報』や『東京日日新聞』でなからうかと思はれる。

最後に保險であるが、明治二年の『新塾月誌』に初見ありて以來、同年飜刻の『英華字彙』(ウイリアムス原著、上海版、日本柳澤信訓點)に保險といふ言葉が出てゐると前掲渡部の著書にある。それから明治五年の『每週新聞』第十一號附錄、何禮之著『世渡の杖』(一名經濟便蒙)、杉亨二譯『交易通史』明治七年の堀越愛國譯『經濟論』(文部省百科全書)『新聞雜誌』第二七四號また四年の東京開成學校の課目に海上保險法があり、八年刊行の『馬耳蘇氏複式記簿法』には保險の簿記法が說明してある。そして此の前後から、保險といふ言葉は請負といふ言葉と併行して行はれ、それが日月を重ねるにつれ、保險といふ言葉が新聞雜誌其他に勢力を占めて來た。十一年にマイエットの『日本家屋保險論』出版され十二年五月大藏省內に『火災保險事務取調掛』が設置され、十二年八月東京海上保險會社開業し、十三年三月の東京府公布の會社設立屆出條例中『保險會社』といひて、保險なる言葉は早くも法律用語に一定してしまつた。それから明治十四年六月明治生命保險會社が創立し七月開業して、いよ〳〵保險に一定の機運をつくつたが、明治十七年一月脫稿した、ロエスレルの『商法草案』には、やはり保險といふ言葉を使つて最早動かぬものとした。序に一言するが石河幹明著『福澤諭吉傳』に慶應三年、福澤が仙臺藩のために米國から書物を買つて歸つた。其の計算書に書籍代運賃荷造費の外に『保險料』(同書第一卷五一三頁)何程と書いてあり『仙臺戌辰史』から引用したといふが、多分それは後人が原本に請負料又は請合賃とあつたのを今の言葉に改めたものであらう。

なほ、もう一言爰で附け加へておくべきことは、保險はホケンと音讀もしまたホーケンとも音讀したことで、ホーケンと音讀した證據を文獻に求めるとヘボン博士著『和英語林集成』(明治十九年の改訂增補版)に『Hōken（ホウケン）保險』となつてゐる。それから保險の險の字を驗に書き時々儉に書いた場合もあるが、儉と書いた後で、險の誤植だと訂正した新聞もある。

生命保險の同意語其他

生命保險といふ言葉は何日頃から使はれたであらうか。正直にいふと、うつかりして考證の資料に不足を感ずる。明治十三年四月發行の佐藤戌一譯ペチット『保險要書』には『人命

保險之部』として生命保險を論述してゐるが、そのうち英國の『人命保險會社一覽表』のところでは、保險事務（保險種類）に『人命』『生命』など使つてゐる『郵便報知新聞』は明治十二年十二月十七日の社説では『人命請負（ライフインシユウランス）』と題し、越えて十三年七月三日の社説ではその再論が『再び生命保險を論ず』になつてゐる。また同紙の六月中の雜報には生命保險としてゐる。惟ふに明治生命の前身たる東京生命保險會社の創起見込書が出來たのは十三年七月で多分先願の日東保生會社があるから、生命とつけたのだらうが、生命保險の文獻上の初見は十三年頃からかと思ふ。明治十二年二月發行『東京經濟雜誌』第二號の社説『危險請負』中には『生命請負』といふてゐる。明治十年五月プロヴイデント・クラークス相互生命保險會社が、新聞に出した廣告には『性命請負』であつた。ロブシアイドの『英華字典』はライフに生命、性命といふ漢語を當てた。

福澤諭吉は最初（慶應三年）『人の生涯請合』と譯した。それが『丸屋商社之記』（明治六年）では『死亡請合』また『人命請負』も、明治五年の『合衆國政治小學』では『人命危難請合』であつたり、人命の代りに『人身』を用ひたし、明治二年の『新熟月誌』には『生活保險』といふ風變りな譯もあつた現代支那では人身保險は死亡、生存、傷害保險を包括せる總稱で、死亡及び生存保險、卽ち我が生命保險にあたるものは人壽保險といふてゐる。（中華民國保險法）。これから出所を省略して、保命、保生、保險命などの譯語のあること、また保險會社を『請負座』『請負曾社』『請負社中』といふことだけを述べてをく。保險關係用語の譯語の變遷（たとへば保險料を分合金、歩合、請負料、受合賃、上利、危險料といひ、また今日いふところの相互會社を互相共持會社、協同局、社中受負社といふ如き）に就ては一通りの調査ができてゐるが、紙面がないから割愛する。

明治廿一二年 創立の生保會社

紐育生命活動開始

明治生命の開業以來數年を經たが、同業を計畫しても、實行するものはなかつた。その故に外國生命保險會社は、盛んに侵入せんとした。そして主として横濱を根據地として活動したが、活動範圍はまだ限られてゐた。そこで紐育生命は二十一年一月三井物産を代理店として大々的に契約を獲得せんとし、收入保險料は日本公債を買入れ、日本銀行へ預入する旨廣告して信用を博せんとした。何しろ同社は明治二十年始の保險積立金七千五百四十二萬弗を擁すと呼號して邦人を驚かしたが實際の事だから仕方がない。當時の全國銀行預金は（國立及び正金日銀の合計）七千萬圓臺で、對米爲替は百圓が七十六七弗臺であつたのだから、紐育生命の積立金は誠に素晴らしいものであり、歐米崇拜の日本人にとつて、大きな誘惑であつたらう。

帝國生命の創立と

明治二十一年三月一日帝國生命はその營業を開始した。創立事情は會社及統計篇一二八頁以下に譲り、爰には直に同社の保險規則に一瞥を與へる。

同社の保險規則

同社の株主は明治生命の三倍の三十萬圓とし、引受保險金最高限度も明治の五千圓に比し、千圓多額の六千圓とした。これが何んでも明治以上と打つて出る看板だが、保險規則（約款）も之に應じて明治よりも寬大、サーヴイスもよろしいが、其の最も世間の注意を惹くものは、保險料の低廉な點にあつたらう。

先づ保險規則の寬大さを見るに、保險料拂込猶豫期間は明治に比して三倍の九十日とし、解約返戻金は拂込保險料の二分の一（明治は三分の一）とした。それから保險金支拂期日を請求日より五十日以内として明治より十日短縮した。また診査は日曜祭日を除き毎日午後とした。

而して保險料は別表の如くだが、之を明治に比較するとどうか。

帝國生命保險料拔萃

（明治二十一年三月實施） 保險金百圓に付年拂額

年齡	尋常終身保險 利益分配無シ 年掛	月掛	有限終身保險 利益分配無シ 10年拂込	15年拂込	20年拂込	短期保險 利益分配無シ 1年拂込	3年拂込	5年拂込	養老保險 利益分配無シ 50歳受取	55歳受取	60歳受取	65歳受取
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15	1.53	.140	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	1.55	.142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	1.60	.147	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	1.63	.149	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	1.68	.154	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	1.71	.157	3.85	2.88	2.41	1.05	1.11	1.17	2.80	2.40	2.12	1.92
21	1.76	.161	3.92	2.93	2.44	1.08	1.13	1.20	2.94	2.49	2.19	1.98
22	1.79	.164	3.99	2.97	2.50	1.11	1.17	1.23	3.07	2.59	2.25	2.04
23	1.84	.169	4.05	3.03	2.54	1.13	1.20	1.25	3.21	2.70	2.33	2.10
24	1.90	.174	4.10	3.08	2.59	1.17	1.23	1.29	3.36	2.79	2.42	2.17
25	1.94	.178	4.17	3.14	2.64	1.20	1.25	1.32	3.52	2.91	2.52	2.24
26	2.00	.183	4.26	3.19	2.68	1.23	1.29	1.35	3.70	3.05	2.61	2.32
27	2.05	.188	4.33	3.23	2.74	1.25	1.32	1.39	3.81	3.19	2.70	2.40
28	2.10	.193	4.40	3.30	2.78	1.29	1.35	1.42	4.13	3.33	2.80	2.49
29	2.16	.198	4.48	3.36	2.83	1.32	1.39	1.45	4.36	3.49	2.93	2.57
30	2.21	.203	4.55	3.42	2.89	1.35	1.42	1.50	4.61	3.65	3.04	2.66
31	2.27	.208	4.63	3.48	2.94	1.39	1.45	1.53	4.78	3.70	3.16	2.74
32	2.33	.214	4.71	3.54	2.99	1.42	1.50	1.58	5.18	4.01	3.28	2.84
33	2.40	.220	4.79	3.60	3.04	1.45	1.53	1.62	5.53	4.21	3.43	2.94
34	2.47	.226	4.88	3.67	3.10	1.50	1.58	1.65	5.91	4.44	3.58	3.06
35	2.53	.232	4.95	3.73	3.16	1.53	1.62	1.71	6.35	4.68	3.74	3.18
36	2.61	.239	5.04	3.80	3.22	1.58	1.65	1.73	—	4.98	3.93	3.31
37	2.69	.247	5.13	3.87	3.28	1.62	1.71	1.79	—	5.29	4.13	3.45
38	2.77	.254	5.21	3.94	3.34	1.65	1.73	1.82	—	5.53	4.34	3.58
39	2.86	.262	5.31	4.01	3.39	1.71	1.79	1.88	—	6.04	4.57	3.65
40	2.94	.270	5.40	4.08	3.47	1.73	1.82	1.93	—	6.48	4.72	3.92
41	3.04	.279	5.49	4.16	3.55	1.79	1.88	1.99	—	—	5.10	4.10
42	3.14	.288	5.60	4.24	3.62	1.82	1.93	2.05	—	—	5.40	4.29
43	3.23	.296	5.69	4.32	3.70	1.88	1.99	2.14	—	—	5.62	4.48
44	3.35	.307	5.78	4.40	3.78	1.93	2.05	2.23	—	—	6.11	4.61
45	3.47	.318	5.90	4.50	3.86	1.99	2.14	2.36	—	—	6.43	4.96
46	3.59	.329	6.01	4.58	3.95	2.05	2.23	2.49	—	—	—	5.23
47	3.72	.341	6.13	4.69	4.05	2.14	2.36	2.62	—	—	—	5.56
48	3.86	.354	6.24	4.79	4.15	2.23	2.49	2.74	—	—	—	5.89
49	4.02	.369	6.37	4.84	4.27	2.36	2.62	3.01	—	—	—	6.27
50	4.17	.382	6.49	4.94	4.38	2.49	2.74	3.27	—	—	—	6.64
51	4.35	.399	6.61	5.12	4.52	2.62	3.01	3.50	—	—	—	—
52	4.54	.416	6.73	5.29	4.66	2.74	3.27	3.73	—	—	—	—
53	4.74	.435	6.94	5.45	4.83	3.01	3.50	4.09	—	—	—	—
54	4.97	.456	7.14	5.61	4.99	3.27	3.73	4.44	—	—	—	—
55	5.21	.478	—	—	—	3.50	4.09	4.80	—	—	—	—
56	5.46	.501	—	—	—	3.73	4.44	5.15	—	—	—	—
57	5.62	.515	—	—	—	4.09	4.80	5.50	—	—	—	—
58	6.00	.550	—	—	—	4.44	5.15	5.85	—	—	—	—
59	6.29	.577	—	—	—	4.80	5.50	6.20	—	—	—	—
60	6.51	.597	—	—	—	5.15	5.85	6.55	—	—	—	—

年拂保險料比較表
（保險金千圓に付）

	年齡	明治	帝國
		円	円
尋常終身保險	15	15.80	15.30
	20	17.70	17.10
	25	20.00	19.40
	30	22.90	22.10
	35	26.60	25.30
	40	31.50	29.40
	45	38.40	34.70
	50	47.60	41.70
	55	59.90	52.10
	60	76.60	65.10
同20年拂込	20	25.20	24.10
	25	27.70	26.40
	30	30.60	28.90
	35	34.30	31.60
	40	38.80	34.70
	45	45.00	38.60
	50	53.10	43.80
15年養老	35	68.50	63.50
	40	69.80	64.80
	45	72.30	64.30
	50	76.30	66.40
20年養老	30	49.10	46.10
	35	50.20	46.80
	40	52.10	47.20
	45	55.30	49.60

右表によると、加入年齡十五歲乃至三十歲位までは帝國は少し安いだけだが年齡の高まる程帝國と明治の開きは大きくなり、最終年齡では一割以上の違ひを來してゐる。

そのせいか、帝國は開業十ケ月の初年度（明治二十一年）は新契約五十萬圓、二年度は（二十二年）約百萬圓を獲得した。明治生命の同期新契約は二十一年六十九萬圓、二十二年百十七萬圓であつて、正に互角の相撲といふところを見せて帝國の策戰が効を奏したことを示してゐる。

二十四年の保險料改正

併し帝國は間もなく其の保險料に不滿を感じた。それは帝國生命の創業に關係した山内國太郎談『我國生保會社四十年前の回顧』（生保協會報一九卷一號）において語られてゐる如く急造の保險料で實際上適切でないものがあつたからだ、そこで保險料の改定を加へ、二十四年一月から實施した。いまそれを舊保險料と對比するが紙面の節約上、二十年滿期養老保險と三十年滿期に限つた。

新舊年拂保險料比較　（保險金千圓に付）

	二十年滿期養老 三〇歲	三五歲	四〇歲	四五歲	三十滿年期養老 三〇歲	三五歲	四〇歲	四五歲
	円	円	円	円	円	円	円	円
舊料率	四六・一	四六・八	四七・二	四九・六	二八・〇	二九・一	三〇・四	三一・八
新料率	四五・五	四六・六	四八・四	五一・二	二七・二	二七・九	二九・〇	三〇・八

（備考）舊は二十一年三月實施、新は二十四年一月實施のもの。

而して右比較によると、或る年齡では多少高率となつたが、或る年齡では更に一段安くなつた。併しその高くなつたものを明治と比較すればまだ安い。されば引下げられた保險料に於ては更に更に安くなつた譯である。そのため更に、一つには、それが重要な原因となつて、帝國生命は明治二十七年末には契約高一千萬圓臺に上つた。明治生命は同期八百萬圓臺の契約で一千萬圓臺になつたのは翌二十八年末だつた。併し明治が千萬圓臺になつた年には帝國は千三百萬圓臺になつた。保險會社の競爭はかくてその創始時代から見られるのであつた。

藤澤理學士生命表作成

帝國大學敎授 理學士藤澤利喜太郎は二十二年七月『生命保險論』を出版して、其の作成にかかる本邦最初の生命表を發表した。尤も同人は同書出版に先だち同年一月大日本私立衛生會で、本邦死亡生殘表（藤澤第一表）に就て講演した。また前年（二十一年）十一月大學通俗講談として『生命保險論』を公演し『生命保險論』の梗概と重要點を早くも紹介したのである。而して藤澤理學士の意見の主なるものは、日本人の生命保險は日本人の生命表によつた日本會社でなければならぬ。保險料は經營の安全と基礎の鞏固とを期するために、むしろ高きに失するとも、低きに失してはならぬ。そのかはり利益が出たらば、それを契約者に分配することを忘れてはいけない。それから日本の現狀に最も適するものは混合組織である。なほ生命保險は危險思想と社會變革を防止する適劑だといふてゐる。何にしても同書は本邦最初の『保險論』で、我が學問の進步を記錄するものであつた。（通俗大學講談の筆記と『生命保險論』は文獻篇に飜刻してある）

なほ同書の卓越さは山川健次郎（後男爵）の注意を惹き二十三年十二月六日の『報知新聞』に長文を寄せて、同書の價値を宣揚し特に同書を保險業者に推薦するところがあつた。

日本生命と其保險規則

日本生命は明治二十二年六月二十八日創立願（會社及統計篇第一三一頁參照）を出し、七月四日大阪府知事から認可の指令を受けた。準備萬端は出來てゐたのだから直に開業の運びを見るによかつたが、首腦者片岡直溫はさきに作成を終つた其の保險料に疑問を抱き、他にはかつたが滿足を得られなかつたので、『生命保險論』の著者藤澤敎授に保險料の算出を依囑した。藤澤理學士は、混合主義を採用し契約者に利益分配を約するなら、依囑に應じやうといひ、それで紳士協約が出來、新死亡生殘表（藤澤第二表）を基礎として、保險料を算出してやつた。それが二十二年九月開業の時發表した保險料である。

いま先づ、發起當時の、明治生命と帝國生命の折衷式保險料、即ち草案保險料と實施保險料（藤澤學士算出）とを比較してみると、左の如き相違を示す。但し爰には加入年齡を五歲飛びとなし、また適宜或る種類と年掛以外（半年掛、三ケ月掛、毎月掛は）を省略した。

日本生命保險料草案及實施保險料比較
（保險金百圓に付年拂保險料、舊は草案、新は實施保險料）

年齡	終身保險料 尋常終身 舊	新	廿年拂込 舊	新	養老保險料 五五歲受取 舊	新	六五歲受取 舊	新
	円	円	円	円	円	円	円	円
一五	一・五二	一・五〇	二・二三	二・二四	—	—	—	—
二〇	一・七二	一・七二	二・四三	二・四八	二・二七	二・四七	一・八二	二・〇〇
二五	一・九五	一・九八	二・六五	二・七四	二・七六	三・〇〇	二・一一	二・三四
三〇	二・二一	二・二六	二・八九	三・〇三	三・三八	三・七三	二・四六	二・七六
三五	二・五四	二・六五	三・一六	三・三九	四・三七	四・八八	二・九四	三・三五
四〇	二・九四	三・一四	三・四五	三・八二	六・一八	六・七九	三・六一	四・一五
四五	三・四五	三・八〇	三・七七	四・四〇	—	—	四・六六	五・四一
五〇	四・一六	四・六七	四・二三	五・一四	—	—	六・六〇	七・四九
五五	五・一七	五・八二	四・九九	六・一〇	—	—	—	—
六〇	六・六六	七・四〇	—	—	—	—	—	—

即ち右表によれば、新率は概して高く、しかもその昂騰率は年齡の増加するにつれて甚しく、五十歲、六十歲では一割以上も高くなつた。そのために帝國よりは幾分高いが、まだ明治よりは幾分安い保險料となつた。

日本生命の株金は三十萬圓で、之は明治の三倍に當り、帝國とは同額である。但し最高保險金は明治と同樣五千圓である。

保險規則中若干の要項を比較すれば、保險料拂込猶豫期間は六十日で明治の三十日と帝國の九十日との中間にある。そして延滯利子は百分の二だから明治の倍率（帝國は明記なく相當の利子を徵收すと定む）次に解約返戾金は明治と略ぼ同樣拂込保險料の三分の一割戾であり、保險金支拂期日も亦明治と同樣六十日である。

併し、日本には明治や帝國に比べて非常に特色のあるものが一つある。其れは利益金を契約者に分配するといふ個條で、當社の創始にかゝるものだ。之はさきに述べた藤澤理學士の意見（實は約束）を尊重して出來たもので、配當條件までは關係がなからうが、日本の定めた配當條件は、保險金額五百圓以上にして七年以上繼續の契約者に對し、八年毎の大決算の利益金を分配するといふのである。

明治生命は開業と同時に尋常終身保險に限つて、利益配當附と利益配當無の二種の保險を賣出した。元祖爭ひでは、之も配當付保險の最初とされる材料だが、明治の配當付は無配當に比し、保險料は一割前後高いのであつたし、その配當が契約者全體に及んでゐない點からして、純粹の意味の配當とは見られまい。（さういへば日本の配當も五百圓以上の契約者と限つたところに缺點はあるが）

資本金說明の共通理論

明治、帝國、日本、この三社の保險規則の冒頭に揭げられた會社資本金に就ての說明を見るに、いづれも生命保險會社には營業資本金は不要であるが、萬

日本生命保險料拔萃

（明治二十二年九月實施）保險金百圓に付年拂保險圓

年齢	尋常終身保險 利益分配無シ 年掛	月掛	有限終身保險 利益分配無シ 10年拂込	15年拂込	20年拂込	定期保險 利益分配無シ 1年間拂込	3年間拂込	養老保險 利益分配無シ 50歳受取	55歳受取	60歳受取	65歳受取	70歳受取
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15	1.50	.138	3.53	2.64	2.24	1.15	1.16	2.35	2 06	1.87	1.74	1.66
16	1.55	.142	3.59	2.69	2 29	1.16	1.17	2.45	2.14	1.93	1.79	1.70
17	1.59	.146	3.67	2.76	2.33	1.17	1.18	2.56	2.22	1.99	1.85	1.75
18	1.63	.149	3.75	2.82	2.39	1.18	1.19	2 66	2.30	2.06	1.91	1.80
19	1.67	.153	3.82	2.86	2.44	1.19	1.20	2.77	2.38	2.12	1.96	1 85
20	1.72	.158	3.89	2.92	2.48	1.20	1.21	2.89	2.47	2.20	2.02	1.90
21	1.78	.163	3.96	2.98	2.53	1.21	1.23	3.10	2.56	2.27	2.08	1.96
22	1.82	.167	4.03	3.03	2.59	1 23	1.24	3.16	2.66	2.34	2.14	2.00
23	1.87	.171	4.12	3.10	2.63	1.24	1.26	3.30	2.77	2.42	2.21	2.07
24	1.92	.176	4.20	3.17	2.69	1.26	1.27	3.47	2.88	2.51	2.28	2.13
25	1.98	.182	4.28	3.23	2.74	1 28	1.29	3.62	3.00	2 60	2.34	2 19
26	2.03	.186	4.35	3.28	2.80	1.29	1.31	3.82	3.12	2.69	2.41	2.26
27	2.08	.191	4.43	3.34	2.85	1.31	1.33	4.01	3.26	2.78	2.50	2.32
28	2.14	.196	4.52	3.41	2.90	1.33	1.35	4.24	3.41	2.89	2.58	2.39
29	2.20	.202	4.60	3.48	2.96	1.35	1,37	4.48	3.56	3.01	2.66	2.46
30	2.26	.207	4.69	3.55	3.03	1.37	1.40	4.74	3.73	3.13	2.76	2.54
31	2.34	.215	4.79	3.61	3.09	1.40	1.42	5.04	3.92	3.26	2.86	2.62
32	2.41	.221	4 89	3.69	3 16	1.42	1.44	5.36	4.13	3.41	2.96	2.71
33	2.48	.227	4.99	3.77	3.24	1.44	1.47	5.75	4.36	3.56	3.08	2.81
34	2.57	.236	5.11	3.86	3.32	1.47	1.50	6.17	4.61	3.73	3.22	2 90
35	2.65	.243	5.22	3.96	3.39	1.50	1.53	6.64	4.88	3.91	3.35	3.01
36	2.74	.251	5.32	4.04	3.47	1.53	1.56	—	5.18	4.10	3 48	3.12
37	2.83	.259	5.44	4.13	3.55	1.56	1.60	—	5.51	4.31	3.62	3.24
38	2.92	.268	5.55	4.22	3.63	1.60	1.63	—	5.88	4.54	3.79	3.36
39	3 03	.278	5.66	4.31	3.72	1.63	1.67	—	6 31	4.79	3.96	3.50
40	3.14	.288	5.79	4.41	3.82	1,67	1.71	—	6.79	5.06	4.15	3.65
41	3.26	.299	5.92	4.53	3.92	1.71	1.75	—	—	5.38	4.36	3.80
42	3.38	.310	6.07	4.64	4.03	1.75	1.81	—	—	5.72	4.58	3.97
43	3.51	.322	6.22	4.77	4.14	1.80	1.87	—	—	6.12	4.84	4.15
44	3.65	.335	6.37	4.90	4.27	1.87	1.95	—	—	6.56	5.11	4.36
45	3.80	.348	6.53	5.03	4.40	1.94	2 04	—	—	7.06	5.41	4.56
46	3.96	.363	6.70	5.16	4.52	2 04	2.14	—	—	—	5.74	4.80
47	4.13	.379	6.87	5.31	4.67	2.13	2.24	—	—	—	6.11	5.05
48	4.31	.395	7.06	5.48	4.83	2.24	2.36	—	—	—	6.53	5.33
49	4.49	.412	7.24	5.64	4.99	2.35	2.48	—	—	—	6.98	5.62
50	4.67	.428	7.42	5.79	5.14	2.48	2.61	—	—	—	7.49	5.93
51	4.89	.448	7.62	5.96	5.31	2.61	2.75	—	—	—	—	—
52	5.09	.467	7.80	6.13	5.48	2.74	2.89	—	—	—	—	—
53	5.31	.487	7.99	6.32	5.66	2.89	3.05	—	—	—	—	—
54	5.56	.510	8.22	6.51	5.87	3.05	3.23	—	—	—	—	—
55	5.82	.534	8.45	6.73	6.10	3.22	3.42	—	—	—	—	—
56	6.11	.560	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	6.41	.588	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	6.71	.615	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	7.06	.647	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	7.40	.678	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

一の危險に備へて相當の資本金を置く旨斷つてゐる。而してその一節中『現に歐米諸國には資本金を備へざる生命保險會社少なからず』の如きは明治と帝國と全く同一で、日本は之を『現に海外諸國に於て行はるゝ所の生命保險會社を見るに其の資本金を備へざるもの實に尠からず』と改作してゐるだけである。それはどうでもよろしい。此の資本金不要の理解が、如何なる結論に到達すべきかを我々は知りたいのである。資本金が單に危險準備のためであれば、契約が增加し、積立金が增加すれば、資本金は却つて契約者の利益を喰ふ邪魔物であるべき筈であり、會社の利益は資本金の働きによるものではなくして、契約者の積立金によるものであれば、契約者に對し利益分配をなすべきが當然とならう。然るにその結論に到達し、最初からそれを實行せんとしたものは、後に來た一社だけであつた。併し後にはどの社も利益配當を以て競爭するやうになつたが、最初の論理は忠實に貫徹打開されなかつたやうである。

大日本生命の勇敢なる模倣

明治二十二年十月一日大日本生命保險會社は第四番のものとして開業した。其の創立の事情並に其後の經過は會社及統計篇二〇八頁に讓り、爰には同社創立當時の保險規則についてだけ一言する。と、同社の保險規則は、帝國生命のそれをそのまゝ取つたものだといひ得られる。先づ保險料を以て例證すれば、大日本の尋常終身保險料は帝國のそれと同一であり、また大日本の養老保險料は帝國のそれと同一であり、なほ大日本の定期終身保險料（有限拂込）は帝國のそれと同一である。而して帝國生命にない大日本生命の子女教育資掛金は、明治生命のそれと同一（明治十九年七月改訂した、子女教育資掛金で、それは十四年七月實施のものに比し高率となつたもの）なのである。この一點だけが帝國と異る點だが、それも明治のものをそのまゝ使つたとすれば、當社は所詮純然たる模倣會社である。

同一保險料だといへば、既掲帝國生命の保險料表を見れば、判ることだが、判り易くするために、無益に近い同じ數字を並べて之を立證する（左に示すものは保險金百圓に對する年拂保險料）

	入加年齢	帝國	大日
		円	円
尋常終身保險料	15	1.53	1.53
	20	1.71	1.71
	25	1.94	1.94
	30	2.21	2.21
	35	2.53	2.53
	40	2.94	2.94
	45	3.47	3.47
	50	4.17	4.17
	55	5.21	5.21
	60	6.51	6.51
50歳養老	20	2.80	5.80
	25	3.52	3.52
	30	4.61	4.61
	35	6.35	6.35
60歳養老	20	2.12	2.12
	30	3.04	3.04
	40	4.72	4.72
	45	6.43	6.43
20年定期	20	2.41	2.41
	30	2.89	2.89
	40	3.47	3.47
	50	4.38	4.38
		（明治）	
子女教育14年限拂	1	5.00	5.00
	4	7.16	7.16
	7	11.70	11.70
	10	22.10	22.10

次に保險規則の若干條項を見るに保險料拂込猶豫期間は帝國と同じく九十日、解約返戻も同じく滿三年以上繼續拂込保險料の二分の一、保險金支拂期日も同じく請求より五十日以內としてゐる。

而して我々は此の模倣を非難しないであらう。否、模倣はむしろ理想的營業だといひ度いのである。何ぜなら、理想的には、各社が同一保險料と同一約款とを以て營業すべきであるからだ。それが統制經濟といふものだといふことよりは、それが契約者にとり、社會にとり、最も判り易い保險であつて、契約者はただ會社の利益金の高を比較すれば、それで業績が判かる。模倣を非難するものに、模倣のその效用、統一制に導く效用を忘れてゐるものが多いやうだ。但し模倣は濫興と競爭へ導く他の道でもあることを思ふと、さうばかりは考へられぬけれども。

東京生命及日本共同生命の立消

次に同じ二十二年十一月に東京生命保險會社といふのが設立された（會社及統計篇二〇八頁參照）そして我々は十二月一日の『郵便報知新聞』に株主募集と營業規則贈呈の廣告を見、後また翌二十三年一月、次の如き廣告を見るだけで、其の後同社の消息を聞き得ないが、粟津博士は組織の薄弱なると、運轉の當を失したるとにより幾もなく廢業したと傳へてゐる。何か資料があるのだらうが、我々は見出すことができない。

「株式並被保者募集　當社の株主及び被保者たらんと欲する諸君定款幷保險規則書は郵券二錢御入あれば速に差呈す　被保者體格診査毎土曜日午前十時より午後四時まで　東京四谷區永住町二番地　明治廿三年一月　東京生命保險會社」（明治廿三年一月二日郵便報知新聞、第五〇八七號附錄廣告）

それから二十三年五月日本共同生命保險會社が相互組織を以て計畫、七月創業の途についたが、これまたその後の消息を絶つた。（趣意書は會社及統計篇第二〇九頁に掲載）

公布商法と民間修正意見

ロエスレルの草案と保險法

商法草案は獨逸人ロエスレルが我が政府の命を受けて、明治十四年四月稿を起し、十七年一月完成したもので、之が舊商法（三十二年六月現行商法施行により廢止のもの）の原案となつたものである。

明治政府は國立銀行條例（明治五年公布）、株式取引條例（明治七年公布）、米穀取引會社規則（明治八年公布）、等を制定、夙に商行爲の取締に任じ、他方また商船規則（明治三年）を實施し、その後海上法律の制定を企て、まさにその海令草案の決定せんとした十四年四月、急轉して商法典の編纂を志し、其の草案の起草をロエスレルに依囑した。そしてそれの完成したのが前述の如く十七年一月だつたのである。（『明治大學創立滿五十年記念論文集・商學篇』所載、志田鉀太郎稿『日本商法典の編纂と其改正』參照のこと）

而してロ氏商法草案中、保險法、（商法第二篇第八卷海商、海上保險を除く）は商法第一篇第十一卷に相當し、法文は第六百八十六條より七百六十條まで、すべて七十五ケ條より成つて居り、註釋と共に百四十二頁を占めてゐる。（法制篇第二頁乃至四十九頁に全文收錄）

ロ氏草案の保險法（海商、海上保險を除く）は、第一款總則、第二款火災震災保險、第三款地産物の保險、第四款運送保險、第五款生命保險、病患保險年金保險、第六款保險營業の公行の六部に分け、それぞれ法文を屬せしめた。いまそのうち生命保險契約者の權利保護について最も重要だと思はれる箇條を擧げると、一・第七百四十六條に於て、解約返戻金は被保險者の爲に既に積立てたる儲金額（積立金）の半額以上たるべきことと定め、二・第七百五十二條に於て、會社は保險料及び其他の收入を積立て、年に支拂ふべき平均保險額の一倍以上に當る金額を準備とした有價證券に換へ、裁判所に預託すべきこと、三・會社は年一回以上其年の收支及貸借對照表を公告し且つ各被保險者に送付すべきこと、四・裁判所は被保險者若くは官廳の請求により、證時保險會社を檢査し得べきこと、これらであらう。

而して後の二ケ條（三と四）は、以て被保險者の滿足すべきところであるが、前の二ケ條（一と二）は、未だ滿足するに足らぬものであらう。卽ち積立金の二分の一以上を解約返戻金と定むるも、それには何等合理的根據がなく、會社が解約によつて蒙つた損害（合理的計算による）を差引いた金額を拂戻すが妥當であり、また裁判所への預託額を平均支拂保險金額の一倍と

定むるも充分でないことは、契約者に對する支拂は保險金の外に解約返戻金其他もあるべき筈だからである。但し之は、預託制度の外に適當の方法ありや否やは別問題としてのことである。

公布商法に對する商工會議所の修正案

政府はロエスレルの草案を法律取調委員會の手で審議させ、更にその決定案を元老院によつて可決させて公布し、二十四年から實施するのであつたが、衆議院に延期案が提出可決、上院また之を通過せしめたので、二十六年一月から實施に改正した。

ところで、公布された商法のうち保險法（海商の保險を除く）には、草案に比し大變化がなく、前節に述べた一は六百八十三條、二は六百九十條、三は六百九十一條、四は六百九十二條へ數まり、內容も殆どそのまゝ採用された。そこで收まらぬは、民間保險業者であつた。當時は海上一、生命四、火災二社しかなかつたが、この保險法を以て、業者に過酷な義務を負はすとなし、また不合理の點多々ありとし、特に商法實施延期案を幸ひとして、修正運動を起させた。而して當時商工階級の上層は大抵商法に不滿を抱き、東京商工會議所は之を代表して二十三年十二月から修正案を作成にかゝつた。そして二十四年九月脫稿した。そのうちの重要なものは『時事新報』に翌十月六日から連載された。（保險法修正案は十月二十日から）

なほ二十五年六月東京商業會議所は『東京商業會議所調査　商法及商法施行條例修正案』と題し、前記修正案を印刷して頒布した。いまそれにより保險法のうち既述の四ケ條をどう取扱つてゐるかと見ると、勿論大修正を加へてゐる。

商工會議所修正案（商法原文は法制篇四八、九頁を見よ）

第六百八十三條　總テ保險無効ノ場合ニ於テハ保險契約ヲ以テ此場合ノ爲メニ約定シタル金額若シ約定ナキトキハ少ナクトモ既ニ支拂ヒタル保險料總額ノ三分一ヲ被保險者ニ償還スルコトヲ要ス但被保險者カ詐欺ニ由リテ自ラ無効ニ至ラシメタルトキハ此限ニ在ラス

第六百九十條　保險會社ハ其業務ヲ始ムル前ニ五萬圓ノ金額又ハ有價證券ヲ裁判所ニ寄託スルコトヲ要ス但之ヨリ生スル收入ハ會社ニ歸ス

第六百九十一條　保險會社ハ少ナクトモ毎年一回其年ノ收支一覽表及ヒ貸借對照表ヲ作リテ之ヲ公告スル義務アリ

第六百九十二條第一項　裁判所ハ何時ニテモ被保險者ノ申立ニ因リ保險會社ノ營業ノ現況、取引ノ情態、貸借ノ關係及ヒ會社カ保險業ヲ營ム原則ヲ一人若クハ數人ノ鑑定人ヲシテ檢査セシメ其檢査ノ結果ヲ被保險者ニ通知シ且公告スル權アリ其檢査及ヒ公告ノ費用ハ會社ニ過失アルトキハ其會社之ヲ負擔ス

先づ何にしても之は大改惡といふものであらう。各々の修正案に長々と修正理由を述べてゐるが、その馬鹿らしさは、たとへば第六百九十一條中報告を、『各社員及び各被保險者に送達する義務あり』の一項を削除した理由に、何萬人の契約者へ、報告することは手數上不可能であり、また旅行轉居等のため到達が保せられないから、紛爭を來し、所詮有害無益の條項だといふにある。曰く

『生命保險會社に在ては被保險者の人員甚だ多く加之其被保險者は土着の農家には少くして官吏、銀行及會社の屬人、海員、商人、工業者等の如き才能技藝に依て衣食する者其大半を占め其居處の變轉極めて多く、獨り國內に於て居を轉ずるのみならず、外國に旅行して其所在を知るべからざる者あり』（中略）『居處を變轉する多數の被保險者に一々貸借表を送付するは極めて難事なれども、本條に依て之を送付せざれば第六百九十四條に嚴重の罰あり假令會社は之を送付するも萬一被保險者第六百九十四條を利用せん爲め到達せざるを口實として會社其義務を欠きたりと主張せば何を以て之に抗辯するを得んや此等の紛議を豫防するには手數と費用とを顧みず書留郵便を用ふるも猶數萬の被保險者に一々遺漏なからしむるは難事なり況んや收支一覽表貸借對照表を被保險者に送付するも生命保險の計算は複雜なるを以て被保險者は之に依て將來會社の計算に不足を生ぜざるや否やを知るに足らざるをや要するに公衆の爲めに生命保險會社の確實を保せんと欲するには第六百九十二條にある檢査の方法を嚴にし生命保險の組織に明なる人をして監督せしむるの外に手段なきなり』と。

現在の生命保險會社中何十萬人といふ契約者に一々報告してゐる會社のあることに想到せよである。

模倣濫興時代

（明治二十六年――明治三十年）

明治二十六年から三十年或は三十三年までを保險會社の濫興時代と名づくべきであらう。が、爰には濫興時代を三十年頃までに短縮したい。

生命保險會社の新設計畫と開業

蓋し三十一年七月舊商法の全部が施行せられ、保險法は初めて活用され、翌八月には農商務省令第五號が公布されて、初めて保險業に對する取締が行はれた。志田博士に從へば三十一年七月の商法（舊商法にして、それまで施行を延期されてゐた部分）は廢止同樣に考へられてゐたので、その實施は『朝野の驚駭』であつた。それから翌三十二年六月現行商法が實施され、同時に農商務省令第十一號保險會社に關する細則が公布された。なほ翌三十三年七月からは保險業法が實施されて愈よ拘束が本格的となつた。それでもその三十一年から三十三年の間に十二社の開業を見た。されば濫設時代は三十三年までと見てもよいわけだ。其後の新設は三十四年皆無、三十五年一社、三十六年皆無、三十七年一社、三十八年皆無、三十九年一社といふ次第だからである。

サテ其の濫設時代に成立した會社の名稱と地方及び年代を擧ぐれば、次の如くである。

【廿六年】 職工生命保險會社（五月東京）健養生命保險會社（六月東京）東洋生命保險會社（六月東京―現在の東洋生命に非ず）商工生命保險會社（六月東京）漁民生命保險株式會社、內國生命病災保險株式會社（六月東京）、名古屋生命保險株式會社（六月名古屋）、大阪簡易生命保險株式會社（十二月大阪）松山輕便生命保險株式會社（十二月松山）以上九社

【廿七年】 國民生命保險株式會社（一月廣島）、佛教生命保險株式會社（三月京都）、共濟生命保險合資會社（四月東京）、有隣生命保險株式會社（四月京都）、北陸生命保險株式會社（四月富山）、相互生命保險合資會社（四月岡山）明教生命保險會社（五月東京）、競盛生命保險合資會社（五月東京）倭生命保險會社（九月奈良）、仁壽生命保險合資會社（十月東京）、大阪病傷保險會社（十月大阪）京都生命保險株式會社（十月京都）、以上十二社。

【廿八年】 山陰生命保險株式會社（一月松江）、眞宗信徒生命保險株式會社（四月京都）、九州生命保險株式會社（六月福岡）、眞宗生命保險株式會社（八月名古屋）、以上四社。

【廿九年】 中央生命保險株式會社（二月大阪、三十二年六條生命と改稱、大正二年創立の中央生命と異る）日本共同生命保險合資會社（三月大阪）、水難生命保險株式會社（八月認可開業其他不明）日本教育生命保險株式會社（十月大阪）、日宗生命保險株式會社（十一月東京）、以上六社。

【卅年】 愛國生命保險株式會社（二月東京）、日本生存保險株式會社（十月東京）、禪徒生命保險株式會社（十一月東京）、以上三社。

而して以上諸會社のうち特色を出したものは職工生命、商工生命、共濟生命、內國病災、大阪簡易等であるが、佛教生命等々も、異なる觀點から注意すべきである。（いまそれ〴〵について爰に記述する遑がないから、會社及統計當のそれ〴〵の社の沿革誌及び統計について看られたい。倂しそれらの沿革史に省略した點につき少しく述べやう。）

商工生命

商工生命は職工生命や大阪簡易生命と共に庶民階級をねらつたもので、小口保險を營むところに特色があるが、商工生命は新に旅行保險を營んだ。之は汽車汽船の旅行傷害で、之に先鞭をつけたものに二十一年『時事公論』社の講讀者に對する鐵道傷害保險があるから敢て珍とするに足らぬが、商工生命が庶民階級に目をつけて、解約返戻金範圍內の貸付も、名前を疾病療養費用の前渡としたりして、契約者の心を惹くことに努めた。然らば同社の保險は契約者に有利か否か、先づ保險料は次の通りである。

尋常終身保險金百圓當年拂保險料（單位圓）

	一五歳	二〇歳	二五歳	三〇歳	三五歳	四〇歳	四五歳	五〇歳	五五歳	六〇歳
商工	一・四九	一・六九	一・九四	二・二三	二・五九	三・〇八	三・七五	四・六四	五・七九	七・三九
日本	一・五〇	一・七二	一・九八	二・二六	二・六五	三・一四	三・八〇	四・六七	五・八二	七・四〇

右でみると商工生命は大體日本生命の保險料を踏襲したもので、最低一錢最高六錢だけ安くなつてゐる。商工生命が小口保險（尋常終身一八―一八〇圓、養老一四―一六〇圓、定期二〇―一五〇圓）とすれば經費が嵩むのに、たとへ一錢でも何錢でも安いことは、それだけ勉強振りを示すものである。だが、其他の條件はどうかといふに、保險料猶豫期間は三十日、延滯利子五分（復活は一割）は過酷であらう。また解約返戻金の拂込保險料の三分の一以下は更に過酷であり、なほ復活期間中の死亡に對する保險金の二割五分削減に至つては最も過酷で、庶民階級の利益を無視するものといはねばなるまい。强いていへば、此等の過酷條件も解約防止に對する非常警戒だらうがその營業の眼目が『專ら日日の所得少なき職工商人及其徒弟雇人等の爲めに設けたるもの』といふ保險であつて、これでは看板に僞りありといふものであらう。而して同種保險會社も此の例に洩れぬのである。

共濟生命の非射利主義

二十七年三月共濟五百名は解散して新設の共濟生命に引繼ぐこととなつた。仍つて共濟生命は共濟五百名社を土臺とし、その組織を變更して成立したものである。

而て同社が新容を整ふて生命保險界へ打て出でるには新味と特色がなければならぬ筈である。即ち之を同社の標語に見るに『非射利主義』保險を以てしてゐる。二十五年一月日本生命を退き、翌年十二月『非射利主義生命保險會社の設立を望む』と題するパンフレットを印刷して配つた矢野恒太が、共濟生命の設立に參劃したことによつて、その非射利主義標榜の出所がわかるが、その創立に際し『他日相互會社監督法の施行せらるるを俟ち純然たる相互會社即ち保險契約人共有の會社となす筈なり』と宣言した。

如何にもそれは當時の共濟生命の『保險規則』にも、ちやんと見られるところであつて、最も相互組織に近い混合組織である。

即ち保險規則第八章を見ると、その第三十五條『當會社純益百分の五乃至十五を以て元資積立金に充て百分の五乃至十五を以て役員賞與金に充て殘額の中より社員の出資額に對し年六銖以下の配當をなし其餘は悉く保險契約人へ配當す　但し保險契約人への配當金は其多少により總額の儘會社に預り置き數年分を合して配當することあるべし』（但し次條にて創立後滿三年間は配當せずと規定あり。）次に『附則』第一に『當會社は金二十萬圓の資本を以て組織せる合資會社にして世人の委託に應じ生命保險を營むものなりと雖も他日時機を見計らひ保險契約人四分の三以上の合意を得て相互會社となすものなりとす』第二に『前條組織變更の場合に至ては社員の出資額は各社員に返戻し責任積立金は相互會社に引繼ぎ元資積立金は社員と相互會社と半額づゝ分配するものとす』と定めてゐる。此の點だけでも非常の新味で、業界の進歩を記錄するものであり、また先驅者の榮譽を荷ふて然るべきものであらう。

次に共濟生命の規則中主要な點を拾ひ上げると、最高保險金五千圓、保險料拂込猶豫期間六十日、延滯利子百分の二、保險證券擔保貸付一口百圓以上に限る、解約返戻金保險種類により結約滿一年以上滿三年のものに對し責任積立金（保險料積立金）と保險料越高（未經過保險料）の十分九（當該條項の註記によれば責任積立金は多きものは拂込保險料よりも多く、少きものも五分の二を下らずと）、保險金支拂期限は請求の日より五十日以內で、大體のところ他社より寛大（保險料猶豫期間は帝國に比し三十日短いが）で、特にその解約返戻金の高率なるは他社の到底及ばぬところであつた。

なほ共濟生命は保險契約には保證人を要せぬ、また診査には徵兵檢査の如く裸體となるを要せず、腹部以上を見るだけで甚だ簡易だといふてゐる。之は當時の保險思想の一端を語つて餘りあるものであらう。最後に共濟生命の保險料を見ると概して低率で、當時にあつて中庸を得たものといへよう。左に之と比較する。

	三〇歳	三五歳	四〇歳	四五歳	五〇歳	三〇歳	四〇歳	五〇歳
	二十年滿期養老保險料（保險金千圓に付年拂額）					尋常終身（同上）		
共濟	四六・八三円	四八・〇一円	四九・八六円	五三・八六円	五七・七三円	二三・一八円	三〇・五一円	四五・二〇円
日本	四七・四〇	四八・八〇	五〇・六〇	五七・四〇	五九・二〇	二三・六〇	三一・四〇	四六・七〇
帝國	四六・一〇	四六・六〇	四八・三〇	五一・一〇	五六・〇〇	二三・一〇	二九・四〇	四一・七〇
明治	四九・一〇	五〇・一〇	五二・一〇	五五・四〇	六〇・四〇	二六・九〇	三一・四〇	四七・六〇

次に共濟生命の保險料の諸表から若干を拔萃して左に示す。

共濟生命保險料表拔萃（明治廿七年三月實施）

養老保險（保險金百圓に付年拂保險料）

年齡	十年間拂込 滿二十年期	十年間拂込 滿三十年期	十年間拂込 滿四十年期	二十年間拂込 滿二十年期	二十年間拂込 滿三十年期	二十年間拂込 滿四十年期	三十年間拂込 滿三十年期	三十年間拂込 滿四十年期
一五	六・九九三円	五・三四三円	四・三七三円	四・五一一円	三・四四六円	二・八二一円	二・七九七円	二・二八九円
二〇	七・〇四一	五・四二三	四・五〇四	四・五五三	三・五〇七	二・九一三	二・八五五	二・三七一
二五	七・一〇〇	五・五三九	四・六八六	四・六〇六	三・五八八	三・〇四〇	二・九三四	二・四八七
三〇	七・一八三	五・六八四	四・九四七	四・六八三	三・七〇六	三・二三六	三・〇五三	二・六五七
三五	七・三〇九	五・九二一	—	四・八〇一	三・八九〇	—	三・二四〇	—
四〇	七・五〇三	六・二七六	—	四・九八六	四・一七〇	—	三・五三三	—
四五	七・八〇〇	—	—	五・二八二	—	—	—	—
五〇	八・二八二	—	—	五・七七三	—	—	—	—

終身保險（保險金百圓に付年拂保險料）

年齡	十年間拂込	十五年間拂込	二十年間拂込	三十年間拂込	終身間拂込
一五	三・五六四円	二・六四八円	二・三〇〇円	一・八六六円	一・五四九円
二〇	三・八六六	二・八七五	二・五〇〇	二・〇三五	一・七二三
二五	四・二二一	三・一四四	二・七三九	二・二四〇	一・九四一
三〇	四・六三五	三・四六七	三・〇二八	二・四九五	二・二一八
三五	五・一五七	三・八六三	三・三八七	二・八二二	二・五七九
四〇	五・七七一	四・三四六	三・八三九	三・二四九	三・〇五一
四五	六・五〇一	四・九三五	四・四〇二	—	三・六七四
五〇	七・三九七	五・六九三	五・一五六	—	四・五二〇
五五	八・五一三	六・六八五	—	—	五・六七七
六〇	九・八七二	—	—	—	七・二三三
六五	—	—	—	—	九・三五二

出世保險（同上）

年齡	十年間拂込 十年後請取	十年間拂込 十五年後請取	十五年間拂込 十五年後請取
一五	九・五三六円	七・八三八円	五・八三三円
二〇	九・五五五	七・八五四	五・八四一
二五	九・五七七	七・八七三	五・八六三
三〇	九・六〇六	七・八九九	五・八九四
三五	九・六五三	七・九三三	五・九四三
四〇	九・七三三	七・九九一	六・〇一六
四五	九・八三五	八・〇七六	六・一三一
五〇	一〇・〇〇四	八・二三三	六・三二九
五五	一〇・三一四	八・四七七	六・六五八
六〇	一〇・七九七	—	—

宗教團體の生保業經營

二十七年三月佛教生命の創立を最初として、三十年までのうちに有隣生命、明教保險（初め火災と生命兼營、後ち火災を分離し生命專營）眞宗信徒生命、眞宗生命、日宗生命、禪徒生命等が出現した。此等は各宗佛教團體（信徒或は本山等）を中心とするか、または宗教團體を背景に有つもので共の本山經營のものも、末寺や信徒の生活保障のためといふよりは、財源を得る手段であつた。また宗團を背景とするものに於ては、宗團に冥加金（寄附金）を納むることを原則としたから、いづれも經濟關係から成立つたものである。さればこの佛教團の保險經營又は、佛教團を背景とする保險事業の歷史は、とりもなほさず寺院經濟史、宗團經濟史の一節を成すものである。これ以上述べる遑はないが、この事實は注目に値し、研究に値する。なほこれに就て荒筋を書いたものに、最近發行『現代佛教』（昭和八年七月 第百五號）所載の友松圓諦稿『明治時代の佛教保險事業』がある。

日清戰爭と生保

二十七年八月一日清國に對し宣戰の布告を見た。日本生命は同月十日逸早く從軍被保人及び其家族等に對し、戰地出張の通知なき場合は契約無効たるべしと通知した。割增保險料徵收の關係からであらう。而して他方同社は直に戰時生命保險を開始したが、その成績は良好といはれた。二十七年九月十四日の『中外商業新報』の報道によれば明治生命は軍人に對し、從來の二分增保險料を一割增に改めたといふ。併し、各生保會社とも出征軍人の死亡に對し、保險金削減拂をなさずして、全額拂をなし、國民の要求と愛國心に酬いた。がその結果は保險思想の普及宣傳に

新作 保險かるた

昨年のお正月にはお祖父さまの面白い狂言を御覽なすツたでせう、今年は軍誠のことですから皆さま源平に分れて歌かるた取でも致しませう。此かるたはいつもの百人一首とは少し變つてますから、お孃樣も坊チヤンも氣を付けて下さいな。サアようございか讀みますヨ。

我いのち保險してこそたしかなれ　世を思ふゆへに物思ふ身は

けふこそは保險を受けて喜ばし　人しれずこそ思ひそめしが

君はまだ保險せぬかと歎ひるも　いかに久しきものとかはしる

誰くさも生命保險を思るな　けふをかぎりの命ともかな

妹のため拂いつゞける保險料　長くもかなと思ひけるかな

養老の保險をあての隱居料　人の命のをしくもある哉

わづらひて保險のなきをくやみけり　かこち顏なる我なみだかな

山師等の立てた會社に入る人は　くだけて物を思ふ頃かな

孫「お叔母さん私のお母さんは北濱の日本生命保險會社へ這入て入らツしやるから安心ですネー、叔母「勿論のこと彼の會社は評判の堅い會社で、よく行屆きますから私共や迄もおく當世は日本生命に限ります。叔母「サア皆さん能くお取りなさいヨ、今度取られチヤいけませんヨ、

ドタバタ〳〵

軍ふるさと遠くながむれば　富士の高峰に雪は降りつゝ

誰樣がお取りなすツたサア勝つた方はお祝ひなされ
「一同聲をそろへて「日本帝國萬歲……

爾ノ深慮ト慈愛ハ水泡ニ歸セン

効があつて、損するところは尠かつたといふ。軍人の被保險者が尠く、あつても將校が大部分を占めてゐたので死亡率低く、支拂保險金從つて尠かつたからである。

上に掲げるものは、明治二十八年一月六日の『大阪朝日新聞』（第四七七八號）附錄に載つた日本生命保險株式會社の宣傳廣告（縱一尺二寸八分、横八寸九分五厘の一頁大）の一部（約三分の二）である。省略した上部には、同社の資本金、積立金、保險契約高等を示し、それから『皇軍連戰連勝帝國の占領地は將に東亞の大半に及ばんとす、此の如き慶端なる新正を迎ふるは實に空前の盛事と奉祝賀候』と書き出して結局は愛顧を給りたしといふことになるのだが『保險かるた』なるものを思ひつき、それを戰爭に結びつけて、宣傳の手段としたところに面白味がある。これを保險の廣告史にも參考になる資料であらう。

濫興と競爭の弊と保險業法要望の聲

濫興には先づ競爭の弊が行はれ、次いで經營の放漫、經營者の不誠實、背任行爲等々が起つて來るのである。

二十六年七月廿二日の『東京經濟雜誌』に『保險會社の競爭』なる一文現はれ、競爭のため、保險料を引下げ費用を濫費し積立金を怠る會社もあらん結局は破綻を恐るゝ旨を述べた。二十七年五月二日の『時事新報』は『東京朝日新聞』は『保險會社の保險』を叫んだ。二十七年八月八日の『東京朝日新聞』は『生命保險料の割引』を非難した。他社の契約を解約せしめて、返戾金を取らせ、自社はその他社との舊契約加入時の年齡で契約を始める。四十歳の人が三五歳の安い保險料で契約できるといふ割引法である。二十七年十二月一日の『郵便報知新聞』は『保險業の發達と其管理』なる題下で、保險業法の如きものを制定して速に當業者を取締るの必要を論じた。二十八年三月三日の『東京日日

新聞』は『保險會社熱の餘波』同年八月二十六日の『中外商業新報』は『生命保險會社競爭の惡弊』同年十月九日の『時事新報』は『生命保險會社の危險』なる社說を掲げた。

而して政府また弊害を知つてゐたので、監督規定、特別法等の立案を忘してゐた。それについては屢々新聞にも報導された。なほ民衆の輿論としてもしば〳〵新聞雜誌に見られた。しかも一向に業法取締規則等ができないので『東京日日新聞』は二十九年九月十一日から三回續けさまに『保險事業の監督なる』社說を掲げ、速に取締ることをせざれば、善玉も惡玉も共倒れであると急要を叫んだ。此外に澤山の議論があるが省略する。

類似保險の再興　明治十五六年以後、影をひそめてゐた類似保險は生命保險の模倣濫設時代の到來と共に再び勃興し、しかも今度は全國的地方的に擴がつて、その弊害驚くべきものがあつた。特に無知にして徒に利を欲する者は、その多くの詐欺會社に引きかゝつたが、取締規程がないので、地方地方思ひ〳〵の臨機の處置に出てゐたが、數年間濫設と詐欺行爲の續行を認める結果になつた。『時事新報』では二十八年八月十五日『類似保險會社の勃興』なる一文を掲げて、會社名及び資本金、會社の目的等を列擧して、その弊害を說いたが、いま栗津博士の調査（保險論集所載）に從つて明治廿六年後半より明治廿八年十二月まで設立の類似生命保險會社を列擧しやう。括弧内は開業年・月。また社名の最後會社の二字省略）

【大阪】 出產生命保險合資（二六・一一）結婚出產保險合資（同　）簡易生命保險合資（二七・五）汎愛合資（二七・一）

【兵庫】 生命經濟保險合資　經濟保險合資（不詳）

【岡山】 岡山簡易生命保險合資　吉備簡易生命保險合資（不詳）

【廣島】 內海生命保險合資（二六・九）保終合資（二六・九）共喜合資（同・一〇）藝南友愛合資（同・一〇）簡易生命保險合資（同・一二）

【鳥取】 鳥取蓄濟保險合資（二七・四）

【福岡】 筑紫兒育生險保險合資（二六・一二）育兒生命保險合資（二六・一二）簡易結婚出產生命保險合資（二六・一二）人事保險合資（二七・一）共濟生命保險合資（二七・一）筑紫生命保險貸金合資（二七・六）有信生命保險合資（二七・七）

【大分】 安東合名（二六・一一）家族生命保險大分合資（二六・一二）大豐輕宜保險合資（二七・一）帝國保險合資（二七・二）慈善會（二七・四）

【熊本】 九州生命保險合資（二六・八）

【長崎】 宮狹保險合資（二八・一）育兒保險合資（二八・二）筑紫生命保險合資

【愛媛】 永全・田阪生命保險合資（二六・八）海南生命保險合資（二六・八）越智備急慈善合名（二六・九）伊豫同志生命保險合名（二六・一〇）國民共救保險（二六・一〇）共榮合資（二六・一〇）木原生命保險合名（二六・一〇）養育資金共榮合資（二六・一〇）東洋簡易生命保險合資（二六・一〇）共正義助合資（二六・一〇）慈善生命保險合資（二六・一〇）松山勤愛合資（二六・一〇）報愛調濟保險合資（二六・一〇）猿久保險（二六・一〇）木戶共義合資（二六・一〇）井田梅本合名（二六・一一）國愛生命保險（二六・一一）南海病災保險（二六・一二）伊豫生命保險合資（二六・一二）南豫生命保險合資（二七・二）積善生命保險合資（二七・九）吉田生命保險合資（二七・一〇）字和生命保險合資（二七・一〇）三津生命保險合資（二七・一〇）吉田結婚出產興資合資（二七・一二）新谷共盛合資（二七・一二）

【島根縣下】 帝國義濟合資（二八・八）兩全義濟合資　幼老義濟合資（二八・八）中國共濟保險合資　山陰共濟合資（二八・七）安全協濟合資（二八・八）中國共濟保險合資　山陰義濟合資　生命財產保安合資　仁義救護合資　松江共濟合資　同盟共濟合資（二八・九）弘盛救濟合資（二八・九）中外葬濟合資　關西共益保險合資（二八・九）兩國共濟合資　朝日正濟合資　旭同盟合資　大同義濟合資（二八・九）雲陽互濟合資　汎愛兩成合資　島根義濟合資　佐賣（二八・八）神門共救合資（二八・九）雲陽互濟合資　頓原成義合資　雲州義濟合資　佐世共濟合資（二八・九）八雲互救合資　東洋義濟合資（二八・一〇）安濃共濟合資　同盟保險合資　榮共濟合資　松本合名　今市義濟合資（二八・一〇）安濃共濟合資　同盟保險合資　榮共濟合資　松本合名　今市義濟合資（二八・九）

保險協會其他　明治二十六年十二月十日の『東京日日新聞』に『近來保險會社の續々勃興すると同時に之に對する諸研究の必要を感じ』近く保險協會設立の由を報じ、越えて二十七年一月廿一日の同紙に『哭服外の柳屋』に事務所を設けた旨を報じ、一月三十日の『郵便報知新聞』には同協會の組織にまで言及報道してゐる。保險學會、保險醫學會等については、『補論』の其の章を參照せられたい。

恐慌時代

（明治三十一年——明治三十三年）

「舊」商法の實施と省令第五號の影響　明治廿三年公布された商法中延期されて未だ施行を見ざる部分（その中に保險法を含む）は一般に廢法と見られてゐたが、突如意外にも三十一年七月から實施された。志田博士に從へばそれは實に『朝野騷駭の裡』に實施されたものであるから、財界は狼狽を禁じ得なかつたらう。而して保險業者にとつては、問題は第六百九十條に規定するところの『保險料其他の收入金の中を以て年々積立てを爲し年々支拂ふ可き被保險金額の少なくとも平均二倍に滿つる準備金を設くる義務あり此準備金は十分安全に利用し其證券を裁判所に寄託することを要す』の一ヶ條に存した。舊會社にして相當の契約高あり、また資力實充したものには、積立金は何んでもなく、また新會社でも大した負擔ではないが、多數會社は先進會社の保險規則を眞似て出來たもので、保險料の算出法や責任準備金の算出法など全く知らぬものがあり、死亡表や純保險料表なぞも營業上の機密かの如く取扱はれてゐた時代であるから、積立金を適正に積立てることを知らず狼狽するものも尠くなかつた。

而も矢繼早に政府は八月五日農商務令第五號（法制篇第七三頁參照）を公布し、その第一條中生命保險業に對し、

一・豫定利率、死亡生殘表。二・純保險料、責任準備金及び解約價額の算出方式。三・責任準備金資本金及び其他の積立金利用の方法。四・營業保險料、純保險料及び附加保險料の對照表、其他書類を（農商務省に）提出して認可を得べしと規定した。アクチュアリーを有たざる模倣會社は、爰に至つて再狼狽せざるを得まい。

さればこそであらう。右届出期限が來ても届出て會社はないのである。明治、帝國、日本や共濟は立派に届出てられる筈だのに、之を届出てなかつたのはどういふ譯であるか不明であるが、三十一年十月一日の『中外商業新報』に『農商務本年省令第五號に依る各保險會社の純保險料、責任準備金及解約價格の届出は昨三十日なりしが同日未だ一通の届出だにあらざりしと云ふ』と報道してゐる。尤もその前九月二十日の『時事新報』は全國生命保險會社の集會を傳へ、席上辻新次が『新商法並に生命保險に關する特別法は來る第十三議會へ提出の上實施さるゝの期も近きにあれば去八月五日發布ありたる農商務省令第五號は其間二三ケ月の繼ぎ合せに過ぎざるに其手數は至て面倒なれば施行延期願をなすべしとの議を提出せしに、明治生命保險、日本生命保險、內國生命保險等の各社は該省令は九月三十日限りの届出にて既に届書を認めたれば格別延期願を爲すに及ばずとの意を述べたるより該建議は終に遞らず」と報じてゐる。そんな關係で、大會社も引きずられて届出を怠つたものか。

商法修正運動と政府の修正原案　それより先き、五月十九日二十二の生命保險會社代表者が集會して、修正商法草案（法制篇五〇頁『商法修正案參考書』を看よ）中、生命保險に關せる條項につき討議し、第三百九十七條及び第四百十一條の改正、第四百二十七條の削除、第四百二十八條末項の削除、第四百二十九條の改正、第四百三十條第一項及び第四百四條の一部削除、第四百三十條の一部改正を希望した。

右のうち最も重要なものは、第四百二十七條削除の件であらう。修正案は「保險金額を受取るべき者は被保險者、其相續人又は親族なることを要

す」其他に就て規定したもので、修正草案の趣旨は、主として道德的危險を除去し、保險詐欺其他の犯罪を防止するにあつたが、當業者は同規定を以て、保險範圍を不當に局限し業務の發展と、保險の利用に抑制を加へるものとして反對意見を抱いたのである。

舊商法（二十三年公布）の保險法（海商保險を除く）では、總則、火災及震災の保險、土地の產物の保險、運送保險、生命保險、病傷保險及び年金保險、保險營業公行の六節に分けたが、今度の政府修正案では、損害保險と生命保險の二節に分け、全然面目を新たにした。而して第二節生命保險の最初の箇條卽ち第四百二十六條には「生命保險契約は當事社の一方が相手方又は第三者の生死に關し一定の金額を支拂ふべきことを約し相手方が之に報酬を與ふることを約するに因りて其效力を生ず」と規定した。そのうち「生死に關し」と規定したことは全く新意に基くもので、その意味は舊商法の生命保險は狹義に解し、生存保險及び年金保險を除外するから是等を包含せしめて「生死に關し」と定め、すべてを生命保險の範圍內に入れたものだといふ。なほ舊商法の第六節保險營業の公行は之を特別法令に讓り修正案には除外したのである。

新商法の實施と保險會社の細則　三十二年二月商法修正案は議會を通過し、翌三月公布、六月十六日から實施された。志田鉀太郎博士、粟津清亮博士其他の保險學者は新法を非難した。生保業者は保險金受取人を被保險者又は其の親族と規定せる箇條の刪除を希望したが無益であつた。

併し當業者の困惑は新商法よりも同法實施の六月十六日に公布された農商務令第十一號『保險會社に關する細則』であつた。

同細則は二十三ケ條より成り、前年の省令が五ケ條に過ぎないだけでみても、取締の嚴しくなつたことが知れやう。

新令と外國保險　商法實施及び保險會社に關する細則公布と同時に、外國保險會社に關する勅令が公布され、外國保險會社は從來營業のものと雖も新たに認可を受けねばならず、認可書類にはすべて譯文を添ふべきことを定められて彼等もまた狼狽した。同年十二月十八日の『時事新報』に共困惑振りが傳へられてゐる。卽ち當時橫濱に百四十一の外國保險會社があつたが新商法實施滿六ケ月の期限なるに拘らず、營業認可の申請をなせるは半分以下の六十八社にすぎず、半分は營業中止に至るべきやを懸念された。

保險料引上の急要論議　これより先き三十二年一月十七日各生保業者は商法修正案對策協議と共に保險料の一割五分引上げに就て協議するところがあつた。支拂保險金の多いこと卽ち死亡率の高いことや、營業費の餘分にかゝることなど理由にしたが、それの眞因は經營の放漫や新契約の濫獲であつたことに氣がつかぬのだつた。

然らば當時の保險料はどうであつたか、各社のそれを對照しやう。

加入年齡30歲　保險金千圓當り　年拂保險料

社名	尋常終身（円）	60歲養老（円）
明治	22.90	32.20
佛教	22.70	31.60
日本	22.60	31.30
有隣	22.60	31.30
京都	22.60	一
六條	22.50	30.30
名古屋	22.50	31.20
明教	22.40	30.20
大東	22.40	31,60
相互	22.20	30.20
日宗	22.00	30.05
共濟	22.18	30.53
帝國	22.10	30.40
眞宗信徒	22.06	30.51
護國	22.00	30.30
日本共立	22.00	31.00
大阪生命	22.00	29.30
內國	21.90	29.50
大日本	21.89	29.54
山陰	21.70	29.00
海國	21.50	30.50
愛國	21.12	28.60
仁壽	20.73	28.31
北陸（初回）	40.28	28.60
北陸（次回）	19.90	

右でみると、終身保險では明治は仁壽に比し約一割高となつてゐる。一割五分引上げは何を標準にしたものか判然せぬ。併し昭和時代の明治生命尋常終身保險料を見るに卅歲で卅二圓四十錢である。五十錢安くなつてゐるだが明治の昭和時代の養老卅歲六十歲請取、（卅年滿期）は三十四圓七十錢だから一圓五十錢安くなつてゐる。三十年代の保險料問題は今から回顧してみれば、正解できやうといふものだ（附言―明治三十二年森村金造は「生命保險會社保險料改正の急を論ず」を著した）

各社の營業基準　次に當時營業せる三十餘社につきその營業基準となるところのものを主として契約者の立場から比較してみる。但し紙面の節約のため社名其他を省略した。

死亡生殘表の種類　英國十七會社表、同二十會社表、フアール氏第一表、藤澤博士第一表、同第二表、矢野氏表、高坂駒次郎氏表、楠秀太郎氏表、表名記せざるもの。（英國十七會社表及藤澤氏表大部分を占む）

豫定利率　各社共通に四分、但し生存保險に五分のものあり。

附加保險料　尋常終身保險を例とすれば、純保險料に對し、最高三割七八分、最低八、九分。

資本金　最高五十萬圓、最低一萬圓（十萬圓のもの約四割を占む）

積立金　責任準備金を計上せるもの、別段積立金を計上せるもの、積立金を計上せざるもの（責任準備金を計上せるもの約四割を占む）

兼業　火災保險を兼業せるもの、病傷保險を兼業せるもの。

保險金の年賦拂　保險金支拂方法に於て、一時拂金保險の外に年金保險拂一方法採用するあり。

保險種類及名稱　第一・死亡保險、（甲）終身保險、（イ）尋常終身保險（又名普通終身保險、終身拂込終身保險、終身保險）（ロ）有期掛金終身保險（有限掛金終身保險、何年拂込終身保險、終身保險）（ハ）累加終身保險

（乙）定期保險（又名短期保險）或は得資、修學、結婚資金、育成、養育、有限積立、拂戾附定期保險等。

第二・混合保險、（イ）普通養老保險、（ロ）短期掛金養老保險。或は福壽、有限積立定期修業、積立、報恩、元資、出世、開運、愛育、敎育資、起業保險等。

第三・生存保險（イ）子女敎育資金、（ロ）子女敎育資金保險、（ハ）子女敎育保險又は男子女子敎育資、（ニ）修業資保險。

第四・徵兵保險

契約金額の制限　最高保險金額六千圓、最低保險金額十八圓（最高五千圓のもの六割以上を占む）

保險料拂込猶豫期間　明瞭に規定せるもの、規定せるも漠然たるもの（漠然として不明瞭なるもの大部分を占む）

保險料割增及保險金削減　（甲）增加保險料を要すべき危險職業、陸海軍務、警察事務、憲兵事務、監獄事務、航海業、鐵道業務、鑛山業、土木石工業、遠洋漁獵、機力を用ふる事業、石油鑿井業、看病人、火藥若しくは劇毒藥を取扱事務、檢疫事務等にして增加率は共通二割以內、時に二割五分以內のものあり。（乙）住居、旅行の危險區域及增加割合、日本國內孰れの地に旅行住居するも割增を要求せず、外國に旅行するものは二割以內の割增を附加するを最普通とす。（丙）保險金削減は被保人囚徒となりて死亡せる時特に多くの保險金削減を行ふ事あり。

契約無效、自殺　（甲）保險契約者又は保險金受取人が故意に被保險者の生命を失ひ又は短縮せしめたるときは既收保險料を沒收す。（乙）被保險者が闘爭自殺等に由り生命を失ひ又は之を短縮したる時は解約に準じて處分す（丙）被保險者が刑罰に觸れて生命を失ひ又は之を短縮したる時は解約に準じ處分す。（丁）保險契約者が期日に保險料の拂込怠りたる時は解約に準じて處分す。

年齡訂正　年齡の錯誤は其發見のとき訂正し、將來に向つて正當なる保險料を授受す、卽ち既往に向つて保險者が不足分を追徵若くは剩餘金を返還するのが普通の條項。

解約返戾金　（甲）年限（イ）保險の種類を論ぜず三年以上保險料を拂込みたるとき。（ロ）尋常終身保險は三年以上。短期拂込に於ては拂込年數の三分の一以上保險料拂込みたるとき。（乙）拂戾標準（イ）既拂込保險料の三分の一。（ロ）同五分の二。（ハ）同二分の一。（ニ）同三分の二。（ホ）責任積立金及保險料の十分の九。（ヘ）既拂込保險料の三分の一以上。（半分以下のもの多し）

剩餘金分配　（イ）利益分配附終身保險、利益分配金だけ普通終身保險の保險料より高額を徵收する蓄積分配法。（ロ）剩餘金若しあらば分配。（ハ）七年以上繼續契約者に對し保險料の過高を發見した時其の利分の割戾。（ニ）每年保險準備金に剩餘金ある時分配。（ホ）每五年目每八年目每に分配（ヘ）利益分配するも如何なる法によるや不明なるもの。（ト）利益分配せざるもの多し（無配當保險は勿論だが）。（チ）利益分配するか、せざるか規定

280734

せざるもの（約七割を占む。その多くは無配當）

右表によると、約款に甚しき寛嚴の相違あることがわかり、無基準の會社も尠くないことが發見される。新商法と保險會社に對する細則が脅怖であり、恐慌の原因となるべきは明白であらう。而も翌三十三年には保險業法が實施され、政府の監督取締の手が當業者の頭上に加はるのであるから恐慌時代來である。

恐慌期の新設會社

三十一年に帝國徴兵、北海生命、山口徴兵、皇國生命、東北共保の六社、三十二年に共救、東京、日本共同、三十三年に大日本兵役、共慶、上越生命の三社合計三年に十二社新設された、それ等の創立事情及び其の後の經過に就ては會社及統計篇の會社沿革史に述べてある。

保險法と司法部の解釋區々

明治三十二年三月仙臺に營業中の產兒保險會社が官城地方裁判所檢事により、無免許にして保險業を營むものと認め營業停止を命ぜられた。仍つて會社は抗告したところ控訴院は原裁判の命令を取消した。仍つて今度は控訴院檢事長が抗告したが、大審院は當該會社を以て保險法にいふ保險を營むものに非ずと檢事の抗告を棄却し會社の勝利となつた。之は生命保險が『人の生死』に關して行はるゝ云々の辭句解釋の相違によるもので、當時の保險學者は大審院の判決を不當とした。『保險時報』第六十六號矢野恒太の批評及び志田鉀太郎著『日本商法論』を見よ。）

學會其他

三十一年一月保險醫協會が創立された。また同年五月生命保險會社協會の前身であるところの生命保險會社談話會が成立した。三十二年十月日本アクチュアリー會が創立された。之は二十七年秋創立された保險學會に次いでの保險學者の會である。詳くは補論第二十四頁『生命保險關係公益團體事歷』を見よ。

保險會社員養成所

更に一つ二つ附け加へたいのは、三十一年頃東京神田淡路町に『內外保險紹介所』といふのを設け所員募集の廣告を出した（三十一年十月十二日の『東京日日新聞』參照）同廣告によると、保險の學術及び事務を講習し、給料及び報酬を附すとある。

また三十三年十二月七日の『時事新報』に左の廣告が出た。

保險會社員養成所

本所は三ヶ月卒業にして調査を授與し社員として推薦すべし

本所は神田區錦町三丁目二十五番地

○本所は各生命火災保險會社の贊助により成立す。

地方又は事故ありて本月十日迄に入所し能はざる者の爲に本月限り特に臨時通信教授をなし右修業者にして來る卅四年一月七日迄に入所の方は普通入所生と見做し第一期卒業受驗者に編入す（通信教授科金一圓）郵券代用謝絕す志望者は本月十日迄に送金あれ

保險課新設

政府は明治三十一年六月末、共濟生命支配人であるところの矢野恒太を起して農商務省入りをなさせ、保險事業の調査と保險業法の起草に當らしめた。矢野は二十八年の洋行中農商務省の囑託を任ぜられ、保險法と保險事業の取調に從事したこともあるのだ。それから同人は保險事務官に任じ、三十三年三月保險業法の公布を見、八月の實施より二ヶ月前の五月に商工局に保險課が新設されるや其の初代課長となつた。それから保險會社の檢査がはじまり、眞の恐慌時代に入ると同時に、整理時代がはじまるのである。

整理時代

（明治三十三年——明治三十四年）

財界の轉換と保險政策の確立

保險業法の制定

明治二十九年法典調査會の決議に基き、農商務省に於ては保險業法の制定に着手し、三十一年四月の臨時議會に提出の豫定を以て一つの草案を得、非公式にこれが大要を發表したのであるが、同省に於ては尙ほ不完全と認めたためか東京帝國大學教授法學博士岡野敬次郎を兼任參事官に任命してこれが再調査を行はしめたるに、補充若くは修正を要する點頗る多く、容易に成案を得るに至らなかつた。よつて臨時議會提出を見合せ、爾來、岡野參事官の手で取急ぎ起草中であつたが、三十二年末これが成案を得たので、法典調査會の審査を經て內閣法制局に廻付し、三十三年二月三日を以て議會提出の運びに至つたのである。

この法案こそ現行の保險業法（その後三度改正を見たが）にして原案は總則、株式會社、相互會社及び計算の四章百十七ヶ條から成り、概觀して相互會社に關する規定が多い點で、世人の意表に出たものであつた。

これに就て岡野參事官は曰く、

自分は數年前から保險營業殊に生命保險は、相互主義に依るが我國の現狀に於て特に必要なることを唱道して、新聞に雜誌に多少卑見を公にしたこともあり、且つ保險業法は主として目ら調査の任に當つたものであるから、世人或は私一己の意見と、保險業法の趣意若くは農商務省の方針とを混同して、將來に於ては株式會社の新設を認めず、現在の株式會社と雖も漸次その組織を變更して相互會社となさしむるのが、農商務省の方針であるが如くに誤解せらるゝものがある。自分は現にそうした質問を受けたのである。その誤解を來した理由を尋ぬるに、相互會社は株式會社と異なりて營業稅を課せられず、登記をなすに就ても營利を目的とせざる社團法人と同じく小額の登錄稅を納むるものであり、加ふるに保險業法の大部分は相互會社に關する規定を以て成るが故に、政府は大に相互會社を奬勵する方針を採るものであると誤解したのであらう。これは甚だしき誤りであつて株式會社は株式會社たるの長所あり短所あり、相互會社は亦同じく株式會社に比較して、長所と認むべき所ありと雖も亦短所と認めねばならぬ點もある。されば將來に於ても尙ほ相互會社と相並んで營利的の保險會社を認めねばならぬのである。農商務省に於ても決して株式會社の新設を許可せぬと云ふことはないと自分は確信してをる。

即ち起草者としては遠き將來を慮り、英斷を以て相互會社の規定を設たのであるが、時期尙ほ早しとする論者が少なくなかつた。名古屋保險倶樂部の如きは蓋しその急先鋒で總會の決議を以て不贊成の意を表したのである。その理由とする所左の如し。

今回の法案は既設保險會社に對する規定は附屬的に出でゝ、未だ創設せられざる相互會社に對する條項が該案の骨子たるが如し。然るに相互會社なるものは歐米各國に於ては大に流行すと雖も、我國に於ては未だ一の設立せられたるものを見ず。或は先進國に於て盛に行はるゝ處のものは、早晩我國に於ても行はるゝことゝ想像すと雖も、道德智識習慣及風俗を異にする我國に將來起らんとする相互會社に對し、歐米各國に適する法案を參考とし、理想的に規定を設くるは所謂法を弄するの弊に陷るの恐なきやを疑ふ。假にこの相互組織の保險會社を實行するとせば富籤的小會社續出す

るの恐なきや。既に前年山陰、東北及北陸地方に盛に行はれたる處の死亡講、出產講の如きものは、其組織相互主義にありしもの、其實未必を期して僥倖を利せんとせし奸手段たりしに外ならず。故に多くは皆解散を命ぜられ、其の弊害は無智の細民を騙つて困厄に陷らしめたるにあらずや。既に嚴重の監督の下に支配せらるゝ現行株式組織の會社に於て、一般保險の需要に應ずることを得るに拘はらず、何を苦んで未だ事實に發生せざる相互組織の保險會社取締法を設くるの必要あらんや。もし今後自然の發達より相互組織の會社を有用とする時に際し、始めて事實に適切なる監督法を設くるの勝れるに若かず。是れ本倶樂部の本案の骨子たる相互會社の規定時期尙ほ早しとして不贊成の意を表する所以なり。

同倶樂部に於てはこれと同時に、相互會社の基金醵出者に對する利息と、株式會社の株主に對する配當とは、共に資本の一部であるのに、前者は責任準備金の充實せざる以前と雖も支拂を許し、後者はその以後にあらざれば配當を許さないのは不均衡であること及び相互會社に營業税を免除し、株式會社にこれを賦課するのは不公平であること等も、併せて不贊成の理由として指摘した。

農商務省參事官
岡野敬次郎

貴族院と保險業法案

貴族院に於て問題となつたのは、保險業は株式會社又は相互會社にあらざれば營むことを得ずとの規定（法案第二條）及び相互會社は主務官廳の免許を得ば、社員にあらざる者とも保險契約を爲し得る規定（法案第三條）であつて、議員村田保は率先、これが修正説を主張したのであるが、その要旨は『本案の如くなれば保險業は全く相互會社の事業に歸して他の株式會社は追々衰頽するに至らん。本案の各條項を見るに株式會社に關したるは甚だ少なく、主に相互會社に利益を與ふることになりをれり。然らば日本の保險業は相互會社にあらざれば不可なるかと云ふに決して然らず、殊に第三條は最も弊害あるものと思はるゝ故、本員修正の主なる目的は此條項を削除するにあり』と云ふにあつた。これに對し政府委員の答辯及び尾崎三良男の原案支持論あり次で採決の結果其案第三條は村田氏の主張の如く、これを削除することになつたのである。

法案第三條の本趣旨

政府案が第三條を設けたる所以は要するに生命保險の普及を速かならしむるにあり、假へば山間僻地の寒村等に於て、保險の必要を感ずる者ありとせんか、これが契約を結ぶためには態々里餘の路程を經て保險會社所在地に赴かざるを得ず、保險料の納付も亦これに準ずるのである。然るに若し近郷に相互保險の會社ありとせんか直にこれと契約を締結するを得べし。即ち第三條を設けんとせし次第は、斯の如き場合に於て主人が相互會社の社員たるとき、その下に使用せらるゝ下男下女等が遠く離れたる株式會社と契約せんよりは、寧ろ自己の主人が社員たる相互會社に契約を申込む等の場合に於て、便利を得せしむるにあつた。然るに議員中往々これを以て株式組織の保險會社を窘迫するものと誤解し、又は今日既に幾多の保險業者が競爭の弊に堪えずこの上相互會社に許すに社員以外の契約を結び得る權を以てせば、その結果こそ恐るべしと杞憂する者あり、遂に同條は削除の運命に會したのである。

（保險時報第三八號）

貴族院に於ては第三條を削除すると同時に、これに隨伴する二三の修正を加へて衆議院に廻付したるが、同院に於ては格別の質疑も起らず、貴族院修正のまゝに可決せられた。よつて政府は三十三年三月二十日法律第六九號を以てこれを公布し、同年七月一日から實施することになつたのである。

チルメル式公認と歩合及期間　積立金の内容不明と不充實

保險業法は原則としてチルメル式を公認し、新設會社に對しては第五八條（法案第五九條）に於て、設立費用及び初の五年度の營業費は十年を超えざる期間內に於て、定款の定むる所に從ひ每年その一部を償却することを得るとし、既設會社に對しては第百九條に於て、相當の責任準備金を積立てざるものは、本法施行の日より三ケ月以內にその不足額塡補の方法を定め、主務官廳の認可を申請すること。但し塡補の期間は十年を超ゆることを得ずと規定したのである。

この當時の保險會社中、相當の責任準備金を有するものは、明治生命外一二社あるのみで、その他は大會社と稱せらるゝものにあつても、定額には達してゐなかつたと傳へらる。從つて第百九條はこれ等の會社をして、なるべく自發的に整理せしむるために設けられた一種の特典と見るべきである。その頃の慣例として責任準備金を責任積立金と稱し、大部分の會社は大雜把にこの位なれば、と云ふ調子で積立てたものであると傳へらる。

試に明治三十三年三月末日に於ける各會社の保險契約高、責任積立金及び契約高千圓當り責任積立金を示せば左の如し。（順序は保險契約高に依る）

社名	保險契約高（千円）	責任積立金（円）	契約高千円當積立金（円）	社名	保險契約高（千円）	責任積立金（円）	契約高千円當積立金（円）
日本生命	二三,九九一	一,九〇三,〇六七	七九	日宗生命	三,八七七	三〇九,五一〇	七九
帝國生命	二二,八八九	一,九八四,一二七	八六	大阪生命	三,八五六	五三,三九八	一三
明治生命	一五,八〇四	一,八〇五,〇九七	一一四	北陸生命	三,五〇一	一〇〇,四九〇	二一
共濟生命	一一,二三八	五一九,九二一	四六	大日本生命	二,六四四	二〇,五三一	三三
有隣生命	一〇,六九三	二一一,六七九	一九	日本生存	二,一八七	三三,四〇〇	一六
眞宗信徒	一〇,一〇一	二〇三,五二五	二〇	萬世生命	二,一五八	七四,二〇三	三四
仁壽生命	九,一三三	三六一,六六九	三九	京都生命	二,一四六	五三,九八五	二四
內國生命	八,七九二	三五八,四九四	四〇	名古屋生命	一,六四三	三六,五一六	二二
愛國生命	八,一四八	一二三,三三三	一五	日本教育	六三九	三四,二八六	五三
九州生命	六,二五四	一七一,一六七	二九	國民生命	二六九	五,六五〇	二〇
護國生命	四,九〇三	七〇,三五一	一六				

但し積立金の多少は契約の新舊と保險料收入の多少（一時拂年拂半年拂月拂等の區別による多少）によりて定まるべきであるから、右の計數そのまゝを以て比較判斷することは早計である。たとへば明治の積立金は最多の比率を示してゐるが、その創立は帝國、日本、大日本に比べて七年も古い。從つて積立金の多いのは當然である。併し、右の比率は新契約に對する積立金の多少をも幾分反映してゐると見て大過あるまい。

岡野參事官の談話に依ると、當時の會社經營者の中には、未だ保險の何たるかを知らざる者あり、各社から農商務省に提出されたる報告書を見るに、契約者の數は數十萬なるにその責任準備金は數千圓に止まると云ふが如きものが甚だ多かつた。其處で主務省に於てこれ等會社積立金の僅少なることを重役に照會したるに、當社は株式會社なるを以て、商法に定めたる利益金の二十分の一を積立つれ

ば可なり、これ以上に別段の積立を爲さざるも差支なかるべしとの回答であつた。

更に驚くべきは、株金の拂込を一旦爲し、更にその金額を株主に貸付けたることになし、株主から約束手形を受取り置くと云ふが如き實例あり、從つて保險金支拂の事由發生するときは忽ち支拂に窮し、保險金受取人に對して保險金の値引を交渉するものもあり、且つ各社競爭の激化は營業費の增大を來し、その結果は純保險料と附加保險料とを混同し、前者は終始積立て置かざるべからざるに、營業費多端のために、この金までも消費すると云ふが如きこともあつた。その他保險契約を締結する場合に被保險者尊屬親の死亡原因を質しもしその不明なることを答へれば適宜の取計ひを爲すが故に可然記入すべしとて、至つて心安く契約を締結しながら、さて保險金支拂の事由發生せんか、被保險者の尊屬親は肺病にて死亡したとのことであるから、會社に於ては保險金を支拂ふ責任なしとて、その義務を回避するものもあつたと。

農商務大臣　男爵　大浦兼武

チルメル式をどの程度まで許すかに就ては、農商務省に於ても定つた標準はなかつた。然し當時の保險課長矢野恒太の意見に依ると普通の終身保險、養老保險等を相當な附加保險料を以て營業してゐる會社では、保險金百圓に付二圓以上を差引くと、政府の方で許可し難いと考へるから、現存の會社の中で二圓以上差引いてゐるものは此際を以て二圓以下に引下ぐべきである。二圓以上の會社に對しては農商務大臣から命令が出るであらう、とのことであつた。

會頭農相の訓示　保險業法の公布は同時に保險政策の轉換であるとし、當局者のこれに關する聲明は、各方面の翹望する所なりしが、四月開催の地方官會議に於て農商務大臣曾彌荒助は大要左の如く訓示した。

保險業法に關しては從來舊商法中にその監督に關する規定あり、これに依り多少の監督を加へ來れりと雖も、その規定甚だ不完全にして且つ監督の機關も亦整備せず、加ふるに時恰も保險事業發達の初期に當り監督に稍〻寬容を要するもの少ならず、爲に今日まで殆んど監督の實を擧ぐること能はざりしが、商法の改正に伴ふて保險業法を制定し、來る七月一日から實施せらるゝことゝなつたのは諸君の知らるゝ所なり。卽ち今後は該法に依つて保險業監督の實を擧げんことを期す。これに就て一二特に諸君の注意を促さんと欲す。その第一は保險會社の發起人の性行、財產、信用、技倆並に事業の見込等は諸會社の健全を卜するに於て最必要の事項なるを以て、新設會社の出願に當り地方官廳は精密にその眞相を調査し確實の報道あらんことを希望する。又既設の會社に就てはその營業所の管轄內に屬すると否とを問はず、各管轄內に於ける行爲に就て常に充分の注意を加へ、或は社會の公安を害する慮あるもの、或は保險契約に依つて却つて殺人放火等を誘導するの疑あるもの、或は强大なる會社の勢力を以て弱小の被保險者を抑壓するの嫌あるもの、その他關係者の行爲に於て斯の如き公益事業に不適當なるもの、會社收支の狀態資本放下の方法に於てその當を得ざるもの等を發見するときは遲滯なくこれを報告せられんことを望む。その他法定の手續を經ず僅少の資本を以て詐僞的に保險類似の營業を爲すもの〻如きは、最も地方民家の損失を招き健全なる保險の發達に甚だしき妨害を加ふるものあるを以て自今宜しく一層嚴重にこれが取締の手段を盡さゞるべし。

保險業法施行規則　三十三年七月二日付を以て保險業法施行規則を公布す。この規則にはかなり重要なる條項あり且つ最初の報告樣式を定め、所謂パブリチテート主義を採つたものであるからと云ふので、當時の保險課長にして規則起草者たる矢野恒太は生命保險談話會の招請に應じて、これに關する講演を試みたるが、その大要左の如し。

この施行規則の出るのを幸に、どうか各社から報告さるゝ書類の如きは成るべくその形式を一にし、且つ今迄と違つて會社の實際の狀態を精細に映出して、强ち農商務省の當路者でなくとも、諸君お互ひの間にも、あの會社の狀態は斯の如くであると云ふことが明瞭になるやうにしたい。この事は從來の習慣に比して或は餘りに營業の秘密と云ふことを訐くが如き感があるかも知れませんが決してそうではないのです。例へば銀行なら銀行鐵道會社なら鐵道會社が報告すると云ふ場合には、その事業の大體はその報告書を見れば、如何なる狀態であるかは分らなければならぬ筈、分らなければ寧ろ報告しなくても宜しい。然るに今日迄の日本の習慣と言ひますか、遣り來つて居りまする報告を見まするに、生命保險會社の報告に限つて或點は分る。今年幾ら契約が出來たとか幾ら死んだとか云ふ位は分るが實際どれだけの責任を持つて、どれだけ之に對する財產があつて、それが至當であるかどうかと云ふことは殆んど報告を見て判斷することが出來ないのです。今日諸君があの會社はあれだけの積立金を持つてゐるから宜いこの會社はこれでは足りないと云ふが如き判斷をなさるのは、決して彼の報告書なるものに依るものでなくて、諸君の頭にその會社の歷史や實際の狀態が殘つてゐるから始めて出來るので、この不充分なる報告書だけを見てその會社を判斷すると云ふことは殆んど出來ないのです。そこで施行規則に於てはパブリチテートと云ふ主義を採り、誰でも報告書を一度展くればその會社の狀態が分るやうにしたのです。

それから施行規則に於てもチルメル式に關する規定を設けた。卽ち第十六條に於て、生命保險會社が純保險料式に依つて保險料積立金を算出せざるときは、貸借對照表中責任準備金の下に、純保險料に依つて算出したる金額を附記して、農商務大臣に差出すことを要すゝ規定したのである。

保險事務官　矢野恒太

純保險料に依つて算出した金額を附記する所以は、現にチルメル式を採つてゐる會社に於て、もし純保險料式に依るとしたならば、これだけの不足があると云ふことを明かにし、會社自身の反省資料たらしむるためであつたのと、今一つは監督官廳に於て各社の比較を行ふ都合上、何うしても同一の算法に依つたものが欲しかつたためであつた。

模範生命保險約款　明治三十三年七月十七日上野精養軒で開かれた生命保險談話會臨時會に於て、明治生命保險株式會社より各社共通の模範生命保險約款を設けては如何との提議あり、同社長阿部泰藏は提案の理由を述ぶ。その大要左の如し。

保險業法及びその施行細則が當月から實施せられたる結果として各社共保險約款を多少變更する必要あり、就ては保險約款を各社とも略一致の方針を以て、これを制定するは營業上便益頗る多きことなれば、此期に際し生命保險の模範約款を作り、各社これに依るは最も便利なることなるを以て玆に同案を提出するものである。

約款の統一は同業會社の利害を共通ならしめ、法律の適用殊に判決例の應用を利便ならしめ、再保險を容易ならしむる等、斯業の發達を期する上に於て最も必要とする所であつたので、談話會に於て

も一議に及ばず明治生命の提案を容れ、當番幹事たる共濟生命の代表者森村金造より左記九社を委員として指名す。

明治生命保險株式會社。共濟生命保險株式會社。日宗生命保險株式會社
帝國生命保險株式會社。日本生命保險株式會社。內國保險株式會社
有隣生命保險株式會社。仁壽生命保險合資會社。玉木爲三郎（朝日生命）

【備考】內國保險は七月二十一日の臨時株主總會に於て內國生命保險株式會社と改稱す。

玉木爲三郎

森村金造

楠秀太郎

同月十九日第一回の委員會を開いて森村金造（共濟）楠秀太郎（日宗）及び玉木爲三郎の三氏を起草委員に擧げ、三名は明治生命、共濟生命又は一ツ橋學士會に會して草案を練つた結果、九月上旬を以て脫稿し、同月十九日の委員會を經て、十月三日築地精養軒に開かれた談話會大會に提出して可決確定せられた。その全文を示すと次の如くである。

模範普通保險約款

第一條　保險契約は會社の通知に依り第一回保險料を拂込みたるとき成立するものとす

第二條　保險料は特に拂込期間を定めざるときは保險契約期間中拂込むべきものとす但被保險人死亡したるときは拂込期間に拘はらず其年度後の保險料は之を拂込むことを要せず

第三條　保險料は保險契約成立の日より起算したる毎一箇年度分を其年度の始に於て領收するものとす
會社が保險料の分割拂込を承諾したるときと雖も一箇年度分を領收する權利を失ふことなし

第四條　保險料は會社の本店支店出張所又は代理店に拂込むべきものとす

第五條　保險料拂込期日後三十日を猶豫期間とす此期間內は延滯保險料は一日一萬分の四の利子を附加すべきものとす

第六條　被保險人の職業若くは住所に異動を生じ又は第七條第一項の場合に該當するときは遽め之を會社に通知すべきものとす

第七條　左の場合に於ては會社は特別保險料を請求し又は其事由の存續する間保險契約の效力を中止することを得
一　被保險人が著しく危險なる職業に從事するとき
二　被保險人が臺灣、澎湖、千島諸島若くは外國に旅行し若くは轉住するとき
三　被保人が從軍し又は戰爭其他の變亂地に赴くとき但軍人軍屬にして平時にありて特別保險料を拂込みたるときは此限に在らず會社が特別保險料を請求したる場合に於て七日以內に之を拂込まざるときは其事由發生の時より保險契約の效力を中止したるものとす

第八條　保險契約の效力中止の場合に於て其事由の止みたる後九十日以內に會社の定めたる書式に依る健康證明書を提出して契約の效力回復を請求するときは會社は被保險人の身體に異狀なしと認めたるときに限り中止中の未收保險料を追收して之を承諾すべし

第九條　保險金は被保險人が死亡し又は保險契約期間が滿了したるとき之を支拂ふものとす

第十條　被保險人が死亡したるときは保險金を受取るべき者は直ちに之を會社に通知し被保險人の死亡後九十日以內に左の書類を提出すべきものとす
一　會社の定めたる書式に依る死亡證明書
二　會社の定めたる書式に依る醫師の診斷書若くは檢案書

三　被保險人及び保險金を受取るべき者の戸籍謄本
會社は前項の書類の外特に必要なりと認めたる書類の提出を請求することを得

第十一條　保險契約期間が滿了したるときは被保險人は左の書類を提出すべきものとす
一　會社の定めたる書式に依る滿期通知書
二　被保險人の戸籍謄本

第十二條　保險金の支拂は前二條の書類が會社の本店に到達したる後三十日を超過せざるべし

第十三條　左の場合に於ては保險契約は無效とす
一　保險契約人又は被保險人が保險申込の際重要なる事實を告げ又は重要なる事項に付き不實の事を告げたるとき
二　保險申込の後第一回保險料拂込以前又は回復若くは復活請求の後其承諾以前に於て被保險人が疾病若くは外傷に罹りたるも之を會社に通知せざりしとき
三　保險申込書に記載したる被保險人の年齡に錯誤ありたる場合に於て實際の年齡が契約の當時會社の保險料表に揭げたる年齡を超過したるとき

第十四條　左の場合に於ては保險契約は其效力を失ふ
一　保險料を拂込まずして猶豫期間を經過したるとき
二　被保險人が失踪の宣告を受けたるとき
三　被保險人が第七條第一項の異動を會社に通知せざりしとき
四　保險契約の效力中止中被保險人が死亡し又は中止の事由の止みたる後九十日以內に效力回復の請求をなさゞりしとき

第十五條　左の場合に於ては會社は保險金を支拂ふ責に任ぜず
一　被保險人が自殺、決鬪其他の犯罪又は死刑の執行に因り若くは刑の執行中に死亡したるとき
二　保險金を受取るべき者が故意にて被保險人を死に致したるとき
三　被保險人が戰爭其他の變亂の危險に因りて死亡したるとき但豫め特別保險料を拂込みたるときは此限に在らず從軍者又は變亂地に赴きたる者の其他に於ける病死亦同じ
四　保險金を受取るべき者が被保險人の死後九十日以內に第十條第一項の書類を提出せざりしとき

第十六條　保險申込書に記載したる被保險人の年齡に錯誤ありたる場合に於て第十三條第三項に該當せざるものは左の方法に依りて處分するものとす
一　錯誤の年齡が實際の年齡より多かりしときは會社が被保險人の身體を診査し年齡相當と認めたるときに限り保險料を減少すべし
二　錯誤の年齡が實際の年齡より少かりしときは保險料の不足額に一箇年百分の六の複利を附加して領收すべし保險金支拂の時期到達以前に此手續をなさゞりしときは保險料不足額の割合を以て保險金額を削減し且つ保險金額の百分の五を超過せざる金額を控除すべし

第十七條　保險料不拂に依り保險契約の效力を失ひたる後九十日以內に會社の定めたる書式に依る健康證明書を提出して契約の復活を請求するときは會社は被保險人の身體に異狀なしと認めたるときに限り延滯保險料之に對する一日一萬分の四の利子及び保險金額の千分の五を超過せざる手數料を領收して之を承諾すべし

第十八條　保險契約無效の場合に於て保險契約人及び被保險人が善意にして且つ重大なる過失なきときは既收保險料より費用の賠償として其十分の二と保險金額の百分の五に當る金額を控除し其殘額を拂戻すべし

第十九條　保險契約の解除、失效又は會社が保險金を支拂ふ責に任ぜざる場合に於ては責任準備金より費用の賠償として保險金額の百分の五を超過せざる金額を控除し其殘額を拂戻すべし但第十五條第二號の場合は此限に在らず

拂戻金額の例別表の如し（表略す）

第二十條　保險金及び拂戻金は會社の本店に於て保險證券及び最後の保險料領收證引換にて之を支拂ふものとす

第二十一條　保險契約人被保險人及び保險金を受取るべき者は會社の利益分配に與る權利なきものとす

第二十二條　保險證券の書換又は再交付は金三十錢裏書は金十錢の手數料を領收するものとす

この約款に於ては死亡保險の內、養老及び終身の二種保險に該當すべき事項のみを揭げ、年金及び生存、徵兵の各保險に關する事項を省略し、且つ戰時その他の場合に於て、會社は特別保險料を請求し又はその事由の存續する間保險契約の効力を中止するを得ることにした。たとへば左の如きである。

一、被保險人が著しく危險なる職業に從事するとき

二、被保險人が臺灣、澎湖、千島諸島又は外國に旅行し若くは轉任するとき

三、被保險人が從軍し又は戰爭その他の變亂地に赴くとき、但し軍人軍屬にして平時に於て特別保險料を拂込みたるときは此限にあらず

中濱東一郎（醫學博士）

即ち模範約款に於ては、戰時の兵役義務者に對して保險金は控除しないが、特別保險料を取ることにしたのである。

尙ほ模範約款參考書に依ると、右の特別保險料は、平時に於て毎年拂込むも、或は出征の際に一時に拂込むも、全く被保險者の選ぶ所に任すとあつた。

明治生命の經驗表　本邦の生命保險業はその創始時代に於て生命表を有しなかつたので、歐米の經驗表（保險會社自身が現實に死亡率を調査したるもの）を使用した。けれどもそれは本邦人の實際生死とは緣の遠いものであつた。本邦人の生死狀況を土臺とした生命表の作成が要求された。そして、明治二十二年の藤澤氏第一表を先驅とし其後數種の生命表ができたが、それは診査の結果保險加入を許した人々が保險會社の被保人として經驗された所の生命表、即ち經驗表ではなくて、强弱を一緒に含めた國民全體の生命表であつた。而して當時採用された國民生命表は藤澤氏第一、二表、矢野氏第一表、人見氏表、楠氏表、高坂氏表でこの內最も多く用ひられてゐたのは藤澤表であり、八會社の死亡表は之に據つた。之に反し他表は概ね自社獨特のものとして、一社にのみ用ひられる有樣であつた。

玆に於て明治生命保險株式會社は經驗表の編纂を目論見、醫學博士中濱東一郎を主任とし、明治十四年七月創業の日より同三十一年十二月末日に至る十七ヶ年餘の事實に基き、死亡統計の作製に從事せしめたるが、三十三年六月これが完成を告げたので、會社の名に於て一般に公表した。

この表は云ふ迄もなく本邦に於ける最初の經驗表にして表數總て十一、用語は邦語と外國語とを對記し內外人何れの參考にも供し得るもので、中濱博士の自序に依れば會社創業以來の全死亡者申込書、診査報告、死去證書等に就き病名、經過、死亡年月日、年齡、職業等總て精密に修正を加へられたものであつたと。

共濟生命と戰時保險の問題　**保險料引上げ制限條項削除**　戰時に於ける兵役義務者の保險料割增に就ては、各社とも定つた標準はなかつたが、保險金控除に就ては一定の範圍を設くるもの多く、例へば共濟、大東、京都、眞宗信徒、海國、北陸の各生命は十分の一、大日本生命は十分の〇・六以內、內國生命は十分の一・五、愛國生命は十分の二、萬世、禪徒の兩生命は十分の三と云ふ規定が設けてあり、

これに對しては日淸戰爭當時から、とかくの批評があつたので、共濟生命に於ては組織變更を機とし、保險料の一般的引上を行ふと同時に、保險金控除の條項を削除し、表定保險料をその儘、戰時の兵役義務者に適用することに決した。

時恰も北淸事變あり、軍人軍屬にして出征するものが少なくなかつた際とて、共濟生命の英斷は各方面の視聽を惹いたのである

なほ一言附加へると、保險料は濫興時代なる二十七、八年以後から、新會社は競爭的に不合理な低率保險料で營業した。その結果附加保險料は事業費を償はず、危險に陷つた會社も尠くない。その他の主要原因は事業費の濫費によつたけれども、兎に角保險料の競爭が行はれ會社の基礎を危くした。そのため識者には早くから保險料の共同引上げを叫んだものもあり、共濟生命の如きはその重なる役目を勤めた。即ち同社の森村金造の如きはアクチュアリーの立場からも引上げを妥當とし、明治三十二年『生命保險會社保險料改正の急を論ず』なる冊子を刊行配布した位である。

保險會社の檢査　農商務省では保險業法第十一條に依つて生命保險會社の檢査を行ふことに決したが、大體の方針は

一、會社で法律命令を嚴實に遵奉してゐるや否や

二、保險營業の智識を有するや否や

三、社內の秩序及び帳簿會計の處理が精密確實なるや否や

四、現有財產の投資を那邊に投資してゐるか

五、收支能く塡補し得るや否や

等に就て概括的の檢査を行ひ、餘り綴密なる探索は行はないが、危險の前兆あるものは用捨なく處分すると云ふにあつた。

政府は矢野事務官をして先づ愛知、富山、岐阜地方の保險會社を檢査せしめ、次で大阪、京都の保險會社を檢査せしめたるが、結果は豫想外に不良で、或は檢査官の出張に際して重役が一人も出社せざるものあり、或は帳簿もなく、金庫の鍵もなくその暴狀驚くべきものあり、或は詐僞に類する行爲を逞うするものもあり、到底看過し得ない會社が少なくなかつたので、政府に於てもその甚だしきものに對し、斷乎たる處置を採ることに決し、三十三年十一月十日付を以て京都の佛敎生命及び大阪の大東生命に對して新契約の停止を發令し、同月十三日付を以て京都の六條生命及び大阪の明敎生命に對して整理命令を令達した。

次で政府は矢野事務官をして東京所在の保險會社を檢査せしめた結果、十二月二十八日付を以て內外生存の營業を停止すると同時に酒家生命及び皇國生命に對して新契約の停止を發令したのである。

財產利用上の制限　以上の諸會社は內外生存を除くの外は、いづれも財產の整理命令が示達せられたが、その條件は施行規則第九條に依つたもので大要左の如し。

其會社の財產にして貸付、預入の期限に達したるものは、其日を以て次の方法に依つて整理すべし

一、無擔保貸付は會社財產の五分の一を超えざること

二、同一人に對する貸付、預金同一人を保證人とする貸付、同一の株券若くは債券の取得、又はこれを擔保とする貸付等の金額は、通計して會社財產の五分の一を超えざること

三、同一物權の取得又はこれを擔保とする貸付の金額は、通計して會社財產の五分の一を超えざること

四、前項の方法に依つて整理したる會社の財產は、なるべく速かに拂込資

本百萬圓以上の銀行に預入れ、その保管を托すべし

五、其會社に附帶する營業及び財產に關する計帳簿は、保險業法及び其施行規則に規定するものと否とを問はず、總て明瞭に記帳整理すべし

銀行に關する制限は必らずしも絕對のものにあらず、これ等の會社にして百萬圓以上の銀行に預替を爲すと雖も、從來の如くその銀行と氣脈を通じて虛僞の記帳を爲すに於ては更に預替を命じ、時宜に依つては主務省指定の銀行に預金せしむることあるべく、又まだ檢查を經ない保險會社で、百萬圓以下の銀行に預金してゐるものがあつたとするも、その銀行にして危險ならず、預金にして虛僞ならざる限りは、殊更に預替を爲さしむることなかるべしと、主務省から公表せられた。

生命保險業の一大弱點　當時の生命保險會社には銀行家又は企業家の機關となり、これに伴ふ弊害も少なくなかつたのである。從つて世人の關心もこの點にあつたが、さて然らば何の會社をと云ふ段になると、去就に迷ふものが少なくなかつたと見えて、明治生命の阿部社長の如きは、公衆に對して左の如く進言してゐる。

如何にして此弊を矯正すべきやの一段に至つては頗る難問題である。法律上の制裁を設くるのも一つの方法ではあるが、これが効果は急に舉らざるべく、さりとて他に格別の名案もないから、一般公衆に於て保險會社に對する注意を深くし、それが果して眞正の保險會社であるか否か。如何はしき保險會社でないか否かを判定し、これならばと信じた會社のみに保險を托し、他の如何はしき會社には決して保險を托せざるやうにして、この弊を矯むるの外なかるべし。

保險業法に於ては保險會社が他の事業を兼ぬることを禁じ、更に生命保險會社が損害保險會社を兼ぬることを禁じたのは、斯うした時勢を矯正するためであつたが、尙ほ法律の裏を潛ぐるものがあつては、と云ふので、施行規則第九條を設けて一方に偏した投資即ち事實上の兼營又は情實上の資金流用を妨止することになつたのである。併し同條にも不備の點がないではなかつた。例へばその所謂財產が未拂込株金を含むものであるか否かは、條文の上では明示されなかつたので、當業者の中には自己の都合から、未拂込株金を含むものと解釋するものもあつて、官民の間に見解の齟齬を來したのであるが、結局立法者の意思を尊重し、右は未拂込株金を含まざるものと決定した。因に施行規則の原案に於ては、財產と云ふ文字の下に未拂込株金を除くと明瞭に書いてあつたが、案を練る間に削除せられたのであると傳へらる。

保險會社と銀行　生命保險會社の財產利用は概ね銀行預金を主とし貸付、國債證券又はその他の有價證券への放資は殆んど云ふに足りなかつた。尤も當時の銀行預金利率は七分乃至八分の間にあつて、財產利用の方途として有利でもあれば、簡便でもあつたことは看過するを得ない。

然るに金本位制の實施以來、清國償金及び外資の流入に依つて、中間的に活況を呈してゐた我が財界も、底流の惡化は遂に如何ともするを得なかつたと見え、三十三年の下半期に入り金流入額が減退するとともに、漸く險惡の相貌を呈し、果ては金利暴騰、物價反落と云ふ危險信號を入るゝに至つたので、前年來、とかく不穩の兆のあつた各地銀行は、俄然動搖し始め、餘波は惹いて生命保險會社に

及んだのである。

曩に整理命令を受けた佛教生命の如きは、要するに近江興業銀行の破綻に依つて、財產上に容易ならざる痛手を受け、而も對策宜しきを得なかつたためである。その他の諸會社と雖も、程度の差こそあれ、概ね佛教生命と同樣の事情に圍繞せられたのである。

斯くて銀行の破綻は又銀行自身の首腦者更新を招き、新に登場したるものは、保險會社との特殊關係を奇貨措くべしとなし、進んで保險業に指を染むるものさへ出づるに至つた。明教生命が第七十九銀行頭取古畑寅造の手に落ちたのはその一例と目すべきであつた。

再起の讀者保險　新聞雜誌講讀者に對する類似保險の贈與は二十一年十月の時事公論に始まるが、いま此の整理時代の三十四年に再び見られる同種類似保險は、

一、旅行者保險

東京日本橋區新右衞門町二番地旅行安全合資會社發行の三德表なるものは、汽車發着時刻並に賃金表を詳記せる旅行者の案內圖なるが、此の三德表を携帶して旅行するものは其一德として旅行中不時の變災に遭遇したる時は所定の見舞金を受領することを得べしといふのであるが、方法を摘記すれば次の如し。

第一項　三德表所有者に呈すべき見舞金額は左の標準に依る

一、死亡者　金百圓　二、兩眼を盲し若しくは二肢以上、を亡したるもの〻類　金三十五圓　三、前項に準すべき傷痍を受けしもの〻類　金三十圓　四、一肢を亡し若くは二肢の用を失なひたるもの〻類　金二十五圓　五、前項に準すべき傷痍を受けしもの〻類　金二十圓　六、一眼を盲し若くは一肢の用を失ひたるもの〻類　金十五圓　七、前項に準すべき傷痍を受けしもの〻類　金十圓　八、前項に比し一層輕きもの〻類　金五圓より金三圓迄

第二項　天災事變のありたるときは會社は直ちに出張員を派遣し其事情を取調べ速かに其附近の本支店又は代理店に於て三德表と引換へに金員を呈すべし

第四項　三德表を購入したる時は直ちに姓名を記入せらるべし、記入なきものは無効とす。（以下略）

二、團珍の讀者保險

滑稽雜誌の魁として普く知られたる團々珍聞は、明治十年の創刊以來玆に二十五年に達せるを以て、此機に乘じ「讀者生命保險」なるものを實施せり。如何なる計算に出でたるやは之を知らざれども今其方法を擧ぐれば最近發行の團珍を其現場に携帶しつゝ戶外に於て變死を遂げたる時は金百圓を遺族に贈與すると云ふにあり、但し滿十五才以下の男女と自殺者、並に鐵道の役員、水上の業務に從事する者に對しては、此保險金を支拂はぬ。

外國保險會社の侵入　外國生命保險會社の侵入は、明治の初期から既に見られたのであるが、主として代理店制度によつたものだ。ところで、三十三年保險業法の實施後、外國保險は俄に我國にその業務擴張を計り支店、支社等の獨立營業所を設け、本邦人の保險契約を獲得することに努力した。

今、明治三十四年中の事實に就て見るに、一月佛國里昂ラ・シュチユエール・ナショナール生命保險相互會社總代理店設置、また同月カナダ・サン生命保險會社社長視察來朝、二月英國のザ・ナショナル・インシュアランス・コンパニー・オブ・アイルランド及びザ・ロンドン・

エンド・ゼネラル・インシュアランス・コンパニー外一社營業認可。五月米國紐育生命保險會社アクチュアリ・フランクンド、本邦生保事情及び死亡率調査のため來朝、七月エクイタブル生命保險會社營業認可（のち東京に支店設置）を主なる事實として擧ぐべきであるが、此年を以て外國生命保險會社侵入時代の初まりと目すべきであらう。

解約價格の一定　從來生命保險會社の解約價格計算法は區々で、或は既拂込保險料の何割とし、或は責任積立金（責任準備金）の何割とし、或は責任準備金から保險金額の何分かを控除したるものと爲すなど確たる標準なく、斯業發展のために遺憾とすべき點があつたので、模範約款の制定を機會として之を一定するの議起り、その手始として英國十七會社表及び利率年四分を計算の基礎とする各社は楠秀太郎の主唱に依つて一致の行動を採ることゝなり、委員に帝國生命、明治生命、日宗生命の三會社を擧げて先づ算出の方式に就て攻究した結果、純保險料式責任準備金から新契約費未償却分の賠償として保險金百分の一・二五に一時拂純保險料の百分の三を加へたものと、抗死力の減退に對する賠償として一時拂五年定期保險料の十分の一とを差引いたものを以て解約價格とすることに決し、次で解約價格一覽表を作製して關係各社に通知した。これは三十四年一月中のことであつた。

然し斯うした解約價格を直に採用することは周圍の事情が許さなかつたと見え、三十四年四月二十一日から實施された明治生命の新約款に於ては、尋常生命、有限生命、養老保險の三種を通じて左の如き規定が設けられた。

保險契約の解除　失効又は會社が保險金を支拂ふ責に任ぜざる場合に於ては、責任準備金より費用の賠償として保險金額の百分の五を控除し其殘額を拂戻すべし。

保險會社淘汰の續行　保險會社に對する政府の方針は內閣が變つて林有造（三四年五月臨時西園寺內閣）、平田東助が相次で農商務大臣（同年六月桂內閣）となるも、毫も渝る所がなかつた。即ち主務省に於ては地方の保險會社の檢査が一段落を告ぐるや、東京所在の各社に檢査官を派遣して、嚴重なる調査を行ひつゝあつたが、その實績に鑑み、左記三會社を事業繼續の困難なるものと認め、三十四年一月四日付を以て夫々處分を行つた。

事業停止　內外生存保險合資會社、新契約停止　酒家生命保險株式會社
新契約停止　皇國生命保險合資會社

內外生存は元御嶽生存と稱し資本金十萬圓內拂込二萬五千圓の合資會社で、曾つて會社法違反の廉を以て處罰せられて以來、公衆に對する信用厚からず、現在の保險契約高は五十萬圓內外で、每年徵收し得べき保險料は一萬圓に達せるも、實際の收入は四五千圓に過ぎず、しかも營業費は六七千圓に達すると云ふ狀態にあつて、到底永續の見込なきものと認められたので、事業停止の處分に附されたのである。

酒家生命は資本金三十萬圓で、保險契約高百五十萬圓に達してゐたが檢査の結果、頗る危險なる銀行に預金せること、財產上の缺陷が五萬圓に達せることが發見せられ、皇國生命は新契約皆無であるのに、重役の二三はそれが有るが如くに粧ひ、社金を流用せることが發見せられ、何れも新契約停止の處分に附されたのである。

次で農商務省では日本生存及び萬世生命の二會社を內容不安なるものとし、四月七日付を以て整理命令を發した。即ち日本生存に對しては損失塡補のために未拂込株金を拂込み、且つ現在の預金を確實なる銀行に預け替へること。並に社長小笠原壽長、取締役吉田重藏の後任を速に選定することを命令し、萬世生命に對しては損失塡補を行ふ外、布哇移民保險に關する保險料の算定を正確にし、主務省の認可を受けてその條項を保險約款に明記すること。並に布哇に在る被保險者の現狀を知悉しその便益を圖るために、責任ある代辨店を設置することを命令したのである。

布哇移民と生命保險　布哇移民の生命保險は從來、移民會社の方針として、京濱銀行を通じ萬世生命と契約することになつてをり、その方法はかなり複雜のものであつた。即ち左の如し。

一、保險金は三年の定期にして一人百圓とし、この保險料金四弗五十仙とす。
一、每月の積立金二弗五十仙の內から五十仙拂込み九ケ月間に完成す。
一、保險會社に對しては契約締結の際保險料全額を支拂ひ、その保險料金は一時京濱銀行から借受け、前記九ケ月間に月賦償却を爲すものとし、保險證券は保險料皆濟まで擔保として之を京濱銀行に預く。
一、保險料皆濟以前に死亡したるときは保險金中から貸金（保險料殘額その他）を差引き、殘餘を遺族に贈る（京濱銀行から保險會社の手を經て）
一、保險料皆濟迄に逸亡又は解約するときは、保險契約は無効たるべし。

これに伴ふ弊害も少くなかつたので、最近布哇移民の解禁を期として之が改善を計ることになり、さてこそ萬世生命に對して整理命令を發したものと見られた。

明教生命と七十九銀行　前年來の株式暴落に端を發した銀行恐慌は三十四年に入つて益々甚だしくなり、四月中旬には大阪の七十九銀行が支拂を停止するに至つた。同銀行は二流以下であるが、策士古畑寅造を頭取とするだけに、各方面に及ぼす影響を憂慮されたのであるが、果然、明教生命が退引ならぬ窮狀を暴露したのである。即ち當時、明教生命から七十九銀行への預金が五萬三千圓、古畑寅造の天王寺地所一千坪を一番抵當とする貸付が一萬五千圓、同じく毛馬村の田地十町歩を二番抵當とする貸付が七千圓で、總て七萬五千圓に達してゐたのが、七十九銀行の閉店に依つて全く凍結の狀態に陷つたのである。

玆に於て明教生命は古畑社長を引退せしめて社內の大刷新を行ふことになつたのであるが、代つて乘込んで來た重役は男爵本多副元岡部廣、小林好愛等で、中には世評の面白からざる者もあつたので、株主青木庄太郎は新重役解任の訴訟を、同中川外次郎は三重役登記取消の訴訟を京都地方裁判所に提起した。中川の主張左の如し。

一、岡部廣、男爵本多副元、小林好愛の株券讓渡は虛僞の意思表示にして無効なり、右株券は大阪火災保險會社の擔保物たるのみならず右株券の讓渡人古畑寅一郎は未成年者に付讓渡の手續を行ふこと能はざるべし。
二、右株券讓渡の日付は僞造なり、三名名義の書換が總會當日迄に完成せざりしは公然の事實にして、會社取締役書記の熟知する所なり、然らば商法第百五十條に由り其讓渡は會社に對抗するを得ざるものにして同人等は無資格なり。

岡部一派はこの訴訟に勝算がないので先手を打つて重役改選をなし、絕對多數で押切ることにして株式買收に努めたる結果、總株一萬株の內七千株を擁するに至つたので、八月下旬臨時株主總會を開

いて再び岡部、本多、小林の三名を選擧した。裁判所に於ては今度は適法と認めたものか、青木の訴訟は九月に入つて棄却したのである。

東北生命と六條生命　東北生命は曩に組織を變更して株式會社となし、鋭意陣容の建直し中であつたが、主務省で檢査の結果、尚ほ財產上に五萬圓の缺陷のあることが發見せられたので、九月二十八日を以て新契約を停止せられた。同社に於ては直に株金の拂込を決議したるが、これが實績は自から疑問とせられ從つて解停の日は前途遼遠とせられたのである。

六條生命は豫て密接の關係あつた東本願寺に對し六萬圓を預入れ且つ七條停車場前の地所千五百坪を抵當として十三萬圓を融通してゐること。並に中央生命と稱した時代の缺損七萬圓がその儘になつてゐることが發覺したので、十月九日を以て新契約を停止せられた同社に於ては直に整理に着手したが、肝腎の東本願寺の態度が容易に決しないので、解停の日も疑問とせられたのである。

保險金の限度引上　從來保險金の限度は明治生命、日本生命、共濟生命、帝國生命の四會社に於ては最高一萬圓、その他の各社に於ては五千圓以內であつたが、最近私經濟の發展著しく、同時に事業費が累加したことを理由として三十四年に入り、これが引上を目論むものが現はれた。即ち明治生命に於ては最高一萬圓を二萬圓とし、共濟生命に於ては最低百圓を二百圓とし、その他の會社に於ても之に倣はんとするものが多くなつたのである。

明治生命の平均保險金は從來三百七十五圓乃至三百八十圓の間にあつたが、近年小口のものは財界の不況に伴つて漸減するも、千圓以上の大口加入者は却つて增加する傾向にあり、尤も一萬圓の契約は未だ十二三名に過ぎないが、限度を今の儘にして置くときは、保險勸誘上にも不便を感ずると云ふにあり、共濟生命に於ては保險金額の大小に拘はらず、これが勸誘その他の諸費は總て一樣の支出を要するので、小額の保險は收支償はざる場合あり、敢てこれが引上を行つたと云ふにあつた。

保險會社の整理經過　保險業法實施以後は偶然にも財界收縮時代に當つたので、生命保險會社の整理は豫想外に進捗し、優良會社は益々優良となり、不良會社は概ね沒落の運命に會したのである。新契約停止又は營業停止の嚴命に接したる生命保險會社の三十四年十月末に於ける狀況左の如し。

新契約停止	皇國生命保險合資會社	（解　散）
	大東生命保險株式會社	（整理中）
	大日本兵役保險會社	（解　散）
	佛教生命保險株式會社	（整理完了）
	酒家生命保險株式會社	（整理完了）
	東北生命保險株式會社	（整理中）
	六條生命保險株式會社	（整理中）
營業停止	內外生存保險合資會社	（解　散）
	帝國徵兵保險合資會社	（解　散）
	共敎生命保險合資會社	（破產宣告）

類似保險には特に主務省が秋霜烈日の慨を以て臨んだ爲、三十三年末から翌年春にかけて解散するもの多く、この部類のものでは比較的有望と目せられた南豫生命保險合資（愛媛縣）、愛國人事保險合資（鹿兒島縣）の如きも三十四年六月、解散の外なきに至つた。

轉換時代

（明治三十五年——明治三十八年）

合同運動起る

生命保險會社の合同　生命保險會社に對する取締が嚴重で、檢査に落第する會社が多く、同時に大會社と小會社との懸隔が甚だしくなる結果は、會社合併又は契約の包括移轉を見るに至るべきは寧ろ當然の歸結であつた。保險業法に於ても斯うした事象を見越して、株式會社は保險契約者の承諾を得、且つこれ等の保險金額が總金額の十分の九に相當するときは合併を行ふを得ると規定した次第であつたが、今やこの條項が實際に應用せらるゝ時代が來たのである。

是より先、保險界動搖の兆ありと見るや、大阪火災の經營者岡部廣の一派は生命保險界にも乘出す決心を固め、その第一着手として古畑寅造の失脚を機會に明敎生命の實權を握り、次で大阪生命に乘込み、これを根據として生保界橫斷の謀略を立てたのである。

最初の計畫は明敎生命、萬世生命、大東生命の三社合併であつたが、途中から之を變更し、先づ大阪生命と明敎生命との合併を行ふことにし、三十四年二月十八日の兩社株主總會に於て左の合併案を議決したのである。

一、當會社（明敎生命）の現在保險契約の全部を大阪生命保險株式會社に繼承せしめ、且つ當會社の現在財產全部を同會社に引繼をなすこと。

二、大阪生命保險株式會社は資本金の總額を五十五萬圓に增加し、その增加資本金二十五萬圓の株式は一株を五十圓、內拂込十八圓五十錢として明敎生命保險株式會社へ交付すること。

三、明敎生命保險株式會社は前項に依り交付を受けたる大阪生命保險株式會社の株式を現在の株主に對し明敎株二株に付、大阪生命株一株の割合を以て分配すること。

但し株主所有の株式の奇數に依つて生ずる端株の處分は取締役に一任すること。

四、合併手續に關する一切の事項は總て取締役に一任すること。

右に依つて明敎生命の保險契約及びその財產の全部を大阪生命に引繼ぐことになつたのであるが、これ蓋し本邦生命保險界に於ける合併の嚆矢にして種々の意味に於て重要視せらるべきものであつた

大阪生命の大膨脹　大阪生命に於ては明敎生命に次で日本共同と合併契約を結び、更に姉妹會社たる萬世、大東の二會社を併合する外、海國生命、酒家生命の二會社をも合併した結果、業務は急激なる膨脹を來し、保險契約總て千五百萬圓、代理店千數百ケ所（三十五年四月上旬現在）を擁し、一躍大會社の班に列するに至つたのである。

當時に於てはこの大合同の効果に就て疑問を抱くものが少くなかつたが、會社側から公表された方針に依ると、第一に保險契約の內容を調査して適宜の處理を行ひ、第二に代理店の整理を行ひ、第三に營業費の節約を行ひ、以て社礎を泰山の安きに置くと云ふにあつた。

營業費に關する會社側の說明に依ると、合同以前に於ては大阪、明敎、海國の三社は各六七萬圓づゝを要し他の七社（六社合同に次で大日本生命外

二社を合同するものとして）平均二萬圓を要したれば、大阪生命以下十社にては都合三十五萬圓に達してゐた。然るに合同後に於ける大阪生命の營業費豫算は十萬圓强に過ぎないから、差引二十五萬圓を節約するを得べし。何故に斯の如く莫大なる節約を見るに至つたかと云ふに、合同以前に於ては一會社の取締役は五名、監査役は二名づゝで總て七十名に達してゐたのが、合同に依つて一社七名となる結果、六十餘名の減員となるべく、同時に事務員並に募集員に於て一社平均三十人、總て二百七十人の減員を見るべく、且つ本支店の建物什器費に於ても相當の節約を見るからであると。

大同生命の新設合併

大阪生命の合同と前後して護國生命、朝日生命、北海生命の三會社に於ても寄々合同の下協議を行つてゐたが、三十四年三月二十日の臨時株主總會に於て、左の合併契約及び別約書を議決したのである。

尤もこの合同形式は大阪生命のそれと異り、三會社を打て一丸となし新に會社を設立するもの、即ち所謂新設合併に屬したのである。

合併契約書

護國生命保險株式會社、朝日生命保險株式會社及び北海生命保險株式會社は內外の狀勢に鑑み、分立競爭の弊を避け經費を省き基礎を鞏固にし、以て被保險者並に會社の利益を保護增進せんが爲に、爰に三會社合併の件を協定したり。其條項左の如し。

第一、三會社を合併して大同生命保險株式會社を設立するものとす。

第二、三會社の保險契約其他の權利義務一切を大同生命保險株式會社に承繼すべきものとす。

第三、大同生命保險株式會社の資本金を三十萬圓とし、之を六千株に分ち一株の金額を五十圓と爲す。

第四、大同生命保險株式會社の拂込資本は一株に付二十二圓五十錢とし、總拂込額十三萬五千圓とす。

第五、大同生命保險株式會社は本店を大阪市に支店を東京市及び京都市に出張所を小樽に置くものとす。

別約書

三會社合併契約書に基き、大同生命保險株式會社の定款の作成株式の分配及び株金拂込方に付左の通り契約す。

第一、大同生命保險會社定款は三會社重役の協議を以て別紙の通り定む。

第二、大同生命保險株式會社の株式六千株の內四千株を甲種とし二千株を乙種とす。甲種株式は一株に付金二十二圓五十錢を拂込みたるものとし乙種株式は一株に付金十七圓五十錢を拂込みたるものとす。

第三、乙種株式に付ては會社合併の登記を爲すときまでに一株に付金五圓宛の拂込を完了せしむべきものとし、新會社成立の際には株式に甲乙二種の區別なからしむべきものとす。

第四、大同生命保險株式會社の株式六千株は左の方法に依り壽三會社の株主に分配す

甲種三千五百五十株
　朝日生命保險株式會社株式四千株に配當す
甲種四百五十株
　北海生命保險株式會社株式四千株に配當す
乙種二千株
　護國生命保險株式會社株式二千株に配當す

第五、三會社の取締役は遲滯なく合併認可の申請を爲し、保險契約者に催告を爲し、三會社の定款の議決並に新會社の取締役及び監査役を選任する爲の新會社の株主總會を招集すべきものとす。

新會社の社名は當初は確定せず、太陽生命を主張するものもあつたが、結局大同生命とすることに決した。

斯くて新會社に於ては四月二十三日合併認可の指令に接し、次で保險契約者の承認を得るに至つたので七月十五日を以て創立總會を開き、取締役社長に廣岡久右衛門を推擧した。

相互主義の擡頭

混合組織と帝國生命

保險會社の淘汰が進捗し、事業が漸く社會化するとともに、大會社に於ては競つて契約者本位の新例を開きつゝあつたが、帝國生命保險株式會社に於ても、この機運に乘すべく社長外遊の結果、米國式の利益配當附保險を創始することになつた。これに關する福原社長の談話左の如し。

予は曩に佛國巴里大博覽會見物かたゝ〳〵歐米各國の保險事業を視察したるが、保險事業に於ては米國に及ぶものなし、保險の開祖は英國にありと雖も、今日の狀態は徒々振はず、保險會社の建物の如きも壯嚴なるものなしこの點は佛國も獨逸も五十步百步である。然るに米國の保險事業は本國に於て破天を誇るばかりでなく、先進國たる英、佛、獨の各國に浸入して各國の會社を壓倒してゐる。

これは畢竟するに英國を始め、佛國その他の保險事業が舊組織にして、時勢に投じ一般の利益を增進する底の新たなる考案なきに反し、米國にあつては總て最新の組織に成り、被保人をして一般に利益を蒙らしむるなど人心に投じて事業の伸張を圖るに巧なるに因るのであらう。

何種の事業たるを問はず、將來その發達を期するには少數なる株主のみ利益を專有するが如きは決して當を得たるものにあらず。故に廣く一般に利益を分配する目的を以て組織を變更する必要あり。予は歸朝匆々我が保險會社の組織を改めて、米國式の被保人に對し、利益分配の道を拓くことにし、目下主務省に請願中である。

尙ほ米國人の保險事業に對する意見を聞くに、一定不變の組織を以て被保人を募集するのは遠からずして行詰るの虞がある。故に終始革新にして被保人に對し有利なる組織を以て進まざるべからず。斯くすれば募集の餘地は廣大無邊なりと。

かくて帝國生命に於ては養老、終身の二種に涉つて利益配當の道を拓き三十五年一月一日から之を實行した。その要領左の如し。

利益金の配當は拂込保險料より至當なる費用と責任準備金とを控除し、會社はその利益金の十分の二以內の金額を利得するのみにて殘額は特別に積立て置き、尋常終身保險は締約後滿一ケ年以上を經過せしものに對し每年之を分配し、又有期拂込終身は拂込滿期年度の末日に於て一回之を行ひ養老保險にありては保險金交付のときに一回之を拂渡すものとす。

年齡三十年に對する各種保險の掛金及び豫想利益配當額を示せば左の如し。

種類	年掛金	豫想配當額
尋常終身保險	二四・〇〇圓	四〇・〇〇圓
有期拂込終身保險（十五年）	四〇・六〇	一五六・〇〇
同（二十年）	三三・一二	二〇九・〇〇
養老保險（十五年滿期）	七四・四九	一五八・〇〇
同（二十年滿期）	五三・九六	一九六・〇〇
同（二十五年滿期）	四一・〇六	二七三・〇〇

尙ほ今回の利益配當附保險は普通生命保險の短を補ひ貯蓄の長を兼ねしむるために案出せられたものにて被保險者の職業、旅行、戰死等に對しても不利益なる條件を附せざる旨同社から公表せられた

相互會社の嚆矢

保險業法に於て相互會社に關する特別の規定を設くるや、これが設立を目論むものが少なくなかつた。福岡の愛親生命保險相互會社、京都の中外生命保險相互會社の如きは、それの著しく具體化したものであつたが、兩者ともに財界不況に縊せられ、且つ發起人にその人を得なかつたために、空しく立消えとなつたのである。

第一生命の創立

然るに三十四年下半期に入るや、財界は不況ながら安定の傾向を現はしたので、十二月四日保險課長矢野恒太はその椅子を楠秀太郎

に讓つて野に下り、豫て理想とする所の相互會社設立に沒頭することになつたのである。これ第一生命保險相互會社の發端にして、矢野は三十五年一月『相互會社首唱の辭』なる小冊子を頒布して計畫の大要を公表したのである。

當初の計畫は獨逸のゴータ保險會社に倣ひ、生命保險相互會社と火災保險相互會社とを同時に設立する筈であつたが、火災保險の方は之を中止し、生命保險のみの創立事務を進むることゝなり、先づ法定の社員百名以上の募集に着手したのである。

豫て噂には聞いてゐるが、さてその實體なき相互會社が愈々誕生しやうと云ふので、從來の株式會社との相違は世人の注意を惹いたものであるが、それにも增した特色は新に算出した死亡表（矢野氏第二表）を用ひ、且つ利率を年三分五厘として保險料を算出し、もし、剩餘を生じた場合は社員に配當すると云ふ點にあつた。

次は社員の責任であるが、第一生命に於ては社員の責任は有限にして保險料の外、出金の責を負ふことなしと定めた。

第五條　社員は當會社の債權者に對し直接に義務を負ふことなし。

第六條　當會社の債務に關する社員の責任は保險契約を以て定めたる保險料を限度とす。

元來相互會社々員の責任に三種あり、その一は社員の全員が無限の責任を負ふもの、二は社員の全員が保險料を限度として責任を負ふもの、三は社員の全員が保險料の外に一定の金額を負ふものであつて、保險業法原案第三條の規定の如きは、右の一及び三の社員を以て構成する相互會社の營業に特例を拓いたものであつたが、同條が貴族院で削除せられた結果、相互會社は（二）の社員を以て構成するの外はなかつたのである。

第一生命に於ては一切の準備を整へ、九月十五日を以て創立總會を開き、取締役として伯爵柳澤保惠、大橋新太郎、矢野恒太、監査役として濱口茂之助を選擧し、更に重役の協議を以て社長に柳澤伯專務取締役に矢野恒太を推擧したのである。

相互保險會社首唱の辭　第一相互設立の趣意として、三十五年一月矢野恒太が發表したパンフレットの概要を當時の中外商業新報に揭載せしめたるもの左の如くである。

現今世界に行はれてゐる保險會社を其組織により區別すれば左の二種がある。

甲、非營利主義の會社―相互會社

乙、營利主義の會社―株式會社合資會社等

我邦には目下六十餘の保險會社があるが悉皆此乙の部類に入るべきもので相互會社なるものは我邦には一つもない。

甲と乙と何處が違ふかと云へば、甲は自治團體で乙は被保險者をお客樣にして保險を商賣とする資本家の團體です。之を工事に喩れば甲は自營工事で乙は請負工事です。是だけでは相互會社は何んなものだと云ふことは理解りますまいが、玆に發起しやうと云ふ二會社の設計を御話すれば自ら明瞭になります。

先づ生命保險の方には二十萬圓（一口二百圓）火災保險の方には五十萬圓（一口五百圓）の資本金を募り、二社共百人以上の被保險者が出來たら此資本金の四分の一を拂込みて開業するのです。一社で此二種の保險を營業することは法律が禁じてゐますから、二社にしますが、一所にやるのは經費を少なくする爲です。處で此會社は誰の會社であるかと云ふと資本を出した人のでなくて被保險者となつた人の會社なので、被保險者の中から重役を選擧し、この重役が會社を管理するのですから、被保險者の氣に入らぬ重役は何時でも改選されます。即ち被保險者が主權者で資本家は之に社債を貸してゐるに過ぎないのです。此處が今日我邦にある保險會社と根本から違ふ所です。

斯の如く社員即被保險者から選擧された重役は全國に向つて不斷同志者即新社員を募る、之を募るにも全國の社員一同が盡力し、新に入社せる人は又新なる人を紹介します。何となれば社の盛衰は直接各社員自己の利害に關係するからです。何が各社員の利害に關係するかと云へば、會社は一ケ年毎に精算をして其剩餘金を社員一同に返しますから、會員が多くなれば比較的經費の負擔が少くなる。されば剩餘金の分配保險料の戻りが多くなります。結局廉價で保險が出來る事になるからです。利益が出た年は其通りとして拍が立つた年には何うすると云ふ疑問が起るであらう。其時には株式會社の保險事業の如く資本金で塡補する。其上に總會の決議を以て生命保險の方では一時向後の保險金支拂高を一割とか二割とか減ずる。火災の方では其年度の保險料を五割以內の範圍で追徵する。生命の方では此追徵せぬ代りに剩餘金は五年間會社に預り置き萬々一損害があつたら先づ之を以て塡補する。火災の方も長く社員となつてをる人には配當金から少宛追徵の準備金を預けさせる積りである。また其上に幾分か株式會社より高い保險料を取つて置ます。斯の如くすれば此會社の事業の非常に安全なるものだと云ふことは說明に及びますまい。況んや近世保險學の進步と共に此等の保險事業は最も安全なる事業の一に數へらるゝ位で、設計管理其人をさへ得れば立派な結果を得る事は我邦にも前例がある。近日偶群小會社の失態が續出したが是は決して事業が危險なのでも顧客がないのでもない一言にして之を掩へば人がないからだ。

然則今日ならば良き人物が得らるゝか、全國から數千萬の會員を集めて總會を開き重役選擧に大競爭を起し、無謀なる競爭に勝た人即ち無謀な人が重役となるが如き決してないとは云へまいとの疑問が玆で起る。今日でも人物は得難いから我々被保險者が自ら主權を持つて居る會社を作つて充分信用すべき重役を選擧し、もし重役が不良なることを發見したら直に之を却けて取替たいのである。是則相互會社の出生を企望する所以で株式會

社のお客樣となつてゐては斯んな眞似は出來ないのです。總會に全會員を集めるのは偶擬擬をなす計で無益と思ひますから、先づ地方々々で無給名譽職の社員總代を撰ませ（全國凡そ五十名位）此總代の集會とか書面上協議を以て總會に代へ、此會で重役をも選擧させます。斯の如くすれば大抵各府縣で立派な總代が出來、此四五十人の相談ならば無茶苦茶な事には決してならない積りです。但し第一回の總會は地方を限らずに二十名許選擧する積りだ。

是迄の話では被保險者即社員となる人には株式會社よりもよい樣だが、七十萬圓の出資者は參政權はない。剩餘金は社員へ分配する損がいけば資本は喰はれて仕舞ふ。何の利益があつて出資しますかとの疑が愛で起るでしやう。勿論出資者には參政權はないが出資者は一面に被保險者となれば社員たる資格を得、從つて完全なる參政權を得るのみならず、多くの親戚知己朋友等をも誘導して社員たらしむれば、結局社中の勢力家は矢張出資者にして地方總代の如きも亦多くは此出資者中から出るだらうと思ひます。

（中略）

昨年中四十三の我が生命保險會社で二十三萬件五千九百萬圓の新契約をなし、年末に於て八十餘萬件二億圓の契約を有し、保險料七百餘萬圓利息八十餘萬圓を收納し保險金百九十餘萬圓營業費二百四十餘萬圓を支出してゐる。その殘餘が計算上の積立金に足るか足らぬかである。大勢は斯の如く然れども保險料の廉に過ぐること（西洋のに比して特に甚だし）營業費の過大なること死亡の多いこと（撰擇不行屆が主因と思はる）等の爲に來る現象と判斷するが故に、以上諸點に注意するは勿論當分保險金を五百圓以上一萬圓以下位に限り就中大に經費を節し、余が今內閣統計局の囑託を以て新たに調査しつゝある死亡表を用ひ新たに相當の保險料を算出し、內外諸會社の長を採り粹を抜きて事業を開始せば平均一府縣二百人位の社員を得るのは困難でない積りです。平均二百人千圓として此契約無慮一萬人一千萬圓で、この保險料がざつと四十萬圓、之を分析すれば

二十萬圓　積立べき分）
十二萬圓　豫定死亡看支拂）　純保險料

八萬圓　手　數　料　附加保險料

となる此内手數料八萬圓の外に死差利差と云ふものが經費と利益になるのだ。死差とは豫定ほど人の死なぬ利益で開業早々には特に多い豫定の三割もあるだらう。後には一割位になるが標準にした死亡表統計が間違つてゐなければ新契約の出來る限りは此死差はあるもの、次に利差と云ふのは保險料を算出するには數十年後迄の金利を見越すから三分五厘か四分位に見て置く、然るに今日の實際は六分以上八分も取れる、此利差は會社の積立金が殖えるに從つて非常に大きな利源となるので、今假りに手數料と死差と利差で十萬圓の利益があつて、此内五萬圓を經費に用ゆるとすれば五萬圓の剰餘が出る。この内被保險者に返戻するのは三萬六千圓であるが、直ぐには配當せず五年間積で置くから會社には資本以外に十七八萬圓の備金が出來る。而して六年目に至り之を分配するには各社員のそれ迄に拂込んだ保險料總額を標準として分配するから、長命をすればする程保險料が少くなる譯である。但し二年で一萬の社員となるか三年でなるか。それとも五年もかかるかは斷言出來ぬが兎に角長くはかゝらぬと斷言して宜しい。

（中略）

昨年來外國會社が澤山入込んで來て盛んに手前味噌を並べ、我邦の會社へは一顧をも與へない。我上流社界を併呑せんとしてゐる我が保險界の近狀は誠に內憂外患併臻るの姿ではありませぬか。此秋に當つて被保險者の自治體たる保險相互會社を興したいと思ふのは決して余一人ではありますまい。余が今回保險法令一應の施行を終へたのを機として保險課長を辭したのは自ら揣らず敢て此急に赴きたい爲である。

（編者註）右全文は「第一生命保險相互會社廿五年史」に收錄。

明治生命の二十周年

明治生命保險株式會社は三十五年二月開催の株主總會に前年度の決算報告を附議したるが同年度は開業の日から滿二十年に相當するとの故を以て株主に對し普通配當一割二分の外、臨時配當五割を行ひ、且つ重役慰勞として專務取締役に二萬圓、その他の取締役監査役八名に各二千圓宛を贈呈した。

剰餘金特別處分案

三十四年度剰餘金	六七六、八七五円
内	
株主配當金（年一割二分）	一二、〇〇〇
臨時株主配當金（年五割）	五〇、〇〇〇
但し營業滿二十年餘に達したるに付	
專務取締役臨時報酬	二〇、〇〇〇
取締役監査役臨時報酬	一六、〇〇〇
使用人臨時賞與金	四〇、〇〇〇
剰餘準備金（次年度へ繰越）	五三八、八七五

總會席上に於ける專務取締役阿部泰藏の演說左の如し。

三十四年末は當會社開業より滿二十年餘に達し社運次第に目出度、責任準備金二百三十三萬圓餘の外に剰餘金凡そ七十萬圓を貯ふるに至りたるを以て、その幾分を臨時株主配當金並に使用人臨時賞與金に充つるの議案を提出せり。依つて簡單にその理由を陳述致します。

當會社は明治十四年七月九日京橋區木挽町二丁目十四番地に於て、一小家屋の二階を借りて我國に先例なき生命保險業を開始し、頭取支配人の外に事務員三名、診査醫一名にて日常一切の業務を取扱ひ、當時は生命保險の性質未だ世人に知れずして其進歩も亦遲々たるを免かれず、從つて會社の利益も多からずして、株主には株金を以て買入れたる公債證書の利子を配當するに止め、取締役監査役は明治二十六年迄は無報酬にて勤務するが如き非常なる節約を守り、只管斯業の成立に務め會社並に被保人の安全を計りて、責任準備金は最初より最安全なる所謂純保險料式に依つて算出し、所謂財產の價格は可成だけ內輪に見積り、而して必要なる責任準備金の外に凡そ七十萬圓の剰餘準備金を見るに至りだるは、會社のため保險事業のために諸君と共に慶賀すべき所なり。

生命保險業の如き數百千年永續すべきものに在りては、二十年は短時日なれども二十年は人の一代なれば、此點より見るときは頗る長期間と謂ふべし。故に今回營業滿二十年を機として株主に臨時配當を爲し以て創業當初の不利を補ひ、使用人に臨時賞與金を交付し以て多年の勞を慰するは適當の處置なりと考へ、剰餘金特別處分案を提出した次第であります。

爰で遺憾に思はれることは、剰餘金の幾分を契約者に配當するに至らず、そして此の最古の生命保險會社が契約者利益分配に於ても先驅者として手本を示すに至らなかつたことである。但し共濟生命はこれより先き既に明治三十年から契約者分配を開始してゐたが、而して元を明治生命の創立趣旨が暗に混合主義を謳つてゐたことに想到すると、寂寞の感なき能はずである。

日露開戰と生命保險業

戰時の生命保險に就ては日清戰爭、北淸事變の際の事情に鑑み、各社は殆んど一致して特別保險料を徵收することに決定してゐたが、その程度に就て未だ何等の規定がなかつたので、三十七年二月日露戰爭開始と同時に、各社代表者は明治生命保險株式會社に集合して之に關する取扱を協議したるが、夫々見解を異にし到底一致の行動に出づるを得なかつたので、次善の策として明治生命以下の八社は、東京大阪その他重要都市の新聞紙に連名廣告を掲載して、戰時保險加入者の便宜を計ることにした。その文案左の如し。

戰時に通常の保險料を以て契約を締結するときは、會社の基礎を危くし從來の被保險者に損害を蒙らしむるの恐あり、依つて下記の生命保險會社は歐米諸國の先例を參酌して、戰爭の危險ある土地に赴く被保險者の戰時特別保險料を左の如く定む。

日本生存

新契約及び明治三十五年四月一日以後に係る分は一ケ年の特別保險料として保險金百圓に付五圓を支拂はるべし。若し之を支拂はずして死亡したるときは保險約款第七條に依り取扱ふものとす

明治三十二年七月一日以後に係る契約の分は特別保險料を要せず。當時施行の保險規則第十四條に據り取扱ふものとす

日宗生命

今後契約すべき分は一ケ年特別保險料として保險金額の百分の五（保險金百圓に付五圓）を支拂ふものとす。若し之を支拂はずして死亡したるものには保險金額の十分の二（保險金百圓に付金二十圓）を拂渡すべし

從前契約しある分は一ケ年特別保險料として保險金額の百分の三（保險金百圓に付三圓）を支拂ふものとす。若し之を支拂はずして死亡したるものには保險金額の十分の三（保險金百圓に付三十圓）を拂渡すべし

大阪生命

戰爭の危險ある土地に赴く被保險者は一ケ年分の特別保險料として通常保險料の外に保險金百分の五即ち保險金百圓に付五圓を拂込むべし。但し明治三十七年以前に契約したる被保險者はその半額即ち百圓に付二圓五十錢拂込むべきものと定む

陸海軍人にして平時に割增保險料を拂込み居る被保險者は特別保險料を拂込むことを要せず

內國生命

開戰前の契約に係る被保險者にして戰地に赴かんとするときは一ケ年の特別保險料として通常保險料の十分の二を支拂ふべし

帝國生命

一ケ年の特別保險料は保險金の百分の二半即ち保險金百圓に付二圓五十錢を支拂ふべし。若し之を支拂はずして死亡したるものには約款に依り保險金の削減又は契約失効等の制裁あり

愛國生命

戰地に赴かんとする人の契約に對しては戰時特別保險料として、普通保險料の外、保險金額百圓に付一ケ年金五圓の割を以て之を附加す。この特別保險料は毎一ケ年分前納に限るものとす

有隣生命

新に契約を締結せんとする保險契約者は一ケ年の戰時特別保險料として保險金の百分の五を一時に支拂ふべし、之を支拂はずして死亡したるものには保險金の十分の二を拂渡すべき特別條件を附す。

明治二十七年四月一日より二十九年五月三十一日に至る舊契約の保險契約は一ケ年の戰時特別保險料として保險金百分の三を支拂ふべし、之を支拂はずして死亡したるものには保險金の十分の三を拂渡すべき特約條件を附す

明治生命

戰爭の危險ある土地に赴く被保險者は一ケ年分の特別保險料として通常保險料の外に保險金の百分の五即ち保險金百圓に付五圓を拂込むべし。但し明治三十七年以前に契約したる被保險者はその半額即ち百圓に付二圓五十錢を拂込むべきものとす

陸海軍人にして平時に割增保險料を拂込み居る被保險者は特別保險料を拂込むことを要せず

一ケ年分の特別保險料は一時に之を拂込み、一ケ年未滿にして平和に歸するも之を還付せず。被保險者又は保險契約者より特別保險料を拂込むこと能はざる場合には、その家族又は其他の人より之を拂込む可し。

生保會社の國債應募　生命保險會社及び損害保險會社は三十七年二月二十日明治生命本社に於て第一回國債應募に關する聯合協議會を開きたるが、結局聯帶にて一千萬圓を引受くることになつたが、兩者の割當は期せずして左の如くなつた。

生命保險會社	六、三〇〇、〇〇〇圓	損害保險會社	三、三〇〇、〇〇〇圓

內生命保險會社國債引受額

日本生命	二、〇〇〇、〇〇〇圓	大阪生命	二〇〇、〇〇〇圓
帝國生命	一、〇〇〇、〇〇〇	大同生命	一〇〇、〇〇〇
明治生命	一、〇〇〇、〇〇〇	六條生命	六〇、〇〇〇
仁壽生命	三〇〇、〇〇〇	日宗生命	三〇、〇〇〇
共濟生命	三〇〇、〇〇〇	佛教生命	三〇、〇〇〇
眞宗信徒生命	三〇〇、〇〇〇	京都生命	三〇、〇〇〇
內國生命	三〇〇、〇〇〇	名古屋生命	三〇、〇〇〇
有鄰生命	三〇〇、〇〇〇	第一生命	三〇、〇〇〇
愛國生命	二〇〇、〇〇〇	日本教育生命	二〇、〇〇〇

（備考）この外日本生存、徵兵保險等の申込あり、相互生命、共慶生命は應募しなかつた。

尙ほ各社の重役又は社員にして個人の資格で應募するものが少なくなかつた。

國債放資と保險業法　保險業法施行規則第九條に於ては有價證券中に國債を包含せしめ、これに對する特例が未だ拓けてゐなかつたので、國債引受の限度に就て疑問が起り、人に依つて見る所を異にしてゐたが、二月下旬に至り主務省に於ては國債に限つて施行規則第九條の制限を受けざるものと決定し、その旨地方長官に訓示したので、各地方廳は管內各會社に向け左の通牒を發した。

保險會社に於て其財產利用の方法として軍債を取得するは保險業法施行規則第九條の制限を受くべきや否やに付會社中掛念候向も有之候處、右軍債取得に關しては該規程の制限を受くべき限りに無之趣其筋より通牒有之候條此段移牒候也

生保談話會と法典修正　生命保險談話會に於ては三十五年十一月十二日を以て東京商業會議所より民法商法中の保險關係事項修正に關する意見を徵せられたので、直に左の七會社を委員に擧げて調査に着手した。

明治生命代表者　奧村　英夫　　有鄰生命代表者　芳賀　八彌

帝國生命代表者　兒玉　武　　內國生命代表者　野村　勝馬
共濟生命代表者　甲能　順　　第一生命代表者　矢野　恒太
仁壽生命代表者　玉木爲三郎

斯くて委員は志田鉀太郎、粟津清亮の兩者の助言を得て左の回答を發した。

志田鉀太郎

粟津清亮

拜啓陳者去月十二日付を以て御照會相成候民法商法改修事項御調査の義至極美擧と贊同仕候。就ては我々同業會社よりも爲參考意見可開陳旨御申越に御座候處、幸ひ同業會社の團體なる生命保險談話會に於ても、我民法商法其他の法律中實際取扱上不便を相感し候箇所調査の意向有之候際に付、各甘社より一々御回答申上候より、同會に於て研究審査を遂げ意見取纏め開陳致候方双方の利便と存じ候間、其後更に委員を設け數回會合協議の上不取敢別紙意見差出し申候間、當業者の意思貫徹致候樣御盡力相仰度希望仕候。猶其他の諸點に就ては引續き調査研究の上、追々開陳可致都合に有之候先は御回答まで如此に御座候。

明治三十六年十二月十日

生命保險會社談話會委員

法典修正意見

生命保險會社談話會

一、商法第四百二十八條保險金額を受取るべき者は被保險者、其相續人又は親族なることを要すとあるを、何人と雖も被保險者の承諾を得て保險金受取人となり得ることに修正すること。

理由

一、公私の法人例へば市町村學校、病院、社寺、養老院等を受取人として之に寄附をなすこと能はず。

二、多數の雇人を使用する業主が忠實なる雇人を得んが爲に、生命保險を利用して恩給的の保護を與ふること能はず。

三、戶籍上六等親以外にして而も親密なる關係あるものを保護する爲に生命保險を利用すること能はず。

四、戶籍上證明する能はざるも實際上血緣ある親族に保險金を與ふること能はず。

五、債權者に對し生命保險業を利用し自己の信用を高むるの途なし。

二、商法第四百二十八條第四項保險契約者が前項に定めたる權利を行はずして死亡したるときは、被保險者を以て保險金額を受取るべき者となすとあるを保險契約者を以て保險金額を受取るべき者とすと修正すること

理由

本條の規定は今日の實際に於て多數保險契約者の意思に反せり。

三、特約なき場合に於ては保險金額の支拂をなすべき事由の發生以前に限り保險契約は保險金請取人を變更し得る旨の規定を設くること。

理由

現行商法の規定に依れば被保險者の生存中保險契約者は任意に保險金受取人を變更し得るや否や判明せず。從つて實際上の取扱に於ても人々として一定せざる憾あり。又保險金受取人が一旦利益享受の意思表示をなしたるときは、契約當時に於て保險金受取人と定めたる事由の止みたる後と雖も尙ほ其承諾を得ざれば之を變更する能はざる不便あり。

四、商法第四百十七條保險金支拂の義務は二年、保險料支拂の義務は一年を經過したるときは時效に因りて消滅すとあるを保險料、保險金額、其他保險契約に因り支拂ふべき金額の支拂義務は共に二年の時效に因りて消滅すと修正すること。

理由

本條には保險金並に保險料支拂の義務に關する時效の規定あるも、其他の保險契約に因り支拂ふべき金額例へば解約により返戻すべき金額並に利益又は剩餘分配金等に關しては何等の規定なきが故に一般の時效に因らざるべからざるの不權衡があるのみならず、代辨店制度により保險料を徵收する保險事業の如きにありて保險料支拂の時效僅に一年に過ぎざ

るは實際上の不便を來すこと大なり。

五、商法第四百三十一條第一項第二號保險金額を受取るべき者が故意に被保險者を死に致したるときとあるを保險契約者又は保險金額を受取るべき者が故意にて被保險者を死に致したるときと修正すること。

理由　本條の規定に依れば保險契約者が故意にて被保險者を死に致すも保險金受取人の保險金請求權に影響を及ぼさず。然れども通常保險契約者は保險金受取人と親密なる關係を有するが故に保險金受取人の爲に被保險者を殺害するの恐あり（明治三十年頃越後長岡町に其實例あり）斯の如きは保險金を詐取せんとする自殺者に保險金を支拂ふと同一の不理に陷るものと謂はざるべからず。

六、商法第四百三十一條第二項同第四百三十三條第二項被保險者の爲に積立てたる金額を拂戻すことを要すとあるを保險契約者は保險契約の爲に積立てたる金額の拂戻を請求することを得と修正すること。

理由　現行の制度によれば保險者は現住所不明なるものに對しても之を搜索して拂戻すにあらざれば民法の規定により遲滯に付せらるゝ疑あり。是れ現今保險事業の慣習に背くのみならず、保險金額と雖も請求をなさざれば時效に罹るの規定と對照するも亦本條の不穩當なるを感ずるものなり

七、商法第百五十六條第二項前項の通知には總會の目的及總會に於て決議すべき事項を記載することを要すとあるを修正すること。

理由　大審院の判決によれば總會の目的並に決議すべき事項は諸報告、統計表等の細目に至るまで漏なく記載して通知するを要するものとせり。然るに生命保險の如きは農商務省令に基き複雜なる統計表を調製せざるべからざるが故に、之をも悉記載するを要すとすれば實際上の不便最も甚だしと謂はざるべからざるなり。

八、商法第百八十條監査役の任期は一年とすとあるを修正すること。

理由　監査役の辭任又は死亡に際し其後任者の任期は一ケ年なりとする解釋と其殘任期間なりとする解釋の二說あり。前說に從へば其後の監査役の選擧を頻常總會に於て爲すことを得ず、後說に從へば會社が決算期を變更する場合に於て屢〻に陷らざるべからず。或は監査役の改選期と通常總會と一致せざる場合に於ては改選以前に之を豫選すべしとの說をなすものあれども、商法第百八十條但書は明に之を否認し、且制限なき豫選は實際に於ても弊害少からずと信ぜらるゝなり。取締役に就ても之に類する不便あり。

九、商法第十條による支店の所在地に於て爲すべき登記は之を本店所在地の登記所より通知するの制度に改むること。

理由　現行の制度によれば各地登記所取扱の手續同一ならざるのみならず、同一の登記所にても登記官吏の變更により多少の差異を免れず、之が爲に法定の期間內に於て各支店を通じ適法の登記をなすこと能はずして、却つて過料の制裁を受くるの止むなきに至る場合甚だ多し。

十、商法第二十六條第二項財產目錄に記載すべき財產には其目錄調製の時に於ける價格を附することを要すとあるを此價格は目錄調製の時に於ける價格を超ゆることを得ずと修正すること。

理由　請積の財產に對し正確なる時價を附することは困難なるのみならず、財產目錄調製の時に於ける價格は總會の時に於ては既に大に下落せることあり又近き未來の時期に於て大に下落すべきことの豫想し得らるゝ場合があるが故に、時價を超えざる範圍に於て隨意に之を定むることゝ改めたし、但し價格を低下することに制限を附せざるが爲に財產隱匿の弊を生ずるの恐ありとせば、其最低限を時價の十分の六若くは七に限り又は買入價格に限る等の規定を設くるも可なり。

十一、保險業法第八十三條同第八十五條を修正すること。

理由　保險業法の規定によれば相互會社は其社員を登記せざるべからず。然れども社員の全員が保險料を限度として責任を負ふ會社にありては之を登記するの必要甚だ少きに拘はらず、此規定あるが爲に、社員の入退頻繁

なる會社に於ける登記事務の煩雜眞に堪え難きものあればなり。

千代田生命の創立者情　第一生命の創立から間もなく、慶應義塾出身の實業家たる門野幾之進、波多野承五郎、北川禮弼、井上角五郎、岡本貞烝等も亦相互會社の設立に着手したるが、範を米國會社に取り利益配當の方法の如き仕組であった。

定款第三十六條　決算に於て剩餘金を生じたるときは其百分の五を法定準備金として百分の五以內を役員賞與金とし、殘額中より未償却基金に對し其拂込額の百分の六の利子を支拂ひ（若し其殘額が百分の六に達せざるときは殘額全部を以て限とす）更に其殘額中より殘額の百分の十二を基金償却準備金として控除し、最後の殘額を基金醵出者配當金及び滿期社員配當準備金とす其割合左の如し。

一、基金の一部をも償却せざる場合
　基金醵出者　百分の十
　滿期社員　百分の九十
二、基金の十分の一を償却したる場合
　基金醵出者　百分の九
　滿期社員　百分の九十一
三、基金の十分の二を償却したる場合
　基金醵出者　百分の八
　滿期社員　百分の八十

四、以下基金の一部を償却する毎に前項の割合を以て基金醵出者配當金と滿期社員配當準備金額とを控除す。

第三十七條　或る年度に於て拂込基金に對し前條に規定したる百分の六の利子の全部若くは一部を支拂はざりしときは、之を支拂ふに足るべき剩餘金を生じたる年度に於て其未拂年度の順序に依り之を支拂ふ。

第三十八條　第三十六條に規定したる滿期社員配當準備金は之を當會社に積立て置き、保險期間滿了の時まで生存したる被保險者の保險契約者に配當するものにして、其配當額は前事業年度末に於ける總責任準備金を以て總配當準備金を除し其得數に被保險者の保險期間滿了の時に於ける責任準備金を乘じたるものとす。

斯くて同社は基金三十六萬圓內拂込九萬圓を以て明治三十七年三月二十六日創立し取締役社長に門野幾之進を推擧した。

徵兵保險と時局影響　徵兵保險は日清戰爭に際し遠く國外に出征した軍人の家族にして、生計甚だしき窮狀に陷るものが少なくなかつた事實に鑑み、兵事の上に保險制度を布いて其一族に生計上の保障を與へ、以て軍事と經濟との調和を計ると云ふ趣旨の下に設立せられたのであるが、その實績は容易に擧らず、帝國徵兵、山口徵兵の兩會社は三十四年の金融恐慌當時、相前後して營業停止の悲運に際會し、殘るものは岡田治衛武を社長とする徵兵保險株式會社のみとなつたのである。然るにこの會社に於ても經營は必ずしも容易ならず、豫て多少の期待を掛てゐた日露開戰は、事實上に全く意外なる影響を齎したのである。而して社長交迭となり新に軍部出身の有力者小澤武雄を推擧するに至つたのである。

これは然し會社創立以來の理想で早晚實現すべきものが、偶々起つた日露戰爭に依つに促進せられたと云ふに止まつた。此間の事情は三十七年五月岡田社長が會社員一同に向つて爲したる告別の辭に審かである。

予は諸種の複雜なる事業に關係し居るを以て多忙の一身此社に全精する能はず、且つや軍事に因緣する人を以て統理せしめんとするの考案は前日と異なる所なきが故に自から社長たることを避けたるも如何せん株主は予を推選して止まず予も亦强いて之を拒むは本業創始者の立脚地とし無責任たるかの誤解を來さんことを憂ひ一旦社長の任に就き社業を經營し稍々基礎の固まるを待つて適良の社長を選び之に讓るを穩當なりと認めて社長の任を甘諾したり。國來數年孜々營々只管趣旨の貫徹を計りしに明治三十五年五月に至り社業各般の基礎稍々堅固となり、株主に對しても聊か利益の

配當を爲すに至る。此數年間會社内外に於ける予が苦心經營の事跡は今予の口を以て詳述するを好まず、要は唯だ初志を貫き責任を完うし聊か國家の爲に盡さんとする信念の發露に外ならざりしとの一言に止め置くべし。

斯の如く會社内部の基礎を固め世人亦徴兵保險の趣旨を傾聽するに至りたる故、是より進んで大に契約募集に全力を盡さんと欲するも、如何せん予の身邊は近來益々公私諸般の要務蔓集し、本業の統理に就ては屢々隔靴搔痒の憾ありたるが、三十五年の冬友人岡部政藏君陸軍少將の職を退き閑地に就くに逸ふ。君は多年職を陸軍に奉じ殊に徴兵事務に精通す。依つて同君を誘ふて我社の常務取締役に擧ぐ。同君又大に本業を賛し予と見る所を等ふし各地兵事團體に向つて保險募集の事務を扶植し、昨三十六年の一歳は殆んど全力を此方面に盡し益々本業の發達を計りたり。故に今春に至り稍々其効果を現はさんとせしに、揣らずも日露開戰の事起り聊か豫想の時機を遲らしむるの不得止に至りしも、世人が徴兵保險の必要を感じたると將來に於ける地盤を固めたるの事實は、確に數歩を進めたるが故に平和克復を待つて大に爲す所あらんことを期したり。然るに此頃男爵小澤武雄君、愛知縣の實業家天埜伊左衞門君等、我友保險專門の學士栗津清亮君を介して大に我徴兵保險の事業を賛し國家の爲に予と共に及ぶ限り力を盡さんことを誓ふ。予又案を打つて之を迎ふる所如何。抑も軍事に因ある適材を推選して社長とし本業の全權を托せんとするは前述の如く明かに予が素志なり、而も小澤男爵はもと陸軍の出身にして今現に日本赤十字社副社長たり。此人にして此事業を賛す、誠に本會社の幸福にして亦予が年來の冀望を果すの時機到來せしものと謂ふべし。玆に於て予は多年同僚としての盡力しつゝある取締役村田峰次郎君、澁谷嘉助君等に對し重役更迭のことを懇談したるに、兩君ともに予の意思を容れ快く取締役を辭して他と代ることを諾す。依つて補缺選擧を行ひたるに小澤武雄君多數を以て取締役に當選し更に取締役會の互選を以て同君を社長に推し事務の引繼を了せり。

日本教育生命と支拂備金　松本重太郎を頭取とする百三十銀行が三十七年六月破綻を暴露するや、同人を社長とする日本教育生命保險株式會社に及ぼす影響が甚大なるべしとは世人一般の危惧する所であつたが、偶然にもその當時に於ては兩者の間に何等の財的關係なきことが明白にせられた。

然しこれを機緣として生命保險會社の支拂備金が、凡そ如何なる標準で算出せらるゝものであるかを、日本教育生命重役から告白せられたのである。

その當時の慣習として支拂備金は保險料怠納分の解約價格の三分の一を標準とし、從つて二流以下のそれは二千圓内外、多くとも三千圓を出ないのに、日本教育生命に於ては八千餘圓を擁してゐるのは何うした譯か、との質問（保險銀行時報社記者）に對し、瀧山取締役は左の如く答へてゐる。

貴問洵にお尤なり。支拂備金を解約豫定高の三分の一だけになし置くは各社通有の事にして最も當を得たるものなるも、吾社に於ては松本社長の主張に據り解約豫定高の全部を支拂備金となし置くのを慣例とせるを以て予の如きも必らずしも之に異議を唱へず其儘になし置きたり。即ち貴問の所謂八千餘圓の支拂備金の如きも解約豫定高の全部を計算せしものにて、之を解約價格に換算すれば其三分の一即ち二千七百圓内外にて充分なる譯合なり。斯の如きは我が生命保險界に於ける異例にして、我社財產狀態の鞏固なるを證明すべき一端ならずや。

元來、生命保險會社の支拂備金に對しては左の如き規定があつた。

（保險業法施行規則第十四條）

一、事業年度に於て保險金額又は拂戻金の支拂を爲すべき場合に於て未だ其支拂を爲さゞるときは其金額。

二、事業年度に於て生じたる事故のために保險金額又は拂戻金の支拂を爲すべき事ありと認むるときは其支拂を爲すに相當なる金額。

一は主として損害保險業に關するもの、二は主として生命保險業に關するものであつた。而も後者の程度は漠然としてゐたのが、偶

々日本教育生命の告白に依つて明確にせられたのである。

生保談話會改正規約と生命保險講習會創設　生命保險會社談話會に於ては三十七年春季大會の決議に基き、明治生命以下の八社を委員に擧げて改正規約を起草せしめ、同年十月二十六日開催の例會に於てこれを議決した。その内容左の如し。

生命保險談話會規約

一、本會の目的は生命保險業者共同の利益と親睦を圖るにあり。

一、本會々員は日本帝國内に本店を有する生命保險會社に限るものとす。

一、本會は毎年四回常會を開く又幹事に於て必要と認めたるときは臨時會を開くことを得。

一、本會に出席する者は本會々員たる會社の取締役、支配人（主事、幹事理事等之に準ず）又は支店長とし、會社は豫め其役名及び氏名を幹事會社に通知し置くべし。

會社は前項の外其代理として出席すべき者を定むることを得。但し豫め其役名及び氏名を幹事會社に通知し置くことを要す。

會社の意見を代表すべき出席者は一人に限るものとす。

一、會員は常會の費用として毎年金二十圓を納むべし。但し二名以上出席したるときは別に其都度實費を支拂ふものとす。

臨時會の費用は其都度概算を以て之を定む。

一、本會に幹事會社二會社を置き其任期は之を一年とし其選擧は前任者の指名に依る。

尚ほ同會に於ては明治生命、帝國生命、日本生命の三會社より生命保險講習會創設に關する建議あり、その趣旨は『從來生命保險が有望なる事業にして文明の良制度たるに關せず世人に閑却されつゝありしのみか、國家も亦度外視し居るやの傾ありしに、頃日東京帝國大學に於て之に注視し來りたる傾向あると共に、保險演習會なるものを設置する内議に決したれども、國家亦之を是認して經費を支出するや否や未確定に屬し居るを以て未だ之が實行を見ざる故此機に乘じて生命保險會社に於て經費を支出し、夫等研究の會合を開催するは急務なりとす』と云ふにあり、結局同業者に對して明治、帝國、日本の三社で左の提議をなすことに決した。

生命保險講習會創設の件

生命保險講習會の保險事業に有益なるは蓋し多辯を待たず、今日に至るまで未だ之を創設するの擧會を得ざりしは遺憾とする所なり。頃日有志間に該會を開始するの内議あり、余輩亦之を賛成し今回保險談話會に本案を提出して同業諸會社の同意を得んと欲す。其方法の詳細は他日の評議に付して確定すべきものなれども今御參考迄に内議の大略を擧ぐれば左の如し

一、講習會は東京帝國大學に附屬すること。

一、會場は帝國大學教室を以て之に充つること。

一、講習の科目は法律經濟統計數學及び生命保險の學說實際等にして帝國大學敎授及び諸會社のアクチュアリー其他諸氏之を分擔すること。

一、講習會は毎週二三回開會し學生會社員其他の者各其撰む所の科目を講習すること。

一、同業諸會社より一回若くは二三回に金五六千圓を醵出し、講習に必要なる書籍購求の費用に供すること。

同時に帝國生命、明治生命、日本生命、仁壽生命、共濟生命を委員に擧げて出資を勸誘したる結果、豫定の資金を得るに至つたので直に之が實行に着手した。

生命保險講習會費用分擔

明治生命保險株式會社	一、〇〇〇円	名古屋生命保險株式會社	一〇〇円
帝國生命保險株式會社	一、〇〇〇	眞宗信徒生命保險株式會社	一〇〇
日本生命保險株式會社	一、〇〇〇	大阪生命保險株式會社	一〇〇
仁壽生命保險合資會社	三〇〇	大同生命保險株式會社	一〇〇

有隣生命保險株式會社	二五〇	共慶生命保險株式會社	五〇
內國生命保險株式會社	二五〇	徵兵保險株式會社	五〇
愛國生命保險株式會社	二五〇	上越生命保險株式會社	五〇
第一生命保險相互會社	二〇〇	國民生命保險株式會社	二〇
日宗生命保險株式會社	二〇〇		

開戰第一年の保險成績　三十七年二月初旬以後同年末に至るまでの間に於て、各生命保險會社が戰死軍人屬に對して支拂ひたる保險金額は總て四十五萬圓に達し、概ね割增保險料では損失をカバーし得ず、中には體よく軍人保險を拒絕するものさへ出づるに至つたのである。

明治生命に於ても軍人保險は不利であると見え、アクチュアリー奧村英夫は左の如く語つてゐる。

奧村英夫

私の方の軍人保險に對しまして、今日までに拂出しました保險金高は約四萬餘圓に上つてゐますが、之を精確に計算して見ますと、只今の所で恰度三四千圓程の不足卽ち損失と云ふやうな事になつてゐます。勿論此計算は開戰を二月央ばと見まして、爾後半年餘を經過して居りまするが割增保險料に依つて保險せらるゝ契約は爾後漸次に出來てゐますから、先づ控へ目に一年の半數を經過したものとして此割增として收入したる金額の半數以上は未經過保險料として將來の戰死を豫想し、之に充つる積立金を除外しての計算であります。こう云ふ樣な調子ですから、全然無損失を豫期する譯には參りますまいが、非常なる損失を招くが如きことは先づあるまいと思ふのです。(保險銀行時報第二一一號)

共慶生命のアクチュアリー森村金造も戰時危險は今日の保險制度と相容れないものとして左の如き意見を吐露した。

此問題は外國でも喧しき研究問題となつてゐますが、我國では彼の日清戰爭の際には保險も一向幼稚でありました爲か、甚だ無頓着の樣で、これと云ふ影響も受けなかつた樣でしたが、今回は各社とも餘程頭を惱してゐる樣です。尤も之に就ては殆んど寄るべき正確なる根據がないのですから無理もない譯です。併し幸に粟津さん抔は今次の戰爭に就て最も熱心に其經過を調査研究してゐる樣です。幸にして精密なる統計を得ますやう禱つてゐます。

元來この戰爭と云ふものは國の東西、將た又時代の如何に拘らず、その戰鬪軍隊に關しては交戰國に於て交戰中は勿論、平和克復後に於ても戰略若くは政策の上より常に秘密の行はるゝもので、傳へらるゝ兵力又は損害の如きは餘程事實と異つてゐる樣です。現に今次の戰爭に於ても此秘密は特に日本軍に於て最も克く嚴守されてゐる樣です。その戰列に幾萬の軍を動かしその後方に幾萬の兵を役したるかの如き、正確緻密なる調査は事實上その當局者として頗る至難の事であらうと思はれます。

假に之が正確に調査せられました所で保險の基礎として戰爭の損害を考量するには彼の戰場に於ける戰傷病死は勿論、戰地に於て得たる傷病に基因して被保險體に及ぼす命數短縮の一般事情を考慮せないでは、之を確實なる統計材料とする譯には參らぬので、これ等複雜微細なる調査と云ふものは殆んど不可能と云ふも差支ないものと思はれます。

更に又一歩を退いて此等複雜なる調査が假令出來たとした所で、此事情は單に其戰爭の結果として價値あるだけに止まり、戰局面の廣狹、戰期間の長短將た又戰ひの文明的なると非文明なる等、千變萬化の現象を律することは不可能である。斯の如き資料を以て未來の戰爭の結果を臆測し、その死亡數を豫想する保險の基礎とすることは到底出來ないのです。保險の根本的立脚點から見ましても、保險は人類が天爲自然に逢着する不測の危險に付て行はるゝもので、自然に反する戰爭卽ち人爲を以て左右せらるべき事情を捉へて之を保險に相抱合せしめんとすることは、所謂木に竹を接ぐと一般、畢竟その調和を得ることの出來ないのは勿論、保險の根本に於て相許さないことゝ云はねばならぬ。

左れば玆に强いて戰爭の危險に對して保險を行はんとするには、戰爭に干與する人のみの一團を以て相互的の保險を組織する外に良策はあるまい。然しその保險料は非常に高く爲り、到底被保人たるものゝ負擔に耐えない所となるであらう。(保險銀行時報第二一三號)

共濟生命と時局影響　共濟生命保險株式會社に於ては、保險思想の普及に併せて平時の用意を喚起するため、と云ふ理由の下に出征軍人に對する新契約の引受を拒絕したるが、從前からの被保險者に對しては假令出征するも割增等の條件を附せず總て普通保險と同樣に取扱ふことにした。從つて同社の事業成績は同業者の注意する所となつてゐたが、三十七年末に至り公表せられた開戰以來の事業成績に於ては、これと云ふ影響は認められなかつたのである。

各年度自二月至十月事業概況

年度		新契約	解約	死亡
明治三五	件數(件)	三、八四三	四、三一〇	三九三
	金額(圓)	一、六五五、六〇〇	一、四三一、一〇〇	一三三、六〇〇
明治三六	件數(件)	五、六九八	三、三四七	四三七
	金額(圓)	二、三九七、九〇〇	一、一六〇、五〇〇	一一〇、七〇〇
明治三七	件數(件)	四、三三五	三、五九九	四六八
	金額(圓)	一、七三三、二〇〇	一、三三八、〇〇〇	一五一、一〇〇

新契約は三十六年に比すれば六十七萬圓の減少であるが、三十五年に比すれば六萬七千圓の增加に當つてゐる。死亡支拂金は兩年度に比し三萬圓を增加してゐるが、これは契約の經過年數の推移から來る死亡の增加で、止むを得ない所と見られた。この內戰死者への支拂は僅に十五件、六千六百圓に過ぎなかつたのである。

生命保險業繁榮の兆　各生命保險會社が戰爭第二年、卽ち明治三十八年一月から六月に至る半年間に支拂へる戰死者保險金は五十餘萬圓で、開戰以來の累計は約百萬圓に達したるが、關係各社は優にこの負擔に堪えたのである。卽ち戰時保險に關する限りは概ね不利を免かれなかつたが、普通保險との合同計算に於ては何れも有利の結果を得たのである。

戰死者保險金明細表(明治三十八年九月末調査)

社名	支拂濟(円)	手續中(円)	合計(円)	社名	支拂濟(円)	手續中(円)	合計(円)
日本生命	二二五、〇〇〇	三、一〇〇	二二八、一〇〇	九州生命	五、六〇〇	七〇〇	七、三〇〇
日宗生命	三五、七〇〇	—	三五、七〇〇	有隣生命	三〇、一〇〇	一、八〇〇	三一、九〇〇
北陸生命	四、三五〇	一〇〇	四、四五〇	明治生命	一三一、〇〇〇	九、一〇〇	一四〇、一〇〇
東洋生命	六〇〇	—	六〇〇	仁壽生命	四〇、七〇〇	一〇〇	四〇、八〇〇
大同生命	三三、〇五〇	—	三三、〇五〇	眞宗信徒生命	三一、九〇〇	一、五〇〇	三三、四〇〇
第一生命	四、〇〇〇	一二、〇〇〇	一六、〇〇〇	六條生命	一、五〇〇	—	一、五〇〇
內國生命	二一、八〇〇	一、四〇〇	二三、九〇〇	相互生命	五〇〇	—	五〇〇
名古屋生命	一二、〇〇〇	—	一二、〇〇〇	佛教生命	三一、二〇〇	三、六〇〇	三四、八〇〇
帝國生命	二六九、七一〇	五〇〇	二七〇、二一〇	京都生命	七、六〇〇	六〇〇	八、二〇〇
愛國生命	三六、〇七〇	六〇〇	三六、六七〇	上越生命	三、六〇〇	—	三、六〇〇
共濟生命	三三、二〇〇	—	三三、二〇〇	總計	九三七、〇八〇	三五、一〇〇	九七二、一八〇

備考　千代田生命及び東亞生命には支拂事項なく、國民生命の分は不明なり

而も戰局は連戰連勝であつたので保險に對する需要が漸く增加し例年夏期は成績不振であるのに、當年は六月以來非常なる好況を呈したのである。これを各地別にすれば軍需品の上納及び軍隊の通過等に依つて利益を得たること比較的多大なる關西及び中國筋の地最も景況宜しく、次は東北地方と云ふ順序であつた。

東北地方は從前は保險契約極めて少額であつたが、同地方出身の軍人にして滿洲戰場に於て戰死又は病沒せるもの夥しく、その遺族にして保險金を受取りたるもの從つて夥しき爲に、頓に保險に對する需要が喚起せられたのであると云ふ。

名古屋生命の新種保險　名古屋生命保險株式會社に於ては三十八年十月新種保險の認可を受く。この保險は累加養老保險と稱し、保險金累加及び保險料均一を特色とするもので其概要左の如し。

一、累加養老保險は年々保險金を累加增進し、被保險人が滿期迄生存せられたるときは保險證券面記載の滿期保險金額を拂渡し萬一被保險人が滿期以前に死亡したるときは其經過年數に對し別に定むる割合に依り保險金額を拂渡すものとす（保險金累加表略す）

一、この保險の被保險人たらんとするもの、年齡は十四年七ケ月より四十五年六ケ月迄とす。

一、保險金額は一被保險人に付一萬五千圓迄とし、他の種類の保險を契約せるものは五千圓に對する其殘額の三倍以內とす。

一、保險金額は一口滿期保險金三百圓とす。

一、保險料は年齡に拘はらず均一とし次の割合に依るものとす。

（保險金三百円に付）	廿年滿期	廿五年滿期	（保險金三百円に付）	廿年滿期	廿五年滿期
年拂	一二・〇〇円	九・〇〇円	三月拂	三・二〇円	二・四〇円
半年拂	六・二〇	四・七〇	每月拂	一・一〇	〇・八三

生保會社協會の設立と最初の實際運動　生命保險業者は談話會を母胎として三十八年四月新に生命保險會社協會を設立したるが、同年十二月五日第三回總會を開いて保險料に對する所得稅免除の件二件を議決し、帝國生命社長縣原有信・日本生命社長片岡直溫・第一生命專務矢野恒太・仁壽生命社長辻新次の四名を實行委員に擧げ、夫々關係方面に陳情したるが、右の內所得稅の免除に關する件は大正九年の稅法改正の際に實現せられた。

第一　生命保險料に對する所得稅免除の件

生命保險契約の保險契約者が保險料に充つる金額に付ては所得の六分の一を超えざる範圍に於て所得稅を課せざること。

【理由】生命保險事業は之を私にしては勸儉を行はしめ貯蓄を遂げしむる最良の機關なり。之を公にしては零碎の金錢を吸集して資本を歸成する最良の方法なり。米國の生命保險事業は現に四十餘億圓の資本を有し、英國は二十八億圓、獨逸は十八億圓を有し、平時にありては其國商工業の發達に資し一朝有事に方りては邦家經濟の上に於て最大重要なる機關の一なること復疑を容れず。

我邦斯業未だ幼稚の域を脫せずと雖も日露戰爭に際して戰地死亡者のために支拂へる保險金額少からず、國庫債券の申込高亦巨額に達せるの一事を見ても斯業が邦家經濟の上に多大の關係を有することは爭ふ可からざるなり。

生命保險の發達が邦家經濟上等閑視すべからざること斯の如しとすれば之を保護奬勵するは當然の政策にして、現に各國に於ては之が保護奬勵を目的とせる法律甚少なからざる中に在りて玆に提議する所の如きは英、普壤等の諸國に行はれ（佛、露及び米の大部分は所得に課稅せず）就中英に在りては所得の六分の一を限度とし、普壤に在りては我國の約三百圓を限度とせり。

今之を我邦に實行する者として國庫の收入に關係する所如何を見るに、現時我邦生命保險會社の收入する保險料は每年約一千萬圓にして其半は所得稅を納めざる者の契約に係り、政府の收入と關係なきが故に假りに五百萬圓を以て所得稅を免除せらるゝものとし、其百分の一半を稅率とするも國庫の減收七萬五千圓に過ぎず、然も之と同時に如此保護奬勵が原因となりて斯業の發達を來し、邦家幾十億の資本を歸成し緩急事に應ずるのみな

らず、平時は商工業の資本を供給し鰥寡孤獨各その生に安じ國民の多數が恒產を有するに至れば其國庫の收入を增加すること決して些少なる稅金の比に非ざることを算せざるべからず。

第二　保險金を受取るべき者の制限廢止の件

生命保險契約の保險契約者は被保險者の同意ありたるときは、被保險者の親族に非ざる者を以て保險金額を受取るべき者と爲すを得ること（綱纂者註、本項は前年東京商業會議所に提出したる法典修正意見中に列擧せられたもの、反復で、前回は理由が極めて簡單であつたが今回は實現を强調するために詳細なる理由を附す）

（理由）我現法第四百二十八條の規定に依れば保險金額を受取るべき者は被保險者其相續人及び親族に限られたり。立法の精神は生命保險契約の爲に殺人犯者、賭博犯者を催生することを恐れたるにあるべしと雖も、如此弊害は極めて稀有の事に屬し假令一步を讓るも之を親族に限りたるが爲に幾部の犯罪を減じ得るかは甚明ならず。然るに如此規定の存するが爲には債務の擔保慈善事業の寄附、合資經營の確保、勤儉貯蓄の方便等現に生命保險事業が經濟界に及ぼすべき大功力を減殺すること甚だ少なからず。況んや今日以後斯業を利用して經濟界の便利を圖るべきこと益々廣大なるべしと信ぜらるゝにも拘らず、極端なる場合を想像して之を狹隘なる範圍の中に拘束するは、恰も人を傷くるの恐あるが故に國民の銃獵を爲すことを禁ずべしとの議論に近し。是れ決して穩當なる議論に非ずと信ず。故に世界各國如此窮屈なる法律を制定せるものなく、其これあるは獨り我國のみなり。

玆に提議する所は最近の起草に係る獨逸保險法案の規定に準じたるものにして近時學說中最も贊成者の多きものなり。

第三　保險金の差押に關する件

民事訴訟法第六百十八條第一項第六號の次に左の一號を加ふ。

第七　生命保險契約に基き保險金受取人が保險者より受取るべき保險金

（參照）民事訴訟法第六百十八條　左に揭ぐる債權は之を差押ふることを得ず。

第一　法律上の養料。

第二　債務者が義捐建設所より又は第三者の慈惠に因り受くる繼續の收入但し債務者及び其家族の生活の爲め必要なるものに限る。

第三　下士卒の給料並に恩給及び其遺族の扶助料。

第四　出陣の軍隊又は役務に服したる軍艦の乘組員に屬する軍人軍屬の職務上の收入。

第五　文武の官吏、神職僧侶及び公立私立の教育場教師の職務上の收入、恩給及其遺族の扶助料。

第六　職工勞役者又は雇人が其勞力又は役務の爲に受くる報酬。

第一號第五號第六號の場合に於て職務上の收入恩給其他の收入が一ケ年間に三百圓を超過するときは其超過額の半額を差押ふることを得。

【理由】生命保險事業が社會及民人に及ぼす所の効果の偉大なる所以は、之を詮するに保險金受取人が後日に至りて正確且安全に保險金を受領し得べきの觀念に因由す。人をして不時の災厄に對する杞憂の念を脫却して心に慰安あらしめ死後に子孫の教育を安全ならしめ、勞働者をして自重ならしめ忍耐ならしめ勤勉力行ならしめ、社會より拂はるべき信用を高からしむる等親じ來れば皆これ後日に保險金を受領し得べきの幸福なる將來を期待すると同時に、其期待せる受領の時期の到來に際して有效に其保險金を受領し得るの結果あるが爲に外ならず。卽ち保險金を正確且つ安全に受領し得るの觀念は生命保險事業の効果の因つて生ずべき重要なる原由にして生命保險事業は保險金を正確且安全に受領し得るの觀念と相俟つて始めて其効果を顯著にす。故に若し保險金受領の時期の到來に際して不幸にも其保險金を正確且安全に受領し能はざる如き事ありとせんか。生命保險事業は其目的と効果とに於て遂に無意味に歸し了はるべし。

當事者の意思以外に於て保險金の受領を不能ならしむるの原因其のものと、生命保險事業其のものとは二者兩立を許さず。兩して保險金の差押な

るものは卽ち保險金受取人の意思以外に於て其保險金の受領を不能ならしむべき最大原因にして、斯る原因が當初より生命保險事業の裏面に潜み得るの餘地ある限りは、生命保險事業は社會民人の幸福を正確に擔保する能力なきなり。

然り而して吾民事訴訟法に於ては第六百十八條に於て債權の差押ふべからざるものを特に列擧的に規定しあるにも拘はらず、其規定中に保險金も同じく差押を禁ずる旨の一項を加へざりしが故に、保險金受取人に對する所の債權者は往々其債權を執行するの手段として、受取人が生命保險會社に對して有する保險金の債權を差押へ以て辨濟に充つるを見る。これ生命保險事業によりて其幸福を擔保せられんことを希圖せる社會民人の爲に最も悲むべき現象なりとす。彼の獨逸帝國の如きは特に法律を以て保險金の差押を禁止し、其他の歐洲多數の國に在つても或は法律の下に、或は裁判例の下に總て保險金の差押を禁ずるに傾けり。

和蘭の判決例は保險金差押禁止の理由に向つて明白なる說明を與へたり曰く保險金の受領なるものは保險契約なる特別契約より得る所の特別の利益にして、其特別なる利益は如何なる場合に於ても相續財産の一部に變ずることなくして保險契約より直接に受取人に移屬するものなり。

從つて保險金の差押を禁ずるは其權利關係に於て敢て債權者を害するに當らずと。

米國に第四回萬國保險學會の開かるゝや、保險金差押の問題は最も重大なる必要の問題として議せられしことありしが、今日の大勢は保險金差押に向つて其歩を進めつゝあるを見る。吾民事訴訟法が債權の差押ふべからざるものの中に法律上の養料及或る種の慈惠金其他のもの、遺族扶助料恩給並に職工勞役者雇人等が勞力又は勞務の爲に受くる報酬等を數へたるにも拘はらず、彼の一種の養料とも見るべく、又一種の遺族扶助料とも見るべく、若くは一種の慈惠金とも見るべく、將た一種の恩給若くは社會的役務の爲に受くる一種の報酬とも見るべき所の保險金を其規定中に加へざりしに至つては、理論の權衡上妥當を缺くは勿論洵に保險事業の觀念を度外視したるの缺點ある法制として、須らく修正するの急務なるを信ずるものなり。

大阪生命滅亡史

合同政策の最初の犧牲
株式會社の弱點を暴露

岡部廣の出現　岡部廣は京濱銀行を去つて閉散の身になつたのである。彼は當時萬世生命保險の主役を勤めて居つたので聊か保險界の事情に通ずるより、覇氣ある彼は、主務省が小會社の合同を希望せるを幸ひ、已れ一骨折つて幾個となく小會社を集め、之を打つて一大會社を作成し保險界の覇王となり利福を專らにせんとの大野心を懷いて勃起したのである則ち彼は當時大阪の金融界に大恐慌あり其渦中に巻込まれて失敗し、鐵窓の下に繋がれた銀行家の古畑寅造が明救生命社長であるを幸ひ、先づ同人より設き始めて大東、明救、萬世を打つて大阪生命の名稱の下に一團たらしむることにしたので、此の大團結の成功は確かに主務省も嘉賞したらしい。所が岡部は野心の滿々たる男なれば以上の合同のみにては飽足らず、更に四方に手を擴げて小會社の買込みに着手したのである。それは莫大の運動費を散じてボロ會社を買込んだのである。則ち彼は海國、酒家、大日本、輝徒、日本共同なども買收し、世人をして其合同の餘りに大袈裟なるに驚き且呆れしめたのである。但し此買收が明救や萬世などの積立金を用ひたるは云ふ迄もないことである。

九州北陸兩社を合同　岡部廣は斯くして大阪生命の名の下に既に九個の小會社を首尾よく合同せしめた。事常の事業家たらんには此の合同の成立と共に、內部の整理に努むるが當然であるが、野心滿々たる岡部は、內部整理などいふ地味なる仕事は、社員に一任せば足れりとの大見識(?)を以て之を放任して置いた。ソシテ今まで集め得たものは、ボロ會社のみで、合同の爲に要せし其費用を償ひ、其勞苦を潜むべく何等の獲物のなかりしより、彼は更に一歩を進めて富有なる會社を合同せしめ、以て堅合せをなさんず大野心を企てたのである。先づ彼が野心の手を伸ばせしは、九州生命と北陸生命である。當時九州生命は、既に明治生命に對して合同の

內約成立つて居たのであるが、彼は之を等閑すべく福岡に乘込むや、先づ縣知事を籠絡して九州生命重役に自己を紹介せしめ新聞を買收して明治生命に對する合同の不利を盛んに唱導せしめ、壯士を使嗾し、また九生の非合併派其他に向つて脅迫する一方に於て、九生重役を誘ふに自己と合同するに盡力し、成功せしめば、重役として依然永く地位を持續せしむるのみならず、多大の慰勞金を與ふべし、且つ積立金は依然として福岡諸銀行に預金しあるは其儘据置き地方金融の圓滑を缺かしむる事なからしむべし、重役社員等の所有株券は時價外の高價を以つて買入るべし、株券買集めに盡力あればコミツションを與ふべし、などゝ甘い事づくめで誘惑を試みしため、九生の重役は慾に釣れて、明治への合同談其他を破却し、岡部に買はれたのである。斯して岡部は七百五十萬圓の契約を有し、三十五萬圓の積立金を有する九生を我手に入れ、然る曉に及んで前言を喰み重役に與ふる慰勞金を半減し且つ其地位を奪ふて、阿房拂ひとし、福岡諸銀行の預金をも引揚げ去つたのである。北陸生命の乘取策も亦た之れと同一の好手段で殆んど同時に成功したのである。岡部に一杯甘々と喰はされし人々こそ、氣の毒千萬な次第である。

岡部廣

京都震生に手を伸す　岡部は比較的有望なる九州生命及び北陸生命を併呑し、莫大の積立金を自由にすることを得したため、更に一段の大飛躍を試みんと企てたのである。則ち彼は大膽にも我國三大保險會社の一なる日本生命を併呑すべく手を下して見たのである。けれども同社には鴻池あり、片岡あり、基礎は大盤石の如く緊固なる會社とて、敢て一指だも染むるを許されざりしより、彼は主として眞宗信徒生命、京都生命に對して之を併呑すべく株式買占に力を入れた。當時眞宗の株券は十二圓五十錢の拂込を以て十三圓を唱へられつゝありしに、彼は之を十四五圓に買付け、十六七圓に上るも猶も屈せずして買煽り、總株數一萬株のうち四分の一卽二千五百株內外まで買進みし時、彼は有力なる障害物に逢着して買占を中止せざるを得ぬこととゝなつたのである。ソハ世間の攻撃及び主務省の干涉であつた。

岡部非難の聲高し　岡部廣が併呑主義に熱中せることの甚しき、彼は其目的のためには手段を擇ぶことを敢てしなかつたのである。隨て彼は新聞を利用し、壯士を使嗾し、對手を苦しむるのみか、彼が併合せし甲會社の積立金は乙會社併合の費用に投ぜられ、乙會社の併呑なるや其積立金は更に丙會社併呑の費用に投じ、空乏ならしむる有樣なるが上に、多大の資金を失ふのみならず、自己の生活は豪族の如き驕者を極めた。依て以て大阪生命は併呑主義の逃歩に依り、其規模こそ漸次廣大に赴くものゝ會社の財産は日々に減少し行くのである。加之ならず社員は合同會社より三五人づゝ手を携へて伴來りしものとて各々黨派を樹てゝ相鬪ぐといふ醜態がある。されば被保人にして死亡者あるも、兎角に難癖をつけて支拂を拒み、難癖のつけ難き者に對しても、ずる〳〵延ばしに支拂はぬといふ有樣であつて主務省が合同を奬勵した本旨と、合同會社の行爲とが全然相背馳せる許りではなかつた。岡部が併呑主義に變勇なるため我保險界の秩序の攪亂さるゝことが甚しい。こゝに於て保險界の人士は勿論世間一般の人士までも大に岡部の行爲を攻撃し、延いて岡部をして斯くも兇威を逞ふせしむるは、主務省の怠慢であるとて、主務省を非難するものさへ現はれて來た。

椿の大阪生命入り　當時の保險事務官椿秀太郎は岡部攻撃の塵の世間に高きのみならず、陰かに大阪生命の內情を探るに業務の紊亂が驚くべく甚しく、合同するほどの會社の財産が片ツ端から岡部の私有物に化し去るといふ奇怪千萬の狀態にあるより、先づ北陸、九州兩生命の合併を禁じて、既に大阪生命の財産と混同せられあり兩者の財産を分離整理すべく緊令を發し、命令の如くせしめたれど、當時九生も北生も其の株式の總てが岡部の手に屬しつゝあるがため、比較的其効能少く、未だ此の手段のみを以て岡部の不正を抑止することが出來ぬ。こゝに於て椿事務官は愚々個人として京都に出掛け、當時同地に在つて眞宗株買占の采配を振つて居た岡部に面會して大に諭すところがあつたのである。其眼目とするところは云ふ迄もなく、他會社乘取陰謀の放棄と大阪生命內部の整理であつたのだ。岡部は眞宗信徒を乘取るべき野心滿々であつて今二三千株を買煽るに於て其目的を成就するのであるから不服であつたに相違ない。けれども官權をもつ椿事務

官に反對せられては、何時自分の不正を摘發せられるかも知れぬ恐れがあるから、素直に其說諭に服し、眞宗株買占めを斷念することを誓つた。これと共に合同後の大阪生命が人物なきため、整理の困難なることを述べたので、楠が心を動かされたのと、楠自身は小會社合同が自己の理想であるため、自分が其難局に當つて見やうといふ考を起した。之を聞いて岡部は楠を取締役として迎ふべく又業務の總てを一任し自己は敢て容喙すまじとのことを誓ふたので、楠は遂に官職を辭して、約の如く大阪生命に入り、整理に盡瘁することゝなつたのである。これは確かに明治三十五年十月の事である。

岡部遂に收監さる　第二代目の保險事務官楠去ると、其後任として第三代目の事務官を定むべく人選したが、適任者を得る事が出來なかつた。こゝにに於て窪田商工課長が保險課長を採らしめた。そして志田法學博士に委托して、保險課長の職掌を採らしめた。

志田博士は當時學習院教授、法學院講師其他多くの職務を有し多忙極まるに拘らず、保險事務官其人なきため、折角保險業法の制定ありしため、整理の緒に就かんとする保險界が、又もや混亂の昔に復するが如きことあつては遺憾千萬なりとて、自己の利害を計算外にして就職し、大いに強硬主義を持して、監督する事になつたが、楠が大阪生命入社後は必ずや面目を改むるであらうと思つた然るに大阪生命が、依然として舊態を持して居るので、志田博士も大に眉を顰め、そして內情を探つて見れば整理の効を奏せないのも無理ならず、岡部は楠が辭職の節の約束を無視して、相も變らず專橫の振舞を働き楠が整理する片ツ端から之をブチ壞して居るといふ亂暴狼籍を演じつゝあることが判然した。ために志田博士は最早姑息手段の奏功し難きを悟り、三十六年三月大阪に出張して大阪生命の實地檢査を行ふたが、岡部の專橫は豫想以外に甚しく、會社資產の缺損數十萬圓に達し、且つ犯罪を構成して居る不正手段が幾つとなく發見せられたので、斷然斷重なる整理命令を發した。他方司法處分としても其筋より告發書が現はれ、流石の兇傑岡部も三十六年三月廿五日に囹圄の人と化したのである。これぞ英雄の末路だが、併し彼を憐れむにはマダ早いのである。蓋し一度の入獄位で野心や邪惡を捨つるやうな彼ではないのだからである。

大和田社長となる　岡部が入獄するや、保險同業者としての知己の人々、岡部と私交ある人々、相談の上にて、保險界のため將た岡部のため熱心を以て彼に忠告を試み、彼をして保險界より隱退せしめんと計つた。そこで彼は好意を謝して、同鄕人たる藤井の資產家大和田莊七に大阪生命の引受けを交涉した。所で氏は楠が編成したる十年整理策を推進して主務省の意向を聞きし結果、遂に之を引受け楠をして整理の任に當らしめやうとしたが、扨て契約の一段になつて岡部が故障を申立てた。ソハ楠をして整理の任に當らしむるは、不服だといふにある。其原因は全く大阪生命が業務を停止され、自己が鐵窓の下に繫るゝに至つたのは、楠が志田博士と通じて、陷れたものとの邪推に出づるのである。こゝに於て楠は自分あるがため、岡部が大阪生命を手放さず、岡部が手放さぬため、大阪生命の整理が出來ぬとあれば、自分は則ち去るべきのみとて、大阪生命を退いた。

斯くて大和田が引受けて、幾千の資金を投じ、楠の立籠を用ひて整理をなすべく、漸く着手する折柄、岡部が保釋を許され、出獄せしため其企畫も水泡に屬せしめられた。

責權又も岡部に復す　岡部が大阪生命を大和田莊七に讓るに際し、他日自己が自由の身となりし曉に、之を奪取すべく準備として大和田より一通の證書を入れしめ置いた。其趣意は今日自分が之を引受くと雖も、岡部以上の人物が、他日之を引受け經營せんことを要望する場合には、自己が會社のため費せし金額の辨償さへあれば、之を引渡すに異議なしと云ふにあるのである。則ち岡部は卅六年十一月に保釋にて自由の身となるや、例の十八番の手段たる新聞買收及び壯士使嗾等にて十分に大和田を嬲らせ置き、斯くて自分の一味と頻める松平正直、齋藤修一郎、前田正名等をして大和田を說かしめたのである。其主意は信濃商業銀行頭取に伊藤久藏といふ天晴れの敏腕家がある。其の伊藤が大阪生命の經營の任に當らんことを欲して居る。其人物は正しく岡部以上のものなれば、足下は岡部への約束の如く大阪生命を引渡されよといふにあるのだ。大和田は此勸告には固より不服だつたらうが、一方に新聞や壯士の攻擊亂暴で、五月蠅く思ふて居る折柄とて、遂に之を承諾し、當時自分が出金せしだけの賠償を得て手を退いたのである。

再び眞宗併呑を企つ　大和田の引渡を承諾したのは十二月十八日の事である。大和田より大阪生命を讓受けた伊藤久藏は何者ぞや之を露骨に云へば、岡部と同じ穴の貉であるのだ。則ち大和田をして伊藤に大阪生命を讓らせたのは、前田や松平などの助勢を得て、岡部、齋藤、伊藤等の仕組んだ狂言なので、隨つて此時に於て大阪生命の實權は則ち再び岡部の手に復したのである。岡部はこゝに至つて、黑頭巾着用の社長となつたのである。隨つて大和田派に代つて重役席に列なりし連中は岡部の同類だけとなつたのである。されば折角楠が在社中に丹精して作つた整理案などは、棚に上げたまゝ手にも觸れない。唯だ重役の仕事とするところは、如何にせば主務省の眼を掠めて、會社財產を我懷ろにすべきかで、岡部は又た楠や志田をして煩悶せしめ、己れを入獄せしめし復讐たらしめんといふ大僻見を懷いて、更に眞宗信徒の株券を買爆り始め、之を乘取るにあらずんば止まじとの勢ひを示した。又他の一面に於て例の新聞政略を用ひ、眞宗信徒は勿論、眞宗信徒と深き關係ある起業銀行迄をも中傷讒誣する杯、奸策のあらん限りを盡した。斯くて彼れが十五六圓より卅二三圓まで買爆つて集め得たる株券は前回買收の二十株を加へて殆んど七千株に及んだのである。一萬株の會社にして此の多數の株を大野心家の手裡に收められる。寔に危ふき次第であるまいか。併し岡部は能く己れの地位を知り、己れが表面に立つて眞宗信徒を一擧に乘取らんことは主務省の干涉を招き、世間の同情を失ふありて甚だ不利益なるを思ふがために、自分が重役の椅子に凭ることをせず、三田勝俊を取締役に、駒林幸運を監查役に擧げて自分を代表せしめ、社長は依然關西の財產家小西新右衛門を据置きて看板たらしむなど、頗る巧妙なる手段を用ゐたもので、聽て彼は大阪生命に對し九州北陸兩生命を合併することが、主務省で許可せられざるため、更に眞宗信徒に對し、九北生命を合併すべく計畫し、大株主の權利を以て、首尾よく總會にて可決せしめたれども、主務省は當時眞宗信徒が岡部の手に落ち居ることを知るがため、斷然として不認可の指令を與へられたのである。

岡部の刑事裁判確定　三社合併の不認可は岡部のため一打撃であるのみならず、岡部が大阪生命財產浪費の刑事裁判は間もなく確定せられ、刑役に服せねばならぬ悲運に陷つたので、自己が入獄不在中に於ける大阪生命の處置に苦しむ餘り、岡部は有隣生命の社長由利公正子が同鄕人たる因みに依つて、猫を冠つて之れに縋つた。そして大阪生命は一に貴下の意のまゝに處分下されよ、擔者は將來一言も喙は容れませぬと殊勝氣に額みしため由利子も心を動かされ、松崎松太郎と共に入社することゝなつた。處が內幕に入つて調査して見れば、案外の大亂脈のみならず、岡部は全く自分等をして整理を遂げしめ、聽て之を奪ひ返すべき魂膽を抱いて居ることが洞見せらるゝのみならず、主務省は到底救濟の見込なきものと諦め、斷然たる處分を降すべき方針であることが知られたので、由利子や松崎は愛想を盡かし、飄然として去り、間もなく、遂に營業停止の號命は大阪生命に降り、次いで解散命令を蒙つたのである。これぞ三十八年二月廿五日のことであつた。

九北二生と丁酉銀行　九州北陸二生命の株式が全部岡部の手裡に屬して居ることは既に述べた通りである。で二社の重役は何れも岡部配下の人物と見て然るべしである。扨て其の株式全部は岡部の手裡に屬して居るとは云ふものゝ、主務省といふものあるがため、九州生命株の悉くを北陸生命へ擔保に入れ、北生株の悉くを九生へ擔保に入れて居るのである。そして兩社は之を責任積立金にして居るといふ始末である。斯くして兩者の實權を握つて居る岡部は此の兩者の責任準備金が法律の命令通り存在して居らぬを課魔化すべく、自分及び自分の家族や書生の名義になつて居る大阪生命所有の眞宗株一千二百五十株、北陸生命所有の眞宗株二千株、九生所有の眞生株三千五百株、合計六千七百六十九株を丁酉銀行日本橋支店に持込み、十六萬九千二百二十五圓を借受け、之を九北兩生命の積立金たらしめたのである。時價十三圓內外、平均十六圓內外で買占めし株券が一個二十五圓づゝの擔保となる、丁酉銀行の無算當も驚くべきである。

併し斯く丁酉銀行が無算當の貸出をなせしは大に祕密のあることで、實際は囹圄預金なるものである。則ち岡部は丁酉銀行日本橋支店長鬼塚靜敬に懇意なるため、斯くして九北兩社宛の十六萬餘圓の定期預金證書を借受け以て主務省を誤魔化す種に用ひ、九北兩社よりは丁酉銀行に對し岡部が返金せぬ場合には九北兩社が代位辨濟するといふ返り證が差入れられてあつたのである

小山田と岡部の關係

る。小山田信藏は水戸出身で代議士の肩書を有し大山師の名を博しつゝある男である。大山師と大山師、意氣の相投ずるは勿論のことゝて、岡部は今や入獄して六ヶ月の刑期に服せねばならぬ身ではあり、且つ主務省は徹頭徹尾自分の計畫には反對するのであるから小山田をして自分の地位に代らしむるは便宜よからんとの考を懐いて同人に交渉を始め、ソシテ小山田は之を承諾して一個の祕密契約を兩者の間に交換したのである。

小山田との契約の內容

小山田信藏と岡部廣との祕密契約の眼目は金十五萬圓で九州北陸兩社は勿論眞宗京都の二會社に對し今日まで岡部が握つて居た實權を賣らうとするのである。則ち小山田が十五萬圓を岡部に支拂へば岡部の名義にて九生へ抵當となれる北生の總株券北生へ抵當となれる九生の總株券、丁酉銀行へ抵當となれる眞宗株六千七百六十九株、此等の名義が悉く小山田に切替へられ、小山田は第二の岡部となり此等諸會社の實權を握るべき優越なる地位に就く譯なのである。處が小山田は十五萬圓はおろか五萬圓の金も融通が利かない。

眞宗信徒擾亂の條目

此契約には驚くべき條目が含まれて居る、夫れは小山田が他人より二十萬圓迄の借金をなす場合には岡部は眞宗信徒の重役連をして、其の證書に連帶せしむることを承諾して居る一項である。則ち此一項あるがため、眞宗信徒は小山田の借金を冠らせられる危險があるのだ。故に岡部小山田兩者の祕密契約は眞宗信徒の基礎を危くするものとして會社の爲めに痛心するものが少くない、何とかして此の兩者の契約を破却せしめたい、能ふべくば岡部が丁酉銀行へ擔保としつゝある株券を捲揚げて根本的に彼等の手より絕緣せしめたいと種々樣々に眞生會社關係者の間に考究せられて居つた。

怪傑と九北兩社の葛藤

時に丁酉銀行に對する岡部の借金は期限來れど辨濟せぬ、丁酉銀行は轉じて九北兩生命に對し預金證の返戻を求めたが兩生命の重役が承知せぬ、兩生命の重役は岡部の幕下であるに拘らずこゝに至つたかといふに、ソハ岡部が小山田と勝手に契約を結び自身のみ懷中を溫めんとするより一同不平に堪へず、自分等は岡部の株を借受け、岡部の力にて九北兩社の全權を握つて居る次第なりと雖も既に借株にもせよ、全權を握つて居る重役が一致して反對せば、岡部は小山田へ對しての契約を履行することが出來なくなるより、一同連合して岡部へ苦情を持込み、スッタモンダの鬪着を生じた。處が結局丁酉銀行は岡部よりの擔保株を競賣し其債權額と競落價格との差を九北兩社に支拂を求める、九北兩社は預金證書を丁酉銀行に返却し連帶責任を盡すと共に依て生じたる剩餘金を用ひて競落人より眞生株を買戻す等種々の曲折を經てトド小山田より九北兩社重役へ三萬五千圓を贈與し、九北兩生命明渡を承諾せしめ以て眞生株をも握るを得てこゝに始めて岡部との契約を履行し得らるゝ地位に復することを得た

三田專務の裏切

こゝに於て愈々大擧して眞宗信徒を乘取り、同社の積立金を利用し、岡部に對しての契約金十四萬圓を支拂ふの段取りとなつた。で小山田は九北兩社の專務取締役たる三田勝俊をして岡部名義にして九北兩社所有たる五千五百十九株を會社名義たらしめ、又殘る千二百株（大阪生命所有）を新重役候補小澤武雄、牧朴眞其他の名義に切替ゆることゝなり大阪生命所有の分は無事に切換へしも九北兩生の分は三田の裏切に依つてトンダ事になつたのである。其事情は何うであるかと云ふに三田は九北兩社の專務たると共に眞生取締役たるが爲め、其株券を保管して東京より京都に歸る一刹那、其名義切換を小山田、其他と協定のごとくせば小山田は眞宗に對しても大株主の權利を振廻し來り小山田對岡部の契約にあるが如く重役の總てを自己の部下を以て占領せしめ眞宗信徒の信用を利用して大負債を起す等の行動を利用して大負債を起す等の行動に出でんは明瞭なる次第であつて、眞宗信徒の安危存亡は此機に於て決せらるゝのであるのみならず現重役悉くが自己の地位もこれと同時に保ち能はずなる次第なるより遂に三田は自己の一身を犧牲に供して大冒險をなしたのである。

三田の大冒險策

大冒險とは何ぞ、三田勝俊は自己が眞生重役たると共に其の株券抵當權者たるの九生北生のためにも重役たるを幸ひ、此際株券を專斷的に賣却し小山田をして鼻をあかしめ、將來に岡部小山田の黨をして最早我社に一指をも染めしめざらんこと、會社の安全を保つ上にも自己の地位を保つ上にも屈强の政略なるべしと考へた。併し何しろ五千五百といふ大數の株券を殊に其株券は十六萬圓に九北兩生命の有價物に用ゐられてあるので、隨つて其高價をして買入るべき對手を發見することは不

可能であつた。そこで彼は專務たる高井幸三に會社を以て買入れんことを說いたが、高井も會社の安危存亡に關するので、之に同意をしたらしく見受けらる。併し我社の株券を我社の所有とせん事は法律の禁止するところなれば相應なる買受人なかるべからず、こゝに於て同社と深緣ある本派本願寺の執行小田尊順を說き、本山をして買受けしめ其代金十六萬九千二百廿五圓は會社の責任準備金たる軍事、整理公債、國庫債券を擔保に藤本ビルブローカー京都出張所より、日步二錢五厘にて借出して、之を小田へ貸與し、小田より更に株券代金として支拂はせしめ、且右金額のうち五萬圓を北生名義にて、殘餘を九生名義にて、京都商工銀行へ預金し以て委託物費消の犯罪を構成せざるやう取計つた。

小山田出訴と三田の拘引

十月三十日は眞宗信徒の總會日である、小山田は此日を以て牧朴眞其他同腹の者を重役に推選し以て一擧に會社を乘取るべき謀略である。所が三田勝俊が大冒險を演ぜしため其株券は小田尊順名義に切換へられたれば何ぞ吃驚狼狽せざらんや、彼は三田に對しての詐欺取財の告訴狀を警視廳に提出し從いて、辯護士橫田千之助を隨へ、京都に出張し、會社に詰掛け、小山田對岡部の契約書を振廻して、三田の不都合を詰つたが、三田は斯ることのあるべきは、十分に豫期しつゝあれば、更に驚かず、岡部對小山田の契約が第三者を拘束するに足らぬこと、九北二社の取締役として自身が株券を處分せしに對し小山田より故障を受くべき道理なきことを述べた。

小山田派總會に破る

こゝに於て、小山田は是非なく出京して、岡部に迫り、先づ三田の九北二社取締役たる資格を奪はしめ且つ九生の取締役は中山直方、北生取締役鈴木廣二より、小田の名義に切換られし株券の假差押を申請せしめた。執達吏は小田の邸を襲ひ處分を執行せんとせしも、其株券は眞宗重役高井幸三の手に保管せらるゝため目的を果さず、高井の東京より歸來するに及び、漸く同人に就て差押をしたのである。然れども株券の差押は差押に止まり、小田への名義切換を直に無效とするには足らざるを如何せん。兎角するうち總會期日（十月三十日）は來つた。當時小山田派の所有株は彼の六千株以外僅々一千圓內外に過ぎざりしため多少の論爭を試みたが、其効なく、脆くも失敗し、小西新右衛門、伊丹政太郎の二氏取締役に當選して門徒派の勝利に歸し、漸く會社は三田冒險の賜ものに依つて小山田に併呑せらるゝの厄難を免れ得たのである。

三田高井兩重役の拘引

而かも高井幸三、三田勝俊の兩名は總會に先んずる三日、拘引せられ、刑事被告人として鐵窓の下に呻吟する身となつた。兩人は固より早晩身を犧牲に供することを覺悟し此の厄難あるべきは十分に豫知してゐた事とて敢て驚くことはなかつたであらうが一部には氣の毒だといふ者もないでなかつた。

大阪黑幕社長の恩典

大阪生命の滅亡を語るものとしては、少し話が岐路に入つた嫌ひがあるから、話題をこゝに一轉する。

扨て大阪生命黑幕社長たる岡部廣の刑事裁判は三十七年十二月廿一日に確定せられ重禁錮六ヶ月に處せられたのであるが、當時病氣のため刑に服することの延期を許され、漸次入獄期が遲れしのみならず、遂に三月に及んで意外にも四ケ年間執行猶豫の恩典に浴したのである。

大阪生命解散確定

大阪生命の黑幕社長たる岡部廣は斯くも刑執行猶豫の恩典を蒙り赤衣の人たるを免れたれども大阪生命は斯く僥倖を得るを得なかつた。則ち大阪生の三十八年二月廿五日大阪地方裁判所より解散命令を蒙むるや、三月三日其裁判に服せず、菅沼、柿崎、山口三辯護士を代理として抗告の申立をなせり、斯くて大阪控訴院にて其抗告に對し口答辯論をなす際六月九日に裁判長が一旦許可せし證人の喚問を取消たる事に就て、偏頗の處置をなすものとし、裁判長忌避の申立をなし其申立が同月十三日却下せらるゝや、更に其却下に不服を唱へて、大審院に抗告し、七月に及び大審院が其抗告の理由なきを以て棄却あつたため、更に大阪控訴院は抗告裁判所として審判を繼續し、八月十二日に棄却言渡をなしたが、會社は執念深くも又々再抗告をなしたが、それは遂に効なく十一月二日を以て同院が最終判決を以て棄却の言渡しがあつたので、憐れむべし大阪生命はこゝに愈々强制破產の運命に陷り、大阪地方裁判所が曩に選任したる破產管財人、砂川雄峻、東良三郞、橫山鑛太郞の三辯護士の手にて會社の淸算事務を移したさて九社合同當時の大阪生命の被保人は六萬一千人、保險金額一千百五十萬圓であつたが、その後解散直前まで維持したものは、被保險者四萬人、保險金額八百萬と見れば大差なかつたであらう。

大阪生命事件の飛沫と帝國生命の定款改正

大阪生命事件は生命保險界に種々の教訓を齎したるが、就中重要なのは野心家に對する會社側の防備が甚だ手薄な事であつたので、帝國生命保險會社の如きは、間もなく定款を改正し、その第十條に「株式の讓渡は當會社の承諾を要す」との規定を設くるに至つた。これは當時に於ては破天荒の規定で、それまで萬能とばかり信ぜられた株主權に制限を加へたもので、假令岡部の如き野心家が再び出づるとしても、さて手の下しやうも無い様にしたものであつた。

大阪生命の解散顛末

大阪生命保險會社は明治三十八年一月二十三日を以て事業停止の命令を受けたるが、之と同時に主務省に於ては大阪地方裁判所に向つて同會社解散の請求を爲たるに同裁判所は二月二十五日を以て左の如き決定を與へた

決　定

大阪市東區本町二丁目六十番屋敷

大阪生命保險株式會社

右に對する明治三十八年（エ）第一四號解散事件に付大阪地方裁判所檢事福田正巳の請求に決定を爲す事左の如し

主　文

右大阪生命保險株式會社は解散すべし

理　由

前記會社は明治二十七年九月十一日の設立に係り資本金三十萬圓を以て成立するものにして其後明治三十二年九月中更に明教、海國、大東、酒家萬世、大日本、譚徒、日本共同等の各保險會社の事業をも繼承し專ら生命保險に關する業務を營業とするものなる處近年に至り業務の紊亂頗る甚だしく曩に取締役たりし岡部廣なる者會社の所有金四萬圓を費消したる以來同人及び他の取締役等謀議の上會社所有に屬する金十萬餘圓を何等價格なき阿州鑛山出資債券を擔保とし右岡部等の知人を表面上の債務者となし、之に貸付けたる體を裝ひ其實右岡部等が私事を經營するの資に供用し又登記簿上右會社の資本株金は悉皆拂込濟なるに不拘右會社の缺損金ある事實を彌縫せんが爲其實適法なる株主總會の決議を經ざるに各株主は右資本金中十五萬圓を總株主より會社に寄附をなし、之を以て右缺損を補ひ更に未拂込金十五萬圓の義務を承諾したるものとなし財産目錄及び貸借對照表を假裝し甚だしきに至りては右會社が前記八會社の事業承繼後なる明治三十五年度末に於ては右會社の責任準備積立金は會社の責任尤も輕きチルメル式計算方法によるも巳に九十四萬圓を計上せざる可からざるに實際上右會社の責任準備金は僅に金十四萬圓餘を積立たるに過ぎずして他に何等の施設する處あるなし以上は主要なる狀況の二三に止まると雖も愈以て右會社業務紊亂の結果多大の缺損を生じ其財産上の基礎の危殆に瀕したる事を認むるに足れり事態斯の如きの故を以て之が監督官たる農商務大臣は明治三十七年五月三十一日保險業法第十一條により保險契約者の權利保護に必要なる商發第一五一號の命令を發し會社が金錢を預け入るべき銀行に就ては主務大臣の認可を受けしむる等の事項を定め引續き同年九月十七日同法第十條及第十一條により商發第二一一號「一」略「二」略「三」銀行預金は遲滯なく之を回收すべし但明治三十七年五月三十一日附命令により本大臣の認可を受けたる銀行に對して有する預金は此限に非ず「四」會社の權利に屬する有價證券にして現に寄託中に係るものは遲滯なく之を回收すべし「五」貸付金は遲滯なく之が取立をなすべし

但し止むを得ざる事由によりそれがために取立を猶豫するか若くは辨濟を受くる方法の變更を必要とする時は豫め本大臣の認可を受くべし「六」會社の權利に屬する債權及有價證券其他不動産等にして其權利を保全するに必要なる手續を經ざるものは遲滯なく適當の手續きを履行すべし「七」前三號に揭げたる事項は每月末日に於て其月中の狀況を調査し翌月五日迄に之を本大臣に報告すべし「八」有價證券、不動産及什器の評價を正確にし

支店出張所勘定、代理店勘定假拂金未收利息を精算すべし「九」算前號の評價及精算をなしたる時は貸借對照表及財産目錄を作り之を本大臣に提出すべし「十」前號によりて作りたる貸借對照表及財産目錄に於て缺損を生じたる時は其塡補の方法を定めて之を本大臣に具申すべし「十一」第一號第二號第八號乃至第十號に揭げたる事項は本命令を受けたる日より三箇月內之を終了すべし（十二略、十三略）との命令を發するに至れり然るに右會社は商發第二二號命令中第三號に關しては明治三十八年一月十四日に至るも農商務大臣に於て之が取引認可せざる株式會社京濱銀行より定期預金中僅かに二千圓を回收したるに止まり多額の殘餘を回收せず又同く同大臣に於て認可せざる株式會社信濃商業銀行及株式會社越前堀銀行に對する預金は全く其回收をなさず以て該命令に違反し（但し該預金中定期預金は已に期限を經過し當座預金は即時に引出し得べきもの也）同命令中第四號に關しては右會社は同じく信農商業銀行に寄託中の有價證券を明治三十八年一月十四日に至るも回收せず以て該命令に違反し（但し右有價證券は期限を附せずして保護預けをなしたるもの也）同命令中第五號に關しては貸付金十二萬七千六百三十五圓七十七錢を回收したりと雖も現金三千五百十七圓十錢を除くの外は總て主務大臣の認可を受けずして預金證書、不動産、海軍公債、京都生命保險會社株劵及約束手形を以て辨濟を受け以該命令但書に違反し同命令中第六號に關しては不動産二口に付明治三十八年一月十四日に到るも未だ其權利保全の手續を爲さず以て該命令に違反したる外三號の事項に付ては命令の日以後每翌月五日迄に右事項に關し主務大臣に對して爲すべき報告を怠り以て明治三十八年一月十四日に至りたるは同命令第七號に違反したる者とす又同命令第八號に關しては右會社は有價證券不動產及什器の評價を正確になす事なく支店出張所勘定代理店勘定假拂金及未收利息を精算せず以て該命令に違反し隨つて同命令第九號に定めたる第八號命令に順由してなしたる評價及精算を基礎とせる財産目錄及び貸借對照表を作成せず依て第九號命令に違反し併せて同命令第十號所定の財産目錄及貸借對照表に於て生ずべき缺損に付塡補方法を定めて主務大臣に具申すべしとの命令に違反し且前三號所定の命令に違反したる結果として同命令第十一號に違反したるものとす

前記社務紊亂の事件は岡部廣に對する名古屋控訴院判決抄本丹比保次郎木水奥兵衞中西五六郎三田勝俊に對する檢事福田正巳聽取書明治三十八年二月廿一日附保險事務官村上隆吉より大阪地方裁判所檢事正國分之亥宛通牒附屬文書、同年同月二十二日附同事務官より同檢事正宛通牒附屬文書、前記會社の提出に係る明治三十七年十二月三十日貸借對照表明治三十八年一月十四日附商發第二一一號第十項に關し前記會社社長本多副元より主務大臣に提出したる文書により明瞭にして主務官廳より明治三十七年五月三十一日及同年九月十七日に前記命令を發したる事實及右會社が前記九月十七日商發第二一一號第三號乃至第十一號に違反したる事實は明治三十八年二月十八日附農商務省商工局長森田茂吉より大阪地方裁判所檢事正宛通牒附屬文書、同年一月十四日附前記會社社長より主務大臣宛命令第三、四、五、六號に關する報告書、同三十七年十二月十日附同會社社長より同大臣宛報告書同三十八年二月二十一日附保險事務官より大阪地方裁判所檢事正宛通牒附屬文書、同年一月十四日附右會社社長より主務大臣に提出したる財産目錄貸借對照表同年同月同日附同會社社長より主務大臣宛命令第十號に對する猶豫請願書により明瞭なりとす

夫れ前記會社が業務紊亂損失多大にして財産上の基礎の危殆に瀕したる事前述の如く又前記會社が主務官廳商發第二一一號第三號乃至第十一號に違反したる事亦前述の如し而して右命令は即ち保險法第百八條及同第十一條に基き保險契約者被保險者及び保險金額の受取るべきものゝ權利保護に必要なるものなる事又言を俟たざるものなれば之が遵守は右會社業務の改善に向つて僅に一脈の希望を屬せしむるものに過ぎず然るに會社は右命令に違反する事上述の如くなる以上は將來に於て右會社が保險營業を繼續し得ん事は到底望み得べからざるものと云はざる可からず若し依然之を放置し荏苒歲月を渉る事あらば數萬の保險契約者をして遂に救濟すべからざる損失の深淵に陷らしむるのみならず慈いて一般保險營業者の信用發展を傷け其弊害の及ぶ所將に測られざらんとす是當裁判所保險業法第百五條に基き主文の決定をなす所以なりとす

明治三十八年二月二十五日　大阪地方裁判所民事第四部
裁判長判事　入江良之
判事　牧野襄一
判事　福井廣道

右正本は原本により之を作成す
明治三十八年二月二十五日
大阪地方裁判所民事第四部
裁判所書記　齋藤勝一郎

志田博士の追想談　以上の判決に服し難き岡部派では直ちに抗告したが、三十八年十二月二十二日、大審院にて抗告棄却されて萬事終るの外なかつた。後に（大正十二年一月）當時の保險課長代理志田鉀太郎は大阪生命事件の追想として次のやうな談話を保險銀行時報記者に試みてゐる。

大阪生命の疑獄事件の起る前に私は大阪生命たるものが急務への合併であり社長が岡部君の如き定評のある錬達家であるから、何かするだらう叩けば芥位は出るに違ひないと思つて居たが、自ら進んで風波を起すとは害多くして得る所が少なからうと考へて假すに時日を與へて推移を見てゐたのであるが間もなく司法當局者が之と嗅ぎつけたものと見え、農商務大臣を通じて商工局長へ「大阪生命に忌はしい事件があるから手を下すが含んで置いて呉れ」と云ふ意味の通知があつたので木内局長は驚いて私を招き其由を傳へたのである。私は最初から大阪生命に對しては多少の疑ひを持つてゐたので「困つた」と思つたが司法當局に手をつけられては監督の立場にある農商務省の面目にもかゝはることであり、内心楠君も入社したのであるから敢て官憲の力を用ひずとも革正されるであらうと考へたので「同會社は合併後日淺く多少の不正はあつても、時日の經過と共に自ら革正するであらう、殊に保險會社に司法權を活用させることは容易ならぬ事で、其波及する所は一大阪生命に止まらないから手を下すことは暫く待つて貰ひたい」と木内局長の同意を經て其意を司法當局に致して置いたのである其後大阪に内國勸業博覽會が開會せられて農商務大臣同次官等が下阪した時、偶々大阪地方裁判所の平塚檢事正に會つて、同檢事正から「大阪生命の案件は一刻も捨て置けないから直ちに手を下すから」と通告せられたので大臣から本省へ秘電が舞込んで「早速檢査すべし」との命令が下つた。局長から話された時私は形勢斯くなるに强ひて檢査を躊躇すれば楠君との私交から彼は公私を混合するものであるとの非難を受け痛くない肚を探られてつまらないことゝ思ひ最後の決心をして、秘かに當時保險課の屬であつた宮本幸五郎君を引連れて密かに西下したのであつた。到着すると早々司法當局と打合せをする必要があつたので平塚氏を地方裁判所の檢事正室に訪ひ、先づ其意嚮を聞いて見た所、檢事正は「今日にでも手を下さうと思ふ、既に證據も擧つてあるのだから」と猶豫の出來ぬやうな話であつたので、私は「それでは困る、監督官廳たる私の方に先づ檢査を行はさして呉れ、然らずば非常な落度にもなり、將來保險會社に對する威令を失ふ結果になつて面白くない」と種々懇談を重ねた結果、初めは容易に諒らなかつたが結局「君の方の檢査を俟つてやるから」と云ふことに相談が纏つて私は宿へ歸つたのである。然るに其夜深更檢事正から電話で「證據湮滅の惧れがあれば、先程の話を變更して、明早朝に檢挙する」と絶對的な通告に接したので「それでは同時にやらう」と云ふことになつて時刻を打合せて翌日の朝大阪生命へ乘込んだのである。農商務省からは私が宮本君を同行して乘込み一方檢事局から二檢事が出張したのであるから、社内は鼎の湧くが如き騒ぎで、社員は何れも顏青ざめて、重役連中は言葉も聽けぬ態であつた。職權を持つて臨んだ私は巨細に帳簿を調べ、綿密に詰問したが結局泰山鳴動して鼠一匹の感があつて證據たるべきものは何物もなかつた。滑稽であつたのは檢事等の取調べ振りであつた、責任準備金の在所を明示せられて「貴様達は不都合だ何故勝手に處分するのか」と責任準備金の性質を知らないから矢鱈に怒鳴つたのである。叱られた社員は私に「檢事さんは斯様な暴言をお吐きになりますから貴下から御説明を願ひます」と泣きつかれた時は氣の毒でもあり、お可笑しくもあつた。（以下省略）

發展時代

（明治三十九年——明治四十一年）

戰後經營と新會社興起
保險業躍進と官營運動

戰後經營と生命保險業　生命保險會社協會に於ては義に特別委員を擧げて生命保險料に對する所得稅免除に關する件外二件の實現を期することになつたが、明治三十九年一月西國寺内閣成立して、戰後經營の大綱を中外に宣明せらるゝや、好機この秋にありとして俄然積極的活動を開始したのである。即ち委員阿部、片岡、辻、矢野の四氏の外に新に縞原有信を加へ、これ等の諸氏は總理大臣及び大藏、司法、農商務の各大臣を歴訪して夫々陳情する所があつた。

同内閣の保險政策も亦、前内閣と同樣に弱體會社又は類似保險に對しては峻嚴なる方針を執つたが、新設會社にして眞面目なる計畫と認むるものに對しては、戰後經營の大本に照して著しく寛大なる處置を執ることにした。これが爲に三十九年中に具體化した新會社は日清生命、第三相互（後の國光生命）太平生命、萬歳生命等總て四社に達したのである。

同年始に於ける保險契約は七十八萬餘件、二億三千七百六十三萬圓で、前年同期に比し件數に於ては六萬四千餘件を減少し、金額に於ては六百三十五萬圓を增加し、平均保險金は從つて二十七圓を向上してゐたのである。

松岡農相訓示　（三十九年五月地方官會議に於て松岡農相は左の如き訓示をなした。）

保險事業は國家經濟上必要なる機關にして、充分なる保護奬勵の下に國民をして其利益に與からしむるの必要あると共に、事業經營者をして最も愼重に從ひ苟も過誤なからしめんことを要す。

然るに現下保險思想の未だ充分に發達せざる我邦に於ては、保險事業の如何なるものたるやを解せざるもの少なからず。故に不良の徒の之に類似せる事業を以て甘言人民を蠱惑する者亦必ずしも稀なりとせず、斯の如きは其害毒の及ぼすところ偉大なるのみならず、一般保險事業の發達を阻害するや多し。之を以て保險類似の事業を目的とする者に對しては、去る三十五年七月内訓を發して取締を命じたりと雖も、未だ全く之を掃蕩するに至らず、昨三十八年地方長官の報告に徴するも、全國に存在するもの七十有餘而して目下益々その蔓延の兆あらんとする故に、地方官廳は一層その取締を嚴にすると共に、正當なる保險事業に對し益々保險思想の普及を圖り、以て斯業の効用を全からしむるに力められんことを望む。

日本生命保險株式會社に於ては、三十九年二月二十五日定時株主總會を開き、前年度の決算報告を附議したるが、同年は恰も第二回大決算（八年目に行ふ）に相當するので剩餘金百三萬二千圓の内、三十萬圓を割いて保險契約者に分配した。その要領左の如し。

利益金處分

利益金　一、〇六三、四〇三圓、内法定準備金　一三、〇〇〇圓、株主配當金（年三割六分）一八、〇〇〇圓
差引利益金剩餘額　一、〇三二、四〇三圓、内株主特別配當金（年十割）一五〇、〇〇〇圓、但し一株に付十二圓五十錢宛明治三十九年三月一日第

四回株金拂込に充つるものとす。

保險契約者配當金　三〇〇、〇〇〇圓、但し保險金額五百圓以上（累加終身生命保險は初年契約高百三十圓以上）にして滿七ケ年以上契約を繼續したる保險契約者に對しその保險料積立金に比例して保險金額を增加するものとす。

役員及使用人特別賞與金　一〇〇、〇〇〇圓、後年度へ繰越利益金剩餘額四八二、四〇三圓

片岡社長の説明に依ると、第一回決算即ち三十年末現在契約は一千六百八十二萬圓（六萬千三百人）に過ぎなかつたが、今や四千四十五萬圓（十一萬五千人）となり、前の大決算期間に於ける一年平均收入保險料は四十九萬五千圓同收入利息七萬三千圓であつたが、今回は保險料百五十四萬一千圓、收入利息三十三萬九千圓に達した。

責任準備金の如きも第一回大決算に於ては十二萬五千圓に過ぎなかつたが、今回は五百五十七萬一千圓に達した。

資產總額も百七十三萬一千圓より七百七萬八千圓、剩餘金は十六萬三千六百圓より百三萬二千四百圓に增大した。

斯の如きは要するに明治三十五年以來年々六百萬圓乃至七百萬圓と云ふ多額の新契約を博取し得たる結果に外ならず。もしも日露戰爭にしてなかりせば今一層の好成績を擧げ得らるべきに、眞に生命保險事業に對しては戰爭こそ一大禁物なれ。而して戰爭は獨り新契約の成立を困難ならしめたばかりでなく、被保險人死亡をも亦多からしめた。即ち、日露戰爭の結果として死亡せるもの五百七人、保險金二十二萬八千八百圓（編纂者註、一人平均四百五十七圓六十錢）にして、第二回大決算を通じての死亡總數は九千四十人、保險金二百八十萬四千六百四十圓（同上、一人平均三百一圓）に達した。これを第一回大決算期間の死亡數に比すれば人員に於て百分の五金額に於て百分の八の增加に當るが、藤澤氏の死亡表に對照すれば死亡人員は百分の八十一、金額は百分の八十三に過ずして尙ほ多く餘裕を存する、と云ふにあつた。

尙ほ大決算に於ける剩餘金の利源に就て、同會社から公表せられたる所に依ると、最も多額を占むるものは利差益で、次は解約益、死差益、雜益と云ふ順序になつてゐた。その詳細左の如し。

前大決算期繰越利益　八八、八一八圓、豫定死亡と實際死亡との差より生ぜし利益　四四五、二七〇圓、豫定利息と實際利息との差より生ぜし利益、七五六、七八二圓、前大決算期よりの繰越利益金及當大決算期中に生ぜし利益金の利息より生ぜし利益　八六、一六五圓、解約より生ぜし利益　四七六、〇九九圓、財產賣却より生ぜし利益　七四、五五八圓、財產評價より生ぜし利益　一〇〇、一二一圓、其他　一〇、四〇五圓、合計二、〇三八、二二〇圓

而して營業費の內へ補塡　七七六、六六六圓、法定準備金　五九、九〇〇圓株主配當金　一三五、〇〇〇圓、役員恩給金　三、二五〇圓、退任重役慰勞金三一、〇〇〇圓、差引剩餘金　一、〇三二、四〇三圓

徵兵保險の躍進

生命保險業は戰勝に依つて前途こそ樂觀せられたが、戰爭そのものゝ打擊は否定するを得なかつた。前項の日本生命決算報告の如きは明かに夫を物語つてゐるが、徵兵保險に至つては殆んど何等の打擊もなかつたばかりか、三十八年五月以後は際立つた成績を擧げ、同年度末の契約高は五百二十餘萬圓に達し、前年度末に比し二百十萬圓の增加を來したのである。

科目	明治三十八年度 件數	明治三十八年度 金額	前年度 件數	前年度 金額
年始現在契約	二四、九三六件	三、一七八、九〇〇圓	一九、三五四件	二、四六五、一〇〇圓
新契約高	一七、九五八	二、三二一、〇〇〇	九、五三六	一、二三一、〇〇〇
復活	六二七	七六、四〇〇	—	—
支拂保險金	二八	三、一〇〇	九	一、八五〇
消滅	二、三一三	三一四、〇〇〇	三、九四六	五三三、二〇〇
年末現在契約	四一、二六一	五、二四八、七〇〇	二四、九三六	三、一七八、九〇〇

（備考）五月より翌年四月までを一事業年度とす。

即ち三十八年度に於ては新契約の增加に加ふるに、契約の復活するもあり、而も解約消滅は激減したる結果、二百十萬圓の純增加となつたのである。

これが原因は軍事思想の普及にあるのは勿論で、創業後九年にして始めて本來の機能を發揮する機會に惠まれたのである。

利益配當附保險の合理化

相互會社の出現に刺戟せられて既成會社の中には相互會社の長所を取入れた所謂混合組織に轉向すべく利益配當附保險を目論むものが少くなかつたが、概ね非科學的に仕組れたもので、會社のためにも被保險者のためにも遺憾とすべき點ありその實績も自ら疑問とせられたので愛國生命、有隣生命の如きは、粟津清亮の助力に依つて、種々研究の結果夫々新種保險を案出するに至つた。

愛國生命に於ては之を利益配當附養老保險と稱し、三十九年四月から實施したもので、その內容は契約成立の日から起算して十年目十五年目二十年目二十五年目每に配當金を被保險者生存の場合に於ける保險金受取人に支拂ふ。但し二十五年滿期契約に對しては十年目の配當をなさざること（約款第二條）而して配當金は保險證券の券面に記載したる確定配當に加ふるに、約款第二十條に基く利益分配を以てすると云ふにありこれが爲に同社は四十年以降の貸借對照表に於て、確定配當準備金の外に利益配當準備金の二種を計上することになつたのである。

約款第二十條　當會社は每年利益金の百分の五以上百分の十以下に當る金額を利益配當附養老保險配當準備金として積立て、之を第二條に因る配當金受取人に分配するものとす。

前項分配金額は配當を爲すべき年の前年度末に於て、此種保險の現在總契約に對する確定配當準備金額を以て利益配當準備金額を除しその得數に次年中に配當を受くべき個々の契約に對する確定配當金額を乘じたるものとす。

因に右約款の解約價格表は模範約款のそれと全く異なり、總て割合を以て表はしたもので、試に經過年數五年未滿の場合の拂戾を示すと左の如し。

經過年數五年未滿	拂込保險料に對し
十年滿期養老保險	五割九分
十五年滿期養老保險	四割五分
二十年滿期養老保險	三割五分
二十五年滿期養老保險	三割

要するにこの保險は愛國生命の英斷として世目を惹いたものであつた。

有隣生命の新種保險は條件附利益配當で、趣旨とする所は配當の基礎を合理化するとともに、被保險者に對する診査の粗漏を補ふと云ふにあり、三十九年二月主務省の認可を受けたるが、間もなく社內に紛擾起り、充分なる活動をなすに至らなかつた。

年金證券と借額養老保險

新設會社に至つては既成會社以上に時勢を反映し、何れもが最新の學理と仕組と

を採つて事業を計畫したのである。即ち三十九年六月認可の萬歳生命株式會社に於ては保險を養老と教育との二種に分ち、養老保險は更に第一類と第二類とに分ち、第二類（一口金額五百圓以上）に對しては利益を分配するのみならず、兩種養老にして滿期に達し、且つ被保險者の請求あるときは年金證券を交付することにした。

更に同年十二月認可の日清生命株式會社に於ては保險を終身、養老及び教育の三種に分ち、何れも五百圓以上の契約に對しては利益金を分配することにし、且つ養老保險に對しては保險金倍額支拂と云ふ全く嶄新なる事例を拓いたのである。その內容は養老保險の被保險者にして契約滿期に至り生存する場合は保險金額の二倍を支拂ふと云ふにあつた。

尙ほ兩社の教育資金保險は全く時勢の產物で、その實績は遂に擧がらなかつたが、當時は多大の期待を掛けられたものであつた。蓋し時恰も戰勝後の國威發揚時代であつて、教育は重んずべきであるが、それに就ては資金を要する、と云ふことが一般に認識せられた際であつたから。

第二回全國保險業者大會　明治四十年四月十二日から十五日まで四日間、東京神田青年會館に於て第二回全國保險業者大會を開く。同會はこれを損害、生命、醫務の三部に分ち、座長前島密（日清生命社長）の指名に依つて大會々長に阿部泰藏（明治生命社長）損害部會長に田邊貞吉（共同火災社長）生命部會長に片岡直溫（日本生命社長）醫務部會長に中濱東一郎（明治生命醫長）を任じた。各部會は日を異にして會議を開きたるが、生命及び醫務の協議事項及びその結果は左の如し。

生命部會議題及び其の決議

一、經驗死亡表を調査すること（森村金造提出）
　アクチュアリー會に調査を委託
二、不健康體の調査に就き萬國死亡調に贊同すること（矢野恒太提出）
　アクチュアリー會に調査を委託
三、契約後一ケ年間に於ける死亡率を調査すること
　アクチュアリー會に調査を委託
四、商法及保險業法の不備の點を調査すること（甲能順提出）
　調査委員を設くることに決定
五、共同監督員を設置すること（森村金造提出）
　何等決定する所なし。
六、豫定利息の適當なる割合を調査すること（北里裝裝男提出）
　提出者より撤回

醫務部會議題及び其の決議

一、契約經過年數別死亡に就て（石岡繁太郎提出）
　特別委員に附託
二、診査を確實にするの方法（中濱東一郎提出）
　特別委員に附託
三、體重測定勵行の法（森本誠之提出）
　提出者より撤回
四、嘱託醫名簿調製の件（主任醫會提出）
　生命保險會社協會に一任

右大會に於て農商務省商工局長森田茂吉は保險業の現況に就て演說したるが、その大要左の如し。

契約總高は大略十八億圓許りに達してゐますが、これを細別しますと生命保險で三億二千六十萬圓、この中には外國會社の分三千二百三十萬圓が入つてゐるから、內國會社の分は二億八千八百二十九萬圓となる。火災保險は內國會社十二億八千萬圓、外國會社一億八千萬圓であり、海上運送信

用の三口が總て六千四百萬圓に達してゐる。從つて外國會社の分を差引いたもの、即ち純粹の內國會社の分は十六億圓になるのです。然らば收入保險料は何うかと云ふに、生命保險では一千二百七十三萬圓、內百七十九萬圓は外國會社の收入に屬するから、內國會社の收入保險料は千九十四萬圓と云ふ計算になる。火災保險では七百三十七萬圓の內、百十一萬圓が外國會社の收入であり、海上運送信用の分五百三十三萬圓の內、六十五萬圓が外國會社の收入に屬する。即ち內國會社の總收入は二千何百萬圓に達してゐるのです。諸君、朝鮮の歲入は何程と思はるゝか。僅に一千萬圓にあらずや。かれ韓國は僅に一千萬圓の歲入に依つて國家の經濟を立てゝゐるのです。然るに我が保險會社は二千何百萬圓と云ふ巨額の歲入を有つてゐるのです。その經濟的實力の侮るべからざることは之に依つて見るも明かである。

國外發展と主務省示達　國力の伸張に隨伴して國外に進出する保險會社が漸く多くなつたので、主務省に於ては外國で營む保險事業は計算上、內國の分と區別せしむることに決し、四十年四月地方廳を經て其旨を示達した。いま東京府の示達を見るに左の如し。

魏近各種の事業の發展に伴ひ保險會社に於ても內國に其の事業を擴張するに止まらず、淸韓其他の外國に之を伸張せんとする向少からざる可しと被存候處、保險事業の如きは內國に於ける事業の方法及その施設を以て直に之を外國に應用し難き場合少からざる可く、從てその事業を外國に及ぼさんとするには之に適應す可き相當の基礎を定むる事緊要と認められ、これ等手續きに關し左記の通り決定したるに依り、各種保險會社にして外國に事業を擴張せんとするものは相當手續を履むことを要し、又既に外國に於て事業を經營するものにありては此際夫々手續きを履む可き樣示達方、今般其の筋より申來り候條此段及通達候也

明治四十年四月十九日　東京府

追て本件は海上保險事業に對しては其手續きを履むことを要せざる義に有之候條此段申添候也

記

一、事業方法書、普通保險約款並に保險料及責任準備金の算出に關する書類を定め之が認可を受くること。
二、定款の目的事項に追加をなすこと。
三、事業方法書に於ては、契約に就ては我日本の法律を以て準據となす旨き方針に依り之を規定し且つこの趣旨を約款中に明ならしむること。
四、事業報告書中第一號乃至第八號表は外國に於ける事業に對する報告書として各別に調製すること。外國に對する四號表八號表は外國別にすべし。

然し生命保險會社としては、外國に進出するも外國人その者と契約する譯でなく主として外國に居住する內地人と契約するにあれば契約の內容も內地と殆んど異らなかつたので、右の示達を却つて迷惑とするものが少くなかつた。

商法修正意見の公表　商法修正に就ては曩に東京商業會議所の諮問に應じ、談話會の名を以て修正意見を答申したるが四十年八月生命保險會社協會の意見として、前回よりは廣汎で且つ徹底した意見を公表した。その內容左の如し。

第一　商法第三編第十章に保險に關する通則を設くること。

現行商法は其第三編第十章に於て保險を損害保險と生命保險の二に大別し各特立の規定を設け、而も其他の諸種の保險に關する通則を置かず、故に其性質單に損害保險にあらず、又單に生命保險にもあらずして此二者を混合するもの、例へば（怪我保險、疾病保險、誠實保險の如きもの）若くは生命保險にもあらず損害保險にもあらざるもの（例へば徵兵保險の如きもの）並に各種の再保險に關しては商法の規定を適用すべきものなるや否や不明に屬し、殊に又保險業法には生命保險と損害保險の兼業を禁じたるを以て怪我保險、疾病保險の如き豫定危險の發生に因り休業の止むを得ざる場合には其損害を塡補し（損害保險）癈疾不具となり、若

くは死亡したる場合には一定の金額を支拂ふ（生命保險）保險は之を行ふを得ず。又各種の再保險は生命保險にあらず損害保險にあらざる一種の保險なるを以て、何れの保險會社に於ても之を營むことを得と解すべきや。又は之を損害保險なりと解し生命保險の再保險と雖も生命保險會社にて兼營することを得ざるものと解すべきや不明にして不便を感じ、且つ新種の保險業の實行を阻害するの憾あり。依つて生命保險との性質を合併し若くは此兩種類の保險にあらざる保險は其性質の類似する所に依り生命保險若くは損害保險の規定を準用すべきこと。及び各種の再保險は其主たる保險に關する規定を準用すべきこと等をさだめて、現在感ずる所の不便を除斥せられんことを希望す。

第二　生命保險契約に於ける當事者の名稱を變更すること

現行商法に於て被保險者なる名稱は生命保險にあつては保險の目的たる人を指し、損害保險にあつては利益享受者を稱し、同一法典中の用語として別異の意義を有するを以て損害保險の規定を生命保險に準用するに際し解釋上疑義を生ずる場合多し。依つて生命保險の目的たる人には「保險の目的たる者」なる名稱を附し、保險契約の利益を受くべき者を被保險者と稱し、他人の爲にする契約にあつては其利益享受者を被保險者とし、否らざる場合には保險契約者は則ち被保險者なりとすること損害保險の場合と同一にせられんことを希望す（尙ほ本修正意見には總て右に遂ぶところの名稱を用ゆるを以て特に注意せられたし）

第三　商法第四百二十八條を削り更に（一）他人の生命に關する保險契約を爲す場合及び保險契約に因りて生じたる權利を讓渡する場合には保險の目的たる者の同意を得べきの規定（二）被保險者の有する法律關係權利義務の範圍を定むる規定を設くること。

右は前回の意見を强調したものである。

第四　商法第四百二十九條の規定を修正すること。

同條に依れば重要なる事實の陰秘又は虛僞の陳述ありたるときと雖も、惡意又は重大なる過失ある場合の外は何等の制裁なく、又は惡意ありたるときと雖も保險者が之を知り得べかりし場合には同樣何等の制裁なきこととなり、保險契約の最大誠意に基く契約たる特質は同條に依り殆んと全部滅却せられ、各當事者の間に不公平を生じ公の秩序に反する結果を見ること多きを以て、保險契約者又は保險の目的たる者が事實を隱秘し又は虛僞の陳述を爲したるときは、其惡意又は重大なる過失ありたる場合と否とに關せず、保險者に於て其契約を解除することを得るものと定めて、以て告知義務の特質を發揚せられんことを希望す。而して此解除の効力は第四百十一條第一項但書に準ずることとなし、保險契約者に責任準備金を支拂ふものとせられたし。然れども無期限若くは無制限に保險者が此解除權を行ふことを得べしとするときは、過失なき保險契約者被保險者等に不安の虞あらしむることとなるを以て、契約締結の日より五ケ年を經過したる後は保險契約者又は保險の目的たる者に惡意ありたる場合の外は保險者は解除權を失ふこと及び保險者が其事實を知りたるときは、相當期間内に解除權を行使すべく、若し其期間内に之を行使せざるときは其權利を失ふことと定むるを至當とす。

第五　商法第四百三十條の規定を修正すること。

要するに同條を修正して生命保險證券に記載すべき事項を悉く列記することにしたいと云ふにある。

第六　商法第四百三十一條第一項第二號及び同第二項を修正すること。

これも亦前回の意見を强調したものである。

第七　商法第四百三十二條中の字句を修正すること。

第二の變更に伴ふ當然の結果である。

第八　商法第四百三十三條中修正のこと。

これも亦前回の意見を强調したものである。

第九　保險者に於て自己の發行したる保險證券を擔保として貸金を爲したる場合に於ける保險者の權利を確定すること。

保險證券擔保制度は生命保險の如き永年繼續して保險料を支拂ふべき契約にあつては、一時保險料の掛け續きの困難を救ひ契約を持續せしむる爲め最も必要なる制度なれば、歐米各國にても盛に之を行ひ又我保險業法に於ても之を認め居る所なり。而も其所謂證券擔保の効力に付ては法律上疑義を生ずる廉あり。保險者が不安とする所なれば保險者が自己の發行したる證券として貸金を爲したるときは、保險者が其契約に關し支拂ふべき金額に付き優先相殺の權利を有することを明定せられんことを希望す。

保險事業調査　戰後に至つて急に企業的地位を高めた保險事業は、漸く政治家の關心する所となりつゝあつたが、果然帝國議會に其官營案が現はるゝに至つた。即ち政友會所屬衆議院議員板倉中外五名は四十一年二月十五日保險官營に關する建議案を衆議院に提出した。その内容左の如し。

保險官營に關する建議案

政府は我國目下の實情に鑑み各種の保險業を官營と爲すの法律案を速に議會に提出あらんことを望む。

（理由）我が目下の國情に於て保險を私立會社に委するのは甚だ危險なるものあり、而して之が取締を爲すの道甚だ難しとす。故に政府は速に現在の保險會社の營業權を買收して之を官營とすること得策なりと信ず。今その利益を擧ぐれば

一、取締の困難を避くること。

二、公衆をして保險不安の念を去りて貯蓄の念を盛ならしむること。

三、内國五十餘の保險會社を一にして之を官營とせば費用の減少を來し、且つ供給增大の結果、その業務を自ら盛にして利益を增加するは明かなるべきが故に、最も被保險者に利益なる方式を採用して大に民福を進むるを得べし。

四、國民の安寧を保ち皷て財政を補益するを得べし。

五、内幣の流出を防ぎ外幣の流入を期するを得べし。

之が買收の方法に至りては鐵道買收の例に酌み、且つ現在數千萬圓の積立金の幾部は事業と共に引繼ぐべきものなるが故に、國家は之を流用するも信用上に妨げざるを以て、買收に代る公債の資に供するに足るべく、是れ又憂ふるに足らざるべし。

右は二月二十日の衆議院本會議に上程せられ、提出者板倉中の說明ありたる後、杉田議長の指名にて十八名の委員に附託せられた。

板倉代議士の演說要旨左の如し。

現在に於て民營の弊害救ふべからざる今日に於て、之を官營にするのは當然であつて、民業を奪ふなぞと云ふ樣な薄弱なる議論を以て反對するのは、抑も謂はれなきものである。

我國五十五の現在の保險會社を救はんが爲に、我が同胞五千萬人の利害と云ふものを拋つことは何うしても出來ない筈ではありませんか。今日は五十五の大虎を民間に放つて良民を噬ましめてゐるのである。

然るに獨逸、新西蘭あたりの保險官營は誠に好成績を示してゐるではありませんか。凡そ保險學者の議論と云ふものは、多くは保險は國家が之に當るべきものであると云ふことに略一致してゐるのである。今日に於て外國に其例が乏しい。成程實地行ふてゐる所は新西蘭、獨逸などでありますが、其他に於ても、民有の議論の盛んなる英國さへも、既にその議論が起つてゐる。昨年九月フイナンシヤル・レヴユー・オブ・レヴユーに官營論が出ますると、直に米國に於て之を轉載し、米國に於ても盛んなる議論になつて今日では殆んど輿論になつてゐるのである。故に我國に於て之を實地に施行すると云ふことは、即ち學理に合ふのみならず、各文明國さへも普慣に從ふて未だ實行するもの少なき場合に於て、之を實行すると云ふことは即ち我國は先覺者と云つて宜しい。即ち之に依つて實地に利益あるのみならず、道理に於ても決して妨げない所のものであります。

現在我國の保險會社の四十三社だけを調べましたが、その積立金と云ふものが四千一百萬圓餘であります。この四千一百萬圓と云ふものは一昨年末の現在であるが本年になつては最早五千萬圓になつてゐる。この五千萬圓の積立金と云ふものは如何にすべきものであるか。即ち將來保險金を支拂ふために積立てゐるものであるから、保險會社所有の株券なり、その他のものは之を買收すると同時に國家に引繼ぐべきものであります。故に保險の買收に就ては保險會社拂込資本八百七十萬圓の三倍としても二千六百萬

圓で足り、四倍にして三千四百萬圓で足るのである。然るに之を買收すると同時に此積立金が一緒に附いて來るのである。これは卽ち保險會社が被保險者に對する借金のやうなものである。

公債を發行した代りに政府は此四千萬圓若くは五千萬圓の金の引繼を受くるのである。卽ち二三千萬圓の公債を發行して四五千萬圓の金を受取るのである。今日僅かばかりの公債さへ出來ないと云ふ場合に於て、此官營のために立派に公債が出來るではありませぬか。寧ろ有利なる而も發行額に倍加する所の澤山なる金を得られるのである。故に此公債を發行して保險會社を、買收すると雖も財政上に惡影響はないのであります。

官營案否決の理　政府としては主として其時機にあらずとの理由で反對の意嚮で、農商務大臣松岡康毅は特別委員の質問に對し左の如く答辯してゐる。

今日まで保險官營の意思を以て調査したることなきも、將來に亙りて絕對に官營を不可とする意思なしとせず。

保險會社中、不健全のもの比較的多數なるは政府の認むる所にして、之が監督上保險機關の擴張及び法律の制裁力を擴張するの必要あり目下調査中なるが、今後は資本金五十萬圓以下の小會社は設立を許可せざることゝすべく、勞働保險に就ては各國皆その制度を異にしをり、我國に於ては之を官營すべきか、半官營とすべきか、將た民業として特種の監督法を設くべきや。是亦調査中なれど、兎に角普通保險會社と同一には取扱はざる方針である。

尙ほ特別委員の質問應答には主として大久保商務局長が當つたもので、その要旨左の如し。

最近の統計に依ると、これ迄各所にあつた會社も合併をし、或は自然淘汰の結果消滅したものもありました。登記面に現はれてゐる會社の數は六十七（編纂者註、生命損害を通じて）ばかりでありますが、實際今日保險事業をしてゐる會社は四十八位であります。近年會社の數は減じましたが件數の如きは年々非常に進み、且つ會社の基礎とも目すべき責任準備金、卽ち積立金の如きも其額を增して、大體に於て小會社の如きは自然淘汰で消滅して、基礎の鞏固なるものが殘つて行くと云ふ情勢になつてゐます。大體に於て年々保險事業は進んでゐますが、外國に較べては甚だ比較になりませぬ。保險會社が危險の狀態に陷つて、人民が不安の思をするやうになつた最も直接の原因は、昨年の火災の頻繁であります。これに就ては充分に取締る積であります。

これ等各種の保險事業を官營にすると云ふことは臨分學者の間にも議論のあることで、提出者は一定してゐると云ふ御說に伺ひましたが、まだ確定したと云ふ程には聞いて居りませぬ。官營にすると云ふことは要するに國民全般に非常な關係を有つてゐるから之を官營にする必要がある。確實に且つ基礎を固くする上から官營にすると云ふことは到底政府に於て利益とすべき所でないのです。要するに各種の保險を官營にすると云ふことは政府に於て同意し兼ぬる所であります。鐵道國有の如き軍事上且つ經濟の上からして、統一を保つ性質の如きものと各種の保險事業とは決して同一にすべきものでないのであります。

次に財源のことに就て申上げたい。唯今提出者から政府の財源の一端に之を供したならば非常に利益であらうと云ふことを伺ひましたが、卽ち財源の一端に供すると云ふのは責任準備金のことであります。卽ち保險事業として毎年これだけは何うしても積んで置かねばならぬ。會社であれば災害若くは死亡の如きことを生じたならば、是れだけは何うしても積んで置かねばならぬ。義務額として諸會社に法律の上で出來てゐる。卽ち責任準備金であつて、これは生命保險と損害保險とは責任準備金の算出方も違ひますが、餘程むづかしい學理の上で出來てゐる。そして其金額だけは一面死亡となり、若くは損害の生じた時には必らず支拂はねばならぬ。卽ち義務として何時でも拂ひ得ることに爲し置くべきものであります。それを政府の財源にして必要な場合に之を使ふと云ふことは是は保險事業として宜しくないことであります。

もし各種の保險事業を官營とすれば矢張り是だけの金は準備として積立てゝ置かなくてはならぬものであつて、之を財源として使つて仕舞つたなら

らば政府は死亡若くは損害の場合には普通の稅から之を支拂つて行かねばならぬ結果になる。之は一國の財政の上から致しても信用に關することであつて左う云ふことは到底政府としては爲し得べからざることであります

然るに特別委員會の審理は容易に進捗せず、結局三月十九日に至つて否決の運命に會したのである。

保險業者の反對運動　保險業者は生命損害の全般を通じ、官營反對の意見を持したが、中でも生命保險業者の反對が强く、今後とても斯の如きことがあつては、と云ふので衆議院に代表者を送ることにし、片岡直溫をして同年四月の總選擧に立候補せしめたのである。

因に當業者として發表した意見の主なるものを擧げると、

矢野恒太　近頃板倉某なる代議士、保險官營の建議案を議會に提出したとかであるから、其調査案を見たが、其調査の杜撰にして其計算の不明瞭なる、而して其理由の薄弱なる殆んど噴飯せんとするばかりである。第一敢入保險料から營業費を引いたものは、悉く利益であるが如く思惟して居るのが滑稽である。この筐鉾であるから、官營にすれば責任準備金は積まずとも可いなんぞ云ふ勝手な熱が吹けたのであらうが、さりとは又呆れた話ではないか。

玉木爲三郎　保險業を官營とするものは英國に於ける年金保險、佛國に於けるトンチン法にして、その國家歲入の增加を企圖する點は頗る我が板倉案に酷似すと雖も、忌憚なく云へば英國に於ける年金保險にせよ、又佛國に於けるトンチン法にせよ、板倉案の如く斯業の不安を除き、國家歲入の增收をも謀らんとするが如き慫慂りたる目的より來れるものにあらず。而も伺この官營の遂に向上發達の阻格せられたるを思へば、今突如として民間保險を官營に移すが如きは、更に一般の研究を要す可きものたるを信ずるなり。

福原有信　近頃は少し利益でもありそうな事業ならば、何んでもかんでも皆官營しようと云ふ考の樣であるが、全體事業にして官營としなければならないものは、政府の權威勢力を以てせざれば事業の成功發達を望むことが出來ない樣なものでなければならぬ。斯かる條件に當捗らざるもの特に保險業の如き衣人的經營に不適當なる事業は、決して之を官營にすべきものでない。

片岡直溫　保險會社にありては營業上の安全程度が同程度にある間は、大資本の會社に比すれば小資本の會社が被保險者の利益にして、且つ保險會社として、價値多きことは今更詳說する迄もなし。然れども資本の大小を買收價格の標準として買收さるゝ場合には、この價値多き小資本會社は非常の不利益とならざる可らず。これは到底忍び得らるゝものにあらず。

（保險銀行時報社に於ては二月二十日號を保險官營反對號とし、五月十日號を保險官營顚末號として輿論の指導に努めた。其の他の保險關係新聞雜誌も勿論擧つて反對したことはいふまでもあるまい。）

利益配當準備金と營業稅　生命保險會社協會に於ては近年利益配當附保險を營むもの漸く多く、これに關する準備金が累積するとともに課稅上の疑問が生じ、或はこれを普通の積立金と同一視して營業稅を課すべしとの說あるに鑑み、その妄を啓くために、四十一年三月大要左の如き建議案を大藏大臣に提出した。

保險事業の發達は其後駸々として進み、種々の契約の種類を生じ利益配當附契約の行はるゝに至りて、從來の所謂責任準備金の外に、責任準備金と同じく保險會社が契約により將來被保險者に支拂ふべき責任を有する爲に積立つる金額にして、而も保險業法及同法施行規則に所謂責任準備金（卽ち保險料積立金と未經過保險料）の內に包含せられざる準備金を生じたり。現行生命保險會社の事業報告書に記載せらるゝ保險金額の外に、被保險者に支拂ふべき利益配當準備金又は生存分配金等の如き卽ち是たり。

この新たに生じたる準備金は前段述ぶる如く、所謂責任準備金の內に包

含せざるを以て、之を營業稅課稅の標準に加へんとする者あるを見るに至れり。然れども之は責任準備金を課稅標準に加へんとしたる曩日の誤謬を再演するものなるを以て、營業稅法施行規則第五條の但書を改めて責任準備金其他保險契約に因りて積立てたる金額は總て之を除外すること、定め若くは此意義を說明したる訓示を發せられんことを希望す。

因に稅務署に於ては四月早々帝國、共濟、愛國の利益配當準備金に課稅の通告を發した。

戊申詔書と生命保險業　生命保險界は官營問題の騷ぎに取紛れて四十一年春の金融恐慌期を乘切つたものゝ、その以後は當然不振に陷るべき情勢にあつたが、七月に至るや第二次桂內閣の成立あり、農商務大臣に大浦兼武が就任し而もその政策は保險業の助長を基調とせることが明かになつたばかりか、十月に至るや戊申詔書の下降あり、國民を擧げて勤儉、產を治むるの運動が開始せられたので、新契約の如きは一般に增加の傾向を示し、會社に依つて今迄にない好成績さへ擧げたのである。然し新會社の續出に依つて同業の競爭は益々激甚となり、その餘弊は四十二年に至つて現はるゝに至つたのである。

生保協會の組織變更　生命保險會社協會は明治四十一年十二月主務省より社團法人の認可を得たるを以て、同二十一日限り舊協會を解散し新に社團法人生命保險會社協會を設け、事務財產一切を之に引繼ぎ、同時に理事の改選を行ひ阿部泰藏、關原有信、辻新次、片岡直溫、矢野恒太の五名當選、尙ほ出資方法は一會社每年四百圓宛一萬二千五百圓まで支出すること、且つ經費醵出方法は各社前年の保險金百圓に付き三厘の割合を以てする事に決定した。

反動時代

（明治四十二年——大正元年）

戰後反動と生命保險業
商法の改正と模範約款

時弊匡正の方策　財界の大勢に逆行して獨り順調なる道程を辿りつゝあつた生命保險業も、四十二年に入るとともに流石に停頓の樣相を呈し、これを放任するときは往年の轍を履むの處があつたので、主務省に於ても久しく中絕した保險會社の檢査を勵行することゝなり、その第一の鉾玉に日宗生命保險株式會社が擧げらるゝに至つたのである。保險課長岡實は之に關して、

保險會社に對しては從來とても其監視を怠らなかつたが、單に書類の上より見たるのみにては到底其眞相を看破する能はざるを以て、今後は夫々會社に臨檢して綿密なる調査を實行し、內容の怪むべき事實を發見したる場合は假借なく契約の停止を命じて改善せしむる方針なり。

新會社の勃興は恐るゝに足らざるも、さきだに競爭を重ね來りたる斯界が新會社の勃興に遭ふて更に一層競爭の度を高め、其營業上に困難を來し弊害を助長するに至りたるの杞憂なきにあらず。

保險類似の計畫をなすもの從來各地に行はれつゝあり、これ等は曩に各府縣知事に知照して絕對に禁止せしめつゝあるが、近來名を信用組合に藉りて相互火災保險類似の行爲をなすものあるやに聞けり、これ等は云ふ迄もなく直に禁止命令を發すべきものと認む。

日宗生命に對しては新契約を停止し六十日以內に未拂込株金二十二萬五千圓の拂込を命じたり。もし期日に至り拂込を了せざるときは容赦なく解散を命ずるの外なかるべし。

然し新會社に對しては寧ろ助成の方針を持したので、富士生命その他、この前後に具體化した計畫が少くなかつたのである。

日宗生命破綻を暴露す

主務省では日宗生命保險株式會社を檢査の結果、內部に一大缺陷のあることを發見したので、四十二年三月十八日付を以て新契約停止及び財產整理命令を發した。同社の保險契約高（四十一年末）は三萬二百十七件、八百四十三萬五十四圓にして二流保險ながら、相當に信用を博した會社であつたが、經營者河合芳次郎が日宗火災に失敗した前後から漸く內容を惡化し、約八十萬圓に近き責任準備金の殆んど全部を喰ひ盡したのである。

農商務省保險課長　岡實

玆に於て經營者側は當時の株成金鈴木久五郎の援助を求むるに至つたのであるが、荷も生保會社たるものを相場師の手に依つて更生せしむると云ふ如きが、既に條理に於て誤つた方策で、その結果が會社に取つて宜しかるべき筈がなかつた。即ち鈴木側から乘込んで來た須永某の傍若無人の振舞に依つて俄然動搖し初め、果ては內部の醜狀を洗ひ出すに至つたので、主務省でも事態容易ならずとして斷乎たる處置を執つたのであつた。其命令の內容左の如し。

一、新に保險契約を締結することを停止すべし。

二、未拂込株金は本命令を受けたる日より二ケ月內に其三分の二以上、四ケ月內に其殘額の拂込を爲すべし。

三、支拂ふべき保險金及び解約拂戻金にして其支拂を爲すべきものは二ケ月內に其支拂を爲すべし。

四、會社の責任に屬する保險契約を明かにし其責任準備金を計算すべし。

五、保險契約に關する帳簿及び會計帳簿を整理し且其記載は正確にすべし。

六、特別預金、銀行預金、準備金、出張所代理店貸、未收利息、假拂金その他一般の財產を整理すべし。

七、四乃至六の事項に付ては二ケ月內に終了し本大臣に報告すべし。

然るに日宗生命に於ては命令事項の幾分をも履行し得なかつたので、同年九月二日付を以て東京地方裁判所より解散の言渡を受けたのである。

右に關する日宗生命取締役松木章彥の談話は、會社の實情が凡そ何んなものであつたかを、雄辯に物語るものと思はれるので左に拔記しやう。

曩に主務省から會社の整理を命ぜられたる以來、專心整理に從ひたりしも、會社缺損の程度僅少にあらざりしを以て、株金拂込の通知を發するも直に之に應ずるもの少なく、又凡ての整理問題に就て株主總會を招集するも出席少なきのみか、委任狀をも差出さゞる者多數なる爲め何時も流會又は假決議をなすに止まり、遂に正式に任意解散をなす事を得ずして今日に立至り、社會に對して面目なき次第なるが、此上は官選清算人の任命を待ち會社の書類、財產の全部を引渡して實を引く迄なり。

只だ此際憂慮に堪えざるは此官選清算人の人物の如何にあり、曩に大阪生命が解散命令に接したる時の如き、官選清算人の淸算すること五ケ年にして終に一割の割戻をなしたるの例あり、無論その會社の財產が僅に一割に減じたる事なるべしと雖も、若し淸算人にして今少しく機敏に事を運びたらんには、割戻しの斯くまで減ぜざりし事は疑なき所なり。世間普通の所謂官選淸算人なる者は動もすれば徒らに事務を遷延して私腹を肥さんとするの傾向ありと云ふ。予は切に我社の淸算に當るべき人物の高潔ならんことを望むものなり。

元來、停止命令なるものは要するに會社側の反省を促し、その整理

を遂行せしむるのを目的とし、その實の擧がるを俟つて解除せらるべきもの、而して解除の實例も少なくなかつたのであるが、日宗生命の場合は內部の混亂が餘りに甚しかつた爲か、新契約の停止を機緣として遂に再起不能に陷り、其清算に就ても種々の忌はしき問題を惹起したのである。

數字に現はれた生命保險業の不振

前項に述べた如く生命保險業は四十二年上半期に至つて一腰折つたが、その間の情勢を數字に依つて說明すると、社數に於ては前年同期よりも四社の增加を見たるにも拘らず、新契約に於ては二百五十餘萬圓の減退を告げたのである。尤も會社個々としては增加したものもあつたが、概ね豫定以下の出來高であつた。

各上半期	新契約 社數	件數	金額 千円
三九年上	二〇	八八、一八一件	三二、九三九
四〇年上	三二	一一四、九六七	四八、六四〇

各上半期	新契約 社數	件數	金額 千円
四一年上	二四	一三九、六三四件	五九、一四三
四二年上	二八	一二八、四四五	五六、八五五

契約者分配資金に對する課稅問題の裁決

愛國生命の養老保險確定配當準備金及び同利益配當準備金、帝國生命の利益配當附保險配當準備金、共濟生命の乙種保險生存分配資金及び未拂契約分配金等に對し、永代橋稅務署に於ては普通の積立金と同一視すべきものとの見解を採り、これ等を營業稅の課稅標準中に算入したので、三會社に於ては之を不當として夫々東京稅務監督局の審査を要求したるも、尙ほ滿足なる解決を告げなかつたため、更に大藏省に訴願した結果、四十二年九月に至り愛國生命の確定配當準備金及び共濟生命の未拂分配金の內、出世、養老、終身の三保險に對する部分に對する稅務監督局の處置を不當とする旨、大藏大臣桂太郎より裁決せられた。

その要旨左の如し。

訴願人　愛國生命保險株式會社

本件の兩準備金は共に保險約款により積立つ可き責任ある金額の基金として積立つべき準備金なるを以て、營業稅法施行規則第五條の保險準備金と該當すと主張すると雖、保險責任準備金は保險業法施行規則第十五條に規定せるが如く、保險料積立金並に未經過保險料より成立し、保險者が被保險者の保險金額に對する將來の請求權を保證する爲め其責任として積立つべき金額に外ならざるを以て、本件準備金の中、不確定なる金額の支拂に備へんが爲め利益の一部を積立てたる利益配當準備金の如きは、保險金額の支拂に對する積立と云ふこと能はざるのみならず、保險料の一部を積立たるものにあらざるを以て之を保險責任準備金と認むること能はず。

然れとも一定の時期に保險契約が有效に存續する場合に於て確定金額を支拂はんことを約し、保險料を餘分に徵收するは又一個附隨の保險契約を締結したるものと看做し、その確定金額の支拂に備へんが爲に保險料の一部を積立てたる本件確定配當準備金は、之を保險責任準備金と認むるが故に、東京稅務監督局長が決定したる營業稅課稅標準資本金額九萬四千二百九十圓五十六錢は不當にして、右金額より確定配當準備金の月割平均二千五百二十七圓八十六錢を控除すべきものと認む。（九月九日付）

訴願人　帝國生命保險株式會社

營業稅法に所謂責任準備金とは保險業法第十五條に明記するが如く、保險料積立金及未經過保險料より成立するものにして、保險者が保險事故の發生前に被保險者の保險金額に對する將來の請求權を保證する爲に保險料の一部を積立てたるものならざるべからず。然るに訴願人の所謂利益配當附保險配當準備金の如きは

一、一定の利益の配當を保證するものにして、保險金額に對する將來の請求權を保證するものにあらず。

二、又利益の一部を積立つるものにして、保險料の一部を積立つるものにあらず。故に之を責任準備金と認むるを得ず。

訴願人は營業稅法第五條但書を以て制限的規定にあらずして、只だ當然の原則を云ひ表はしたるに過ぎず。從つて之と性質を等しくするものは悉く課稅標準より除外せざるべからず。若し之を制限的と見れば彼の支拂備金の如きは、當然之を課稅標準中に算入せざるべからざるの結果を生ず。然れども之を課稅標準中に加ふるは素より不條理にして、又未だ曾て課稅標準中に加へられたる事實あらざるを以て見るも同但書は制限的規定にあらざるを知るに足る。從つて利益配當附保險配當準備金の如きは同但書の特典を蒙ること疑なしと主張するも、同條は例外的規定にして、例外的規定は嚴格に解釋すべきものなるが故に、責任準備金とは全く其本質を異にする利益配當附保險配當準備金を包含すと解するの餘地なし。而して其支拂備金を課稅標準中に算入せざるは之を積立金と見ざるが故にして保險責任準備金と見たるためにあらず。

利益配當附保險配當準備金に課稅するときは、會社は稅金に相當する金額を配當準備金より控除するを以て、結局會社以外の非營業者たる第三者（利益配當金受取人）が營業稅を負擔する奇觀を呈するが故に、これを課稅するは不當なりと論ずるも、元來利益配當金受取人は會社の純益の配當を請求する權利者たるに過ぎずして、會社に對する總ての課稅額を控除するにあらずんば純益と云ふを得ず。而して此純益には最早や課稅せられざるが故に會社以外の第三者に課稅すと云ふを得ず。

以上の理由に依りて訴願人が利益配當附保險配當準備金を以て營業稅法施行規則第五條但書に所謂責任準備金と同視し、之を營業稅課稅標準たる資本金額中より除算するを要すと主張するは毫も根據なきものと認めざるを得ず。（九月十三日付）

訴願人　共濟生命保險株式會社

訴願人は營業稅課稅標準たる資本金額に乙種生存分配資金並に未拂契約分配金を加算決定せられたるは不當なりとし其理由として

一、乙種生存分配資金は生存保險金及び利益分配金の二者より綜合構成せられ、その生存保險金に對する部分は之を積立つるが爲には、會社は保險契約者をして特種高率の保險料を拂込ましめ、責任準備金と同一の方法に依り會社の決算年度毎に積立てたるものにして、全然保險責任準備金の一種たる保險料積立金なり。

と主張すと雖も、保險責任準備金とは保險者が保險事項發生前に被保險者の保險金額に對する將來の請求權を保證する爲に保險料の一部を積立てたるものならざるべからず然るに訴願人の生存保險金と稱するものを見るに、その將來保險契約者に對して拂渡すべき金額は一定のものにあらず、從つて保險金額と稱するを得ざるが故に、之が支拂を確保する爲に積立てたる金額は、之を保險責任準備金の一種たる保險料積立金と稱するを得ず。

又利益分配金に對する部分に付きても、訴願人はその除算あるべきものなることを主張すと雖も、その積立金たる保險金額に對するものにあらざることは訴願人の所謂生存保險金と同じく、且つ保險料より積立てたるものにあらざるを以て、その性質責任準備金にあらざること明なり二、未拂契約分配金は出世、養老、終身及び改正保險と稱する保險約款に依り、會社の利益中より一定の金額を除外したる殘額より成り、この殘額は年々保險契約者に支拂ふべき契約分配金の未拂金に相當し、會社は唯その支拂を完了する迄これを保管するものにして一種の支拂備金なりと論ずれども支拂備金は保險業法施行規則第十四條に依り保險金の支拂又は拂戻金の爲に備へ置くものゝみを指し、利益配當の爲に備ふるものを含まず。

然れども出世、養老及び終身保險に於ては其利益金の分配額は之を會社に積立て置かず每年分配するものなるを以て、之を營業稅法上積立金と見るは穩當にあらず。之に反して改正保險契約に依る利益分配金は三ケ年間會社に積立て置き、然る後保險契約者に分配するのみならず、改正保險約款第十五條に依れば會社に損失あるときは之を流用し得る性質のものなるが故に、之を積立金として課稅標準たる資本金額中に算入するは決して不當にあらず。

以上の如くなるを以て乙種生存分配資金及び未拂契約分配金の內、改正保險に對する部分を訴願人の營業稅標準たる資本金額中に算入したるは至當なれども、他の未拂契約分配金卽ち出世、養老及び終身保險に對する部分は課稅標準中より控除すべきものと認む。（九月二十日付）

この裁決は課稅標準に對する疑義の一掃であるとともに、責任準備金に對する政府側の見解を明かにしたものとして當業者から重大視せられた。

仁壽生命と日本倉庫空荷證券事件

仁壽生命保險合資會社は日本倉庫の倉庫證券を擔保として丸三精米株式會社に對し十萬圓（一說には十六萬圓と云ふ）を貸出したるが、四十二年六月に至り日本倉庫が破綻するや、その倉庫證券が空荷證券であり、而もそれが日本倉庫支配人上野某と丸三精米の內海外二名との結託に係る詐害行爲であることが發覺した。

然るに日本倉庫の社長は米穀取引所理事にして、同時に仁壽生命の業務擔保社員たる東條一郎であつて、豫てから兎角の噂があり、吉澤鉡三郎、山口久四郎の兩者は既に之が改革運動を開始してゐた際であつたので、問題は俄然紛糾するに至つたのである。

玆に於て東條も自己の立場上、放任するを得ずとして、上野某等の一味を有價證券僞造行使、詐僞取財の名を以て告訴したのであるが、これは唯だ事の名分を正すと云ふに止まり、十萬圓の欠陷は遂に如何ともするを得なかつた。

然るに同年十二月に至るや、仁壽生命の社長辻新次が社長の椅子を去つたので、東條は窃に自薦運動を開始し、あは好くば自から社長となつて十萬圓問題を有耶無耶の間に葬らんとしたので、吉澤、山口等の改革派は事態容易ならずとして重役の改選を叫び、翌年二月の定時總會で正面衝突をなした結果、東條一郎は業務擔當社員の辭任を餘義なくせられ、代つて山口久四郎が就任し、吉澤鉡三郎は監査役新任、業務擔當社員長鄕泰輔は留任することになつたのである。卽ち改革派の勝利となつたのであるが、留任した長鄕は實は東條派の者で事の成行を苦々しく思つてゐる所へ、改革派は更に下鄕傳平を社長に推薦する運動を開始したので、最早やこれ迄と思つたか、獨斷を以て日本倉庫へ五十萬圓を貸出す契約を結んだのである。

これは勿論、背任罪を構成するので仁壽生命としては先づ長鄕を告訴し、次で同人の業務擔當社員たることを罷免し、同時に下鄕を社長に迎へ、十萬圓の欠陷は追つて補塡することにして、事件は落着を告げたのである。

東海生命と低率保險料

際派の實業家に依つて發起せられた東海生命保險相互會社は四十三年三月創立總會を開き、谷謹一郎を社長として事業を開始したるが、この會社は相互會社の保險料が一般に高率なのを慨して目論まれたものなので、社員配當に關する規定の如きも、既設會社のそれと著しく異つてゐた。

定款第四十四條　社員配當金の配當時期は終身保險にあつては當會社創立のときより起算し每五年度末（事業年度末）養老保險にあつては前記の每五年度末と保險契約滿期との二種に分つ。

社員配當金の支拂は滿期配當の契約を除き、その配當時期に於て經過年數二年以上の現在保險契約に對し、當該年度の定時評議員會終了の後これを爲すものとす。

但し經過年數滿二年に達せざる保險契約の社員配當金は次の配當時期に其契約が現存したるとき併せて之を支拂ふものとす。

滿期配當金は年四朱の利息を以て重加し契約滿期のとき之を配當す。

滿期配當の保險契約にあつては滿五年以上保險契約を繼續したるものに限り、被保險者が滿期前に死亡したるときと雖も、其死亡の前年度末に於て其契約に對し積立てたる配當金は之を支拂ふものとす。

同時に會社側から保險料比較表が發表せられたるが、その拔記左の如し。（保險金千圓に付）

年齡	社名	一〇年滿期	一五年滿期	二〇年滿期
三十歲加入	東海生命	一〇五・六四	六七・七九	四九・五六
	千代田生命	一〇六・〇五	六八・〇〇	四九・八〇
	國光生命	一〇六・七一	六八・八五	五〇・四四
	第一生命	一〇八・七五	六九・二一	五〇・三三
	加奈陀サン	一一一・四〇	七三・〇〇	五四・六五
	紐育生命	一一三・二六	七五・四五	五七・二一

年齡	社名	一〇年滿期	一五年滿期	二〇年滿期
四十歲加入	東海生命	一〇七・一五	六九・八七	五三・三六
	千代田生命	一〇七・八五	七〇・五〇	五五・〇〇
	國光生命	一〇八・三三	七〇・九一	五六・二九
	第一生命	一一一・三〇	七三・六五	五四・六四
	加奈陀サン	一一三・五五	七五・八〇	五八・二〇
	紐育生命	一一七・七五	八〇・三三	六三・六一

併し右の比較表には人を誤解に陷れしめるものがあらう。東海生命の配當が五年目おき、又は滿期配當なるに比し、第一生命の每年配當保險をとつてゐるからである。而して、千代田生命の保險料は甲種滿期配當の分（乙に比し低率）を取り、乙種（甲種に比し高率）をとらない。それは千代田にとつて有利な比較だが、第一と千代田に對照では、千代田をことさらに有利化した傾きがないではなからうか。而も、營業保險料の高下は絕對的のものではなくて、配當を差引いた正味で勘定せねばならぬものである。なほ相互會社にあらぬ株式會社の外國生保カナダサンと比較するなど商略が見透くといふものかも知れない。

日本三會社表脫稿

明治生命、帝國生命及び日本生命の三會社は其被保險者の死亡經驗を集合して完全なる死亡生殘表を編成せんとして明治四十年五月各委員を命じ、明治生命のアクチユアリー海老原介太郎を主任として、爾来引續き調査を遂げつゝあつたが、四十三年四月に至り之が脫稿を告げた。

本表は第一卷及第二卷の二部から成り、第一卷を材料表及び未整頓死亡表並に其說明等に充て、第二卷には整頓を經たる三死亡表（男子全總合表同五年裁斷總合表、同選擇表）及び之を基礎とし三分五厘、四分、四分五厘及び五分の各利率に依つて計算したる基數表、年金現價表及び諸種の純保險料を收む。

アクチユアリー 海老原介太郎

調査の材料とせる被保險者は三會社創立の時より明治三十八年末に至るまで終身保險若くは養老保險を契約したる健康體の男女四十八萬五千餘名（但し海外移民及び明治三十六年若くはその以後に結約したる軍人軍屬を除く）であつて、調査の結果は英國十七會社表に比し、十歲より十七八歲まで、二十三四歲より四十歲までは死亡率比較的に低きも、四十歲を超ゆれば俄に增加すること、即ち我國では長壽の少なき點で佛國と同一の趨勢にあることが明かになつた。その比較表左の如し。

被保險者一萬人に對する死亡率表

年齡	日本三會社表	英國十七會社表	年齡	日本三會社表	英國十七會社表
一〇歲	四九・九〇人	六七・六〇人	五〇歲	二〇三・九〇人	一五九・三九人
一五	六四・八〇	六九・四五	五五	二八五・七〇	二二六・六四
二〇	八九・〇〇	七三・九一	六〇	四三七・四〇	三〇五・五六

二五	七九・二〇	七七・七〇	六五	六〇八・四〇	四四〇・八二
三〇	七一・七〇	八四・二五	七〇	八二八・五〇	六四九・三三
三五	七六・六〇	九二・八八	七五	一、三三三・五〇	九五五・六〇
四〇	九三・五〇	一〇三・六二	八〇	一、九〇四・二〇	一、四〇四・〇六
四五	一三七・二〇	一三三・一三			

本表は印刷に手間取つたため、公式に發行（非賣品）せられたのは、第一卷明治四十四年八月第二卷同年九月であつた。

小口生命保險官營の議起る

小口生命保險に就ては明治三十六年頃二三の當業者から出願せられたるが、政府としては特に之を認可せず、その後とても屢々出願する者ありたるも政府の方針に渝りなく、且つ之を官營とする意嚮さへあることが傳へられたのである。而も斯うした意嚮は戰後財政の困難と社會政策的風潮に依つて益々助長せられつゝあつたが、明治四十四年一月に至るや遞信省は突如として小口保險調査委員會を設け、次官仲小路廉を委員長としてこれが調査を開始し、四月に至るや農商務省に於ても大臣大浦兼武を委員長として大規模の調査を開始したのである。右に關し農商務省參事官村上隆吉は往訪の保險銀行時報記者に對し左の如く語つた。

歐米各國に於ける小口保險は私立會社の事業となせるもの其多きを占め瑞西に於て僅に二個の官營あるも其事業の範圍たる到底前者と比較すべくもあらず。而して其加入方法たる大部分は任意契約にして强制方法を執らざると、且つ其特長とも云ふべきは保險料支拂を週拂とし、大抵年齡二十歲を標準として一週五錢乃至二十錢を支拂ひ、その保險金額は百圓乃至百五十圓を普通とせり。又料金の取集めに就ては市外と雖も集金人を派出し且つ加入者に對しては無診査方針を取ると同時に、被保險者の好手段を防禦するの方法として保險金削減期間と云ふ規定を設け、被保險者が六ケ月以內に死亡するときはその拂込金額だけを拂戻し、一年にして死亡するときは保險料の半額を支拂ひ、二ケ年に達する者より始めて保險金の全部を支拂ふことゝし、之を稱して自動選擇法と云へり。

然るに小口保險は業務頗る煩雜にして何分細民對手のことゝて、失効解約多きにより、之が防禦方法を講ずる等の手數少なからず、且つ紹介手數料の增加を來すと同時に、營業費の增加するは當業者の最も苦痛とする處なるが如し。

事情右の如くなるを以て會社事業としては不利益なるが如きも、英米にては會社の利益餘りに大なりしとの非難さへある程なれば、必らずしも會社事業として不利益なるものにあらず。然し小口保險は社會政策の見地よりして絕えず被保險者に同情を有することを基礎とせざれば其効果たる殆んど見るに足らず。予は叙上歐米の形勢に顧み、殊に勞働者保護の必要に迫れる今日、小口保險の計畫に對して双手を擧げて贊同を表するものなり。

農商務省參事官
村上隆吉

然るに同年八月に至るや、內閣交迭して農商務大臣に牧野伸顯、遞信大臣に林董就任し政策も從つて轉換するに至つたために、小口保險官營問題は停頓の狀態に陷つたのである。

商法改正と模範保險約款

生命保險會社協會が豫てからの要望であつた商法改正法案が四十四年の議會を通過し、同年十月一日より實施することになつた。この改正は可成廣汎なる範圍に涉つたもので、保險關係の事項としても、

一、告知義務に關するもの。
二、保險料の返還及び責任準備金拂戾の義務の時效。
三、生命保險に於ける保險金受取人の制限の撤去。

四、生命保險金額支拂の責任なき場合の追加。
五、生命保險に於ける積立金拂戾を受くべき權利者の決定。
六、新舊法過渡に關する件。

等總て六項目に涉り、協會側の要望は大部分實現せられたのである。依つて協會に於ては玉木爲三郎外四名を委員に擧げて、右に伴ふ模範普通保險約款の改正に着手し十月に至り左の如く決定した。

模範普通保險約款

第一條　會社の保險契約上の責任は保險契約者が會社の通知に依り第一回保險料を拂込みたる時に始まる。

第二條　保險料は保險期間中、若し特に保險料拂込期間を定めたるときは其期間中第一回保險料拂込の時より起算し一ケ年度分を各年度の始までに拂込むべし。但被保險者が死亡したるときは次年度以後は之を拂込むことを要せず。

一ケ年度分の保險料を分割して拂込む場合には其分割期間の保險料を各期間の始までに拂込むべし。但保險契約消滅の事由發生したる場合に於て其保險年度の保險料に未拂込分あるときは一時に之を拂込むべし。

第三條　保險料は會社の本店、支店又は會社の指定する場所に於て拂込むべし。

第四條　保險料拂込期日後一ケ月を猶豫期間とす。此期間內は保險料に一日一萬分の四の利子を附加して拂込むべし。

保險料を拂込まずして前項の期間を經過したるときは保險契約は其効力を失ふ。

第五條　第一回保險料拂込の時より一年內に被保險者が職業を變更し又は外國に赴くときは保險契約者又は被保險者は遲滯なく之を會社に通知すべし。

前項の場合に於て危險が著しく增加すと認めたるときは會社は將來に向つて保險契約を解除し又は特別保險料を請求することを得。

保險契約者又は被保險者が第一項の通知を爲さず又は會社が特別保險料を請求したる場合に於て二週間內に之を拂込まざるときは保險契約は其効力を失ふ。

第六條　保險金は被保險者が死亡したるとき又は保險期間滿了の日まで生存したるとき之を支拂ふべし。

第七條　保險契約者が死亡したるときは保險金を受取るべき者は遲滯なく之を會社の本店に通知し且被保險者の死亡後二ケ月內に左の書類を提出して保險金を請求すべし。

一、醫師の診斷書又は檢案書
二、被保險者の戶籍謄本

前項第一號の書類には會社の定めたる事項を記載すべし。但之を記載すること能はざる正當の理由ある場合は此限に在らず。

會社は第一項の書類の外特に必要なりと認めたる書類を請求することを得。

第八條　保險期間が滿了したるときは保險金を受取るべき者は被保險者の戶籍抄本を提出して保險金を請求すべし。

第九條　保險金は前二條の書類が會社の本店に到達したる後一ケ月內に之を支拂ふべし。但會社に於て調査の爲め特に時日を要する場合は此限に在らず。

第十條　會社に於て保險金を支拂ふべきものと認めたるときは第七條又は第八條の規定に拘はらず之を支拂ふべし。

第十一條　保險契約に關し保險契約者又は被保險者に詐欺の行爲ありたるときは保險契約は無效とし既に拂込みたる保險料は之を返還せず。

第十二條　保險契約の當時保險契約者又は被保險者が惡意又は重大なる過失に因り重要なる事項を告げず、又は重要なる事項に付き不實の事を告げたるときは會社は契約の解除を爲すことを得。但第一回保險料拂込の時より五年又は會社が解除の原因を知りたる時より一ケ月を經過したるときは此限に在らず。

保險申込の後第一回保險料拂込以前に被保險者の身體に異常を生じ其他重要なる事項に付き異動を生じたるも、之に關し會社の承諾を得ずして

第一回保險料を拂込みたるときは亦前項に同じ。

第十三條　左の場合に於ては會社は保險金を支拂ふの責に任ぜず。

一、被保險者が自殺したるとき。但第一回保險料拂込の時又は保險契約復活の時より三年を經過したるときは此限に在らず。

二、被保險者が失踪の宣告を受けたるとき。但會社に於て保險金を支拂ふべきものと認めたるときは此限にあらず。

三、被保險者が決鬪其他の犯罪若へは死刑の執行に因り又は一年以上の禁錮若くは懲役に處せられ其刑の執行中に死亡したるとき。

四、保險金を受取るべき者が故意にて被保險者を死に致したるとき。但其者が保險金額の一部を受取るべき場合には會社は其殘額を支拂ふべし。

五、保險契約者が故意にて被保險者を死に致したるとき。

六、被保險者が戰爭其他の變亂に因りて死亡したるとき。但豫め特別保險料を拂込みたるときは此限に在はず。

第十四條　保險申込書に記載したる被保險者の年齡に錯誤ありたる場合には左の方法に依り處分す。

一、實際の年齡が保險契約の當時會社の保險料表に揭げたる年齡の範圍外なりしときは保險契約は無效とし既に拂込みたる保險料を保險契約者に拂戻すべし。

二、錯誤の年齡が實際の年齡よりも多かりしときは保險料の差額を保險契約者に拂戻し且將來の保險料を更正すべし。

三、錯誤の年齡が實際の年齡より少かりしときは保險料の不足額に一ケ年百分の六の複利を附加して領收し且將來の保險料を更正すべし。保險金支拂の時期到達以前に此手續を爲さゞりしときは保險料不足額の割合を以て保險金を削減すべし。

第十五條　第四條第二項に依り保險契約が效力を失ひたる後一年內は被保險者の身體に異常なきことを證明する書類を提出して契約の復活を請求するときは會社は延滯保險料を領收して之を承諾すべし。

第十一條及び第十二條の規定は前項の場合に之を準用す。

第十六條　保險契約者は其承繼人は何時にても將來に向て保險契約を解除し、保險金を受取るべき者を指定若くは變更し又は第十七條に定むる貸金を受くる權利を有す。

第十七條　保險契約者の請求あるときは會社は保險契約に對し第十八條に定むる拂戻金額の十分の九の範圍內に於て貸金を爲すべし。但一口五十圓に滿たざるものは此限にあらず。前項の貸金ある場合に於て保險契約消滅の事由發生したるときは會社は支拂ふべき金額の內を以て貸金及び利息の辨濟に充當し其殘額を支拂ふべし。

第十八條　保險契約の解除、失效又は會社が保險金を支拂ふ責に任せざる場合には當該保險年度末に於ける責任準備金より費用の賠償として保險金額の百分の五を超過せざる金額を控除し其殘額を保險契約者に拂戻すべし。但第十三條第五號の場合は此限にあらず。

拂戻金の例別表の如し（別表略す）

第十九條　保險金又は拂戻金は會社の本店又は支店に於て保險證券と引換にて之を支拂ふべし。但正當の理由あるときは保險證券を提出することを要せず。

第二十條　保險料拂込猶豫期間內に被保險者が死亡したるときは延滯保險料及び延滯利子を保險金より控除し其殘額を支拂ふべし。保險料分割拂の場合に於て其年度の未拂保險料に就て亦同じ。

第二十一條　保險契約に因る權利の讓渡、保險金を受取るべき者の指定又は變更は被保險者の同意書を添へて之を會社に通知し保險證券に承諾の裏書を受くることを要す。

第二十二條　保險證券の書換又は再交付は金三十錢、裏書は金十錢の手數料を領收すべし。

第二十三條　保險契約者、被保險者及び保險金を受取るべき者は特約あるにあらざれば會社の利益分配に與る權利を有せず。

右に就て玉木委員は「今回の模範約款は前回のを基礎とし、一般保險業發達の趨勢に鑑み、成るべく被保險者の利益を擴張する主意を以て之に改正を加ふと雖も、直接には會社の利益を保護し、間接

には善意の被保險者の安全を擁護する爲に必要なる程度に於て、契約上の權利義務を定むるを至當と認め、極端なる被保險者保護の制を採用せず」と言明した。（詳細は「生命保險會社協會會報」第一卷第二號——參照のこと）

國定敎科書に「保險」登載

日露戰後に於ける保險思想の普及は相當に著しいものであつたが、尙ほその徹底を期するために、國定敎科書中に「保險」の一節を設くべしとは當業者の一致して要望する所であつたが、その要望は明治四十四年末に至り文部省の容認する所となり、高等國語讀本卷の三第二十六課に「保險」の一章が設けられ、翌四十五年から實行された。その全文左の如し。

かぐつちの火の荒び、科戶の風のすさみ、陸に、海に、人命を危くし、財產を滅することは、日としてこれ無きはなし。日頃は無病息災なる人の、慮らざる厄難に遭ひて、玉の緖の忽ちに絕ゆること、風前の燈火の譬に漏れずといふべし。人の世に避け難き是等の禍少からざれば、こゝに保險事業の經營あり。

保險事業とは少人數の蒙るべき損失を多人數にて分擔する制度に外ならず。保險事業を經營する者即ち保險者と、保險を附せんとする者即ち保險契約者とは豫め契約を爲し、保險者は保險契約者より保險料として一定の掛金を受取り、契約期中に損失あれば約束の金額を保險契約者又は保險金受取人に支拂ふものとす。今日我が國に行はるゝ保險事業には生命保險、火災保險、海上保險等あり。

生命保險には終身保險、生存保險、養老保險等種々あれども、保險金仕拂の事由及び其の時期に差別あるに過ぎず。保險料の高低は其の人の年齡體格の强弱、父母の健否等によりて差あり。身體に疾病あれば、保險を謝絕せらるゝことあるべし。

火災保險は家屋、物品等火災により生ずる損害の保險にして、保險料は土地の狀況、被保險物の性質、種類等により等差あり。

海上保險は船舶或は其の運送貨物に對し、航海より生ずる損害の保險にして、航路、被保險物の性質、社會の事情如何により保險料の高低を生ず。

生命保險に加入し置かば、突然死亡することありとも、遺族は保險金の共助を得て、徐に後の計を成すを得べく、滿期の時は一定の資金を得べく火災保險加入者は火災の爲に財產を鑑盡するの災難を免かるゝを得べし。又海運業者の如き其の船舶一旦海底に沈沒すれば、船價全體を一時に損失すれども、相當價格にて保險を附け置かば、大なる損害を免れ得べきは勿論なり。

如何なる人も、常に其の收入の幾分を割きて之を貯金とし、不時の用に備ふべきはいふまでもなし。然れども貯金と共に大切なるは保險契約を爲し置くことなり。是文明國民として、安心して世に處し、事を爲す所以の道なり。

保險業法及び施行規則の修正

政府は商法改正の後を承けて保險業法の修正を行ふことになつたが、四十五年三月二日これに關する法律案を衆議院に提出した。その要綱左の如し。

一、保險業法中相互會社に關する規定を商法及び非訟事件手續法中改正條項と調和せしむる爲め必要なる改正を加へたること。

二、保險事業の免許申請ありたる場合に於て主務官廳が必要ありと認むるときは、當該會社に對し相當金額の供託を命じ得べき規定を設けたる事。

三、各種の保險會社を通じて財產の利用方法を記載したる書類を事業免許申請書に添付提出すべき規定を設けたること。

四、主務官廳に於て會社の事業繼續を困難なりと認むるときは當該會社に對し財產の供託を命じ得べき規定を設けたること。

五、從來裁判所の職權に屬したる清算人の選任、解任を主務官廳の權限に移したること。

六、會社が保險契約（生命と損害とを問はず）の全部又は一部を包括して他の會社に移轉し得べき規定を設けたること。
七、會社合併手續を簡易にし公告を以て保險契約者又は被保險者に對する異議申出の催告に代へたること。
八、社員が保險料を限度として責任を負ふ相互會社に在りては保險金削減に關する事項を定款中に定むべき規定を設けたること。
九、社員が保險料を限度として責任を負ふ相互會社の社員名簿は之を登記簿の一部と看做さゞることゝし、從つて其變更に付登記を要せざることゝ爲したること。
十、營業の免許を受けざりし會社が主務官廳の命令に違反したる場合に於て裁判所が解散を命じ得べき現行規定を改正し、斯くの如き場合に於ては主務官廳が事業の禁止を命じ得る規定を設けたること。
十一、事業方法書又は財産の利用方法に付認可を受けざる會社をして改正法施行後一定期間內に認可申請を爲さしむべき規定を設けたること。

右の原案に對し衆議院議員片岡直溫は保險協會の意思を代表して生命保險會社は生命保險の再保險を營み得る規定を追加するの動議を提出し、その結果第四條に但書を加ふることになり、その他二、三の點に就て委員會で修正を加へた外は總て原案を可決し、貴族院に於ては衆議院回付案をその儘に可決確定したのである。

茲に於て政府は四月八日付を以て之を公布したるが、これが施行に就ては外國會社に關する勅令確定を要するものがあつたので、延引に延引を重ね同年御用仕舞の前日に至り、翌年二月一日から施行する旨の勅令を公布したのである。而して之と同時に外國保險會社に關する勅令五七號並に保險業法施行規則の公布あり、何れも大正二年二月一日から實施することになつた。

改正保險業法施行規則の主要なる事項を概說すれば、舊規則は三十一ヶ條より成つたが、新規則は五十八ヶ條より成り、條數に於て二倍に當ると雖も、その多くは保險業法改正に伴ふ必然的の規定を設け又は舊規定を改正したるに過ぎなかつた。然し保險業法の改正に因由しない新規定も少くなかつた。その重なるものを擧ぐれば、

一、農商務省へ提出すべき書類の地方廳經由を廢止したること。
二、登記屆を廢止したること。
三、保險會社の商號又は名稱に示すべき保險の種類は當該會社の主たる目的の事業の種類を示すを以て足ることに一定したること。
四、國債證券の所有及び之を擔保とする貸付の制限範圍を擴張したること
五、無擔保貸付の制限範圍を擴張したること。
六、財産目錄の項目中內譯を爲すべき制限金額を擴大したること。
七、罰則を設けたること。

等である。而して保險業法の改正に伴ひ必然的に設けたる規定並に舊條項に加へたる修正に付、その重なる事項を擧ぐれば、

一、供託金に關する規定を設けたること。
二、保險契約の包括移轉に關する規定を設けたること。
三、會社の合併並に組織變更に關する規定を改正したること。
四、生命保險の積立金に關する規定を設けたること。
五、事業方法書及び財産利用方法等の規定事項を定めたること。
六、淸算人に關する規定を設けたること。

外國保險會社に關する勅令の改正は內外會社の監督又はその享受すべき利便を均等ならしむることを主眼としたもので、重なる改正事項を擧ぐれば左の如し。

一、生命保險を營む外國會社の供託金は從來十五萬圓であつたのを、新勅令に於ては最低を十五萬圓とし、事業年度末に於ける責任準備金の十分の六が右金額を超過した場合はその差額を追加すること。
二、日本に於ける責任準備金を特に設けたる帳簿に記載せしむること等。

第二濫設時代
（大正二年——大正四年）

政黨の勢力充實と新會社簡易保險の官營を促進す

生命保險界の禍因を蒔く

生命保險會社の新設は日露戰爭以後、每年平均二三社に達し、決して珍らしいことではなかつたが、大正期に入り政黨の勢力が急に充實の傾向を示すや、簡單なる利權の一種として之を目論むもの少からず、その結果主務省に低迷する認可申請は一時十數社の多きに達したのである。而も政府としては目星しきものに對しては認可の方針を執つたもので、新會社が續々として開業し、保險戰線は漸く異狀を呈したのである。試に大正二年及び三年中に創立を告げた會社を列擧すれば左の如し。（單位千圓）

一、株式會社

社名	資本金	創立年月日	社名	資本金	創立年月日
常磐生命	五〇〇	大正二年一月	博濟生命	五〇〇	大正三年四月
大正生命	五〇〇	大正二年四月	日華生命	一,〇〇〇	大正三年九月
八千代生命	一,〇〇〇	大正二年十月	東華生命	一,〇〇〇	大正三年十一月
大安生命	一,〇〇〇	大正三年三月			
高砂生命	五〇〇	大正三年三月			

二、相互會社

社名	基本金	創立年月日
中央生命	五〇〇	大正二年十月

右の中主なる會社の計畫大要を示せば左の如し。

大正生命と國家經濟政策

當社は保險契約者より徵收したる保險料の積立金全部を以て帝國々債證券を買入れ、專ら國債の消化に努め、保險本來の目的以外に貢獻し報國の微衷を盡さんとす。想ふに保險料積立金を國債に代へて置くことは、生命保險事業の性質より見るも國家經濟政策の見地より見るも一擧兩得の方法たり。

八千代生命と資本の地方還元

日露戰爭の終結間際、當時勸業銀行にあつた小原達明が政府の命令に依つて歐米に派遣せられた際、各國が社會問題として資金の中央集中を防遏しつゝあるを目擊しその所見を齎したるに起因するものにして、當時獨逸、佛蘭西等が中央より地方に數十億圓の資本を撒布しつゝあるのに引換へ、我國に於ては勸業銀行等が僅に一億餘圓の資金を地方に散じつゝあるに過ぎず、全くその差宵壤も啻ならざる樣にして殆んど比較にあらず國內の資金は中央に集中せらるゝ一方にして、就中生命保險の如きは零碎なる資本を集めて年々二千萬圓餘の資金を中央に吸收し、爲に地方は益々萎靡衰頽せんとする傾向を示しつゝあり。地方衰頽せんか都會も亦永くその繁榮を保ち得ざるは自明の理にして、この由々しき經濟界の偏頗を救濟せんが爲に八千代生命は出生したるものなり。

東華生命と經濟的分權主義

現在東北六縣の生命保險契約高は約八千萬圓にして、その保險料三百萬圓の內二百萬圓は東京大阪に吸收され、六縣をして益々疲弊せしむるの原因となり居たり。當社は六縣を基礎として經濟的分權主義を標榜して資本的發展の使命を果さんとするものなり。

供託金代用證券の種類と代用價格

保險業法改正の結果、主務省に於て必要ありと認むる場合は、內國會社に對しても供託金の提供を命じ得ることになつたが、これが代用證券の範圍及び代用價格に關し、主務省に於ては大正二年三月五日付を以て左の告示を發布した。

農商務省告示第七十號

國債證券及地方債券は保險會社又は外國保險會社が保險業法第四條の二第二項又は明治三十三年勅令第三百八十號第五條第三項の規定に依り之を供託金に代用し得べきことを認許す。但し其代用價格は國債證券にありては其債權金額とし地方債證券にありては其債權金額の十分の九とす

前項に記載せざる有價證券に付ては日本銀行、橫濱正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、臺灣銀行、北海道拓殖銀行、東洋拓殖株式會社日本郵船株式會社、南滿洲鐵道株式會社の株券又は債券に限り會社の申請に依り其都度認許す。但し其株券にして外國會社の所有し得ざるものは外國會社に付之を除く。

前項の場合に於て其代用價格は時價の十分の八とす。

營業稅法改正と責任準備金　山本內閣が大正二年三月衆議院に提出した營業稅法改正法案中に、保險會社の資本金額に責任準備金の半額を加へ、これに對して千分の二の營業稅を課すると云ふ規定があつたので、生命保險會社協會に於ては事の意外に驚き、直に反對運動を開始し三月十七日を以て、「生命保險責任準備金は課稅せらるべきに非ず」との意見を公表して政府の反省を促した。

然るに右の改正案に對しては東京商業會議所、銀行並に倉庫業者の反對もあり、兎角不評であつたので貴族院に於ては會期切迫を理由として握潰したのである。

同案に對する衆議院委員會の質問應答は責任準備金に對する官民の見解が、凡そ何の程度で相違するかを表現するものであつた。

衆議院委員　片岡直温

保險會社の責任準備金は拂戻の義務を有するものにして、之に對する課稅は他に轉稼する能はざるがため保險料の引上げの結果を生ぜん。而も之を銀行預金と同樣に課稅の標準とする理由如何。既に支拂のためにする營業費を控除するとせば、保險會社の責任準備金の如き課稅價格より控除するを適當とせざるや。

大藏省主稅局長　菅原通敬

責任準備金は銀行の預金と稍や其性質を同じうす。尤も總ての點に於て同一なりとは申されども會社の債務に屬し、而して債權者の爲に何れ拂戻しの必要あると同時に、會社の手に在る間は之を運用する點に於て稍や同一なり。故に預金にして課稅標準に加へらるべくんば、責任準備金をも課稅標準たらしむるを至當とす。

殊に責任準備金は保險業の繁榮の程度を計るの標準たるの點に於て之を課稅標準に取るの最も適當なるを確認す。而して其結果として保險業に何等かの打擊を與へざるやに就ては充分の考究を爲せり。

大藏省主稅局長　菅原通敬

責任準備金に對する課稅は他に轉稼の途なきを以て契約の改訂（編纂者註、保險料引上のこと）を爲さざる可らざるべしとの說に就て御一考を求めざる可らず

事業方法書の記載例を設く　保險業法改正の結果、その附則第三條に依り同法施行前に設立したる生命保險會社にして、事業方法書の認可を受けざるものは大正二年七月二十一日迄に、その認可申請を要することに決定したので、生命保險會社協會に於ては改正法の實施と同時に法律調査會に命じて記載例の立案を行はしめた結果同年六月上旬左の文案を公表するに至つた

第一

一、事業經營の地域　支店、出張所、又は代理店等を設置して事業を營む地域は勿論、募集員を派遣し募集を爲す見込の地域等を記載すること。

二、被保險者の範圍　被保險者の國籍（人種に依り制限を附するときは其區別）性、年齡の範圍には年齡計算方法を附記すること。

三、保險種類の細別　死亡、生存、年金、徵兵等に分ち（死亡保險は終身養老、定期等に小分す）且利益分配の有無、保險期間、保險料拂込期間保險金支拂の方法等に依り細別して說明を附し、各種類に對し契約を締結する年齡の範圍を記載すること。

第二

一、支店の權限　募集、契約締結、保險料その他保險契約に因る金錢の收受、代理店及び囑託醫の囑託併囑、代理店勘定の取立、保險契約に因る支拂、募集費、支店出張所費の支拂に關し一般的に賦與する權限を記載すること。

二、出張所の權限　前號に準じ記載すること。

三、代理店の權限　募集、契約締結、保險料その他保險契約に因る金錢の收受等に關し、一般的に代理店に附與する權限を記載すること。

第三　保險金額の制限

保險金額の單位、被保險者一人に對する保險金額の最高限度、被保險者一人又は契約一件に對する保險金額の最低限度を記載すること。保險契約の種類その他の標準に依り制限を異にするものに在ては其制限を記載すること。

第四

一、被保險者の選擇　保險申込書、告知書等に依り被保險者の健康、遺傳身分、他會社との契約の有無契約の諾否を決するに付き必要なるものとして尋問する事項の概要、身體診査の有無、診査醫に於て尋問する事項の概要等を記載し選擇の方法を說明すること。

二、保險契約締結の手續　募集、申込診査、契約諾否の決定及びその通知に關する手續、第一回保險料收受の手續並に保險證券發行の手續等を記載すること。

三、契約の復活　前二號に準じ記載すること。

第五

一、保險料の收受　保險料は持參債權たること。保險料の拂込店は會社之を定むること。取扱上の便宜に依り本店、出張所、代理店等取扱店の郵便振替貯金口座に拂込ましめ、又は集金郵便を以て收受すること並に本支店出張所々在地に在りては集金人を派出することある等、保險料收受の手續を記載すること。

二、保險金の支拂　保險金支拂の事由發生したるときは、保險金の受領に必要なる手續を指示し、保險金請求書類が本店に到達したるときは特に調査を要することなき限りは一定期間內に本店又は支店に於て保險金を支拂ふこと。希望に依りては出張所、代理店その他に於て現金を授受することある等、保險金支拂の方法に關する手續を記載すること。

三、保險料の拂戻　保險料の拂戻を爲す場合に於ける拂戻金額の計算方法及拂戻手續等を記載すること。

四、解約返戻金　保險契約の解除、失效又は會社が保險金支拂の責に任せざる場合に於て返戻する金額の計算方法及び拂戻手續等を記載すること

第六（申込書保險證券等は現行のものを記載すること）

第七（再保險授受のことは追つて定むること）

第八　保險契約の特約に關する事項

普通の保險料に依らず年齡、割增等を以て契約することあらば其場合及び特約の範圍の概要、保險金額を削減する條件を以て契約することあらば其場合、その他一般の契約と異りたる條件を以て契約することあらば其場合、その範圍及び方法等の概要を記載すること。

第九　利益又は剩餘金の分配に關する事項

利益又は剩餘金の計算、その分配方法、その分配のため特種の計算を爲すものに在ては其計算方法等を記載すること。

第十　保險證券に對する貸付

保險證券に對する貸付金の制限、利率の程度、貸付手續、保險料の拂込延滯の場合に於て、解約價格を貸付金に振替ゆるものに在ては其手續等を記載すること。

第十一　保險料の拂込免除に關する事項

保險料の拂込免除のため保險金額、保險の種類又は保險期間を變更する場合に於ける計算法、手續及び保險金額の最低限度等を記載すること。

第十二　舊契約に關する事項

此事業方法と異りたる方法に依り締結したる契約にして現存するものあるときは其異りたる要點を記載すること。

備考　本文中「本店」「支店」とあるは相互會社に在ては「主たる事務所」「從たる事務所」とす。

財産利用方法書の記載例と主務省の意向

生命保險會社協會に於ては事業方法書記載例に次で財産利用方法書の記載例を設けた。その全文左の如し。

財産利用方法

甲　責任準備金

第一　所有財産の種類及び其制限

一、國債證券　制限を附したるときは其制限
二、外國債證券　その制限
三、公共團體債券　その制限
四、外國公共團體債券　その制限
五、社債券　その制限
六、株券　その制限
七、不動産　その制限

其他の財産に付ては種類及び其制限を記載すること。

第二　貸付の種類及び其制限に擔保物件の種類及び其制限

一、國債證券擔保貸付　制限を附したるときは其制限
二、外國債證券擔保貸付　その制限
三、公共團體債券擔保貸付その制限
四、外國公共團體債券擔保貸付　その制限
五、社債券擔保貸付　その制限
六、株券擔保貸付　その制限
七、保險證券に對する貸付
八、不動産抵當貸付　その制限
抵當物の種別及び抵當權順位の制限、抵當物評價の方法に抵當價格貸付期限及償還方法の制限
九、財團抵當貸付　八に準ず
十、船舶抵當貸付　十に準ず
十一、債權擔保貸付　その制限及び其債權の制限
十二、其他の擔保貸付　八に準ず
十三、公共團體に對する無擔保貸付　其制限並に貸付期限及び償還方法の制限
十四、其他の無擔保貸付十三に準ず

第三　預金

一、郵便振替貯金　制限を附したるときは其制限
二、銀行預金　制限を附したるときは　其制限

乙　責任準備金以外の財産

責任準備金の利用方法に準じて記載すること。

右に就き同協會より主務省の意見を求めたるに、左記の諸點を補正するに於ては大體に於て支障なきものと認むる旨の回答に接した

一、所有すべき有價證券中、外國債證券、外國公共團體債券、社債券及び株券に在りては單に金額の制限のみならず、確實なるものに限るの趣旨を以て其他の制限をも記載すること。

一、所有すべき不動産に在りては其所在地域（例へば市制施行地及び其接續町村を記載するが如し）をも記載し、尙ほ事業所用に充つるものゝ外は確實にして永續すべき、且つ時價相應の純益あるものに限るの趣旨を規定すること。

一、外國債證券擔保貸付、外國公共團體債券擔保貸付、社債券擔保貸付及び擔保貸付に在りては單に金額のみならず、確實なるものに限るの趣旨を以て其他の制限をも記載すること。

一、有價證券擔保貸付並に債權擔保貸付に在りては擔保有價證券及び擔保債權の評價の方法並に評價格に對する貸付金の割合をも記載すること。

一、不動産抵當貸付の項中、貸付期限を償還期限に改め尙ほ抵當不動産に所在地域（例へば抵當として徵すべき不動産は市制施行地又は其隣接町村内のものに限るとするが如し）をも限定すること。

又抵當不動産は確實にして永續すべき且つ時價相應の純益あるものなること。

尙ほ抵當不動産が建物なるときは上記の外、貸付金の償還を了する迄間斷なく債權額以上の火災保險に附しあるものなることの趣旨を記載すること。

一、保險證券に對する貸付、不動産抵當貸付及び之に準ずる各種貸付、公共團體に對する無擔保貸付以外の各種貸付に就ても償還期限を記載する事

一、公共團體に對する無擔保貸付の項中貸付期限を償還期限に改むること

一、責任準備金の利用に付ては船舶抵當貸付及び其他の無擔保貸付の二項を削ること。

眞宗信徒生命の改革と增資

眞宗信徒生命は本派本願寺及びその信徒を中心として目論まれた保險會社で本願寺を大株主とし且つ定款には純益金の十分の三を慈善資金として本願寺へ寄贈する旨の規定あり、創立以來相當の成績を擧げてゐたのであるが、本派本願寺との關係が餘りに密接であり、而もその本願寺には內紛の絕間がなかつたので、眞宗信徒生命としてはその都度少なからぬ迷惑を蒙り社礎も勢ひ動搖を免がれなかつたのである

元來、眞宗信徒生命株一萬株の內八千株は本派本願寺の所有に係り、而も之は大谷尊由個人の名義となりをるため、本願寺に於て勝手に利用する虞あり、曾つては東京銀行に擔保に差入れたる事もあつた位なれば、本願寺內紛の影響を防止し、世間の疑惑を除去するためには先づ大谷師個人名義の株式を無くするが捷徑であると云ふ議が當事者間に起り、而も容易に實現せられなかつた所、偶々大正元年起業銀行の破綻に次いで本山の財政問題起り、眞宗信徒生命としては世間の疑惑を益々深くするに至つたので、斷然豫ての計畫を實行すべしとの議が、會社側の希望として當事者間に交渉せられ、或は右八千株は依然大谷師名義とするも之を日本銀行京都支店に保管預けとなすべしと云ひ、或は之を二三の有力者の手に分割保管せしむべし等、種々の說が主張せられたのであるが、所有名義が依然として個人たる以上は、全く人をして不安の念を除却せしむること能はざるを以て、問題は大谷師個人の名義を他の適當なる名義に換へることに依つて解決せられざるべからずとし、大正三年九月財政顧問會議及び臨時總會に附議した結果、大谷師名義の八千株を本末共保財團の所有に移すことに決定したのである。

玆に於て本願寺は所有株全部を共保財團に賣却し、而して本山は賣却金を以て整理資金の一部に當て、一方共保財團は眞宗信徒生命株を基本財産となし、その配當金に依つて益々基礎の鞏固を計ることになつたのである。

共保財團は本派本願寺三財團の一にして基本財産一百萬圓を擁し專ら興學即ち學校その他の敎育方面に關する事業を經營するを目的とするもので、その財産は如何なる場合と雖も、政府の許可なくしては之に手を觸るゝを得ないのである。從つて眞宗信徒生命株八千株が大谷師個人の名義を離れて共保財團の名義となつた上は、最早や全く金城鐵壁の裏に收められたと同樣で、本願寺のあらん限り又眞宗信徒生命の存する限り永久に動搖の虞なきに至つたのである。

眞宗信徒生命の增資と改稱

眞宗信徒生命にては本派本願寺との關係が奇麗となるや、此機を以て社礎を鞏固にするため、資本金五十萬圓を一百萬圓に增資すると共に、從來世間誤解の基となりて常に事業に累を及ぼしてゐた社名を共保生命と改めることに決し、大正三年五月十五日の臨時株主總會に附議可決した。

一、定款第一條を左の通り變更す

第一條　當會社は共保生命保險株式會社と稱す。

二、定款第五條を左の通り變更す
第五條　當會社の資本金は其の總額一百萬圓と一株の金額を五十圓とす
當會社の株券は記名式とし株券の種類は一株券及び十株券の二種とす
定款第五條の變更に伴ふ新株募集の件
一、新株は大正三年五月三十一日現在の株主に對し、その所有株一株に付新株一株の割合を以て分配するものとす。
二、右の外新株募集の方法、時期及び募集に應ぜざる株の處分等は凡て取締役に一任すること。
次で同社は主務省の認可を經て事業方法書を左の如く變更す。
一、終身拂込終身保險及び十年滿期養老保險を保險種類中に追加すること
一、申込書及び診査報狀を改正すること。
一、保險金の最高額を被保險者一人に付三萬圓とすること。但し朝鮮人及び臺灣人に就ては一人に付最高一萬圓、最低五百圓とす。
一、朝鮮人及び臺灣人の契約に就ては保險約款第九條及び第十條に付特約の手續を要すること。
一、事業經營の地域を支那及び露領沿海州迄擴張すること。
一、保險證券に對する貸金の利率を一百圓以上は年六分、一百圓未滿は年七分、三十圓未滿（大正元年八月以前の契約）は年八分に改正のこと。
一、其他保險業法施行細則に因る事業方法書及び財產利用の方法變更の件

明治生命の特別配當と增資

明治生命保險會社は大正三年二月十七日株主總會を開催し、前年度剩餘金四十五萬五百圓の內株主配當金一萬六千圓（年一割六分）役員賞與金五千七百圓、使用人養老金二萬圓を分配し、その剩餘金四十萬八千八百圓の內二十二萬一千八百圓を舊保險契約者に分配し更に十萬圓を臨時株主配當とし、同時資本金十萬圓を五十萬圓に增加し、新株四千株は同年四月一日現在の株主に對し舊一株に付四株を割當て、その第一回拂込一株に付二十五圓は臨時株主配當金を以て充當することになつた。

增資の理由は、理想としては相互組織を可とするも未だその時機にあらず、今は株主の利益を彌々增進すべき時機とすと云ふあり。即ち社長阿部泰藏は之に就て左の如く語つた。

近來保險會社の增資若くは株金拂込は一般の流行の如く、現に先日は帝國生命も新たに拂込を爲し、近くは日本生命も增資する由なるが、右の如く保險會社が增資をなす所以のものは已むを得ざる事情に出でしものにて現に本社の如きもこれ以上、別に資本を要する次第にあらざれば資本全部を償却して相互組織になすも可なる筈なれども、而も又相互組織なるものも目下試驗中にて、この組織が必らずしも完全無缺のものとは云ひ難く、例へば今日の如く相互組織が當初の發起人により經營せられ、而して尙ほ其所有せる會社資金も多額ならざる時代に於ては何事もなけれど、今後會社の資產が益々增加して多大の額となり、而して若し現重役が死亡して其後任を選ばざるべからざるに際し、萬一或る野心家が宛も今日の代議士候補者が選擧運動を爲すが如き事を企んか、或は恐るべき結果を招來せずとも云ひ難ければ、今日、本社の組織を相互組織と爲すは早計に失するものなれば、暫くは現在の如く株式組織と爲さゞるべからず。

然るに一方、現在わが株式は目下三千二百圓の高値にあるを以て、之に對し年一割六分の配當をなすとするも實際の利廻は五厘を出づる能はざる次第にて、株主は非常なる不利益を忍ばざるべからず。然るに株主がこの不利益を忍びても之を賣放たず、依然株式を所有せる所以のものは、早晩多大の特別配當のあるべきを豫期せるに由れり、故に若し是等特別配當を爲さゞらんか、株主は之を賣放ち其株式は轉々して普通會社の株式の如くなるに至らん、これ本社が特別配當を決行し、之を以て增資拂込みを爲さしむる所以なり。

日本生命の大決算期變更

日本生命保險會社の大決算期は從來八年間であつたが、大正三年二月の株主總會に於て之を五ケ年に短縮することに變更し、且つ保險契約者の利益

を確保するため、大決算の利益金の百分の五十以上を配當することにした。尙ほ同社は右の株主總會に於て資本金三十萬圓を百五十萬圓に增加する件を可決し、新株四萬八千株（一株二十五圓）は大正三年三月末現在の株主に對し舊一株に付新四株を割當つることにした

第三回全國保險業者大會

大正三年六月六、七日の二日間東京に於て開催せらる大會の構成は前回と同樣で本會々長阿部泰藏（明治生命社長）生命傷害部々長片岡直溫（日本生命社長）損害部々長松鶯棲（東京火災副社長）醫務部々長中濱東一郎（日之出生命醫長）

を選び、總理大臣及び農商務大臣の祝辭ありたる後議事に移り、

一、吾人全國保險業者は帝國領土內に於ける保險業に關する現行の法制の統一を缺き、甚だしく斯業の發達を阻害するを認め其の速に統一せられんことを冀望す。（海老原介太郎提出）
二、保險思想を涵養する爲め尋常小學校（義務教育）の教科書中に保險に關する事項を適當の場所に記載せられんことを政府に建議すること。（淸水文之輔提出）
三、類似保險の取締に關し政府當局に建議すること。（大原祥一提出）
四、次回の全國保險業者大會を五ケ年以內の適當の時期に於て開催すること。（倉知誠夫提出）

等を議決して各部會に移り、生命傷害部會に於ては

一、模範申込書及び模範診査報狀を定むること。（磯野正登提出）
二、速に國勢調查を實行し併せて職業別死亡統計を發表せられんことを政府當局に建議すること。（磯野正登提出）
三、大正十年を期し第十回萬國アクチュアリー會議を我國に於て開催したしとの提議を、明年露國に於て開催さるべき第八回萬國アクチュアリー會議へ提出すること。（栗津淸亮提出）

醫務部會に於ては

一、囑託醫養成の機關を設くること。（石岡繁太郎提出）
二、模範診査報狀を定むること。（深見淳提出）
三、診査を確實にする方法を講究し之が實行を期すること。（中濱東一郎提出）

等を議決した。

內國生命と低率主義の破綻

內國生命保險株式會社は大正三年六月二十日付を以て主務省から解散を命ぜられた。直接の原因は專務取締役河村寬祐の違法財產處分にあつたが、由つて來る所は傳統の低保險料主義にあり、從つてその責任の一半は前專務取締役野村勝馬が負ふべきであつた。

同會社は元來英國二十會社表を基礎とせしを以て、保險料は他會社より低かるべき理由を有した所へ更に甚だしき手加減を加へ、法外なる低保險料を以て契約者の獲得に努めたのであつた。例へば終身保險の純保險料に對する附加保險料の比率は當時多くは四割見當とせられたるに同社に於ては二割八分とし、養老保險の附加保險料は普通二割乃至三割なるに同社は僅に一割餘とする等、既に純保險料の低廉なる上に斯くの如き低率なる附加保險料を以てし、而も營業振りは亂暴極まるもので新契約費の如きも、保險金一千圓に付五十圓以上を費し、且つ前年度に成績良好であつた募集員に對しては翌一年は成績の如何を問はず、割增給料を與へる等、殆んど目的のために手段を選ばなかつたので、明治四十三年頃、既に六十餘萬圓の缺陷を生じてゐたのである。

然るに野村の後を承けた河村寬祐も亦、會社經營に就ては何等の信念なく、不法に銀行預金を引出し又は財產處分を行つた爲に、同社は益々窮地に陷つたのである。

解散命令の發せられた當日、同會社の金庫を改めたるに、三井銀行及び東海銀行への定期預金百三十四萬六千九百圓、當座預金十二萬五百五十圓並に公債證書三十二萬五千圓が姿を消してゐることが暴露せられて司直の手が動くに至つたのである。

大隈內閣の成立と簡易生命保險の官營

桂內閣時代に設けられた小口保險調査委員會はその儘立消えとなつたが、大正三年四月成立の大隈內閣に於ては社會政策の一端として官營を斷行することに決定し直に調査委員八名を任命した。

委員長　法制局長官　高橋　作衛　　農商務省商工局長　岡　實
委　員　農商務次官　上山滿之進　　遞信省通信局長　田中　次郎
　　遞信次官　中谷　弘吉　　爲替貯金局長　下村　宏
　　大藏省主計局長　市來　乙彥　　法制局參事官　末松偕一郎
　　同理財局長　山崎四男六　　幹事爲替貯金局事務官　日吉　平吉

右委員會は直に調査を開始し、同年十二月十二日を以て左の要項を發表した。

第一　委員會に於ける決定要項

一、名稱簡易保險　小口保險は海外に於て或は工業保險と稱し、或は國民保險と稱し或は私營勞働者保險と稱する等その名稱を一にせず。小口と稱するときは單に其保險金額の小額なるを表はすに止まるを以て、寧ろ簡易保險の名稱の其內容に適合するを認め之を簡易保險と名稱せり。

二、保險の種類　養老及び終身の二種とし、養老保險は十年、十五年、二十年、二十五年、三十年、三十五年、四十年滿期の七種となしたり。

三、業務執行機關　爲替貯金局及び遞信局を直接監督局とし、全國七千二百の郵便局をして之が現業事務を取扱はしむることゝし、別に勅令を以て簡易保險審査會なるものを設け保險種類、料金、資金の運用その他重要なる事項に對する參與機關となし、その常務としては保險契約又は保險金を受取るべき者より保險に關する訴を提起せんとする場合に於ける第一次の審査機關とし、之が審査決定の簡易を計り其審査に不服あるときは始めて民事訴訟法に依らしむることゝなせり。

四、被保險者の選擇方法　凡て無診査となせり。外國の實例には保險金の比較的高額なる者に對して醫診を行ふことあるも、委員會は我邦の實況に鑑み既に保險金額の最高限度著しく低下せるを以て凡て醫診を行はざることゝし、因りて罹病者の混入することを妨ぐ爲には保險金支拂に關する削減期間を置くことゝし、その程度に付きては各國の實例を參酌し變災又は傳染病に因らずして加入後一年內に死亡したる場合は拂込保險料の半額、二年內は保險金の三分の一、三年內は同三分の二に該當する金額を支拂ふことゝなせり。

五、被保險者の年齡　各國の實例區々に渉れるも我邦に在りては近く實施せらるべき工場法と照應して十二歲乃至六十歲となしたり。

六、死亡表　獨逸國民表（千八百七十一年乃至千八百八十年）、フワール英表第三、獨逸二十三會社健康者表二割五分增の死亡表等を參酌し、我內閣第二表（男子表）二割增の死亡表に依ることゝせり。

七、豫定利率　三分五厘となしたり。

八、募集手數料及集金手數料　募集手數料は保險金に對する千分の六、集金手數料は領收額に對する百分の十二とし、集金取立には一件平均三回を要するものとして經費を算出したり。但し團體の加入に付ては手數料を減じて其減少の額を契約者に割戻し以て收支の權衡を維持することゝせり。

九、會計組織　資金特別會計となし、郵便局に於ける歲入歲出及び歲入歲出外現金と繰替受拂の途を設くることゝせり。

十、放資　放資の歩合は平均五分とし、その範圍に於て社會政策的の目的に使用することゝなせり。

十一、剩餘金　事業上生じたる剩餘金は凡て之を契約者の利益の爲に提供すべく、その大體の方法としては繼續拂込者に對し、その期間の長短及び拂込料金の多少に應じ割增金として交付し、旁ら契約繼續の奬勵に

資せんとす。

十二、保險金　保險金は最高二百五十圓、最低二十圓とし、一定の資格者に限り二割の割增金を交付することゝせり。

十三、保險料の拂込　我國の實況に鑑み月掛を原則となせり。

十四、保險料　純保險料（保險金に充つるもの）に對する附加保險料（營業費に充つるもの）の割合に付きては我國普通保險にありては約三割、外國小口保險にありては約六割乃至七割を例となせり。委員會は本案に於ける附加保險料を純保險料の五割六分とし、二割の割增金を交付する場合は其三割に該當することゝなしたり。

由來加入者に對しては何等制限を付せず凡て任意となすも、既に創減期間の適用を受け每月拂込の煩累を敢てし、然かも二百五十圓を最高限度となす以上は、必ずしも普通保險を壓迫するの嫌なきが如しと雖も、外國の小口保險に比し料金を輕減せる結果、一層普通保險壓迫の弊を避くるが爲め第十二に揭げたるが如き方法を設くることゝなせり。從つて下級者として二割の割增を受くる者に在りては終身保險及び養老保險の各種類並にその各加入年齡を通じ三割の附加保險料を徵するも、割增を受くる能はざる者に在りては五割六分の附加保險料を徵することゝせり

保險料比較（保險金百圓月掛保險料）（加入年齡三十歲）

種別	割增を付せざる場合	種別	割增を付する場合	割增を付せざる場合
終身保險	二十五錢六厘	養老保險 二十年滿期	三十錢七厘	三十三錢一厘 五十一錢七厘
十五、加入者の制限	加入者の制限には加入の際に於けるものと保險金受領の際に於けるものとの別あり、而して加入の際に資格の制限をなすは事實上殆んど不可能に屬せり故に之を設けざることゝなしたり。			

保險金の受領卽ち被保險者の死亡又は保險期間滿了の際に於て制限を加へ、一定の條件を具備する者に限り割增金を交付するは合理にして其實行必らずしも難しとせず。依つて帝國臣民たる被保險者にして直接國稅十圓以上を納むる者又は其配偶者、家族若くは家を同じくする直系親族以外の者に限り、之を交付することゝなし、その資格の調査に就ては主として選擧人名簿に依ることゝなしたり。

十六、加入人員　全國七千有餘の郵便局に於て一局一月平均一人宛、卽ち一年八萬四千人を單位として一局三人、六人、八人及び十人の四案を作製せり（人員表省略す）

十七、解約率　簡易保險の解約率は各國民營の會社何れもその比率を異にし、又海外官營の實例は受動的に經營せる結果、その解約率餘りに低くして直に準用することを許さず。卽ち獨逸ヴクトリア及び米國メトロポリタン兩會社の解約率を參酌して本案の解約率を算出したり。

十八、收支豫算　前述見込加入人員を異にせる四個の場合に就き、上揭各種の決定要項によりて夫の如き收支の豫算案を得たり（收支表略す）

第二　簡易保險官營の理由

簡易保險官營の理由の第一は基礎の鞏固にあり。

簡易保險は普通保險に比し被保險者は多數の下級社會にして、然かも其智力及び資力は比較的薄弱なるを以て事業の基礎に破綻を來すときは爲に及ぼす慘禍は一層大にして、我國將來の保險思想の發達を阻害すること少なからざるべし。殊に會社工場等に於て團體として加入する者多かるべきが故に、これ等被保險者は固より惹いてその從事せる事業等に波及すべき害毒は普通保險の場合に比し、遙に大なるものあるべきは想像に難しとなさず。

委員會は海外の簡易保險の事實的獨占に至れる過去の經過と現時の狀況より、我國の實情に鑑み事業の絕對鞏固を保障するを第一義とし、之が官營を必要なりと認定したり。

簡易保險官營の理由の第二は非營利にあり。

非營利の見地に立つの必要は斯業本來の性質に鑑み、又海外に於ける之が獨占會社の實況に照らし、簡易保險經營上必要なる條件な

ると同時に、之を官營となすは又非營利なるによりて始めて其主義を一貫することを得べし。即ち民營の場合に於て生ずべき各種の費用は之を省略することを得べく、晉に剩餘金の全部を擧げて契約者の利益の爲に供することを得るのみならず、尙ほ國庫は必要に應じ之が補助を爲し、一面には社會政策的に資金を運用し一面には經費の節約と相俟つて保險料を低廉ならしめ、以て下級社會の幸福を增進すべしと決定せり。

簡易保險官營の第三の理由は經費の節約にあり。

簡易保險を官營となすときは經營に要すべき人員及び物品の大部は既設機關の利用により之を處辨することを得、又他官廳より幾多の便宜を受くることを得べきを以て創業費、經常費を通じ民營の場合に比し多額の節約を見ることを得べし。これ非營利の主義と相俟ちて保險料の低廉を期することを得る所以なり。

簡易保險官營の第四の理由は事業の普及にあり。

民營の場合にありては收支の關係上勢ひ事業經營に有利なる都市に專らにして、地方に普及すること難きは海外の實例の示す所なり之を官營となすときは全國七千二百の郵便局及び之に從事する約九萬の吏員を利用し、全國都鄙を通じ、之が事業の普及を期することを得べし。

第三　簡易保險官營獨占の理由

簡易保險官營の理由は事業の絕對的鞏固と非營利及び經費の節約に基く料金の低廉により、以て多數下級社會に對し低廉にして確實なる保險の利便を洽及するに在るのみならず、之を海外列國に於ける斯業の事實的獨占の實況に鑑み、又別に民營の併行を認むるの必要あるなし。

之が併行は徒らに無用の競爭を惹起し、簡易保險の發達を阻害するに過ぎざればなり。之に加ふるに他日我國に於て强制勞働保險を實行するものと假定せば、一面民營の簡易保險を認むる場合に於ては其間に幾多の障礙を生ずべきこと明かなるものあり。故に既に簡易保險を官營と決定せる以上は、同時に之を獨占するにより其目的を一貫することを得るなり。

小口保險官營と營業者の態度

生命保險會社協會に於ては大隈內閣の成立とともに小口保險官營の機運が濃厚となつたので、取敢へず反對建議書（大正三年六月）を關係各大臣に提出したるが、政府側の調査は着々として進捗し同年十二月に至るや、官營要綱及び法律案の發表あり、その議會提出の日も近きにあるを知つたので、理事會々長阿部泰藏の名を以て、反對意見を遞信農商務兩大官に提出した。

小口保險調査委員會調査報告に對する意見要領

一、遞信大臣は現內閣の政綱發表に際し社會政策上少額保險の實施の必要を認むる旨を聲明せられたれども、所謂小額保險は社會政策の保險にあらざるを通例とし、强ひて之を社會政策として行はんとするも其效果の極めて少なきものなり。

社會政策の爲にする保險は下級人民の生存中に於ける傷害疾病等の不幸を救濟するを第一とし、これ等の救濟にして既に其方法を得るに於ては更に進んで孤兒寡婦の扶助を爲すに至るを以て順序とす。然れども僅に死亡時に於てのみ、埋葬費に充つべき資金を給付する所の小額保險の如きは能く下級民の恒心を養成し彼等を善導する手段たるに足らざるが

故に、泰西諸國に於ては未だ小額保險を以て社會政策の保險として實行するものあるを聞かず。況んや社會政策の保險として他種類の保險に先じて之を實行せんとするものに至つては世界中未だ其例あるを聞かず。然るを我邦に於て强ひて之を社會政策の意味に於て行はんと欲し、國家より多少に拘はらず補助金を支出しても、之を行はんとするが如きは現今國家多事の際に於て執るべき政策にあらざるなり。

一、國民の多數が個人主義に傾ける工場勞働者なる場合には、彼等の生活狀態の必要よりして埋葬費を目的とする小額保險を希望、其國に於ては小額保險事業發達すべしと雖も、國民の多數が斯く工場勞働者に偏せず且つ家族制度の美風の存する所にあつては埋葬費の如きは左程彼等の顧慮を要する問題たらず。爲に少額保險の盛に行はるゝものにあらざることは、「調査報告書中參照として添附せられたる「各國に於ける生命保險契約比較表」に於て明なる所にして、獨逸國に於ける少額保險の發達は其契約一件當り人口に付て見れば米國に比し其半に達せず、英國に比し其五分の一にも達せず。尙ほ墺匈國のものを比較すれば（人口約五千萬にして普通保險百十五萬件、小額保險七十八萬件を有す。卽ち普通保險一件當り人口四十三人、小額保險一件當り人口六十四人）獨逸に比し僅に十分の一に過ぎず。其他の諸國に至つては小額保險に至つては小額保險として特に數ふるに足るものあることなし。我邦の如きに在つては僅に大都會工業地方に於て其必要を認むるものあらんも、國民全體としては左程之が必要を感ずるものにあらざるなり。從つて斯くの如き事業は工場主等の民間保險會社をして之を營ましむれば足る。これに對し民間の經營を禁遏して官營とし、之に窮乏の財政中より補助金を支出するが如き必要あることなし。

一、小額保險は下級人民を目的とする生命保險にして其事業の經營は貯金事業の如く單純なるものにあらず。その經營者に適材を得るに於ては能く發達し得べしと雖も、その人を得ざるに於ては萎微振はざること生命保險事業一般の經驗に徵して明なる所なり。調査報告書に依れば斯業の事實的獨占に顧慮せらるゝ所あるが如しと雖も、これ經營者その人を得たると否とに因つて生じたる結果に外ならず。而も報告書中に競爭の結果幾多の犧牲を拂ひ結局一二會社の事實的獨占に歸したりと云ふに至つては事實を誣ふるものにして、經營者に適材を得ざりし小會社と雖も全國に涉り大規模の營業を爲さず。從つて著しき發達をなさゞるに止まり特に幾多の犧牲を拂ひたるの事實は歷史上これを證すべきものあることなし。

又民間會社に從事する者は何れも斯業を以て終身の業とし、政府の吏員の如く官制に依り頻々交迭するものと其趣を異にす。斯くの如き終身的事業として之が經營に任ずる適材を得るに於てこそ、小額保險の如き複雜困難なる事業もその發達を期し得べけんも、政府事業には絕えて望むべからざるなり。

一、小額保險の被保險者は多數の下級人民なるを以て、事業の基礎に破綻を來すことあらば爲に及ぼす慘禍は一層大なるを以て、基礎の鞏固なる官營制度に依らざるべからずと調査報告書に決定しあれども、此論は政府事業とすれば其經營の失敗に歸する場合と雖も國家に於て契約上の責に任ずるが故に、之と契約する者は安全なりとの意味の外何等の意義を認むること能はず。他の幾多の官營事業の實例は其事業上年々失敗を重ねつゝも尙ほ之を繼續し居り、その爲には租稅に依りて損失を塡補し、少なからず國民の負擔を增しつゝあり。調査報告書の豫算に依れば最初數年間は事業上不足を生じ國家は之を塡補するを要すれども、その後は年々利益を剩すべきことゝなり居るも、斯業の經營の困難なる決して斯くの如き都合よき結果を得べきものと推測すべからず。結局事業の經營は失敗に歸し國民の負擔を增加するに至るは想像に難からず。國家多事の際に於て斯くの如き事業を開始するの必要あることを認むる能はず。

一、小額保險を官營とするときは經營に要すべき人員及び物品の大部分は既設機關の利用に依り處辨することを得べければ、經費に於て多額の節約を爲し得べしとの事なるも、小額保險事業は其件數の亙多なる、その事務の複雜なる、決して所謂片手間仕事として經營するを得ず。況んや既設機關に於て斯く冗員を置き贅物を抱擁し居るとせば、國民としては

寧ろ速に之を淘汰し之を整理せんことを望まずんばあらず。

一、小額保險事業は我邦今日の現狀に於て全く必要なしと云ふにあらず、然れども其必要は前にも述べる如く、僅に大都會工業地方に於て之を認むるに過ぎずして、山間僻地に至るまで之を必要とするものにあらず。小額保險の性質として團體加入多きこと勿論にして、これ等は皆大都會工業地方に限るものなれば、民間會社をして斯業を經營せしむるも、團體の主腦即ち工場主等の注目環視の中に於て之を經營するものなれば決して不安あることなし。もし之を不安なりとせば國家に於て有效なる監督方法を講究し、一、二の特種會社を設立せしめ、多數の競爭會社を認可せざる方針を取ること難きにあらず。

一、小額保險に於ては保險金に二割の割增を附與することゝし、之を以て下級人民の保護となさんとするものゝ如し。即ち直接國稅十圓以上を納むる者及び其方族を以て保護を要せざる國民とし、それ以下の者を以て保護を要するものとして立案せられあり、然れども我邦に於て直接國稅十圓以上を納むる者は約百六十萬人にして、假りに一家族を五人とすれば約八百萬人となる。國民中僅に斯くの如き少數を除き他は皆社會政策の保護を要する下級人民とするに至りては暴も亦甚だしと云ふべし。

尙ほ右意見書に於ては、大正二年末の保險契約人員約百五十八萬七千人この保險金額九億三千六百九十九萬餘圓にして一人平均は六百圓に達せず。而も契約總數の中千圓以下のものは實に百五十萬九千人、この保險金額七億二千百五萬圓であり、更に五百圓以下のものは百二十萬五千人、この保險金額四億二千九百十三萬圓に達してゐること、並にこれ等千圓以下の契約は主として中等社會に於て契約せらるゝものにして、此階級の被保險者に對し民間會社と大差なき保險料を以て、月拂及居宅拂の便利を提供して之を官營とし、若くは特種の保護を與ふるに至らば、三十年來の當業者の努力は水泡に歸する旨が附言してあつた。

更生時代

（大正五年——大正七年）

簡易生命保險の官營實行 既設會社の增資時代來る

簡易生命保險法案の議會通過

豫ての懸案であつた簡易生命保險法案が大正五年二月七日衆議院に提出せられたので、生命保險會社協會に於ては總動員で反對運動を開始し極力これが妨止に努めたのであるが、大勢は如何ともする能はず、衆議院に於ては政府案をその儘で可決し、貴族院に於ては資格の制限を設け、且つ保險金額を二百五十圓に引下ぐることに修正して可決した。依つて兩院協議會を開いた結果、貴族院修正案中の資格制限は削除するも、保險金額引下げの件は衆議院側で承服することに決定したのである。

玆に於て政府は一切の準備を整へ同年十月一日より之を實施したのであるが、時恰も世界大戰中で中立國たる我國の貿易は出超に次ぐ出超を以てし、勞働者の收入は漸く增加しつゝあつた際なので、簡易保險は開始早々から相當の成績を擧ぐるを得たのである。

貴族院の修正案に對して遞信大臣箕浦勝人は左の如き意見を述べた。（簡易生命保險の沿革に就ては會社及統計篇二〇〇頁以下參照。なほ玉木爲三郎編『第三十七帝國議會簡易生命保險法案通過顚末』）

修正論者は如何なる根據あるやは知らざれど政府は實に調査に調査を重

ねたり。政府は當初被保險者の資格に關し、納稅上より資格を設けんとして種々調査をなしたるも之を爲すの困難なるを發見せり。それも非常に多額の費用を拂ふに於ては可能ならんも斯る犧牲を拂ふ必要はなかるべし。保險金額に就ても初めは二百五十圓と爲したるも三百圓とするが適當なりとの結論に到達せり。又資格制限は形式的に之を設けざるも事實に於て相當行はるべし。保險金額の最高を二百五十圓とする結果、平均額の低下を來して保險料を引上げざるべからず。これ本案の趣旨に添ふものにあらざるなり。

共保生命と久原房之助

共保生命保險株式會社にては大正三年增資の結果、資本金一百萬圓內拂込額二十五萬圓、總株二萬株（一株五十圓內拂込十二圓五十錢）なるが、內舊株八千株この拂込額十萬圓は從前より本派本願寺三財團の一たる本末共保財團の所有に係り、同財團に於ては之を五十五萬圓に評價してゐた。

然るに大正五年に至るや、本願寺に於ては財政整理の急に迫られ且つ證券市場の活況に際會したので、右共保財團所有の八千株を處分するは此秋にありとし、前法主の令弟大谷尊由師より關西の大富豪にして本願寺擅徒たる久原房之助に對し、右株式の引受方を懇談したるに、久原は義俠的に同株八千株を五十五萬圓にて買受くることを承諾したばかりでなく、同株より得る每年配當金の半額を永遠に寄進（これは共保財團、本願寺間の取極めならん）する代りに即時確定的に共保生命の新株三千を寄進する外、買受の舊株八千株は之を自家の世襲財產として永劫轉賣又は他會社との合併用に供せざる旨を申出たのである。

然るに偶々如上の次第を聞込める江州の實業家伊藤忠三郎は共保生命の大株主にして且つ取締役たる地位を利用して、自己も亦同株を五十五萬圓にて買受けたく、久原にして新株三千株を寄進するならば予も亦これを辭せずと申出づる一方、神戶の鈴木岩次郎も亦大正生命の專務取締役岡烈の名義を以て共保株を六十萬圓にて買入れたき旨を申出でたのである。然るに間もなく伊藤忠三郎の背後には仁壽生命の社長下鄕傳平を始めとして近江銀行一派の策動あり、共保株を手に入れた上は同社を仁壽生命に併合せんとする下心があること、又鈴木岩次郎とても目的とする所は共保生命と大正生命との合併にあることが暴露せられたので、對久原の交涉は俄然進展し、五年三月上旬を以て株式授受の手續を了したのである。

之に就て久原は買得株を道具として他の生命保險と合併するが如きことなさゞるは勿論、之を他に轉賣することなく、若し本山又は共保財團に於て必要と認むる場合には、何時たりとも其買戾を承諾する旨の口約さへ結んだと傳へらる。

萬歲生命と博愛生命の合併

萬歲生命と博愛生命は何れも古川家を大株主とする會社で、早晚合併せらるべき運命にあつたが、大正四年北濱銀行の破綻に依つて萬歲生命が俄然苦境に陷つたのを機會として合併談が進捗し、五年八月三十日を以て左の契約を締結した。これ蓋し保險業法改正後に於ける最初の合併にして、その實務は後來の規範となつたのである。

保險契約包括移轉契約書

博愛生命保險株式會社及萬歲生命保險株式會社は兩會社の業務を合同し一會社に於て之を經營するを以て相互の利益にして、且つ事業の堅實を期する所以なることを確認し、双方熟議の上兩會社間に左記契約を締結す。

以下博愛生命保險株式會社を甲會社と稱し萬歲生命保險株式會社を乙會社と稱す。

第一條　甲會社は第十一條の臨時株主總會決議の日に於ける保險契約の全部を包括して乙會社に移轉すべし。

第二條　甲會社は第十一條の臨時株主總會の決議を經たる日に於ける其移轉すべき保險契約に對する責任準備金額に相當する財產を乙會社に引繼ぐものとす。

第三條　前條に依り算出したる金額の確定したるとき甲會社より乙會社に引繼ぐべき財產の種類價格等は保險業法第二十條の三第一項の公告を爲す以前に於て甲乙兩會社間に協定すべし。但し財產の種類價格等が協定不能なるときは本契約は破棄さるべきものとす。

第四條　甲會社が保險契約移轉の決議の後に於て移轉すべき保險契約に付爲したる取支其他移轉すべき保險契約又は財產に付生じたる變更は乙會社に歸屬す。

第五條　甲會社は保險契約移轉の決議を爲したる日より新たに保險契約を爲さゞるものとす。

第六條　甲乙兩會社の株主總會に於て此契約承諾の決議を爲し且つ其決議に付主務官廳の認可を受けたるときは、甲會社は遲滯なく保險契約者及債權者に對し異議に關する公告及催告の手續を爲すべし。

第七條　此契約は甲乙兩會社の双方又は一方に於て第十一條の臨時株主總會の承認を得ること能はざるときは當然其效力を失ふものとす。

第八條　保險業法第二十條の三第三項と規定する異議者ある場合に於ては此契約は其效力を失ふものとす。

第九條　主務官廳に於て保險契約移轉の決議又は移轉に付認可なきときは此契約は其效力を失ふものとす。

第十條　此契約規定の條件に基く保險契約包括移轉に付必要なる事項甲乙兩會社の代表者に於て適宜協定するものとす。

第十一條　甲乙兩會社は大正五年九月十五日臨時株主總會を招集し此契約承認の決議を經るものとす。

兩社に於ては九月十五日夫々臨時株主總會を開いて、右契約の承認を得たる上、主務省に對し認可を申請したるに、翌六年三月二十八日付を以て認可の指令に接した。依つて業法の規定に基き異議あるものは六月六日迄に申出るやう、主務省指定の新聞紙二十九種に公告し、然る後契約の移轉を決行したのである。

戰時特別保險料標準案

生命保險會社協會にては大正六年四月二日各社責任者會合の上、歐洲航路船舶及び交戰國傭船乘組員並に乘客に對する戰時特別保險料に關し協議したる結果、大體左の標準に依ることに決定した。

その理由は近時獨逸潛航艇狂暴を逞ふし、歐州近海航路危險に陷り、爲に該航路に從ふ本邦船舶乘組員中多數の生命保險を申込むものあるが、會社としては幾何の程度まで之を受理すべきか、且つ下級船員にありては一時的のものある故に、普通契約と性質を異にするを以て、戰時特別保險料を賦課せんと云ふにあつた。

一、歐洲航路汽船乘組員に對して保險金一千圓に付一ヶ年七十圓の特別保險料を徵收すること。

二、歐洲交戰國傭船乘組員に對して同上百圓。

三、歐洲航路汽船乘客に對し同上三十圓。

尤も右は大體の標準にして、之に據ると據らざるとは各社の自由とし、若し之に依らず別に保險料を定めたる場合はその會社から協會に通知することにした。

主要會社の此問題に對する處置左の如し。

日本生命　大正六年二月十三日以後の契約にして海路歐洲戰亂地に赴く被保險者に對し保險金一千圓に付一ヶ年五十圓の戰時特別保險料を申受く

第一生命　一般に特別保險料を徵收せず、可成契約を避くる方針なるが若し契約する場合は保險金額及保險種類を斟酌するに止め、別に戰時特別保險料は徵收せざること。

帝國生命　戰時特別約款を有する利益配當付保險に限り契約す。無配當保險に對して標準率に依つて特別保險料を徵收することあるべし。

仁壽生命　普通保險約款中、戰爭に因る死亡に付保險金を削減する規定あるに付き特別保險料を徵收せず。但し危險ある新契約に付ては保險種類及保險金に多少の制限を加ふ。

明治生命　一般に特別保險料を徵收せず、契約する場合は保險金額及保險種類を斟酌し別に戰時特別保險料は徵收せず。

因に翌七年八月に至るや、尼港事件突發して西伯利へ出兵するに至つたので、協會にては出征軍人軍屬に對する特別保險料に付、協議を遂げた結果左の如く決定した。

一、大正七年八月二日卽ち西伯利出兵宣言當日以前の契約に係るものは千分の二十五（一ヶ年計算）

一、大正七年八月三日以後の契約に係るものは千分の五十（但し時局の狀況如何に依り增減することあるべし。）

外國爲替換算法に就て

農商務省にては大正六年九月一日省令第一九號を以て保險業法施行規則第五條を左の如く改正し卽日施行した。

第五條　保險業法又は本則の規定に依り農商務大臣に差出すべき書類中、外國の貨幣を以て價格を示したる項目には日本の貨幣に換算したる金額及其換算に用ひたる標準を示すべし。

右に關し商工局にては二日付を以て內外保險會社に對し左の通牒を發した。

保險業法施行規則第五條（大正元年農商務省令第三十號第十二條を以て外國會社に準用せらる）改正の件、本月一日付農商務省令第十九號を公布相成候處、右は從來保險業法施行規則（外國會社に在りては明治三十三年勅令第三百八十號又は大正元年農商務省令第三十號）の規定に依り當省に差出すべき規定中、外國の貨幣を以て價格を示したる項目あるときは、大藏大臣の告示する內外貨幣比較表に依り日本の貨幣に換算したる金額を附記すべきものに有之候處、爾後會社に於て適當に換算したる金額及び其換算に用ひたる標準例へば內外貨幣の純分比價又は何時何地の爲替相場に依り外國貨幣何程に換算したるものなることを附記するを以て足る義に有之候條爲念此段通牒候也。

之と同時に農商務省は保險會社の供託金に代用し得べき有價證券中、外國貨幣を以て債權金額を表示したるものゝ換算標準に付、左の通り規定する旨九月一日付告示第二百三十一號を以て公布した。

大正二年農商務省告示第七十號第一項に依り保險會社又は外國保險會社の供託金に代用し得べき有價證券中、その債權金額を外國の貨幣を以て表示したるものゝ日本貨幣に換算すべき標準に付告示相成候處、右換算率は從來と異なること無之從つて政府の供託には毫も影響なき義に有之候條爲念此段及通牒候也。

戰時利得稅と生命保險會社

大正七年一月一日以後に於て終了する法人事業年度の所得額に對し戰時利得

英貨一ポンド　九圓七十六錢三厘
佛貨一フランク　三十八錢七厘

右に關し商工局にては外國保險會社並に供託を爲せる內國保險會社に對し三日付の通牒を發した。

本月一日付農商務省告示第二百三十一號を以て大正二年三月五日農商務省告示第七十號第一項に依り保險會社の供託金に代用し得べき有價證券（國債證券、地方債證券）中、その債權金額を外國の貨幣を以て表示したるものゝ日本貨幣に換算すべき標準に付告示相成候處、右換算率は從來と異なること無之從つて政府の供託には毫も影響なき義に有之候條爲念此段及通牒候也。

大正七年一月一日以後に於て終了する法人事業年度の所得額に對し戰時利得

税が設けられ、生命保險會社に對しても適用せらるゝことが明になつたので、協會にては斯業の特質を列擧し、之に對する課税の非なることを陳情した結果、七年八月に至り大藏省の方針が左の如く決定し、事實に於ては生命保險會社は戰時利得税法の適用を免かるゝことになつたのである。

一、生命保險會社の所得金額中より契約配當積立金の全部を控除して所得税を賦課すること。

右に依つて戰時事業年度の所得額が契約配當積立金の額だけ減ぜらるゝ結果、平時事業年度（大正三年七月末日以前二ケ年內に終了したる各事業年度）との差額が著しく減少し、各社とも結局戰時利得税の課税額に達しないことになつた。

相互會社の契約者配當準備金は稍々その內容を異にするが故に、之を他の生命保險會社のそれと同一視して、その全部を剩餘金中より控除するは不可なりとの議論が當局に於て起つたが、協會を代表する矢野恒太、清水文之輔等の說明に依つて此問題も亦圓滿なる解決を告げたのである。矢野等の主張の要點左の如し。

相互會社の社員配當金なるものは、株式組織に於けるが如く、始めから營利の目的にあらずして過徵保險料の返還に外ならず、もとより其中には基金の利差と云ひ、契約の解除より生ずる利益と云ひ、その他種々なる利益を包含すれどもこれ等は何れも偶然の結果に外ならず。要するにこれ等は相互保險の性質上保險料の過剩として社員に返還すべきものなれば、株式會社のそれの如く會社の利益たるものにあらず。從つてその全部を剩餘金より控除すべきである。

當局に於ても之を是認し茲に始めて解決を告げたのである。

尙ほ此所得金額の算定方法は戰時利得税のみと限らず、普通の所得税に對しても應用せらるゝことになつたのである。

大藏省より稅務署への內訓

所得稅賦課の目的にて保險會社の利益〃又は剩餘金を算出する場合には保險契約に對する配當金は實際その年度に於て拂戾すものと將來に積立て置くものとを問はず、苟も會社が保險約款の規定に依り確定的義務として支出すべきものなるときは、全部之を控除すること卽ち保險約款の條項中に會社の義務としたる保險契約配當金又は保險契約配當積立金は全部その年度の所得より控除すること（大正七年八月）

同時に右は大正七年度より實施するも、それ以前の分にして所得額未決定のものは改正取扱に依るも差支なきことに決定した。

大戰景氣と新契約高の躍進

歐洲開戰の當初は財界の不況に依つて生命保險の新契約高は甚だしき減退を來した。その最も甚だしかつたのは大正四年上半期で、新契約高は遂に一億圓臺を割り九千七百萬圓となつたのである。

新契約高が一億圓の記錄を作つたのは大正元年で、爾來確實に增加を示してゐたのが、大正四年に至つて頓挫したのである。而して此情勢は大正五年に入るも改まる所なく、且つ簡易保險の事業開始あり、斯業の前途は暗雲低迷とも稱すべきであつたが、歐洲方面に對する輸出貿易はこの前後から活況を呈し、對外受取勘定も從つて增加するに從ひ、新契約高は再び增加の傾向を現はし、大正六年上半期は一億四千萬圓、七年同期に於ては一億九千萬圓と云ふ空前の記錄を作つたのである。

各上半期	契約件數	保險金額	各上半期	契約件數	保險金額
明治四二年	一二四、二三三件	五六、八六二、五〇〇円	明治四四年	一一二、五六八件	八五、六四五、一〇九円
四三	一二五、六四七	六四、六五五、六三五	大正　元	一七八、六〇一	一〇八、一七〇、五六三
大正二	二〇〇、七三五	一三六、四三五、一七九	大正五	一五三、八五九	一〇五、九七三、一二三
三	二二四、〇九三	一三八、七六三、九二二	六	一九四、四三四	一四〇、三五六、四五二
四	一四六、六一七	九七、〇三六、三三八	七	二七三、七三五	一九六、九三六、六六四

更に之を各社別に見るに、七年上半期に於て斷然優勢を示したのは日本、明治、帝國の三社及び千代田で、何れも新契約は一千萬圓以上に達してゐたのである。卽ち左の如し。

大正七年上半期十大會社新契約高表

社名	契約件數	保險金額	社名	契約件數	保險金額
日本生命	三一、五三四件	二〇、一四六、三六七円	大同生命	八、七八〇件	八、四三三、三〇〇円
帝國生命	一七、三〇六	一五、六二三、五〇〇	徵兵保險	三、三五三	七、一五三、四〇〇
明治生命	一〇、七四二	一二、〇五九、七〇〇	有隣生命	一〇、八七二	六、七一八、〇〇〇
千代田生命	九、〇七三	一一、九一三、五〇〇	共濟生命	七、五六八	六、四三六、三〇〇
東洋生命	九、七〇七	八、九四八、五〇〇	第一生命	三、五〇四	六、〇六三、五〇〇

生命保險會社の增資と世論

財界の好況に伴ひ一般株式の騰貴著しく、生命保險株の如きも日清生命九十圓（十二圓五十錢拂込）帝國生命三百四十圓（二十五圓拂込）愛國生命百九十圓（十二圓五十錢拂込）を唱ふるに至つたので、既設會社中、增資を目論むものが少なくなかつた。卽ち斯業は新設時代から增資時代に進展し、之が成行は一般に重要せらるゝに至つたのであるが、日清生命保險株式會社に於ては大正七年十月二十一日臨時株主總會を開いて資本金一百萬圓を二百萬圓とし新株二萬株の內七千株をプレミアム附で公募することに決定した。その要項左の如し

一、當會社の現在資本金一百萬圓を二百萬圓に增加し株數二萬株を四萬株に增加すること。

二、增加資本金一百萬圓に對する新株二萬株は左の方法に依り募集する事

（イ）新株一萬株は大正七年十二月一日現在の株主に對し其所有株二株に付新株一株の割當を以て優先に應募せしむ。

割當をなす能はざる端數株は取締役會に於て適宜之を處分し實費を控除したる殘餘を端數株所有者に均等に分配す。

（ロ）株主にして割當たる新株の引受を爲さゞる者及拂込を怠りたる者は株式引受の權利を失ふ。

三、新株三千株は取締役、監査役及功勞者に分配應募せしむること。

四、新株七千株は額面以上の價額を以て公募すること。募集の方法、時期株數の割當は總て取締役會の決議に一任すること。

玉木爲三郎　學究的に云へは保險會社の資本金は他の普通會社のそれの如く流通資本にあらずして、全部保證資金なるが故に、增資株の拂込金を以て舊株の未拂込部分を擔保し得れば足るとも云ひ得るが、凡そ會社の增資は總て社會の好況なる時にあらざれば遂行し得ざるものにして、不況の際は不可能なものである。從つて增資の決行は須く一般社會の好況なる時期に於て行はざるべからず。事實に於て行はるゝ所總て然りとす。されば此好況時代に於て增資するに當り、强いて新株の拂込額を擔保すると云ふが如き迂遠なる方法を執るの要なく、在來の未拂込株金を拂込み、事實上の資金增加を行つた方が得策でないか。然し現時の如く成金者流の續出せる際に於て、能く大口契約を抱容せんがため、保險數理を離れて全然積極的に事業を經營せんとし、或は又資本の增大に依つて會社の信用を向上せしめんとする理由は增資の必要に結び付くるを得べし。

伊藤萬太郎　監督官廳の官吏たる吾人として、既に日清生命の如き早晚認可申請あるべき會社の存在する限り意見を述ぶべき餘地なしと雖も、純理論よりするときは、若し生命保險會社にして絕對的に資本を要せずとするものならば、勿論增資の不可なることに歸着すれども、旣に一定の既拂資本を有し、假りにその資本が絕對的にそれ以上不必要なりと確定せし場合と雖も、保險會社の資本は全部が保證資本なる性質上、未拂込株金の全然存在せざるよりはその存在を可とする。況んや既拂資本が不足を告ぐるに當り、增資株を發行するは何等の不可なしと思惟す。故に生命保險會社の增資は絕對に不可とは云ふを得ないのである。